

人口減少・少子高齢化社会における  
持続可能な地方行財政運営  
に関する調査研究

平成 31 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

人口減少・少子高齢化社会における  
持続可能な地方行財政運営  
に関する調査研究

平成 31 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構



## はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や、厳しい財政状況が続くなど、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地方公共団体は、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、産業振興による地域の活性化、公共施設の維持管理等の複雑多様化する諸課題の解決に自らの判断と責任において取り組まなければなりません。

また、最近ではICTやAI等を活用した業務改革の推進、財政状況の「見える化」、公共施設等の老朽化対策等の適正管理、上下水道の広域化等の公営企業経営改革など、地方公共団体の財政マネジメントの強化も求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

今後、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、経済が縮小し、税収等が減少する一方で、社会保障関係費等の支出の増加が見込まれ、地方公共団体の行財政運営はより厳しい状況に陥ることが懸念されています。また、財政状況の悪化は、職員の削減や、それに伴う行政サービス等の低下につながり、地方公共団体の運営に支障をきたす恐れがあります。

このような背景の中で、本研究会では、持続可能な行財政運営の実現に向けた検討のため、一部の地方公共団体に御協力を仰ぎ、実際に行っている業務内容や財源等を調査し、その結果をもとに、持続可能な行財政運営を行っていく上での課題の整理とその対応、今後必要となる視点等についてとりまとめました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

平成31年3月

一般財団法人 地方自治研究機構  
理事長 山中 昭 栄



# 目 次

研究概要	1
第1部 地方財政制度	5
第1章 地方財政制度の現状と課題について	7
第2章 地方交付税制度の現状と課題について	39
第2部 小田原市の行財政運営、市営住宅の現状及び分かち合いの創造	67
第1章 小田原市の行財政運営の現状と課題	69
第2章 市営住宅の現状（福祉分野の視点から）	107
第3章 分かち合い社会の創造について	123
第3部 国民健康保険制度及び介護保険制度	131
第1章 国民健康保険について	133
第2章 介護保険の現状と取組について	171
第4部 今年度の研究のまとめ	193
委員名簿等	207



## 研究概要





## 研究概要

### 1 本調査研究の趣旨

人口減少や少子高齢化の急速な進行により、経済が縮小し、税収等が減少する一方で、社会保障関係費等の支出は増加することが見込まれ、地方自治体の行財政運営はより厳しい状況に陥ることが懸念されている。そんな中、地方自治体は、常に地域住民の安心・安全を確保するとともに、生活に必要な行政サービスを提供する機能を維持していかなければならない。

そのため、今年度の研究会では、地方財政制度の現状と課題、地方交付税制度の仕組みや今後のあり方等について、行政側の説明並びに意見交換を行うとともに、地方自治体の事例として小田原市から行財政運営の現状と課題等について意見聴取及び現地視察を行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会での自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

### 2 研究会の開催経緯

今年度は、人口減少・少子高齢化社会における持続可能な地方行財政運営に関して、全5回の研究会を開催した。

第1回研究会（平成30年5月23日開催）では、地方財政制度について、地方財政計画の全体像、歳入歳出の変遷、借入金や基金の残高等の現状、及び財政健全化や一般財源総額の確保等の今後の課題について報告し、質疑が行われた。

第2回研究会（同年7月27日開催）では、小田原市を調査対象として、同市の行財政運営の現状と課題、今後対応が必要な財政需要、人々の協働の進化に向けた「分かち合いの社会」の取組等について説明を受け、意見交換が行われた。

第3回研究会（同年9月28日開催）では、地方自治体が担う主要な行政サービスとして、国民健康保険及び介護保険に係る制度の現状、制度改正の経緯、財政的な観点における課題と対応等について報告し、質疑が行われた。

第4回研究会（同年11月29日開催）では、地方交付税制度について、財源保障・財源調整の状況、マクロの地方交付税総額確保の意義、ミクロの各地方自治体における地方交付税の算定方法、単位費用や補正係数の設定の考え方、近年の制度改革等について報告し、質疑が行われた。

第5回研究会（平成31年2月12日開催）では、小田原市を調査対象として、社会福祉の観点からの市営住宅の現状及びケアタウン構想、就学前教育のあり方、発達支援に関する相談支援センター等の「分かち合いの社会」の取組や、その財源の考え方等について説明を受け、意見交換が行われた。

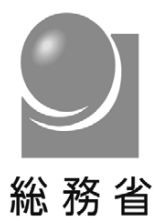


## 第1部 地方財政制度



# 地方財政の現状と課題

---



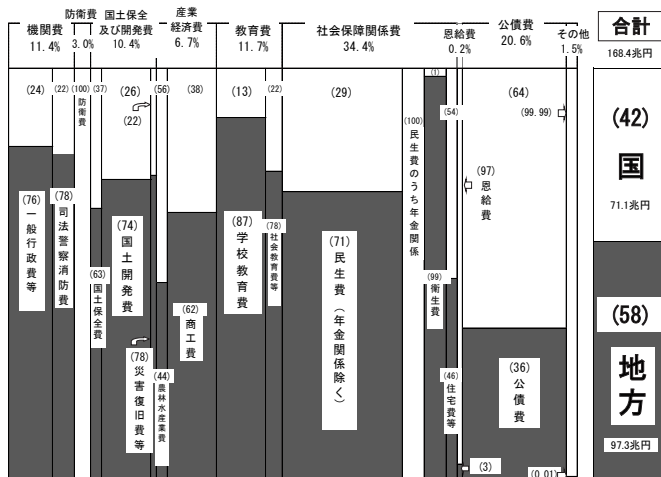
平成30年5月  
総務省自治財政局

## 地方財政の現状

# 地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成28年度決算）  
 <歳出決算・最終支出ベース>



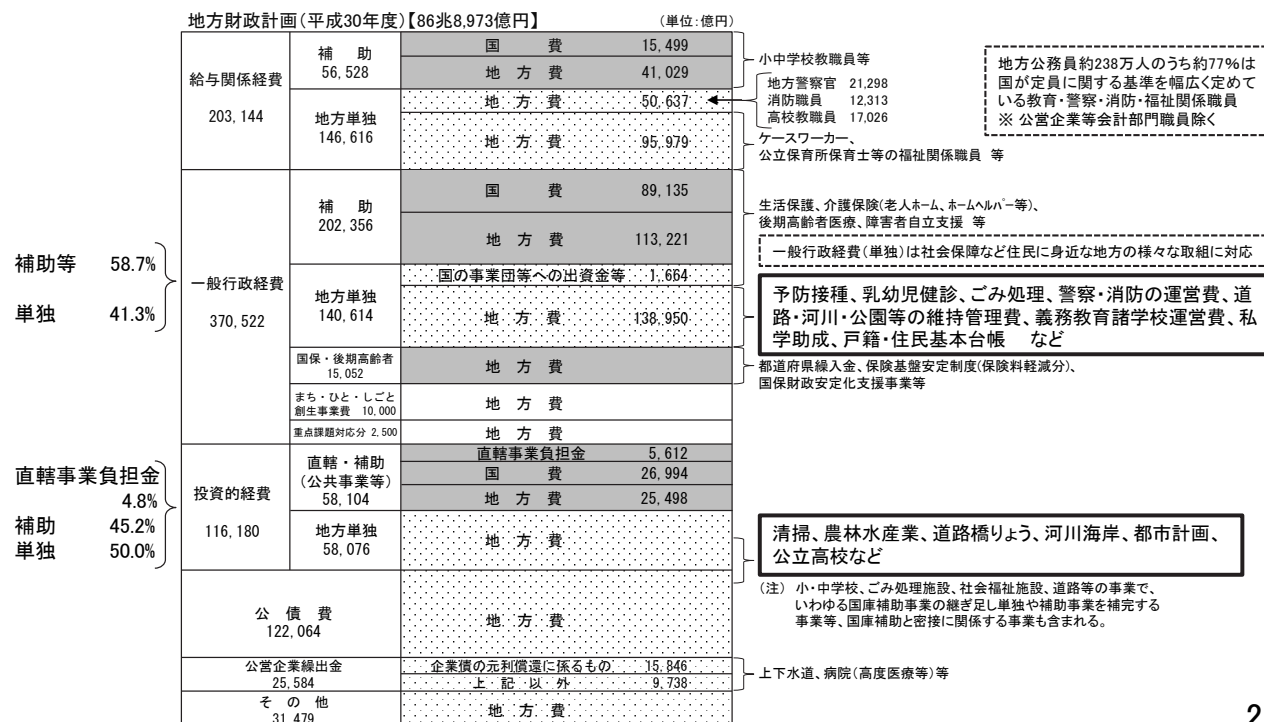
(注) ( ) 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合  
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成(大学)	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道(国管理以外) ○都道府県道 ○一級河川(国管理以外) ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成(幼~高) ○公立大学(特定の県)	○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等(用途地域、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○下水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所(特定の市)	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

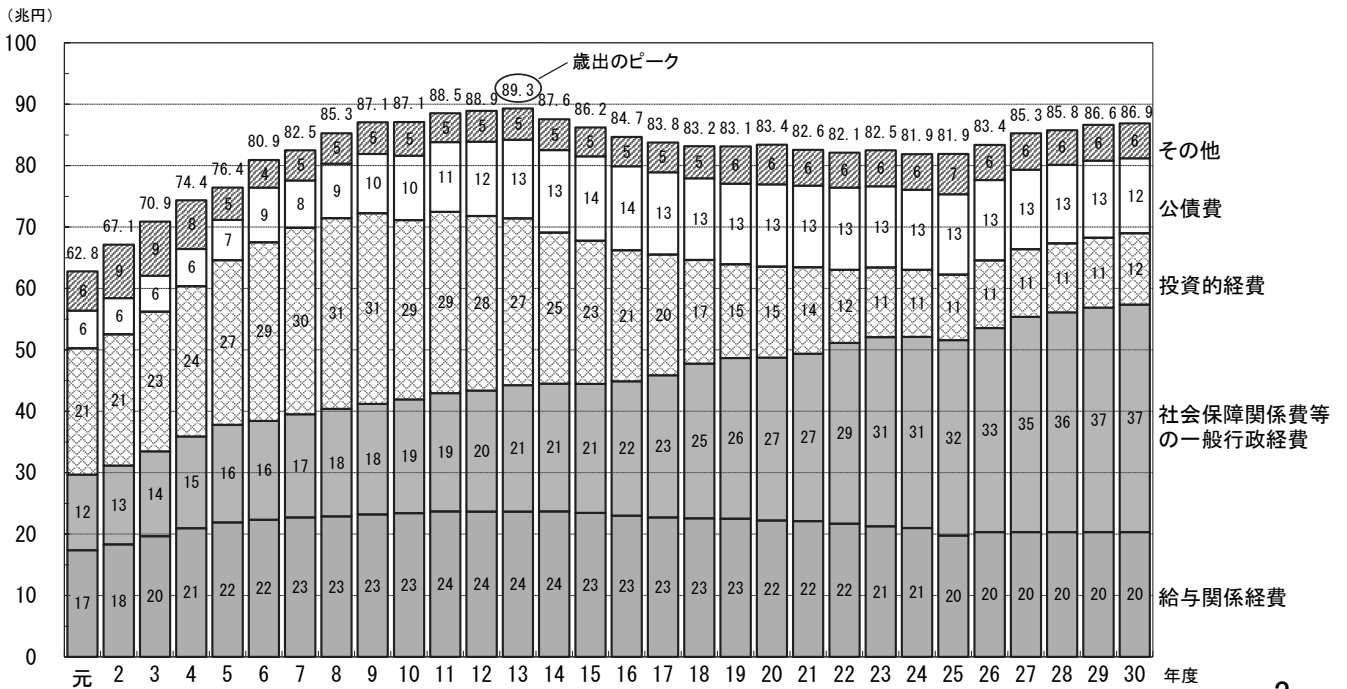
## 地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画(通常収支分)の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。



## 地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。

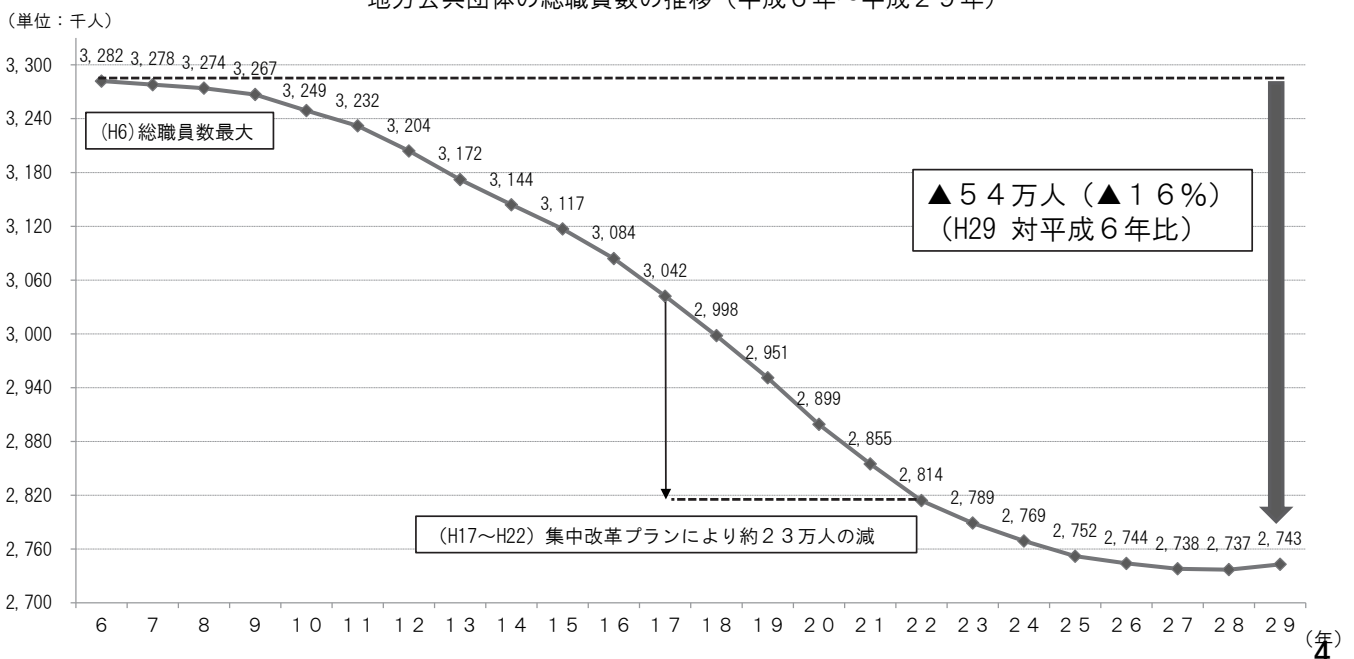


3

## 地方公務員の総職員数の推移

- 平成29年の総職員数は、対前年比で約5千人増加し、約274万人。  
平成6年をピークとして平成7年から減少してきたが、23年ぶりに増加。  
〔対平成6年比で約▲54万人（▲16%）〕

地方公共団体の総職員数の推移（平成6年～平成29年）

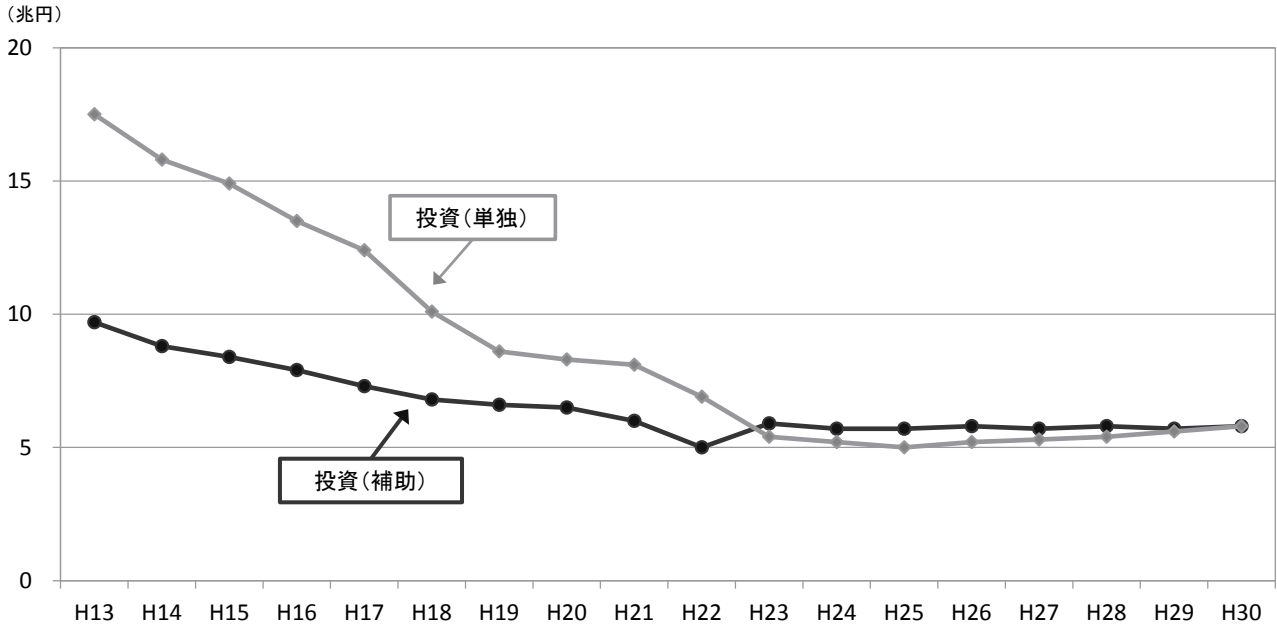


4



## 投資的経費の推移

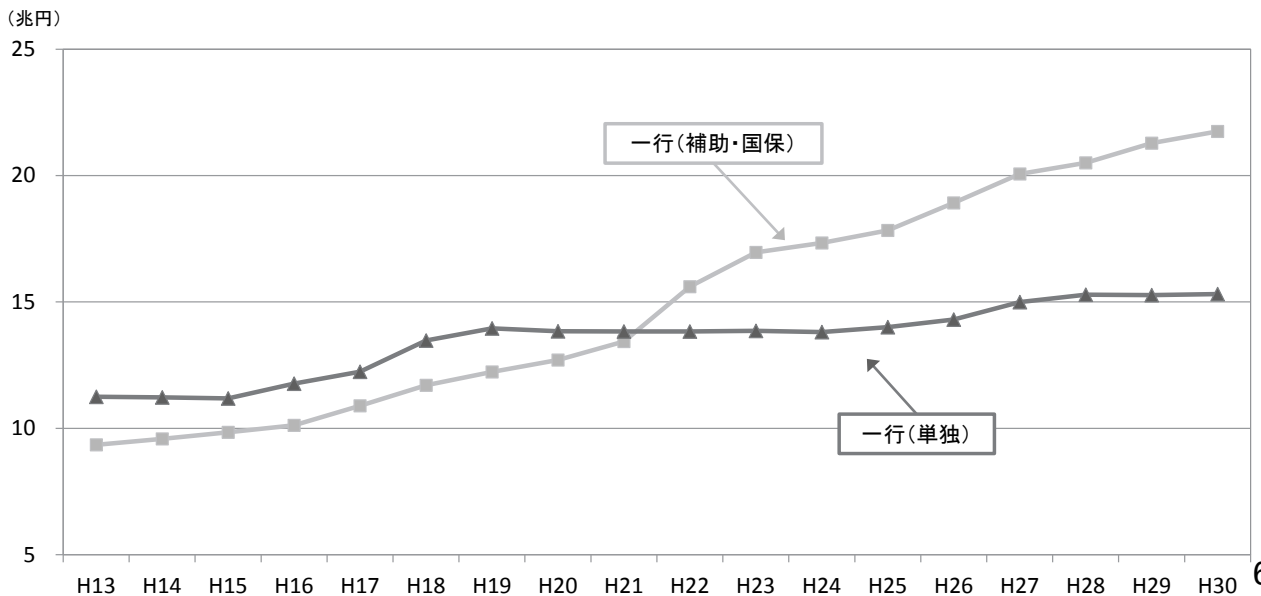
- 投資的経費(単独)は、国の予算の動向や地方団体の決算の状況を踏まえ枠として計上。
- 投資的経費(補助)はピーク時(H9:11.0兆円)から約1/2(H30:5.8兆円)に、投資的経費(単独)はピーク時(H8:20.1兆円)から約1/4(H30:5.8兆円)に減少。



5

## 一般行政経費の推移

- 一般行政経費(単独)は、国の法令等に基づき実施が義務付けられているが、実施手法等が地方団体に委ねられている事業に係る経費や、地方団体が地域の実情に応じ、自主性・主体性を発揮して課題解決に取り組むための経費。そのため、地方団体の自主性を尊重する観点から、国の予算の動向や地方団体の決算の状況を踏まえ枠として計上。
- 近年、一般行政経費(単独)はほぼ横ばいであるが、一般行政経費(補助)は国の予算に伴い増加。



6

# 国及び地方の長期債務残高

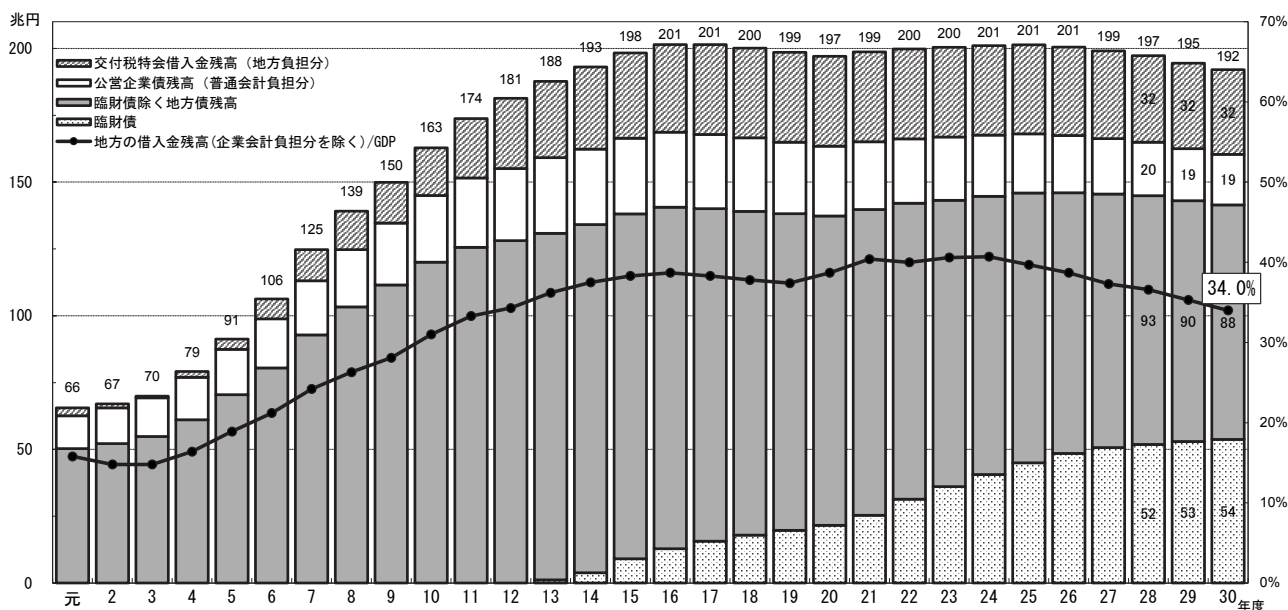
(単位:兆円程度)

	平成元年度末 (1989年度末) <実績>	平成5年度末 (1993年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績見込>	平成30年度末 (2018年度末) <予算>
国	188 (188)	242 (239)	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	893 (837)	915 (860)
普通国債 残高	161 (160)	193 (190)	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	864 (808)	883 (828)
対GDP 比	39% (39%)	40% (39%)	56% (56%)	88% (87%)	107% (106%)	147% (142%)	149% (144%)	151% (143%)	154% (146%)	157% (147%)	156% (147%)
地方	66	91	163	198	197	201	201	199	197	195	192
対GDP 比	16%	19%	31%	38%	39%	40%	39%	37%	37%	35%	34%
国・地方 合計	254 (253)	333 (330)	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,087 (1,031)	1,108 (1,053)
対GDP 比	61% (61%)	69% (68%)	105% (105%)	134% (132%)	151% (150%)	192% (187%)	193% (188%)	193% (186%)	196% (188%)	198% (187%)	196% (187%)

- (注1) GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度及び30年度は政府見通しによる。  
 (注2) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担。平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:6.4兆円、平成30年度末:5.8兆円)及び、基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円、平成30年度末:3.9兆円)を普通国債残高に含めている。  
 (注3) 平成28年度末までの( )内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成29・30年度末の( )内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。  
 (注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会費の借入金残高は全額地方負担分(平成30年度末で32兆円程度)である。  
 (注5) 平成29年度以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。  
 (注6) このほか、平成30年度末の財政投融资特別会計国債残高は94兆円程度。

7

# 地方財政の借入金残高の状況



- ※1 地方の借入金残高は、平成28年度までは決算ベース、平成29年度・平成30年度は実績見込み。  
 ※2 GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度は実績見込み、平成30年度は政府見通しによる。  
 ※3 表示未滿は四捨五入をしている。

## (参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位:兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公営企業 債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	

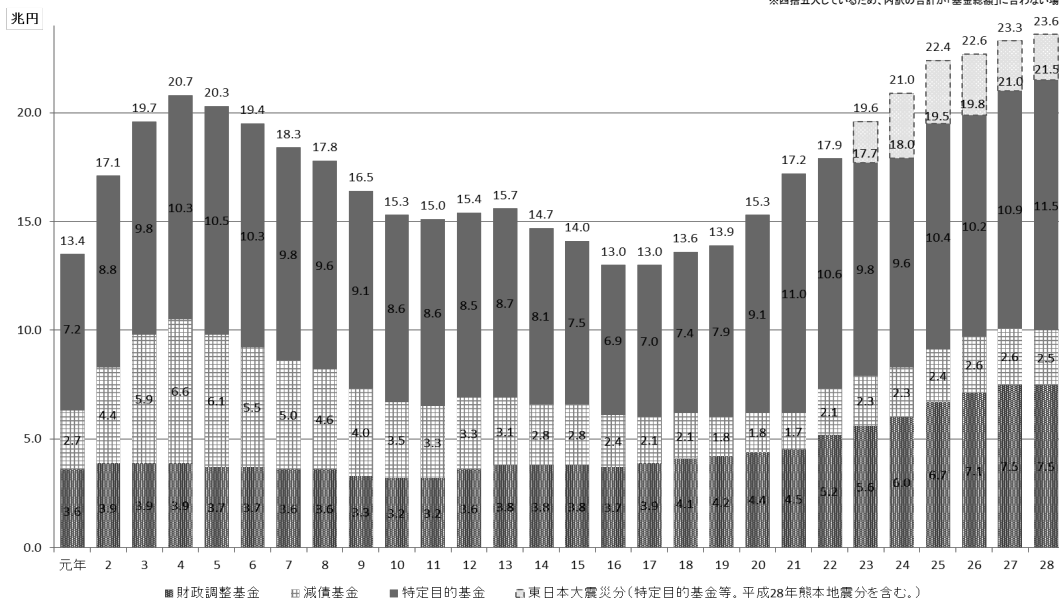
8

## 基金残高の変動状況

○ 平成18年度末と平成28年度末の地方公共団体の基金残高（東日本大震災分を除く。）を比較すると、平成18年度末は13.6兆円、平成28年度末は21.5兆円であり、7.9兆円の増加となっている。

	平成28年度末	平成18年度末	増加額	増加率
基金総額	21兆5,466億円	13兆6,022億円	7兆9,444億円	58.4%
都道府県	6兆9,772億円	3兆8,768億円	3兆1,004億円	80.0%
市町村	14兆5,695億円	9兆7,254億円	4兆8,440億円	49.8%

※四捨五入しているため、内訳の合計が「基金総額」に合わない場合がある。



9

平成29年第15回経済財政諮問会議 野田議員提出資料(抜粋)

## 2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 ②

### <(3) 基金の調査結果の概要>

#### 残高増加(H18年度-H28年度 7.9兆円)の要因

(単位:兆円)

増加要因	交付団体	不交付団体
<b>制度的要因</b>	<b>2.1</b>	<b>0.1</b>
国の施策に基づく基金の増加	0.5	0.1
合併に伴う特別措置終了への備え等	1.7	0.0
<b>将来の歳入減少・歳出増加への備え</b>	<b>3.1</b>	<b>2.5</b>
法人関係係等の変動	0.5	0.3
人口減少による収支減	0.3	0.0
公共施設の老朽化等	1.0	1.1
災害	0.6	0.3
社会保障経費の増大	0.3	0.4
その他	0.4	0.4
<b>計</b>	<b>5.3</b>	<b>2.7</b>

#### ○ 基金積立ての方策

→ 多くの団体が、行革、経費節減により捻出

#### ○ 現在の基金残高の水準 (残高/標準財政規模)

→ 東京都及び特別区を除き、平成に入ってから平均とほぼ同じであり、近年は横ばいで推移

#### ○ 中期的(3~5年)な増減見込

→ 具体的な回答のあった基金で、△2.6兆円

### 今後の方向性

○ 地方団体は、行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて、基金を積み立てており、基金残高を理由に、地方財源を削減することは妥当ではない。

○ 基金の調査結果を踏まえ、以下の対応を推進。

- ◆ 地方の将来不安を取り除くためには、本来的には、法定率の引上げなどによる地方税財源の安定化が望ましい。
- ◆ 不交付団体の増加額が全体の1/3を占めており、偏在性が小さく、収支が安定的な地方税体系を構築。
- ◆ 交付団体においても、老朽化対策など真に必要な事業は、適宜、適切に実施していける環境を整備。

○ 地方における行政サービス改革を推進するとともに、重要課題に適切に対応しつつ、内政を安定的に運営していくため、一般財源総額の確保をはじめ、地方の安定的な税財政基盤を確保。

10

# 平成30年度の地方財政対策

## 平成30年度地方財政計画のポイント①

### 1. 通常収支分

#### (1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費1.0兆円(前年度同額)等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保
- ・ 精算減(平成28年度国税決算分)の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税(交付ベース)について16.0兆円を確保
- ・ 臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制

(参考:概算要求時点)

地方交付税:15.9兆円(前年度比▲0.4兆円) 臨時財政対策債:4.6兆円(同+0.5兆円)

一般財源総額	62.1兆円(前年度比+0.04兆円、前年度 62.1兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	60.3兆円(同+0.01兆円、同 60.3兆円)
・ 地方税	39.4兆円(前年度比+0.4兆円、前年度 39.1兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7兆円( 同 +0.1兆円、 同 2.7兆円)
・ 地方交付税	16.0兆円( 同 ▲0.3兆円、 同 16.3兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0兆円( 同 ▲0.1兆円、 同 4.0兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

## 平成30年度地方財政計画のポイント②

### (2) 公共施設等の適正管理の推進等

- 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5兆円を計上(前年度比+0.1兆円)

### (3) 歳出特別枠の見直し

- 平成26年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で、歳出特別枠(前年度0.2兆円)を廃止

## 2. 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

12

## 平成30年度地方財政計画のポイント③

### 歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区分		30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B	区分		30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税	39.4	39.1	0.4	0.9	歳出	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	地方譲与税	2.6	2.5	0.0	1.5		一般行政経費	37.1	36.6	0.5	1.3
	地方特例交付金	0.2	0.1	0.0	16.3		うち 補助	20.2	19.8	0.5	2.3
	地方交付税	16.0	16.3	▲0.3	▲2.0		うち 単独	14.1	14.0	0.0	0.3
	国庫支出金	13.7	13.5	0.1	0.8		うち まち・ひと・しごと創生	1.0	1.0	0.0	0.0
	地方債	9.2	9.2	0.0	0.3		事業費				
	臨時財政対策債	4.0	4.0	▲0.1	▲1.5		うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
	臨時財政対策債以外	5.2	5.1	0.1	1.7		地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	0.2	▲0.2	皆減
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲0.0	▲0.6		公債費	12.2	12.6	▲0.4	▲3.0
	雑収入	4.3	4.2	0.1	1.2		維持補修費	1.3	1.3	0.0	3.6
	その他	▲0.0	▲0.0	▲0.0	26.8		投資的経費	11.6	11.4	0.3	2.3
	計	86.9	86.6	0.3	0.3		直轄・補助	5.8	5.7	0.1	1.5
	一般財源 (水準超経費を除く)	62.1	62.1	0.0	0.1		単独	5.8	5.6	0.2	3.2
(水準超経費を除く)	60.3	60.3	0.0	0.0	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0		
					うち 公共施設等適正管理	0.5	0.4	0.1	37.1		
					推進事業費						
					公営企業繰出金	2.6	2.5	0.0	1.3		
					水準超経費	1.8	1.8	0.0	1.7		
					計	86.9	86.6	0.3	10.3		

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

## 平成30年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 86.9兆円 (+0.3兆円)	給与関係経費 20.3 (▲0.0)	一般行政経費 37.1 (+0.5) <small>うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(同額) うち 重点課題対応分 0.3(同額)</small>	投資的経費 11.6 (+0.3)	公債費 12.2 (▲0.4)	その他 5.7 (+0.1)
--------------------------	--------------------------	---	-------------------------	-----------------------	----------------------

歳入 86.9兆円 (+0.3兆円)	国庫支出金 13.7 (+0.1)	地方債等 11.1 (+0.1)	地方税・地方譲与税等 42.1 (+0.4)	臨時財政 元 通利 等 3.8 (+0.4)	地方交付税 16.0 (▲0.3)	臨時財政 対策 加算 0.2 (▲0.5)  臨時財政 対策 債 折半分 0.2 (▲0.5)
--------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------------	---------------------------------------	-------------------------	--

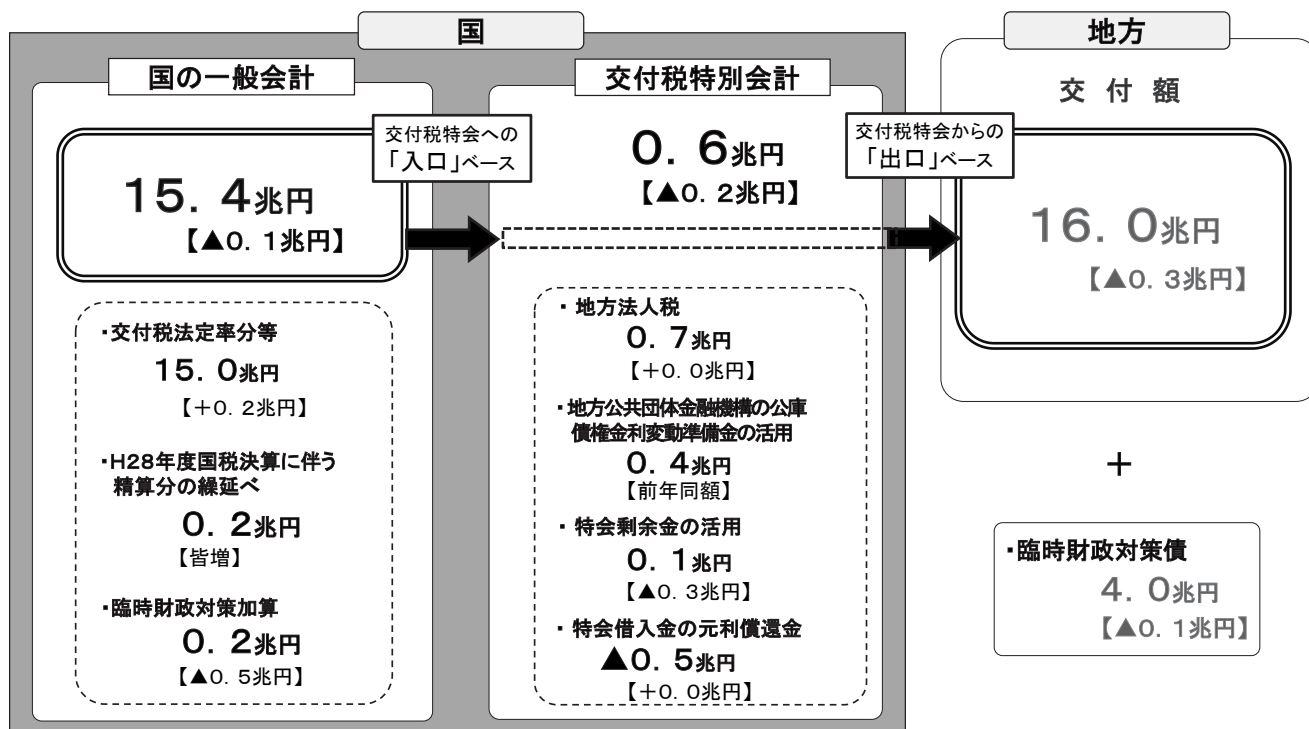
国・地方で折半

※( )内は平成29年度当初からの増減額

**地方一般財源総額 ③0 62.1兆円(+0.04兆円)**

- <参考> 財源不足額 ③0 6.2兆円(▲0.8兆円)  
 折半対象財源不足額 ③0 0.3兆円(▲1.0兆円)  
 臨時財政対策債発行額 ③0 4.0兆円(▲0.1兆円)

## 平成30年度 地方交付税の姿



(※)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある  
 (※)【 】内は平成29年度地方財政計画からの増減額

# 公共施設等の適正管理の推進

## 概要

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実し、地方財政計画の計上額を3,500億円から4,800億円に増額。

### 平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費（3,500億円）

（対象事業）

- ① 集約化・複合化事業 ② 長寿命化事業
  - i) 公共用建物
  - ii) 社会基盤施設(道路・農業水利施設)
- ③ 転用事業 ④ 立地適正化事業 ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業 ⑥ 除却事業

### 平成30年度 公共施設等適正管理推進事業費（4,800億円）

（対象事業）下線の事業を追加

- ① 集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
  - i) 公共用建物
  - ii) 社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業：公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
- ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業
- ⑦ 除却事業

（事業期間）平成33年度まで

※ 市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ平成32年度まで

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を250億円増額 16

# 公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。

## 公共施設等適正管理推進事業債

（期間：平成29年度から平成33年度まで（⑥は平成32年度まで） ※下線部分をH30年度より追加

※ ①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象

### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

### ② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)】

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

### ③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

### ④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

### ⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

### ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

### ⑦ 除却事業

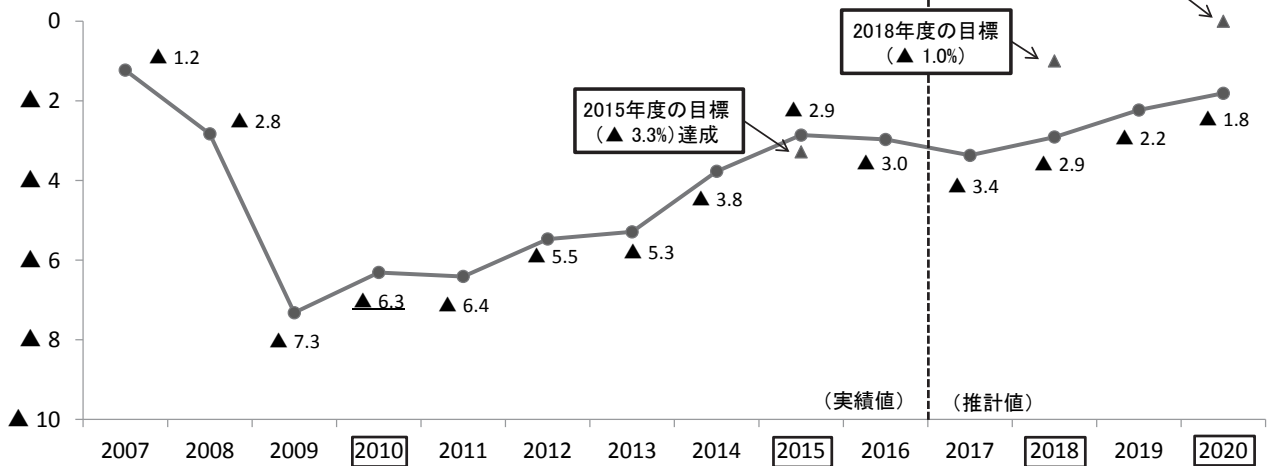
充当率：90%

# 今後の課題

## 国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化については、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を示す。(「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(H30.1.22閣議決定・抜粋))

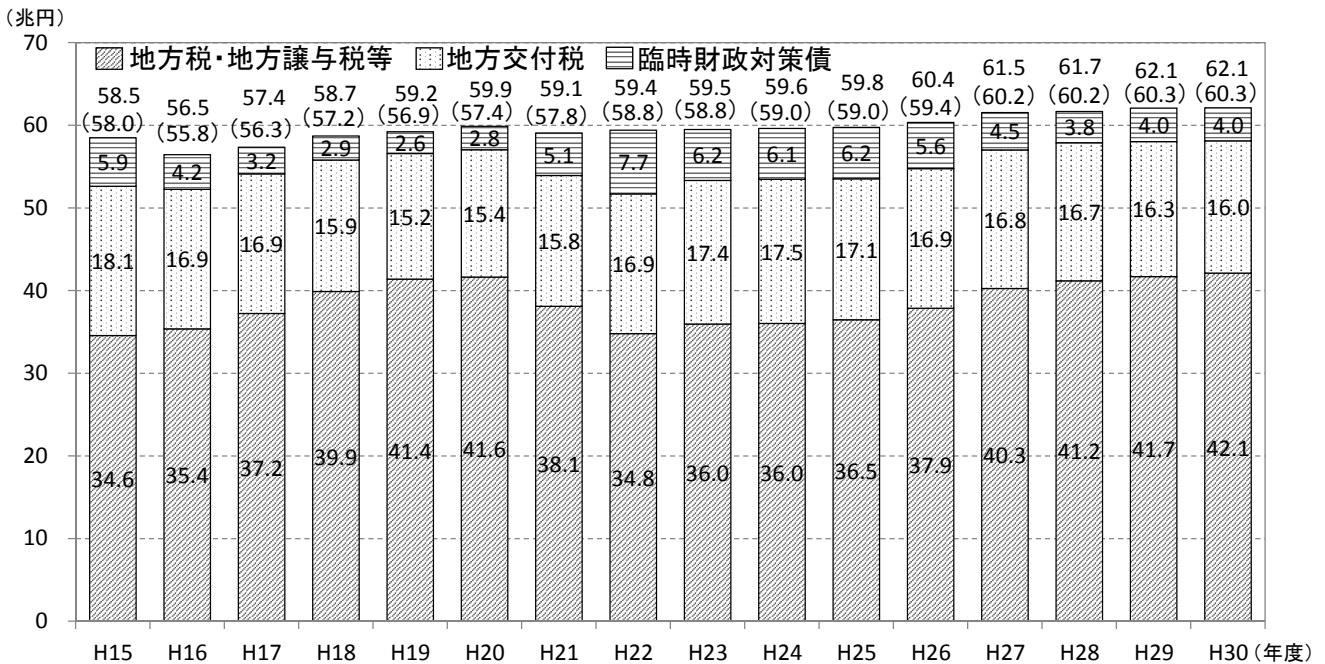
国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移と財政健全化目標  
(「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月23日内閣府)の「成長実現ケース」)



	2010年度	2015年度	2020年度(目標)	2020年度(見込)
プライマリーバランス(対GDP比)	▲31.5兆円 [▲6.3%]	▲15.3兆円 [▲2.9%]	黒字化	▲10.8兆円 [▲1.8%]



## 地方一般財源総額①



※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

※ ( )書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース

※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

19

## 地方一般財源総額②

### <平成23年度～平成25年度>

#### ○財政運営戦略(平成22年6月22日閣議決定・抜粋)

2. (5)の基本ルール(※)を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間(H23～H25)中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※財政の健全化については、まず、国が本戦略に則り改革に取り組んでいくことはもとより、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うことが必要である。地方公共団体に対し、上記の国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

### <平成26年度・平成27年度>

#### ○中期財政計画(平成25年8月8日閣議了解・抜粋)

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点も踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する(※)。

※東日本大震災に充てられる一般財源を除く。

### <平成28年度～平成30年度>

#### ○経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定・抜粋)

国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

20

## 経済財政諮問会議の開催状況等

### H30. 3. 29 第3回 経済財政諮問会議

- ・「経済・財政一体改革の中間評価」、  
「社会保障及び社会資本整備に関する中長期展望と政策対応について」

### H30. 4. 12 第4回 経済財政諮問会議

- ・「経済・財政一体改革（社会保障、社会資本整備）」

### H30. 4. 24 第5回 経済財政諮問会議

- ・「経済・財政一体改革（地方行財政、教育）」

### H30. 5. 21 第6回 経済財政諮問会議

- ・「経済・財政一体改革（社会保障、インセンティブ改革、見える化、横展開等）」

#### <参考> 昨年度の日程

- 5. 23 骨太方針骨子案
- 6. 2 骨太方針素案
- 6. 9 骨太方針閣議決定

21

## 落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現

平成30年4月24日  
経済財政諮問会議  
野田議員提出資料(抜粋)

- 我が国が直面する最大の危機である少子化・人口減少に対応するためには、女性や障害者をはじめ、すべての方々が力を発揮できる「暮らしやすく働きやすい社会」の実現が必要。  
「自治体戦略2040構想研究会」において、医療、介護、教育、雇用、インフラなど、2040年頃の内政上の課題を整理。長期見通しから逆算して、今後必要となる施策を検討。
- その基盤として、個性と活力ある地域経済と持続可能な財政を実現することが重要。

## 経済再生と財政健全化の両立

- これまで「経済財政再生計画」を踏まえ、必要な一般財源総額を確保しつつ、地域経済の再生や行財政改革に取り組んできた結果、地方の財源不足は大幅に縮小したものの、なお巨額の財源不足が生じている。  
※財源不足額：㊤13.7兆円⇒㊤6.2兆円
- 今後も、歳出について国の取組と基調を合わせつつ、次ページ以降に記述する改革等に取り組むことにより、地域経済の再生と地方財政の健全化を推進し、国・地方を合わせたPB黒字化に繋げていく。

そのためにも、地方の不安を取り除き、地方団体が予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を安定的に確保することが不可欠。

※地方交付税について、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保するとともに、地方の財源不足を縮小し、臨時財政対策債に頼らない財務体質を目指す等、財政健全化を推進

22

# 1. 地域経済再生への取組～暮らしやすく働きやすい社会の実現

平成30年4月24日  
経済財政諮問会議  
野田議員提出資料(抜粋)

## (1) 地域の資源を「賢く」活用

### キャッシュレスによる新しい地域経済好循環拡大サイクルの創造

- **自治体ポイントによる地域産物等の販売促進**(キャッシュレス)  
(「自治体ポイント管理クラウド」とマイナンバーカードの活用)  
・**キャッシュレスのための財源**(自治体ポイント)  
- 休眠ポイント(クレジットカードのポイントやマイル等)  
- 各自治体の健康ポイント等
- さらに、**地域のキャッシュレス経済を活性化**させるため、**国の施策(特例的な自治体ポイント)を検討**  
(参考資料を参照)

### 地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大の推進

- **ローカル10,000プロジェクトの更なる活用**  
・**地域の資源と資金**を活用した事業の立ち上げを強力に後押し。
- **地方公共団体を核とした分散型エネルギーシステム構築の強力な推進**  
・**分散型エネルギーシステム構築の全国展開**  
- 全国各地での分散型エネルギーシステムの構築に向けた機運醸成(「分散型エネルギーアドバイザー」(仮称)の創設等)  
- 地方公共団体向けスタートアップ窓口の構築  
・**関係各省と連携した「総務省事業化ワンストップ相談窓口」による伴走支援の強化**  
- 事業化に向けた現場での取組みと専門的アドバイスが可能な人材のマッチングの支援(地域おこし企業人等)  
- 事業化にあたってのハードルを整理(マニュアルの整備等)。

## (2) 一人ひとりが力を発揮できる環境づくりを支援

- **「テレワーク・デイズ」等の取組を通じて「テレワーク」等も活用した「働き方改革」を推進し**、生産性とワークライフバランスの満足度を向上。
- **フェアな仕組みを構築し、「指導的立場に就く女性割合の向上」など、意思決定過程への女性の参画を推進。**
- 「地域女性活躍推進交付金」により、女性の雇用創出等につながる地域の実情に応じた取組を推進。
- 公共施設等の「ユニバーサルデザイン化」の推進により、全てのの人にやさしいユニバーサル社会を構築。

## (3) コミュニティの力を高める

- **コミュニティを支える人材の拡充**  
・**地域おこし協力隊の隊員数の拡充、定住・定着の推進**  
- 応募者の裾野の拡大(シニア層、在住外国人等)  
- 「おためし地域おこし協力隊」(仮称)の創設  
- 任期終了後の事業承継・就農等の支援  
- 隊員OB・OGによるサポート体制の構築  
・地域づくりの担い手として、「関係人口」(移住ではなく、地域と多様に関わる者)の創出を推進。
- **コミュニティにおける新たな「共助」の仕組みの構築**  
・**シェアリングエコノミーを活用した地域課題の解決等を推進。**  
・地域運営組織による持続可能な地域づくりを推進。

## (4) 自主的・主体的な地方創生の取組を支援

- **ふるさと納税の資金を活用し、地域に「人」を呼び込む「ふるさと起業家支援プロジェクト」「ふるさと移住交流促進プロジェクト」**により、地方公共団体の取組を積極的に後押し。
- 地方財政計画に「**まち・ひと・しごと創生事業費**」を計上。  
(平成30年度：1兆円)

23

# 2. 地方行財政改革の推進①

平成30年4月24日  
経済財政諮問会議  
野田議員提出資料(抜粋)

## (1) 「見える化」の推進

### 地方公会計の資産管理向上等への活用

- **地方公会計について**、平成29年度までにほとんどの団体で整備されており、平成30年度以降、団体間の比較や指標による分析等により、**資産管理や予算編成等への活用を推進。**  
※ 地方公会計の整備：平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準に基づき、固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とした財務書類を作成。平成29年度までに1,747団体(97.7%)が作成完了予定(平成30年1月末時点)。

### 小規模団体における公営企業会計適用の推進

- **下水道・簡易水道について、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、新たなロードマップを年内に策定。**

<公営企業会計適用進捗状況> (平成29年4月1日時点)

団体の区分	下水道	簡易水道
3万人以上の団体	98.8%	92.6%
3万人未満の団体	24.8%	42.0%

※「適用済」又は「適用に取組中」である団体の割合

### 基金、地方単独事業(ソフト)の見える化

- 地方団体の**基金について公表情報の充実**を図るよう要請しており、平成29年度決算からの実施を促進。
- **地方単独事業(ソフト)の決算について実態把握と「見える化」を推進**(検討会を本年5月に設置)。

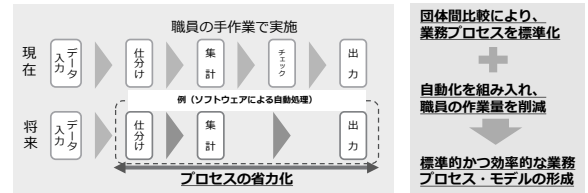
※ 公共施設等総合管理計画に関連する「見える化」については(3)において記述している。

## (2) 先進・優良事例の横展開

### 自治体行政スマートプロジェクト(仮称)の創設

- 本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、**自治体の業務のあり方そのものを刷新することが必要。**
- 窓口業務等に限定せず、自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、**ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築するプロジェクトを創設。**

<業務プロセスの自動化・省力化のイメージ>



### 民間委託、クラウド化等の推進

- これまで推進してきた民間委託、クラウド化等のICT化・業務改革を引き続き推進。**クラウド化については、平成30年度早期に市区町村のクラウド導入団体数に係る新たな目標を設定。**  
※ 現在のクラウド導入市区町村数(平成29年度末)：1,013団体(目標：約1,000団体)

24

## 2. 地方行財政改革の推進②

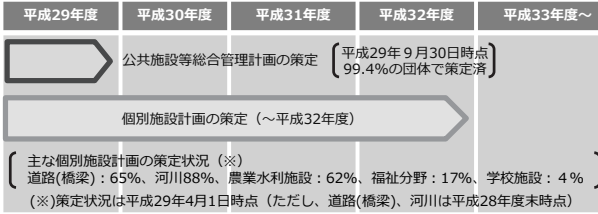
平成30年4月24日  
経済財政諮問会議  
野田議員提出資料(抜粋)

### (3) 効率化に資する賢い投資を推進

#### 公共施設等総合管理計画に基づく賢い投資を推進

- 公共施設等総合管理計画に基づき、関係省庁と連携して早期の個別施設計画の策定を促し、**長寿命化、集約化・複合化等により、中長期的に経費の軽減・平準化につながる適正管理を推進。**

<イメージ>



#### 公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額の見える化

- 公共施設等総合管理計画について、中長期的な維持管理・更新費の見通しの精緻化を促進するとともに、**平成33年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すよう要請。**

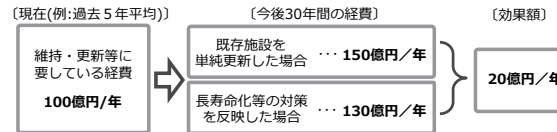
※平成32年度までに個別施設計画を策定することとしており、これを踏まえて効果額等を算出。

### (4) 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

#### 地方税源の偏在是正に向けた取組

- 近年、経済再生への取組により地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向。  
人口一人当たりの地方税収の格差(※): 地方税全体 2.4倍 地方法人二税 6.1倍  
(※)平成28年度決算額。人口一人当たりの税収額に係る最大の都道府県と最小の都道府県の倍率。
- 地方創生の推進と一億総活躍社会の実現に向け、税源の豊かな地方団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、共に持続可能な形で発展をしていくため、新たに抜本的な取組が必要。
- 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。**

<イメージ>

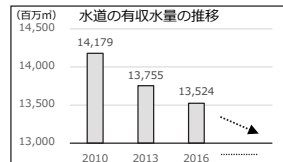


#### 水道・下水道の広域化等の推進

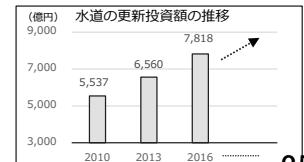
- 大規模な投資を必要とするライフラインである水道・下水道について、**広域化の推進を含め、事業の持続的経営を確保するための方策等を検討する研究会(※)を立ち上げており、具体的な方針を年内に策定。**

(※) 水道財政のあり方に関する研究会、下水道財政のあり方に関する研究会

<人口減少に伴う有収水量の減少>



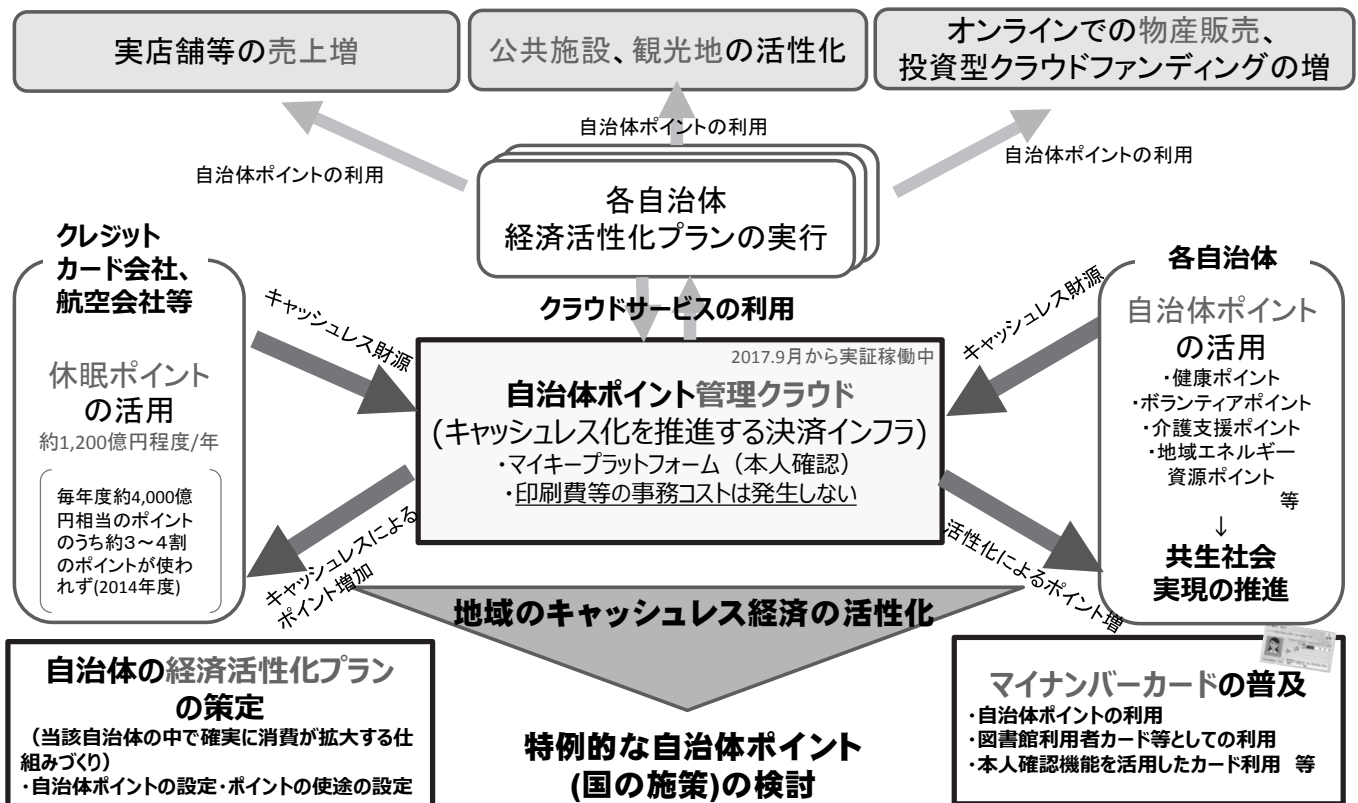
<施設の老朽化>



25

## キャッシュレスによる新しい地域経済好循環拡大サイクルの創造(イメージ)

平成30年4月24日  
経済財政諮問会議  
野田議員提出資料(抜粋)



26

＜全般的事項＞

- 地方行財政改革の推進にあたっては、地方の意見を聞きながら丁寧に議論を進め、その内容について理解と協力を得ることが必要。

＜1. 今後3年程度の構造改革期間における地方行財政の考え方＞

(一般財源総額、国・地方のPB黒字化等について)

- 全体としては、本文1ページのとおり。
- 一般財源総額の目安については、地方団体が予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を安定的に確保するとの考え方に立つことが不可欠。
- 「税収増を地方歳出の増加に充てるのではなく」としているが、地方歳出について国の取組と基調を合わせつつ、地方創生や子ども・子育て支援など地域の課題への対応も含め、必要となる歳出を適切に地方財政計画に計上し、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保することが必要。

(地方財政計画と決算の比較について)

- 地方財政計画と決算の比較については、比較可能となるよう所要の調整を行った上で、これまでも公表。
- 国が地方単独事業の実績や効果を一義的に判断することは地方団体の自主性・自立性を損なうものであり、法令等によって義務付けられている事業も含め、予算、決算を通じたPDCAについては地方団体が自ら行うべきもの。なお、本文2(1)で示しているとおり、地方単独事業(ソフト)の決算について実態把握と「見える化」を推進。

(自治体の自立的かつ自由度の高い行財政運営について)

- 地方団体が自立的かつ自由度の高い行財政運営を行うためには、本文1ページのとおり、一般財源総額を安定的に確保することが不可欠。なお、総務省においては、「自治体戦略2040研究会」を設置し、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討。

(頑張る自治体の支援、先進事例の横展開、業務のデジタル化・標準化・広域化等について)

- 本文3～4ページのとおり。

＜2. 地方行財政分野における重点課題＞

(1) 持続可能な地方行財政制度の構築について

- 全体としては、本文1～4ページのとおり。

(社会福祉関連の地方財政における今後の動向の検証と対応策について)

- 地方の社会保障関係費は、国の制度に基づく部分が大半を占めているため、地方財政における今後の動向の検証等に当たっては、制度所管省庁における社会保障関係費の将来推計等が不可欠。

(更なる広域連携の推進方策について)

- 広域連携については、「連携協約」や「事務の代替執行」の制度を地方自治法に設け、連携中枢都市圏等の広域連携施策を展開するなど、あらゆる分野で連携を行う環境を整え、広域連携を推進。

(補助金、地方交付税等の財源の在り方の検討・見直し)

- 総務省においては、「自治体戦略2040研究会」を設置し、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討。また、超過課税や法定外税は、地域の実情に応じて、各地方団体の判断と責任で実施されているもの。

(2) 地方行財政改革の推進

(地方自治体の行政手続コストの削減、ICTの活用を通じた標準化・コスト縮減について)

- 内閣府規制改革推進会議行政手続部会において、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日)が取りまとめられた。地方団体の行政手続コストの削減については、各々の許認可等を担当する省庁から地方団体に周知・支援をする必要。
- 地方団体の手続のオンライン化については、重点的に取り組むべき手続を明示した上で、総務省として推進。行政サービスのデジタル化・オンライン化については、まずは、当該行政サービスや制度を所管する省庁において検討した上で、地方団体に周知・支援をする必要。
- 行政サービス自体にICTやAI等の活用を進める取組として、「自治体行政スマートプロジェクト(仮称)」を創設。総務省としては、「プラットフォーム創設」といった制度化ではなく、ICTを活用した効率的な業務プロセス・モデルを生み出すため、地方団体の具体的な取組を積極的に後押し。

**(水道・下水道等の広域化・小規模自治体の公営企業会計導入・成功報酬型の公民連携について)**

- 本文2(1)(3)のとおり。
- 成功報酬型の公民連携については、政府全体の方針の下で、モデル的な取組により得られた成果の横展開等を関係省庁と連携して推進。

**(公営企業・第三セクターの経営改革について)**

- 公営企業保有施設の個別施設計画の策定については、関係省庁と連携して、策定を促進。
- 公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準のほか、各地方団体が、地理的・自然的条件や地域振興の必要性などそれぞれの地域の実情を踏まえて実施。総務省としても、今後とも、様々なヒアリング等の機会を通じ、必要に応じて助言を実施。

**(3)「見える化」とPDCAの徹底**

- 本文2(1)(2)のとおり。

**<その他(資料3-1(3) 頑張る大学を後押しするための財政支援のメリハリの強化)>  
(私大の公立化について)**

- 私立大学を公立化することについては、当該大学がその地域において果たしてきた役割や今後果たしていこうとする役割、その必要性や将来に向けた見通し等を十分検討した上で、大学運営にかかる財政見通しや、地域の声も踏まえ、住民・議会の理解を得て、判断することが必要。これまでの公立化事例についても、各設立団体において公立化の必要性等を十分検討の上、判断されたものと認識。
- これまでの公立化事例について設立団体の財政上の影響を分析するとともに、大学の経営見通しや設立団体の財政負担の見通しを把握し、「見える化」する具体的方策について、文部科学省と連携して検討。
- 地方交付税は、国が用途を制限できない一般財源であり、地方団体の自主性・自立性を確保する観点から、個別団体の運営費交付金と基準財政需要額への算入額との対比を「見える化」することは慎重に考えるべき。
- 公立大学への教育成果に応じた財政支援については、まず「教育成果」について文部科学省で検討することが必要。

資料1-1

地方行財政改革の推進に向けて

平成30年4月24日

伊藤 元重  
榊原 定征  
高橋 進  
新浪 剛史

1. 今後3年程度の期間における地方行財政の考え方

地方の基礎的財政収支は黒字が続き、財政収支も黒字が見込まれている。そうした状況の中、基金も積み増されてきている。今後3年程度の期間においては、引き続き、「目安」を設けて国と歩調を合わせた歳出改革を推進するとともに、人口減少・超高齢化が急速に進展する2020年代を見据えた先手・先手の構造改革を早期に実行していくべき。

- (1) 地方の歳出について、今後3年程度についてはこれまで同様、一般財源の総額に目安を設けながら、国・地方で歩調を合わせて歳出改革に対応すべき。国と地方で歩調を合わせた歳出改革や効率化の取組を推進するため、改革工程表を着実に実行するとともに、今後新たに取組む課題についても、早急に工程化するべき。
- (2) 経済成長により中期的に地方税収等が増加することが見込まれる。国・地方のPB黒字化に向けては、こうした税収増を地方歳出の増加に充てるのではなく、着実に債務残高の引下げに充てるとともに、歳出についても不断の見直しを行っていく必要がある。このため、地財計画と決算の項目を、今後3年程度の間に比較可能なものとし、法令等によって義務付けられている予算や一般行政経費(単独)と地方単独事業の関係の明確化など、PDCAを実行すべき。
- (3) 2020年代には、社会保障費の増加圧力がさらに拡大していく。また、地域コミュニティや社会ネットワーク、福祉・教育・人づくり等に係る新たなサービス需要も増加していく。医療・介護の総合的かつ重点的な政策のとりまとめと歩調を合わせ、こうした課題に、自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるような、地方財政の持続可能性向上に向けた方策をまとめるべき。
- (4) 歳出効率化や歳入改革に 頑張る自治体を支援 するとともに、「見える化」等を通じて、効果の高い先進事例の横展開を後押しすべき。同時に、業務のデジタル化・標準化・広域化等を後押しして、地方行政においても生産性革命を実現すべき。

2. 地方行財政分野における重点課題

(1) 持続可能な地方行財政制度の構築に向けて

- 政府では、2040年を見据えた社会保障関係費の推計、インフラ維持更新費の中長期見通しが策定される予定であり、こうした動向も踏まえつつ、人口減少・超高齢化が進展していく中で、今後必要となる対応策をとりまとめるべき。
  - － 地方単独事業を含め今後拡大すると見込まれる 社会福祉関連の地方財政における今後の動向の検証と対応策
  - － インフラ維持・更新に係る経費の地方財政における今後の動向と長寿命化、インフラ施設の統廃合等をはじめとする横展開の推進方策
  - － 行政コストの効率化に向け、全ての行政分野における更なる 広域連携の推進方策
  - － 地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、補助金、地方交付税等の財源の在り方の検討・見直し(縦割型の国庫補助の見直し・地方分権の徹底、人口を基礎とした基準財政需要の在り方、地財計画の外側での独自財源の確保等)
- 地方税収の増加に伴って地域間の財政力格差は拡大していくと見込まれる。消費税率を10%に引き上げる際を含め、税源偏在の是正を推進すべき。

(2) 地方行財政改革の推進

【地方自治体の行政手続コストの削減】

- 国と歩調を合わせ、地方でも、地方公共団体による許認可・補助金の手続き簡素化、さらに書式・様式の統一について、取組を進めるよう促すべき。
- 行政手続の簡素化・行政サービスのデジタル化・オンライン化に積極的に取り組む自治体、希望する自治体が参画するプラットフォーム創設を支援すべき。

【ICTの活用を通じた標準化・コスト削減】

- 自治体における先進的な取組を、KPIを掲げて全国に広げていくべき。まずは、インフラの点検・維持補修、国保や介護給付事務、保育所入所審査等を対象に、関係府省が連携し、ICTなどを活用し、業務手法の標準化・コスト削減を進めるべき。

【PPP/PFIの利活用】

- 水道・下水道等で広域化や連携、コンセッションの導入を重点的に推進すべき(水道広域化事例の効果の公表、進捗が遅れている小規模自治体での公営企

<sup>1</sup> 規制改革推進会議行政手続部報告書「行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」によれば、鳥取県は国の取組みを上回る行政手続コストの削減(1年間で30%)を見込んでおり、各都道府県が鳥取県と同様の取組を行った場合(20%削減の場合)には約2億時間、5千億円のコスト削減が見込まれると試算。

業会計導入の促進等)。

- 多様・包括的な公民連携(PPP)を推進し、サービスの質と効率性を高めるべき。併せて、成功報酬型を含め、自治体に取組を促すインセンティブを導入すべき。

【公営企業・第三セクターの経営改革】

- 公営企業の広域化、連携、再編・統合など、改革工程表に沿って経営の抜本改革を加速するとともに、各自治体の策定した公共施設等管理計画における公営企業施設(公立病院、観光施設、電気・ガス等)の位置づけの明確化を促すべき。また、公営企業の保有施設の個別施設計画の策定に向け、ガイドラインを早急に整備すべき。
- 公営企業への他会計からの繰入金(年間3兆円)のうち、一定の繰出基準外の繰出金が0.7兆円にのぼる。赤字補てんでの安易な繰入れとなっていないかなど内容及び繰出基準を精査し、必要な見直しを講じるべき。

(3) 「見える化」とPDCAの徹底

- 新たなサービス需要を含め、地方単独事業の動向把握が今後、より重要となる。事業の根拠・法令との関係、事業の実態を定量的なデータで捕捉すべき。
- 自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針の公表に関し、総務省は、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう一覧化すべき。
- 「見える化」されたデータを活用し、自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていく機会・場を拡大すべき。また、関心が低い層への積極的アプローチなど、戦略的な情報発信を図るべき。

(3) インフラ・公共施設・公共交通 (①インフラ・公共施設)

平成30年4月26日  
自治体戦略2040構想研究会  
第一次報告(抜粋)

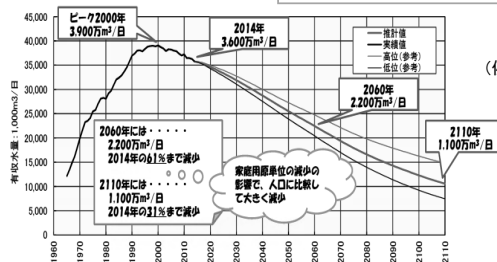
社会資本の老朽化の現状

＜建設後50年以上経過する社会資本の割合＞

	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋 【約40万橋 <sup>注1)</sup> (橋長2m以上の橋約70万のうち)】	約16%	約40%	約65%
トンネル 【約1万本 <sup>注2)</sup> 】	約18%	約31%	約47%
河川管理施設(水門等) 【約1万施設 <sup>注3)</sup> 】	約24%	約40%	約62%
下水道管きよ 【総延長:約44万km <sup>注4)</sup> 】	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 【約5千施設 <sup>注5)</sup> (水深-4.5m以深)】	約7%	約29%	約56%

注1) 建設年度不明橋梁の約30%については、割合の算出に反映していない。  
注2) 建設年度不明トンネルの約20%については、割合の算出に反映していない。  
注3) 建設年度不明の河川管理施設のうち、建設年度が不明な約1,000施設を含む。50年以内に建設された施設については観測記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約1%未満と推定し、割合の算出に反映していない。  
注4) 建設年度が不明な約15万kmを含む。50年以内に建設された管きよについては観測記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約3%未満と推定し、割合の算出に反映していない。建設年度不明な管きよのうち、建設年度が不明な管きよの割合は約1%未満と推定している。  
注5) 建設年度不明岸壁の約10%については、割合の算出に反映していない。  
出典:内閣官庁「インフラ老朽化対策の推進に関する関係府庁連絡会議(第1回)(平成25年10月16日)」参考資料より作成

水道の有収水量の見通し

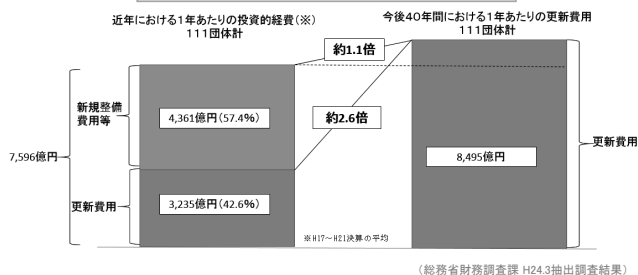


(例)小規模市町村(A町)の水道事業の見通し

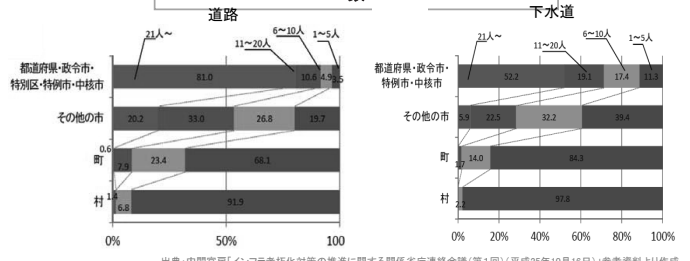
	H29(2027)	H39(2037)	H49(2047)
給水人口	1.2万人	1.0万人	0.8万人
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	174.6	323.6	602.7
平均的な4人 家族の料金	3,957円	7,335円	13,661円

※出典:厚生科学審議会(水道事業の維持・向上に関する専門委員会)報告書  
※高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡出生高位(高位)、死亡出生低位(低位)の推計結果

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用



社会資本の維持管理・更新業務を担当する職員数



出典:内閣官庁「インフラ老朽化対策の推進に関する関係府庁連絡会議(第1回)(平成25年10月16日)」参考資料より作成

- ✓ 老朽化したインフラ・公共施設が増加する。
- ✓ 人口に対し規模が過剰な公営企業は、料金が上昇するおそれがある。
- ✓ 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用は、現状の更新費用を大きく上回る。
- ✓ 小規模市町村を含め、社会資本の維持管理・更新業務を実施する体制の確保が求められる。

# 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

## 背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

## 公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

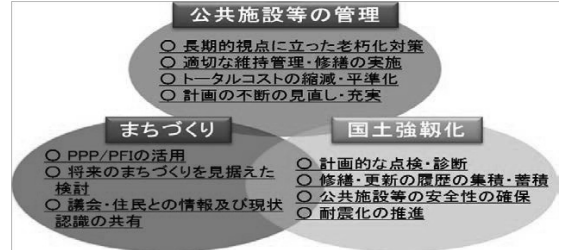
### ＜公共施設等総合管理計画の内容＞

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

### ＜公共施設等総合管理計画の策定状況＞

平成29年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.4%の団体において策定が完了。

### 【取組の推進イメージ】



## 個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※平成32年度までに策定

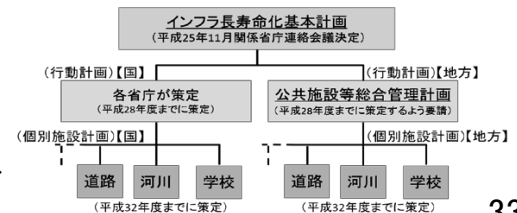
### ＜個別施設計画の内容＞

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

### 【インフラ長寿命化計画の体系】



33

## 主な個別施設計画の策定状況

平成29年12月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議第5回幹事会資料(抜粋)

分野	対象施設	計画策定率
警察施設	庁舎等	38%
消防関係施設	消防庁舎	22%
学校施設	公立学校施設	4%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	8%
水道分野	上水道施設	73%
医療分野	病院	0%
福祉分野	児童福祉施設等	17%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	62%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	13%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	36%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	8%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	37%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	22%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	70%
漁場の施設	増殖場、養殖場	53%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	14%
工業用水	工業用水道事業	31%
道路	橋梁(橋長2m以上)	65%
河川・ダム	主要な河川構造物	88%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	80%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	18%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	43%
港湾	外郭施設	63%
公園	都市公園	90%
住宅	公営住宅	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	8%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	8%

(注) ・計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。  
・策定状況は、平成29年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成29年3月31日時点)。

34

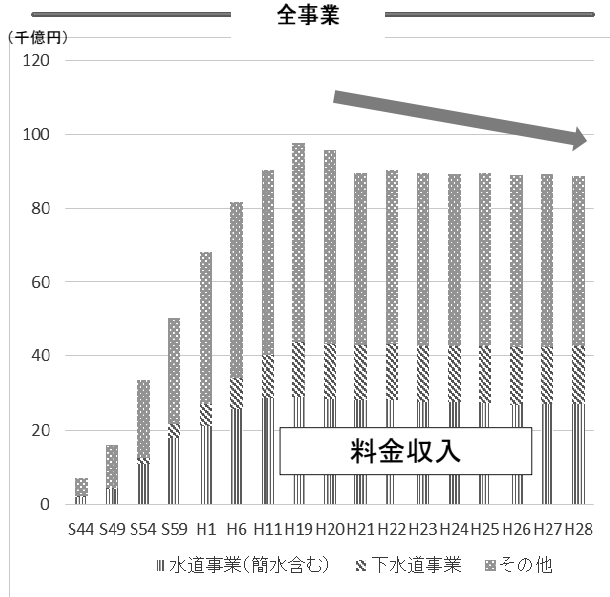


# 地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

## ① 地方公営企業の料金収入の推移

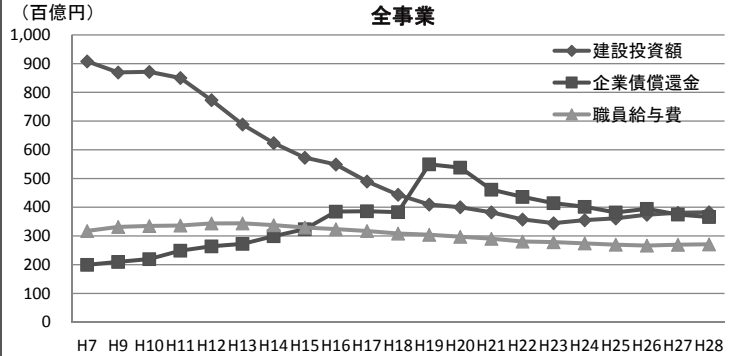
・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。  
普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。



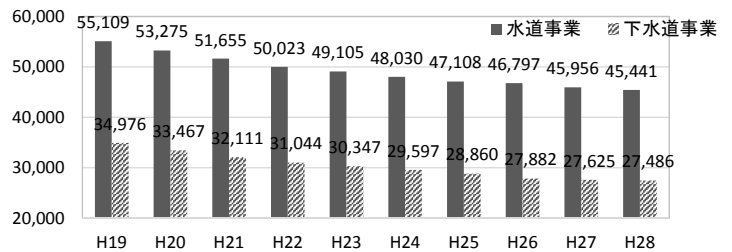
## ② 建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から5年連続で増加傾向。



## ③ 水道事業・下水道事業の職員数の推移

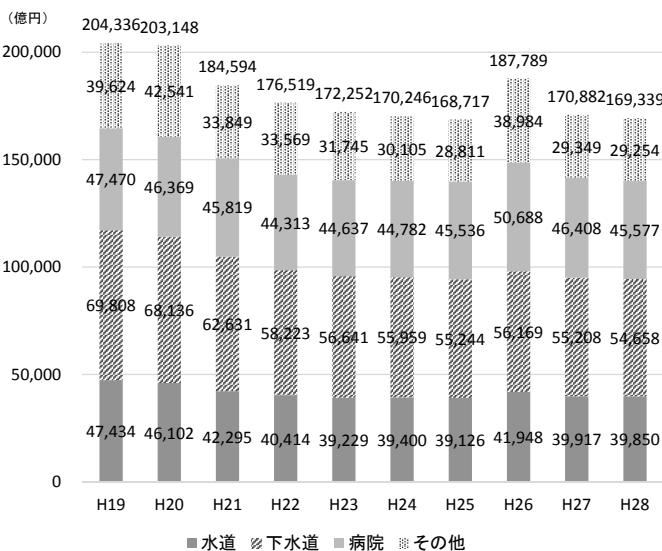
・民間委託など民間活用の推進等により、上下水道事業の職員数は減少傾向。



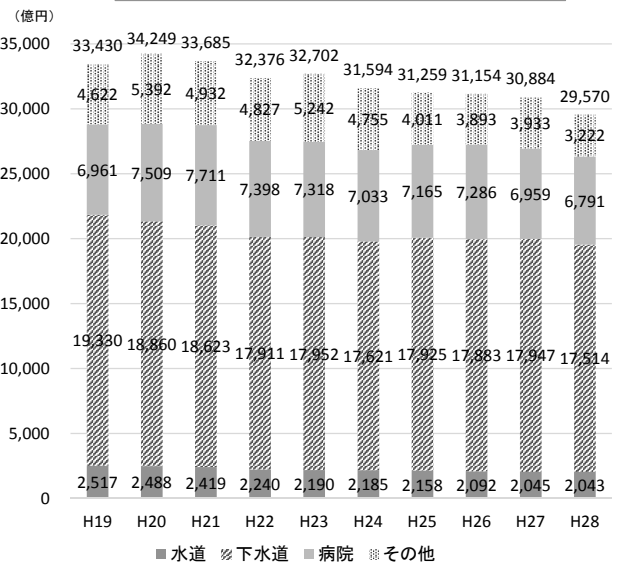
# 地方公営企業の現状

- 決算規模は、平成28年度決算で16兆9,339億円(対前年度△1,543億円、0.9%減少)であり、ここ数年は横ばいの傾向にある。(平成26年度決算は、会計基準の見直しに伴い規模が拡大)
- 他会計繰入金は、平成28年度決算で2兆9,570億円(対前年度△1,314億円、4.3%減少)。  
近年は減少傾向にあるが、繰入額が大きい事業のうち、下水道事業は減少傾向だったものがここ数年は横ばいの傾向にあり、病院事業は横ばいの傾向にある。

## 地方公営企業の決算規模の推移

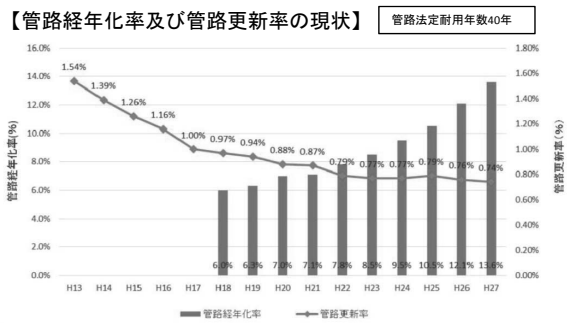
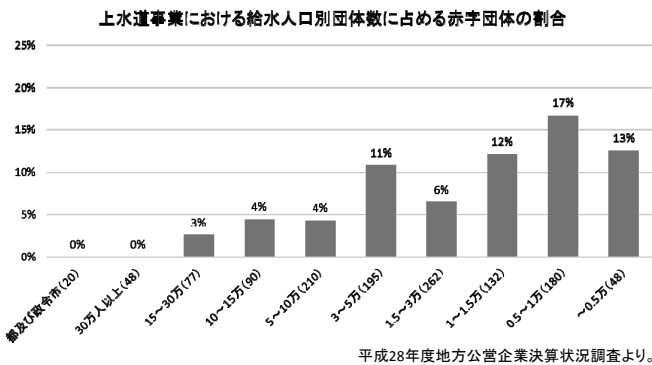
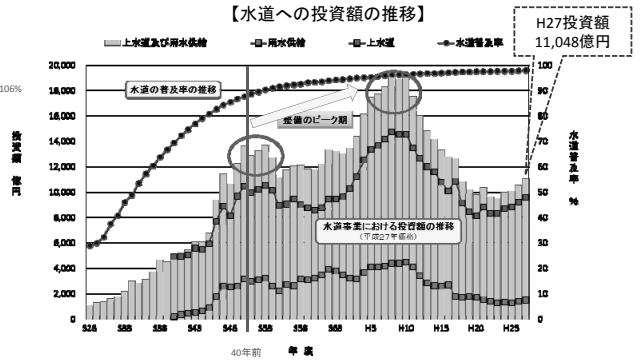
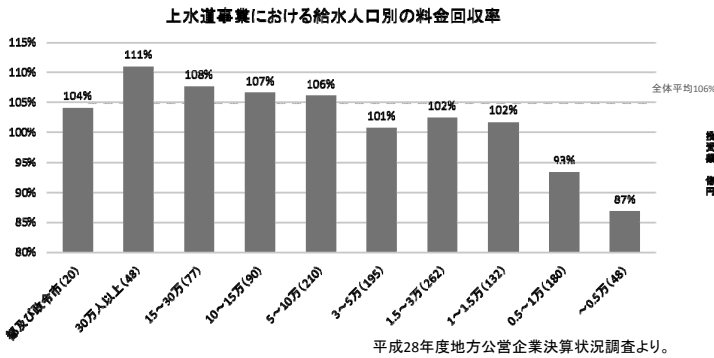


## 地方公営企業の他会計繰入金の推移



# 水道事業の現状と課題

- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

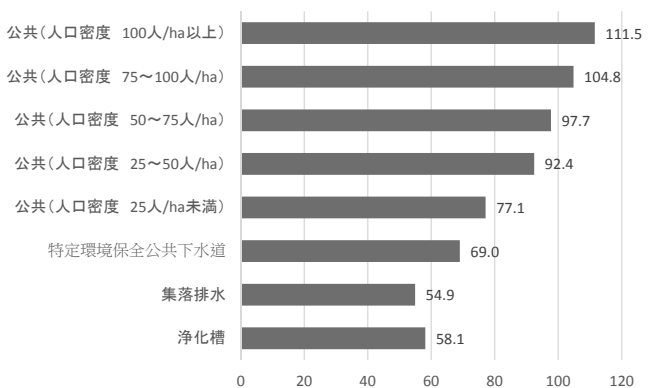


厚生労働省資料を一部加工 **37**

# 下水道事業の現状と課題

- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 小規模な団体が公営企業会計適用の取組が進んでいない。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

## ■ 経費回収率 (%) (H28年度)



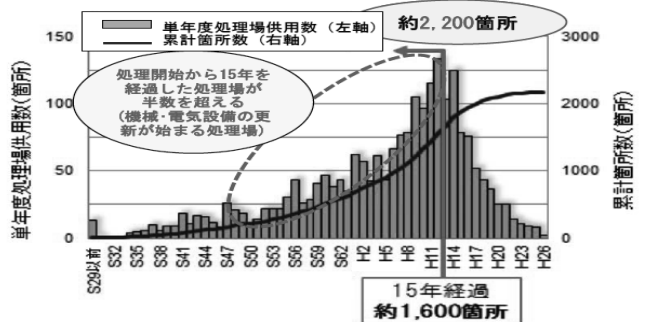
注) 経費回収率: 使用料単価/汚水処理原価  
 公共: 公共下水道  
 人口密度: 処理区域内人口密度  
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設  
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

公営企業会計の適用状況(下水道事業)

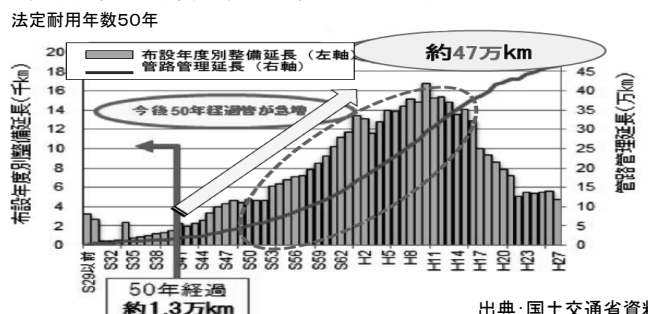
○人口3万人以上団体(※)(H29.4.1)	○人口3万人未満団体(H29.4.1)
・適用済 40.0%	・適用済 8.1%
・適用に取組中 58.8%	・適用に取組中 16.7%

(※) 公共下水道事業及び流域下水道事業

## ■ 処理場の年度別供用箇所数(H26末現在)



## ■ 管路施設の年度別管理延長(H27末現在)



出典: 国土交通省資料 **38**

# 公営企業会計の適用の推進について

地方公共団体が公営企業の**経営基盤の強化**や**財政マネジメントの向上**等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、**経営・資産等の状況の正確な把握**、**弾力的な経営**等を実現することが必要。

## 公営企業会計適用の取組状況(H29.4.1時点)

### 【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合(※)

→ **下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%**

(参考) H28.4.1時点 下水道事業 92.9%、簡易水道事業 86.0%

※下水道事業はH27.1.27付け総務省自治財政局長通知で要請している公共下水道及び流域下水道に限る。

なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は97.3%。

### 【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ **下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%**

(参考) H28.4.1時点 下水道事業 21.5%、簡易水道事業 40.9%

### 【公営企業会計適用の推進】

・ 上記取組状況調査の結果を踏まえ、下水道事業及び簡易水道事業の取組が遅れている団体(33団体)が存在する都道府県に対して個別にヒアリングを実施(H29.10)するなど、公営企業会計の取組を推進。

経済・財政一体改革  
「集中改革期間」

H26.8 H27.1 H27 H28 H29 H30 H31

ロードマップの提示

要請  
(総務大臣通知等)

集中取組期間  
(H27年度～H31年度)

#### ○重点事業

**下水道事業及び簡易水道事業**

\*人口3万人以上の団体について、期間内に公営企業会計へ移行(H32.4まで)。

\*人口3万人未満の団体についても、できる限り移行。

※その他の事業については、団体の実情に応じて移行を推進。

#### ○移行経費に対する地方財政措置

公営企業債(充当率100%)

元利償還金に対して普通交付税措置

### 小規模団体における公営企業会計適用の推進

○ 下水道・簡易水道について、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、新たなロードマップを平成30年中に策定

(平成30年4月24日 経済財政諮問会議 野田議員提出資料より)

39

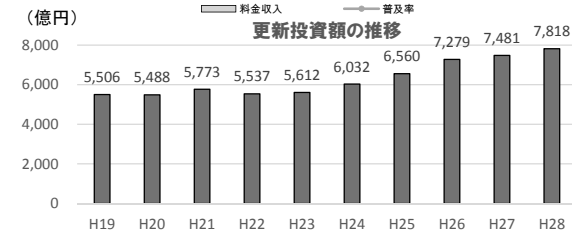
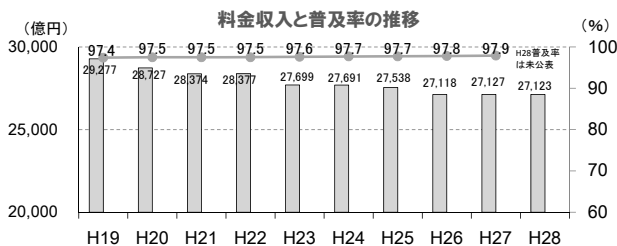
## 水道事業の課題

○ **普及率は97.9%(H27)。**ほぼ整備が完了。

(最高は100%(東京都、大阪府、沖縄県)、最低は87.3%(熊本県)(H27))

○ **料金収入**は、新規利用者の増がほぼないことや人口減少などによって有収水量が減少し、**減少の一途**。今後、一層の減少が見込まれる。

○ **全国的に施設等の更新時期が到来**。更新投資が増加してきており、今後、一層の増加が見込まれる。



### <水道事業における広域化の取組>

○ 都道府県に対し、以下の項目を要請(28年2月)。

① 平成28年度中に都道府県単位の広域化検討体制を構築  
⇒46道府県(※)において広域化検討体制設置(29年3月)

(※)既に広域化を行った東京都を除く

② 平成30年度末までに検討を行い、検討結果を公表

## 「水道財政のあり方に関する研究会」の開催

### 【設置目的】

○ 生活に不可欠なインフラである水道事業において、人口減少等による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大により、**経営環境が厳しさを増すなか、必要な更新投資の実施に伴い、中長期を見通したときに、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体が出てくる**ことが懸念される。

○ このため、**各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討**する。

### 【委員】

氏名	所属
石井 晴夫(座長)	東洋大学 経営学部 教授
有田 仁志	福岡県 北九州市 上下水道局長
石井 尚徳	静岡県 東伊豆町 水道課長
石田 直美	日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
是澤 裕二	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課長
塩津 ゆりか	愛知大学 経済学部 准教授
関口 智	立教大学 経済学部 教授
名倉 嗣朗	兵庫県 健康福祉部 生活衛生課参事
星野 菜穂子	和光大学 経済経営学部 教授
望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授

### 【スケジュール】

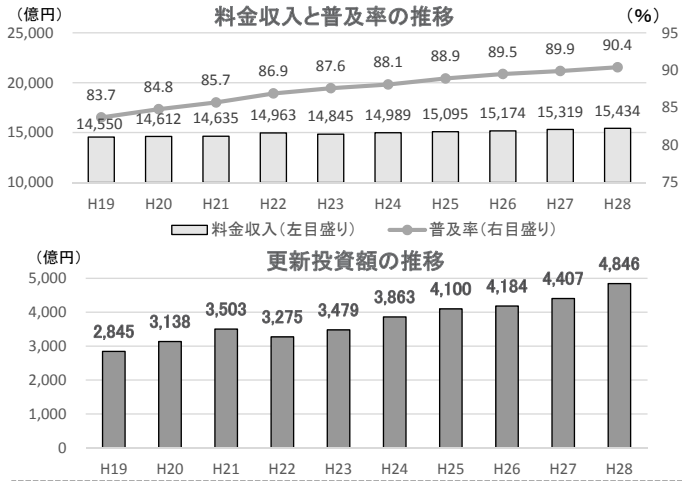
○ 平成30年1月29日(月)に第1回研究会を開催

○ 同年9月に中間報告、10月に最終報告とりまとめ(予定)

40

## 下水道事業の課題

- 普及率は90.4%<sup>(H28)</sup>。整備途上の地域が残るなど、地域差が大きい。  
(最高は99.8%(東京都)、最低は58.9%(徳島県)(H28))
- 料金収入は、人口減少などによる減少要素はあるものの、新規利用者の増などによって有収水量が微増し、直近10年間は微増。今後は、減少が見込まれる。
- 都市部を中心に施設等の更新時期が到来。更新投資が増加してきており、今後、全国的な増加が見込まれる。



### <下水道事業における広域化の取組>

- 総務省、国土交通省、農林水産省及び環境省の4省連名で、全都道府県に対し、以下の項目を要請(平成30年1月)
- ①平成34年度までに広域化・共同化計画を策定
- ②平成30年度中の可能な限り早期に検討体制を全ての市町村等参加のもと構築し計画策定に着手

## 「下水道財政のあり方に関する研究会」の開催

### <設置目的>

- 生活に不可欠なインフラである下水道事業において、未普及地域の解消に当たっては、各汚水処理施設(公共下水道や浄化槽等)の中から**最適な整備手法を選択**することを推進する必要がある。
- また、今後、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大が見込まれ、**経営環境が厳しさを増す**ことが予想される。
- このため、**各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした下水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討**する。

### <委員>

小西 砂千夫(座長)	関西学院大学 経済学研究科・人間福祉学部 教授
足立 泰美	甲南大学 経済学部 准教授
飯島 淳子	東北大学 法学部 教授
飯島 俊彦	神奈川県 横須賀市 上下水道局経営部経営料金課長
宇野 二郎	横浜市立大学 国際総合科学群 教授
金崎 健太郎	関西学院大学 法学部 教授
齊藤 由里恵	福山女子学園大学 現代マネジメント学部 准教授
田口 秀男	秋田県 建設部 参事(兼) 下水道課長
前田 保夫	石川県 珠洲市 生活環境課長

### <オブザーバー>

加藤 裕之	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課長
清野 哲生	農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長
松田 尚之	環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽推進室長

(五十音順、敬称略)

### <スケジュール>

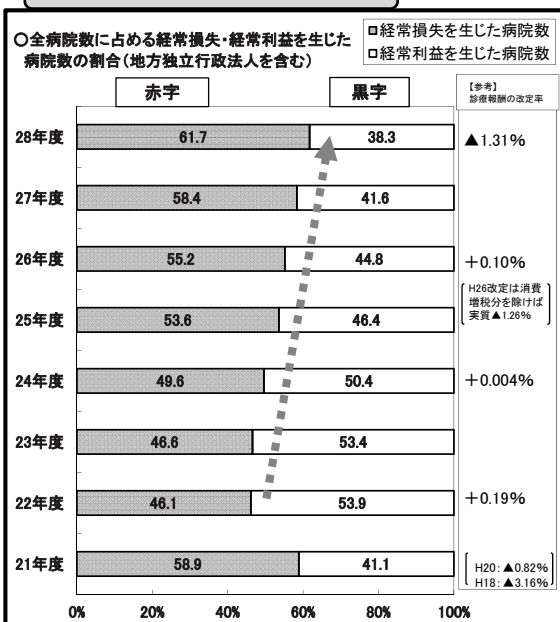
- 平成30年2月22日(木)に第1回研究会を開催
- 9月に中間報告、10～11月に最終報告とりまとめ(予定)

41

## 医療提供体制の改革と連携した公立病院の経営効率化・再編等の推進

- へき地等における医療や、救急・周産期・災害等の不採算・特殊部門に係る医療の多くを公立病院が担っている中、赤字である公立病院の割合は、平成22年度以降増加傾向。
- 総務省においては、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請したところ、平成29年3月31日現在で多くの病院が新公立病院改革プランを策定済(800病院(全体の92.7%))。
- 引き続き、地域医療構想調整会議における今後の公立病院の役割等に関する議論の進捗に留意するとともに、公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

### 経常収支が赤字である病院の割合



### 新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

#### 1 新公立病院改革プランの策定を要請

- (1)策定期限:地域医療構想(※)の策定状況を踏まえてH27年度又はH28年度中
- (2)プランの内容:以下の4つの視点に立った取組を明記  
(※)都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定(H27～)(平成29年3月31日現在、全ての都道府県で策定済)。

#### 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

#### 経営の効率化

・経常収支比率等の数値目標を設定

#### 再編・ネットワーク化

・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

#### 経営形態の見直し

・地方独立行政法人化等を推進

#### 2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

#### 3 地方財政措置の見直し

- (1)再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)

通常の整備 …… 25%地方交付税措置  
再編・ネットワーク化に伴う整備 …… 40%地方交付税措置

- (2)特別交付税措置の重点化(H28年度～)

- 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
- 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

42

## 「新しい経済政策パッケージ」の「人づくり革命」部分

- 「新しい経済政策パッケージ」が2017年12月8日に閣議決定。
- 財源は、1.7兆円が消費増税による増収分、0.3兆円が企業からの拠出金を予定。
- 無償化の対象範囲などの詳細は、2018年夏までに結論。国・地方の役割分担や負担のあり方は、今後整理。

施策項目	経済政策パッケージの主な内容	実施時期等
幼児教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3歳～5歳までの全ての子供の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化</li> <li>➢ 上記以外の無償化措置の対象範囲等については2018年夏までに結論</li> <li>➢ 0歳～2歳児は、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化</li> <li>➢ 障害児通園施設も無償化</li> <li>➢ 医療的ケア児について、看護師の配置・派遣によって受入支援を行うモデル事業を拡充しつつ、医療行為提供のあり方を議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2019年4月から一部をスタート</li> <li>➢ 2020年4月から全面的に実施</li> </ul>
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿確保（※必要となる運営費を確保）</li> <li>➢ 企業拠出金0.3兆円は、企業主導型保育事業と保育の運営費（0歳～2歳児相当）に充当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2018年度から早急に実施</li> </ul>
保育士の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2017年度の人勤に伴う賃金引上げに加え、更に1%（月3,000円相当）引上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2019年4月から実施</li> </ul>
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大学、短大、高専及び専門学校には授業料の減免措置、学生個人には給付型奨学金を措置。支援措置の対象は低所得世帯に限定</li> <li>➢ 詳細は、検討を継続し、2018年夏までに一定の結論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2020年4月から実施</li> </ul>
私立高校の実質無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 年収590万円未満世帯を対象として実質無償化（※住民税非課税世帯は実質無償化、年収350万円未満世帯は最大35万円、年収590万円未満世帯は最大25万円を支給ができる財源をまずは確保）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2020年度までに安定的な財源を確保しつつ実施</li> </ul>
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 勤続年数10年以上の介護福祉士について、消費税引き上げに伴う介護報酬の改定に合わせ、月額平均8万円相当の処遇改善を実施（公費1,000億円）</li> <li>➢ 障害福祉人材も、同様に処遇改善を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2019年10月から実施</li> </ul>
リカレント教育 高等教育改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ リカレント教育を抜本的に拡充するとともに、現役世代のキャリアアップ、中高年の再就職支援など、誰もがいくつになっても新たな活躍の機会に挑戦できるような環境を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 雇用保険制度等の活用も含め、2018年夏に向けて検討</li> </ul>

H30. 5. 15時点

## 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会

### 趣旨

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき幼児教育の無償化を進めるに当たり、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等について、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から検討するため、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会を開催。

### 構成員

（座長）増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授  
 （座長代理）樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授  
 林 文子 横浜市長  
 無藤 隆 白梅学園大学大学院子ども学研究所特任教授

### 開催実績と今後のスケジュール

第1回（平成30年1月23日）関係者からのヒアリング  
 第2回（ 3月 1日）関係者からのヒアリング  
 第3回（ 3月 9日）関係者からのヒアリング  
 第4回（ 4月 5日）地方自治体からのヒアリング  
 第5回（ 4月13日）関係者からのヒアリング  
 第6回（ 4月25日）関係者からのヒアリング  
 （三重県津市で開催）

## 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議

### 趣旨

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）においては、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現することとした上で、具体的に定まっていない事項については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得ることとされたことを踏まえ、高等教育段階における負担軽減の具体的方策について検討。

### 構成員

（座長）三島 良直 国立大学法人東京工業大学学長  
 （副座長）村田 治 関西学院大学学長  
 相川 順子 一般社団法人全国高等学校PTA連合会相談役  
 赤井 伸郎 国立大学法人大阪大学国際公共政策研究科教授  
 佐竹 敬久 秋田県知事  
 千葉 茂 学校法人片柳学園副理事長

### 開催実績と今後のスケジュール

第1回（平成30年1月30日）  
 第2回（ 3月 5日）  
 第3回（ 4月11日）  
 第4回（ 5月15日）  
 第5回（ 5月22日）  
 5月～6月 要件等のとりまとめ。人生100年時代構想会議に報告、骨太方針への反映

## トップランナー方式について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

### 平成28年度の取組

- 多くの団体が業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇学校用務員事務    ◇本庁舎夜間警備    ◇公用車運転    ◇学校給食(運搬)    ◇プール管理    ◇情報システムの運用  
 ◇道路維持補修・清掃等    ◇案内・受付    ◇一般ごみ収集    ◇体育館管理    ◇公園管理  
 ◇本庁舎清掃    ◇電話交換    ◇学校給食(調理)    ◇競技場管理    ◇庶務業務の集約化

### 平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇青少年教育施設管理    ◇公立大学運営

### 平成30年度の取組

- 平成30年度に新たに導入する業務はなく、平成29年度までに導入した18業務について、段階的な反映における2年目または3年目の見直しを実施。
- 窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書の作成・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の平成31年度の導入を視野に入れて検討。

45

## まち・ひと・しごと創生事業費の交付税算定

- 地方財政計画に計上することとしている「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応し、「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)及び「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)において算定することとしている。
- 地方創生の取組を一層促進するため、平成29年度から、「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において、「取組の成果」に応じた算定に、3年間かけて段階的にシフト(平成30年度は2年目の反映)

### <人口減少等特別対策事業費>

### <地域の元気創造事業費>

年度	人口減少等特別対策事業費		地域の元気創造事業費	
	取組の必要度 に応じた算定	取組の 成果 に応じた算定	行革努力 に応じた算定	地域経済 活性化 の成果に応じた 算定 ※
H28	5,000億円	1,000億円	3,000億円	1,000億円
毎年330億円程度 ずつ3年間で 1,000億円シフト				
H30	4,340億円程度	1,660億円程度	2,340億円程度	1,660億円程度 ※
H31	4,000億円程度	2,000億円程度	2,000億円程度	2,000億円程度 ※

※特別交付税100億円程度を46

## 合併後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直しについて(案)

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。(平成26年度以降5年程度の期間をかけて見直し)

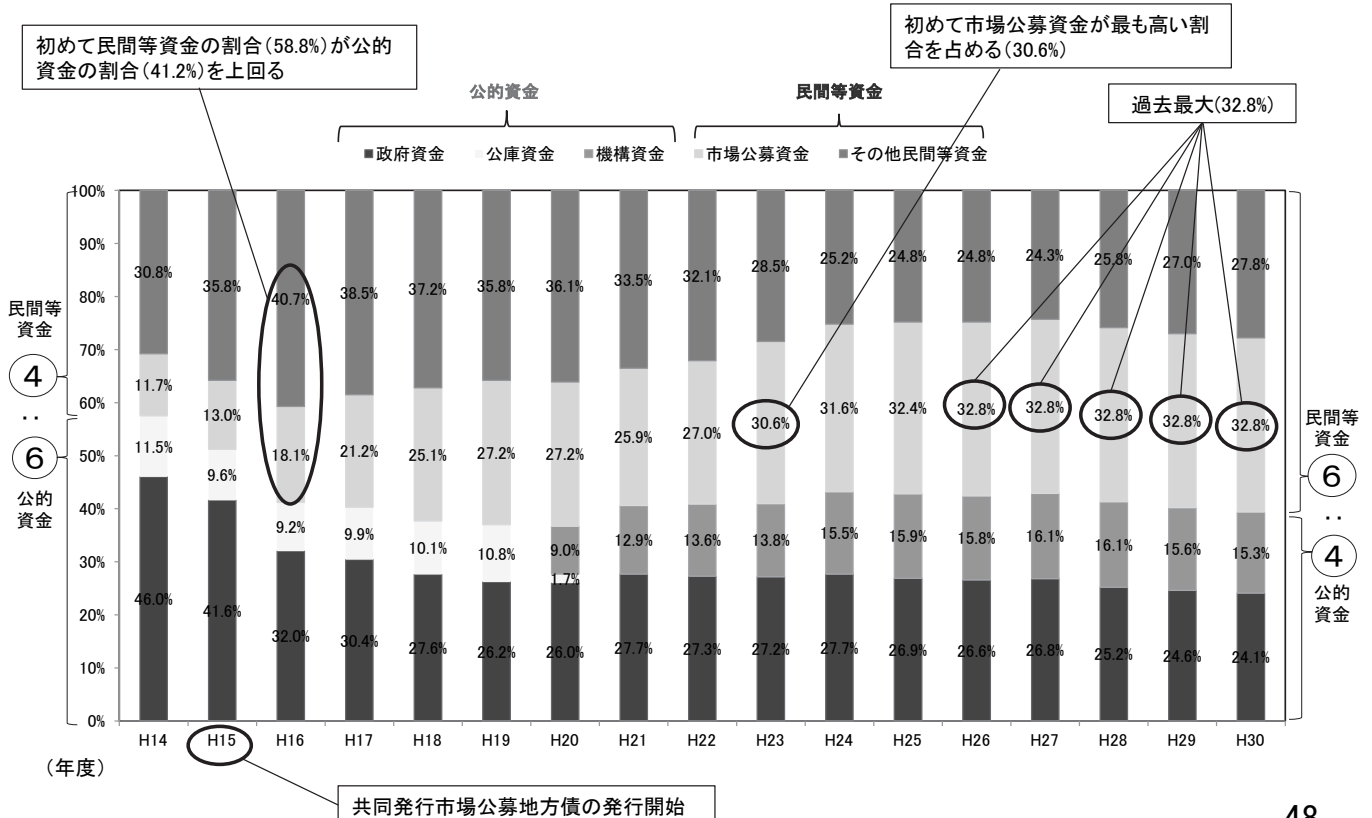
### 具体的な見直し内容

見直し年度	費目	見直し内容	影響額
H26	地域振興費	・ 支所に要する経費を加算	3,400億円程度
H27	消防費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 ・ 人口密度による補正を充実	1,100億円程度
	清掃費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・ 離島、属島の増嵩経費を反映(消防、清掃分)	
H28	保健衛生費、社会福祉費	・ 標準団体の経費を見直し	1,200億円程度
	高齢者保健福祉費	・ 旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を加算	
	その他の教育費、徴税費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実	
	地域振興費	・ 離島、属島の増嵩経費を反映(保健福祉等分)	
H29	地域振興費	・ 支所に要する経費を増額	500億円程度
	その他の教育費	・ 人口密度による補正を新設	
	都市計画費、その他の土木費 農業行政費	・ 標準団体の経費を見直し	
新 H30	その他の教育費(220億円程度)	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実 ※図書館及び社会体育施設	500億円程度
	保健衛生費(60億円程度)	・ 旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を増額	
	商工行政費(30億円程度) 地域振興費(40億円程度) 包括算定経費(150億円程度)	・ 標準団体の経費を見直し	
合 計			6,700億円程度

- 上記について、見直し年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。
- 影響額は、合併団体に対する影響額であり、各年度の算定によって若干の変動がある。

47

## 地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移



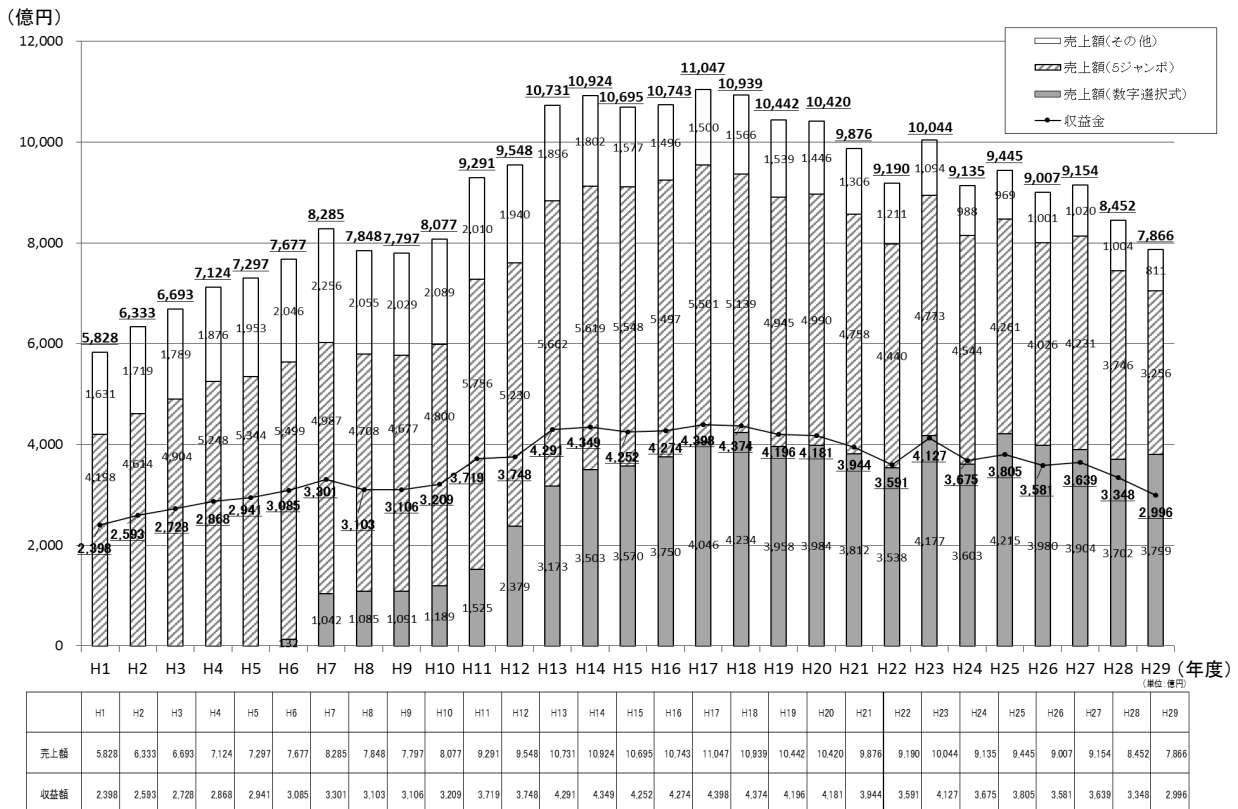
48

# 全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54
平成 27 年度	秋田県		55

49

# 宝くじの売上額と収益金額の推移



※端数処理の都合により、数値が一致しない場合がある  
 ※全国自治宝くじ事務協議会、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会、近畿宝くじ事務協議会、西日本宝くじ事務協議会等の資料による

50



## 宝くじのインターネット販売の拡充

H30.1.24に開催された全国自治宝くじ事務協議会(全都道府県・全政令指定都市で構成)において、宝くじのインターネット販売の拡充について議決。

- 地域の公共事業や福祉施策などに活用されている宝くじ財源を確保するため、発売団体(全都道府県及び全政令指定都市)において、インターネット販売を拡充。
- 平成30年10月から、宝くじ公式サイトにおけるインターネット販売が以下のとおり開始される。
  - ⇒ 購入利便性の向上・販売チャネルの拡大
  - ⇒ 「いつでも・どこでも買える」宝くじへ

### 1. 購入可能な宝くじの種類

- ジャンボ宝くじ・通常くじ(スクラッチを除く)・ナンバーズ・ロト
  - ⇒ ジャンボ宝くじを含め、ほぼ全ての宝くじが購入可能となる。
  - ※ 全宝くじに占めるインターネットで購入可能な宝くじの割合: 43.8% → 93.8% (平成28年度販売実績ベース)
  - ・ 現在、インターネットで購入可能な宝くじは、ナンバーズ・ロトのみ。

### 2. 購入利便性の向上

- クレジットカード決済により購入可能となる。
  - ・ 現在、インターネット販売における決済手段は、インターネットバンキングによる口座引落のみ。
- 会員制度を導入し、商品情報等が受け取れるようになる。

### 3. 販売開始時期

平成30年10月

51

# 地方財政制度

平成30年5月23日  
地方行財政ビジョン研究会

## 農村の困窮～地方財政調整制度創設の時代背景～

世界的な大恐慌の嵐は、日本経済に深刻な打撃を与え、資本主義経済の発達によりもたらされた都市部と農村部における経済力の較差と、それに基づく地方団体間の財政力の不均衡を一層増大させることとなった。

農山漁村における不況は甚だしく、これらの地域の地方団体は、税源の枯渇に悩むこととなった。

(中略)

全国一律の税率で徴収されている直接国税と地方税の割合をみると、東京府で0.8、大阪府で1となっているのに対し、岩手、青森、鳥取の各県では4倍から5倍となっており、これらの地域における地方税の負担がいかに重たかったかが示されている。

(『地方自治百年史』(地方自治百年史編集委員会))

地方税源の状況(昭和7年度)

(単位:千円)

府 県	県民所得額	生産額	直接国税額	地方税額	直接国税に対する地方税の割合
東京府	857,926	1,083,346	78,057	59,690	0.764
大阪府	442,562	1,286,457	38,855	40,104	1.032
愛知県	121,508	742,778	11,992	24,876	2.074
兵庫県	111,465	748,604	20,193	33,003	1.634
福岡県	98,863	466,383	9,125	22,217	2.434
岩手県	11,588	92,950	1,450	6,405	4.416
青森県	11,623	81,224	1,457	6,962	4.778
鳥取県	9,976	52,028	1,110	4,575	4.122

## 地方財政調整制度の提唱

内務省は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、農山村における財政窮乏を救って、地方自治行政の円滑な遂行を確保するため、(中略)地方財政調整制度の必要性を提唱し、昭和七年八月、「地方財政調整交付金制度要綱案」を発表した(未成立)。(『地方自治百年史』)

『地方財政調整交付金制度要綱案』骨子 (『地方交付税法沿革史』(自治省))

- ① 交付金の総額は、新設または増徴される国税の一定割合および義務教育費国庫負担金の一部をもってその財源とすること。
- ② 総額のうち道府県に3分の1、市町村に3分の2を配分すること。
- ③ 道府県分、市町村分とも、これを「一般交付金」、「資力薄弱団体交付金」および「特別団体交付金」に区分し配分すること。
- ④ 一般交付金は総額の3分の1とし人口を基準として配分し、資力薄弱団体交付金および特別団体交付金は総額の3分の2(後者は交付金総額の15分の1以下)とし、前者は課税力を標準とし、後者は人口の少ない団体、公債費の多い団体等に配分すること。
- ⑤ 配分を受けた交付金は、税負担の軽減に充てるものとする。

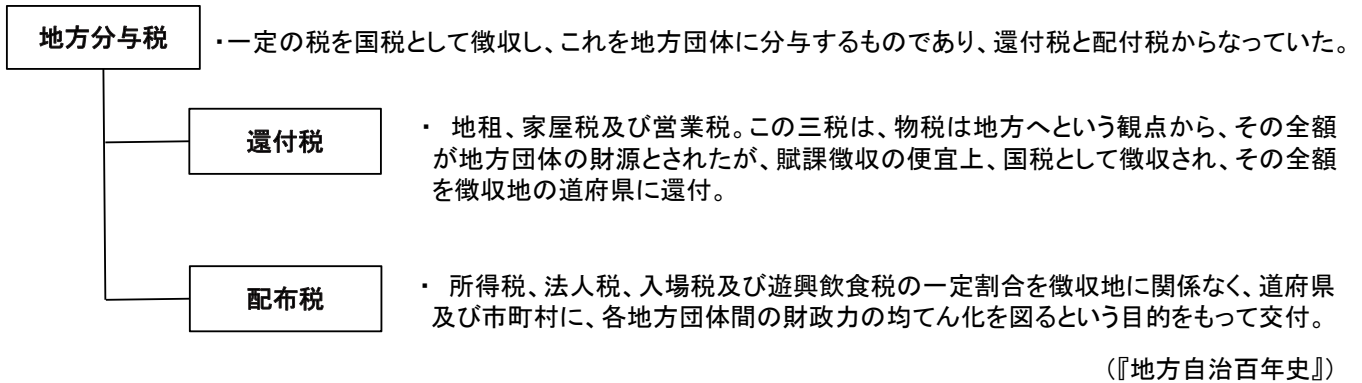
### ○臨時町村財政補給金(昭和11年)

財政が窮乏し、税負担の過重なる町村を対象として総額の85%を配分し、残りの15%を特殊な事由による窮乏団体に配分した。したがって、税の賦課率が一定の限度に達しない町村は交付されず、(中略)またその使途は過重なる税負担に限られた。(『内務省史 第2巻』(大霞会))

### ○臨時地方財政補給金(昭和12～13年)

### ○地方分与税(昭和15年)

## 地方分与税（S15～S25）



### <配付税とは>

財政力の弱い団体ほど相対的に多くの額が分与される制度であった。また、配付税の用途が特定されていない点、更に、その総額が国税の一定割合とされ、その額が地方団体の歳入において大きな割合を占めるに至った点においても、本格的な地方財政調整制度といえる。（『地方自治百年史』）

### <地方分与税と臨時地方財政補給金との違い>

（当時の狭間茂地方局長）「臨時地方財政補給金とは全然性質が違うものでありまして、補給金は廃減税以外には使いませぬ。併しながら分与税は、左様な税の軽減ということを目的として居るのではなくして、……地方団体間の負担の均衡を図り、又地方の財源を充足してやるということを目的と致して居るものであります」

（『内務省史 第2巻』）

3

## シャープ勧告①

○ シャープ勧告は、その中でとくに我が国の地方財政調整制度の改革に関する問題を取り上げ、従来の地方配付税制度を廃止して、新たに地方財政平衡交付金制度を創設すべきことを示した。（中略）シャープ勧告において、地方配付税の欠点として指摘されたことは、

① 総額の決定については地方配付税の総額が、国税である所得税および法人税に対する一定割合とされているため、地方財源として真に必要な額と一致することについての保障がなく、しかも、その割合は、国庫財政の都合（たとえば昭和24年度においてはドッジ・ラインに基づく超均衡財政政策のため地方配付税の率が半減された。）により一方的に変更されることにより地方財政を不安定にし、また基礎となつている国税は、経済の変動に対して敏感であるため、毎年度の総額に大幅に変動を及ぼすこととなる。

② この（地方配付税の）方法では、財源の均衡はある程度はかられるとしても、各団体ごとの実際の財政力と財政需要を反映しない独断的な面があり、また配分に当って、当初から道府県分と市町村分の枠を定めることについて、そのそれぞれの所要額が合理的研究に基づいて定められたものではない。

という、2点であり、（中略）これに代えて総額および配分方法を地方団体の必要と財源とに応じて決定し、国庫の一般資金から支出する「平衡交付金」制度を設けるべきであるということをその内容としている。

（『地方交付税沿革史』）

4

## 地方財政平衡交付金（S 25～S 29）

### 地方財政平衡交付金法（抜粋）

#### 第一条（この法律の目的）

この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方財政平衡交付金の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するために、地方団体に対し適当な財源を供与し、もつてその独立性を強化することを目的とする。

#### 第六条（交付金の種類及び総額の決定）

- 1 交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。
- 2 毎年度分として交付すべき普通交付金の総額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額を超えると認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める。
- 3 毎年度分として交付すべき特別交付金の総額は、普通交付金の総額の九十二分の八に相当する額とする。

#### 第十条（普通交付金の額の算定）

- 1 交付金は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して交付する。
- 2 前項の地方団体に対して交付すべき交付金の額は、交付金の総額を、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額にあん分して算定する。

#### 第十一条（基準財政需要額の算定方法）

基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

#### 第十二条（測定単位）

地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごとに左の表の中欄に掲げる経費について、それぞれその下欄に定めるものとする。

5

## 地方交付税制度への転換

- シャウブ勧告に基づいて創設された地方財政平衡交付金制度は、財源保障制度としては理論的には完璧に近いものであったが、その運用の実態は理想とはほど遠いものであった。

地方財政平衡交付金の総額をめぐる国庫財政当局と地方財政当局との意見の対立は常に熾烈であった。

- 結局、推計的手段を用いるものである以上、歳入にしても、歳出にしても、その立場立場によってさまざまな意見が生じることになり、とくに給与費や税収入については、しばしば意見の相違が生じ、毎年度、総額の決定に当たって、国と地方と間に紛争を重ねる結果を生むに至り、結局、交付金総額の決定は、政治的に行われているという事態が通常となった。

（『地方交付税沿革史』）

- 制度の理想と運用の実態との乖離により、地方財政平衡交付金制度に対する地方公共団体の信頼は次第に失われ、また、国庫当局の側にも、毎年度平衡交付金の総額がいくらになるかわからないということでは予算の編成上も困るので、その総額の決定について何等かの安定したルールを作る方がよいという意見が強くなっていった。

（『地方自治百年史』）

#### <地方交付税制度への移行>

- 地方制度調査会は、昭和28年10月答申を行い、その中で、地方財政平衡交付金制度については廃止し、これに代えて地方交付税制度を創設すべきであるとする答申を行った。

- 地方財政平衡交付金制度から地方交付税制度への改正は、要約すれば、

- ① 保障財源を一定国税の収入額にリンクすることによって、地方団体の独立財源としての性格をつよめ、かつ、地方財政平衡交付金における単年度財源保障方式に対して、長期的財源保障方式としたこと
- ② 各地方団体ごとの交付額については、地方財政平衡交付金における財源不足額補填方式を踏襲して完全な財源保障機能をもたせたこと

の2点となる。

（『新地方財政調整制度論』（石原信雄）

6

## 地方交付税（S29～）

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている **地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。**

**性 格**：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、**いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」**（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、**地方の固有財源である**と考えます。

**総 額**：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

**種 類**：普通交付税＝交付税総額の94%  
特別交付税＝交付税総額の6%

**交付時期**：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付  
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。  
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付  
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

7

## 義務教育国庫負担金

<昭和15年 義務教育費国庫負担法(旧法)が施行>

○ **教員の給与等を市町村から道府県の負担とし、その実支出(実員実額)の1/2を国が負担。**

<昭和25年 義務教育費国庫負担制度の廃止>

○ 「シャープ勧告」(昭和24年9月)を受け、義務教育費国庫負担制度が廃止され、新たに創設された「**地方財政平衡交付金制度**」に吸収される。

<昭和25年 標準義務教育の標準教育費に関する法律案の提出>

○ 義務教育費国庫負担金の地方財政平衡交付金への統合に強く反対していた文部省は、特例法を作って義務教育費に関する基準財政需要額は文部大臣が定めるところによって算定した標準教育費によるべきことを企画し、「**標準義務教育の標準教育費に関する法律案**」を閣議に提出したが、実現しなかった。(『新地方財政調整制度論』)

<昭和27年 義務教育費国庫負担金法案(文部省案)作成>

(文部省案は)義務教育費国庫負担金の算定事務一切は文部大臣の所轄とし、(中略)一切の教育関係経費を地方財政一般から切り離して、文部大臣—教育委員会の系統に一本化するものにほかならない。(中略)もし、このとき文部省案が通っていたら、都道府県の性格は一変していたであろうし、地方行政は、四分五裂していたであろう。事実、厚生省でも社会福祉行政について同様の考え方があり、義務教育費がうまく行ったら同じ動き方をしようという企図があった。そうなれば、地方財政の総合性など吹っ飛んでいたであろうし、地方自治は壊滅していたであろう。(『自治の流れの中で』)

<昭和28年「義務教育費国庫負担法」の施行>

○ 実支出(実員実額)の1/2を国が負担(負担対象職員として職員以外の事務職員が加わる等)。

8

# 地方交付税制度の現状と課題



平成30年11月29日(木)

総務省自治財政局

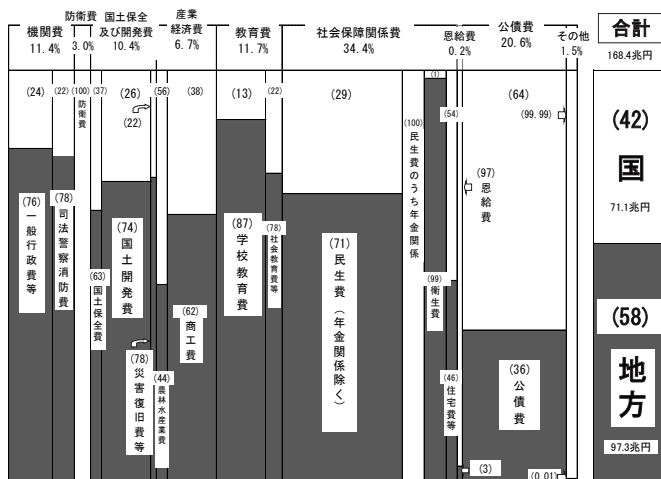
交付税課長 出口 和宏

## 地方財政総論

# 地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成28年度決算）  
 <歳出決算・最終支出ベース>



(注) ( ) 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合  
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成(大学)	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道(国管理以外) ○都道府県道 ○一級河川(国管理以外) ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成(幼~高) ○公立大学(特定の県)	○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等(用途地域、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○下水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所(特定の市)	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

1

## 公共投資の役割分担

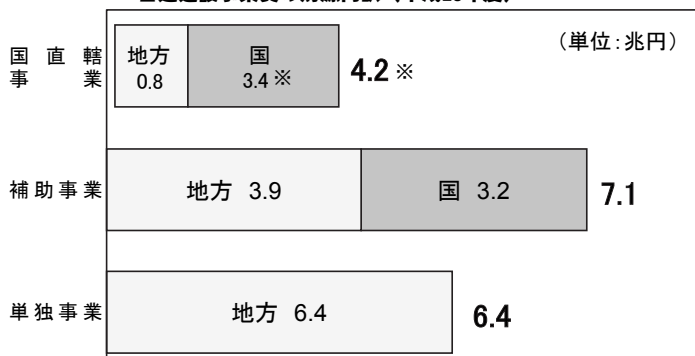
- 住民に身近な公共投資は地方が、利益が広域に及ぶ公共投資は国が主体となって実施

役割分担(例)

国	高速自動車道 国道 一級河川
都道府県	国道(国管理以外) 都道府県道 一級河川(国管理以外) 二級河川 公営住宅
市町村	都市計画等 市町村道 準用河川 公営住宅 下水道

平成28年度決算額

普通建設事業費の財源内訳(平成28年度)



(資料)「平成28年度地方公共団体普通会計決算の概要」(平成29年11月)より  
 (※)国直轄事業のうち国負担額3.4兆円は、平成28年度地方財政計画における  
 国庫負担額を基に推計。

- 直轄事業 … 国がみずから事業の主体として行う事業  
 (受益者負担として地方が経費の一部を負担(直轄負担金))
- 補助事業 … 地方の行う事業で、国家的な利害にも関連する事業について国が経費の一部を負担
- 単独事業 … 地方が単独で行う事業

2

## 教育の役割分担

- 義務教育等においては、学校の運営やその費用負担の大部分を地方がまかない、国は学習指導要領の制定や教職員給与の補助等を実施。

### 役割分担(例)

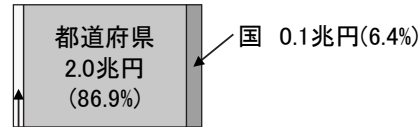
国	大学 私学助成 小・中学校教員の給与の1/3を負担
	都道府県 高等学校・特別支援学校 小・中学校教員の給与・人事(指定都市以外) 私学助成(幼稚園～高校) 公立大学(特定の県)
	市町村 小・中学校 ※指定都市の小・中学校教員の給与・人事を含む。

### 平成28年度決算額

#### 小・中学校(7.5兆円)

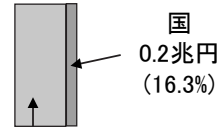
市町村 1.9兆円 (25.1%)	都道府県 4.0兆円 (53.9%)	国 1.6兆円 (21.0%)
-------------------------	--------------------------	-----------------------

#### 高等学校(2.3兆円)



市町村 0.2兆円 (6.7%)

#### 私立高校・私立幼稚園等(1.0兆円)



3

## 社会保障の役割分担

- 年金：国の役割
- 医療：都道府県・市町村の役割（国民健康保険の場合）
- 保育・介護：主として市町村の役割

### 役割分担

国	年金	・年金給付に関する事務
地方 市町村 都道府県 (※2)	医療 (※1)	・国民健康保険事業の運営 国：医療制度の立案、財政支援
	介護	・介護保険事業の運営 都道府県：介護保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：介護保険制度の立案、財政支援
	保育	・保育所の運営 都道府県：財政支援 国：保育制度の立案、財政支援

※1 医療については、「国民健康保険」の他に、「協会健保」、「組合保険」及び「共済組合」があり、それぞれ役割・公費負担は異なる。  
 ※2 平成30年度から、都道府県が財政運営責任主体となる新制度へ移行

### 平成28年度決算額

年金 11.2兆円 ※国民年金(基礎年金部分)の給付費のうち国庫負担分



医療(例:国民健康保険) 5.1兆円

市町村 0.5兆円 (9.7%)	都道府県 1.2兆円 (22.9%)	国 3.5兆円 (67.4%)
------------------------	--------------------------	-----------------------

介護 5.2兆円

市町村 1.5兆円 (28.6%)	都道府県 1.4兆円 (27.1%)	国 2.3兆円 (44.3%)
-------------------------	--------------------------	-----------------------

※年金、介護、医療とも公費負担部分の総額及び割合であり、保険料等除き。

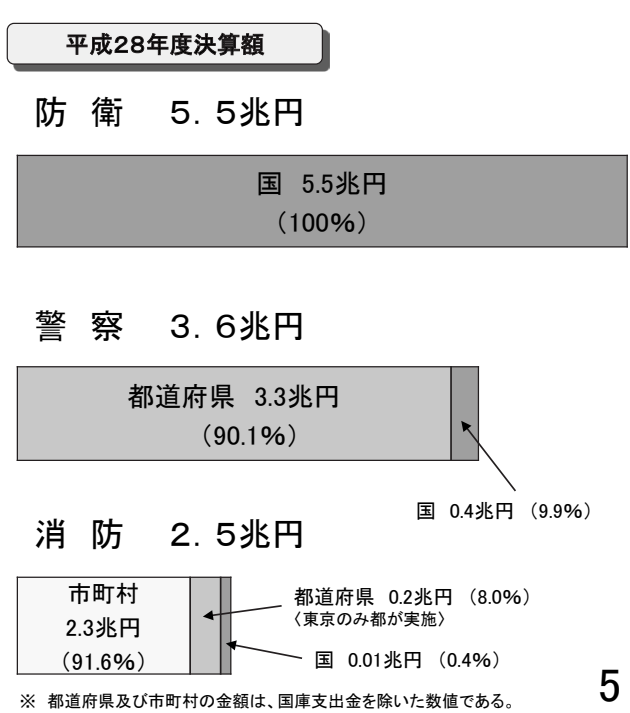
4



## 治安等の役割分担

- 防 衛：国の役割
- 警 察：都道府県の役割
- 消 防：市町村の役割

役割分担		
国	防衛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の管理・運営</li> <li>・外国軍隊の駐留に伴う事務</li> </ul>
地 方	都道府県 警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕</li> <li>・交通の取締</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     国：警察制度の立案、都道府県に対する財政支援                 </div>
	市町村 消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災現場等での火災の鎮圧</li> <li>・地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     都道府県：市町村等の災害対策の支援及び総合調整                       国：消防制度の立案、市町村に対する財政支援                 </div>



5

## 地方財政計画の役割

### 地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

**第七条** 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

### 【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
  - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

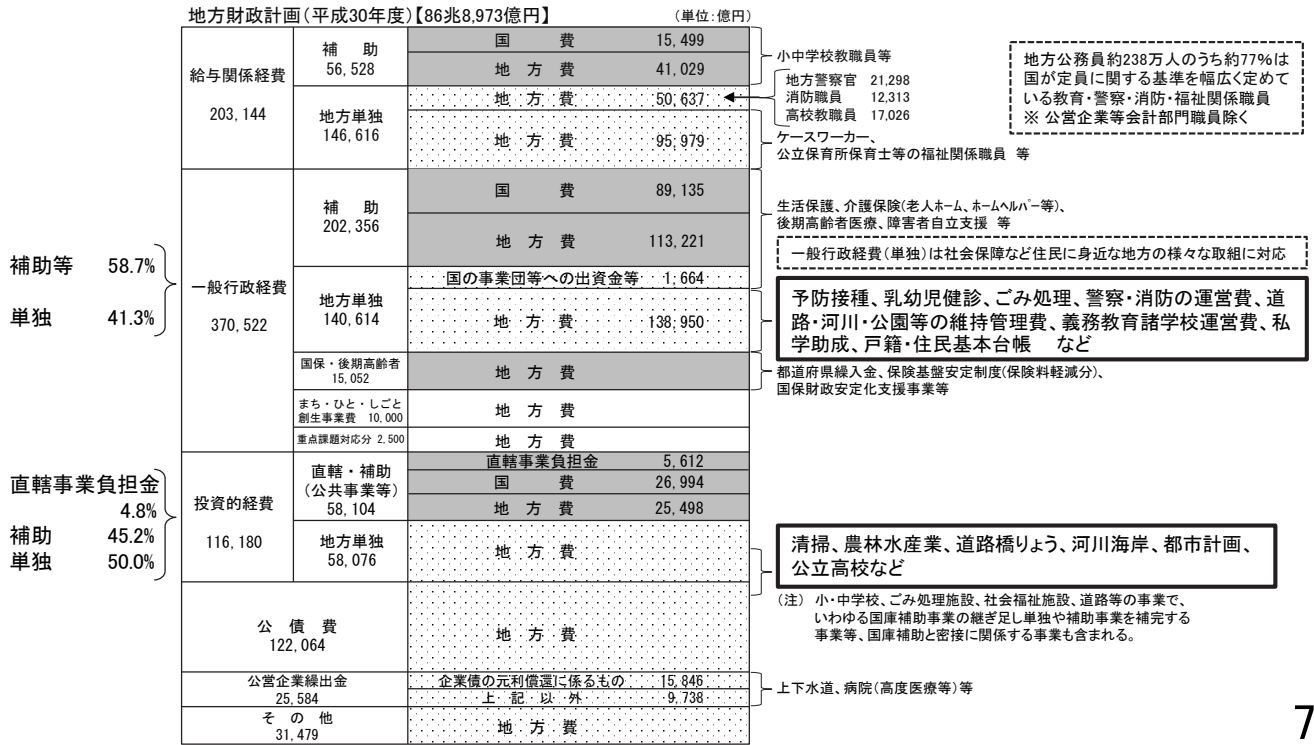
したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

- 歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

6

# 地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

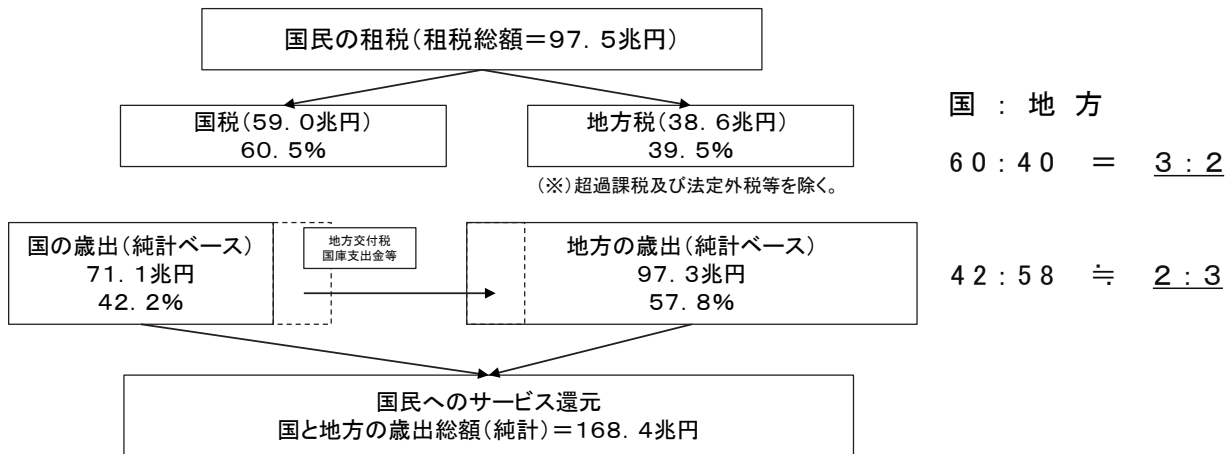
地方財政計画(通常収支分)の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。



7

# 国と地方の税財源配分と地方歳入の状況

## (1) 国・地方間の税財源配分(平成28年度)



## (2) 地方歳入決算の内訳(平成28年度)

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
393,924億円 (38.8%)	197,025億円 (19.4%)	156,291億円 (15.4%)	103,873億円 (10.2%)	163,485億円 (16.2%)
← 地方歳入 101兆4,598億円 →				

(注) 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

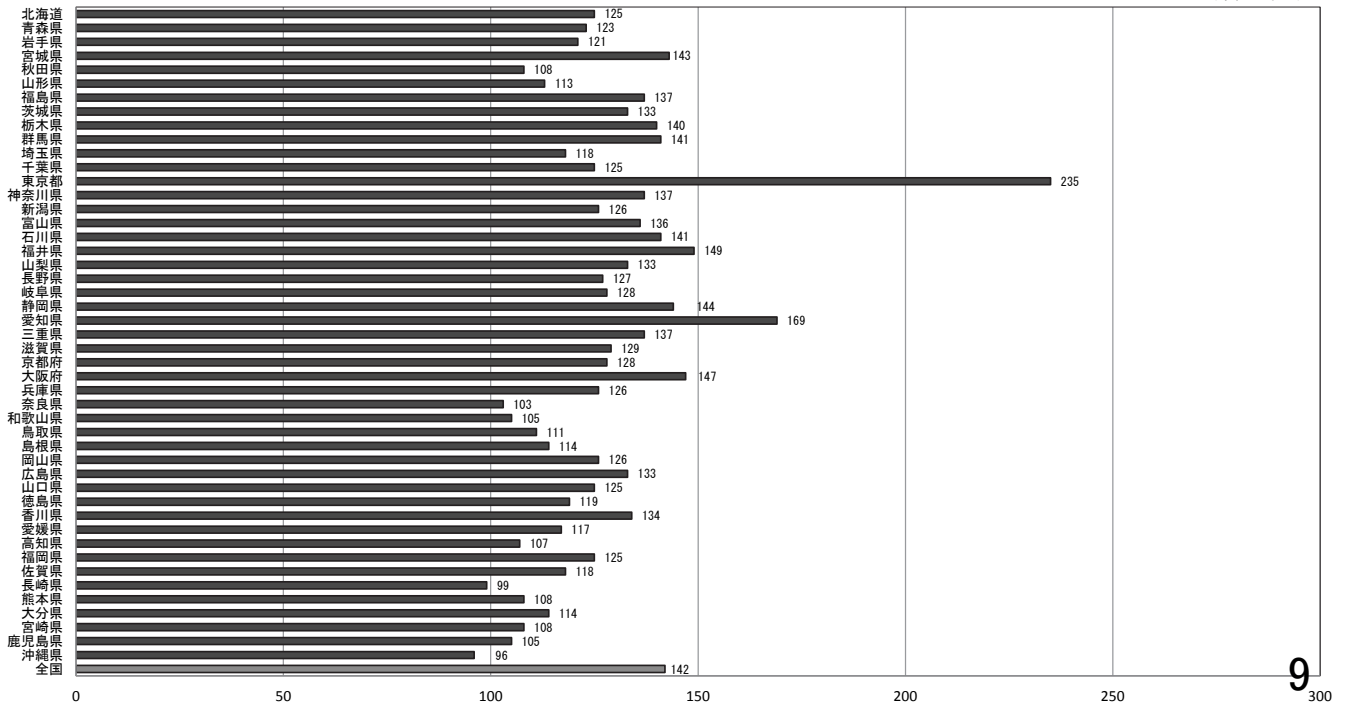
8

# 都道府県の税源偏在の状況

○ 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源の偏在が大きく、平成28年度では、人口一人当たり税額でみると東京の23.5万円に対し、沖縄県は9.6万円と2.4倍の格差が生じている。

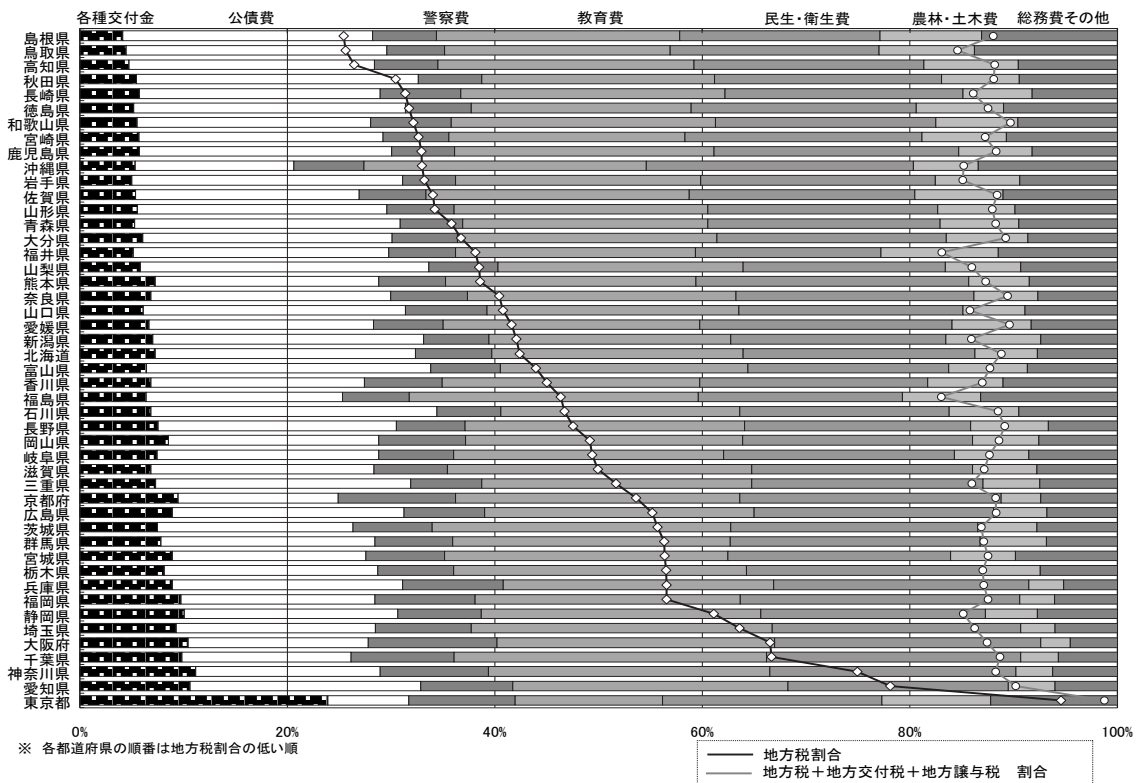
平成28年度人口一人当たり都道府県税額

(単位：千円)



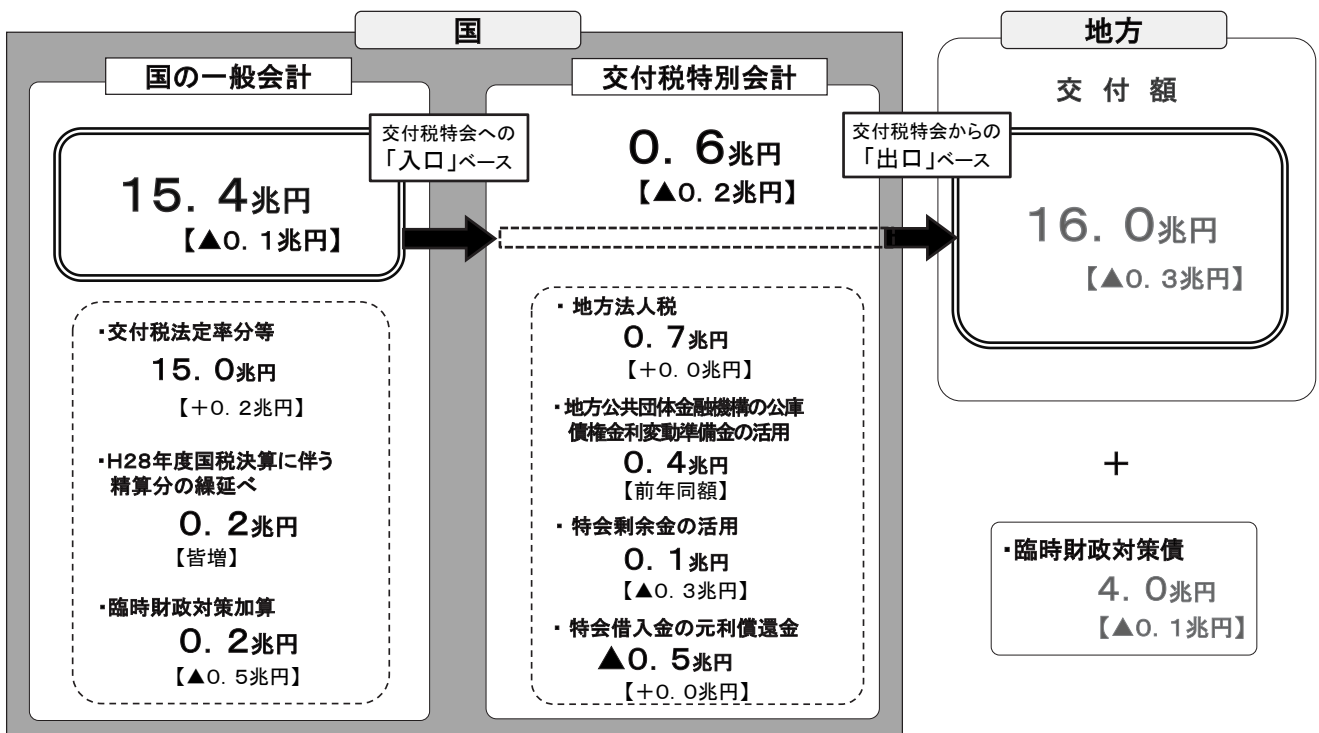
9

# 地方交付税による財源保障・財源調整の状況(平成28年度決算(復旧・復興、全国防災除く))



10

## 平成30年度 地方交付税の姿



(※)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある  
 (※)【 】内は平成29年度地方財政計画からの増減額

## 平成30年度地方財政収支

(単位:兆円)

<b>歳出</b> 86.9兆円 (+0.3兆円)	<b>給与関係経費</b> 20.3 (▲0.0)	<b>一般行政経費</b> 37.1 (+0.5) <small>〔うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(同額) うち 重点課題対応分 0.3(同額)〕</small>	<b>投資的 経費</b> 11.6 (+0.3)	<b>公債費</b> 12.2 (▲0.4)	<b>その他</b> 5.7 (+0.1)
---------------------------------	---------------------------------	--	-------------------------------------	------------------------------	-----------------------------

国・地方で折半

<b>歳入</b> 86.9兆円 (+0.3兆円)	<b>国庫 支出金</b> 13.7 (+0.1)	<b>地方 債等</b> 11.1 (+0.1)	<b>地方税・地方譲与税等</b> 42.1 (+0.4)	<b>臨時財政 対策債</b> 〔元利償 分等〕 3.8 (+0.4)	<b>地方交付税</b> 16.0 (▲0.3)	<b>臨時財政 対策加算</b> 0.2 (▲0.5) <b>臨時財政 対策債 折半分</b> 0.2 (▲0.5)
---------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	---	--------------------------------	---

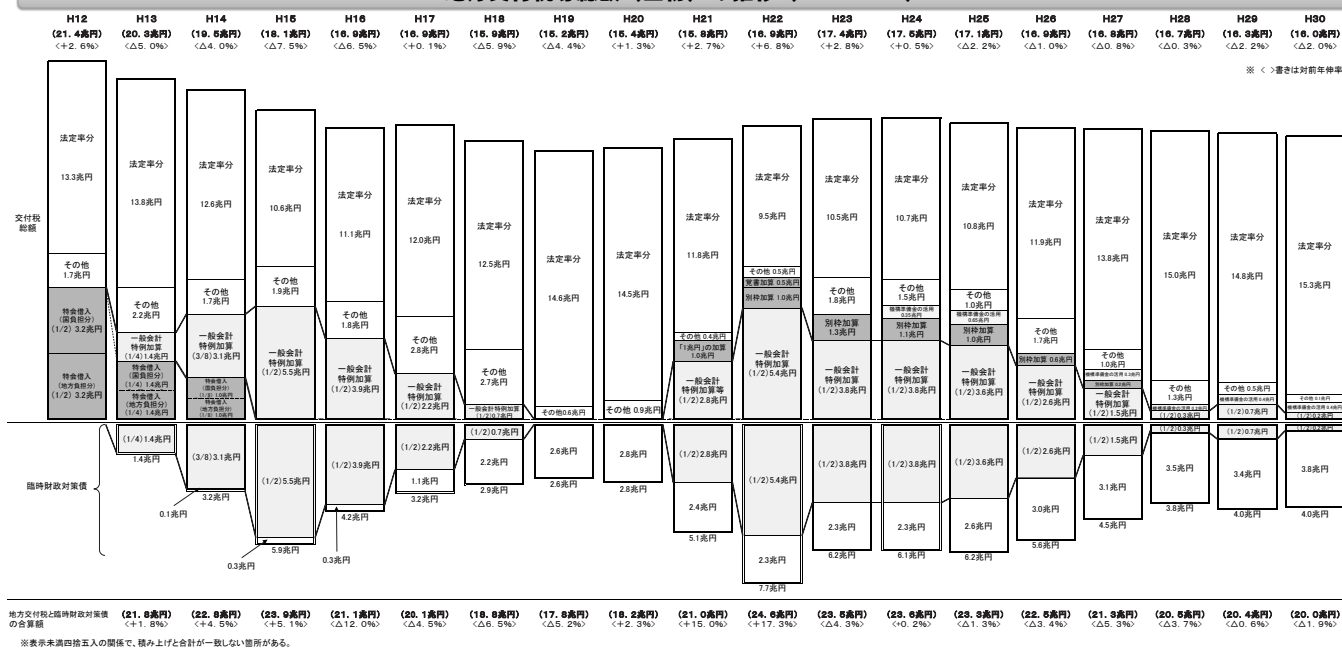
※( )内は平成29年度当初からの増減額

**地方一般財源総額 ③0 62.1兆円(+0.04兆円)**

<参考>財源不足額 ③0 6.2兆円(▲0.8兆円)  
0.3兆円(▲1.0兆円)

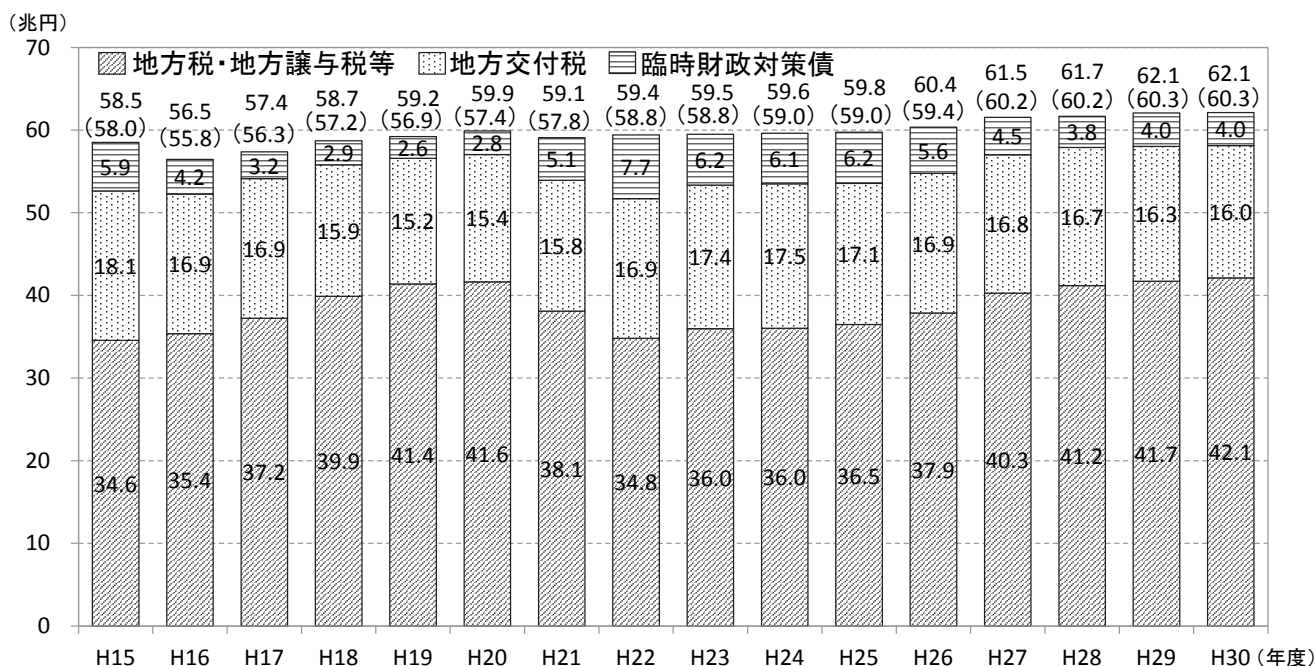
臨時財政対策債発行額 ③0 4.0兆円(▲0.1兆円)

### 地方交付税等総額（当初）の推移（H12～H30）



13

### 地方一般財源総額



- ※ 地方財政計画ベース
- ※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた
- ※ ( )書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース
- ※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

14

# 平成30年度地方財政計画のポイント①

## 1. 通常収支分

### (1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費1.0兆円(前年度同額)等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保
- ・ 精算減(平成28年度国税決算分)の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税(交付ベース)について16.0兆円を確保
- ・ 臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制

(参考:概算要求時点)

地方交付税:15.9兆円(前年度比▲0.4兆円) 臨時財政対策債:4.6兆円(同+0.5兆円)

一般財源総額	62.1兆円(前年度比+0.04兆円、前年度 62.1兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	60.3兆円(同+0.01兆円、同 60.3兆円)
・ 地方税	39.4兆円(前年度比+0.4兆円、前年度 39.1兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7兆円( 同 +0.1兆円、 同 2.7兆円)
・ 地方交付税	16.0兆円( 同 ▲0.3兆円、 同 16.3兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0兆円( 同 ▲0.1兆円、 同 4.0兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

15

# 平成30年度地方財政計画のポイント②

### (2) 公共施設等の適正管理の推進等

- ・ 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5兆円を計上(前年度比+0.1兆円)

### (3) 歳出特別枠の見直し

- ・ 平成26年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で、歳出特別枠(前年度0.2兆円)を廃止

## 2. 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

16

# 平成30年度地方財政対策のポイント③

## 歳入歳出の概要

通常収支分

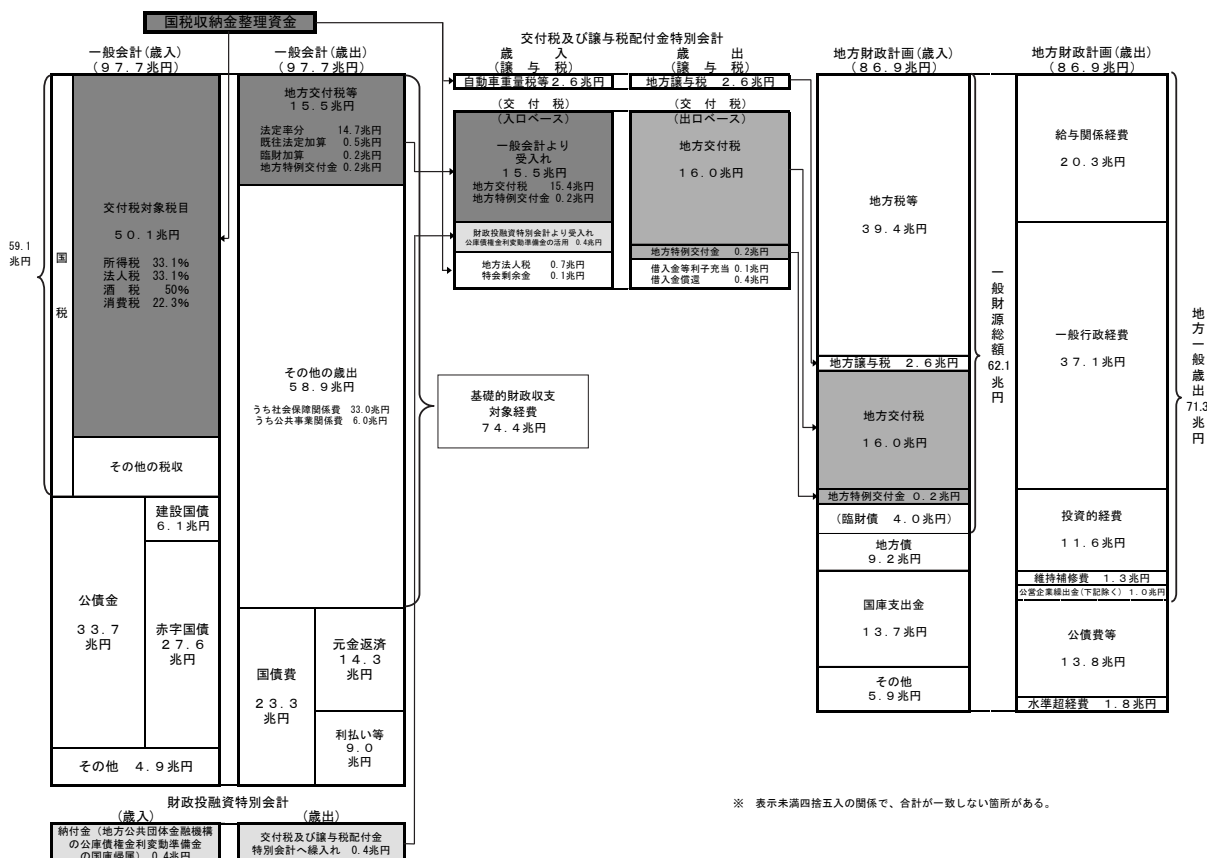
(単位:兆円、%)

区分	30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
地方税	39.4	39.1	0.4	0.9
地方譲与税	2.6	2.5	0.0	1.5
地方特例交付金	0.2	0.1	0.0	16.3
地方交付税	16.0	16.3	▲0.3	▲2.0
国庫支出金	13.7	13.5	0.1	0.8
地方債	9.2	9.2	0.0	0.3
臨時財政対策債	4.0	4.0	▲0.1	▲1.5
臨時財政対策債以外	5.2	5.1	0.1	1.7
使用料及び手数料	1.6	1.6	▲0.0	▲0.6
雑収入	4.3	4.2	0.1	1.2
その他	▲0.0	▲0.0	▲0.0	26.8
計	86.9	86.6	0.3	0.3
一般財源 (水準超経費を除く)	62.1	62.1	0.0	0.1
	60.3	60.3	0.0	0.0

区分	30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
一般行政経費	37.1	36.6	0.5	1.3
うち 補助	20.2	19.8	0.5	2.3
うち 単独	14.1	14.0	0.0	0.3
うち まち・ひと・しごと創生 事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	0.2	▲0.2	皆減
公債費	12.2	12.6	▲0.4	▲3.0
維持補修費	1.3	1.3	0.0	3.6
投資的経費	11.6	11.4	0.3	2.3
直轄・補助	5.8	5.7	0.1	1.5
単独	5.8	5.6	0.2	3.2
うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 公共施設等適正管理 推進事業費	0.5	0.4	0.1	37.1
公営企業繰出金	2.6	2.5	0.0	1.3
水準超経費	1.8	1.8	0.0	1.7
計	86.9	86.6	0.3	0.3

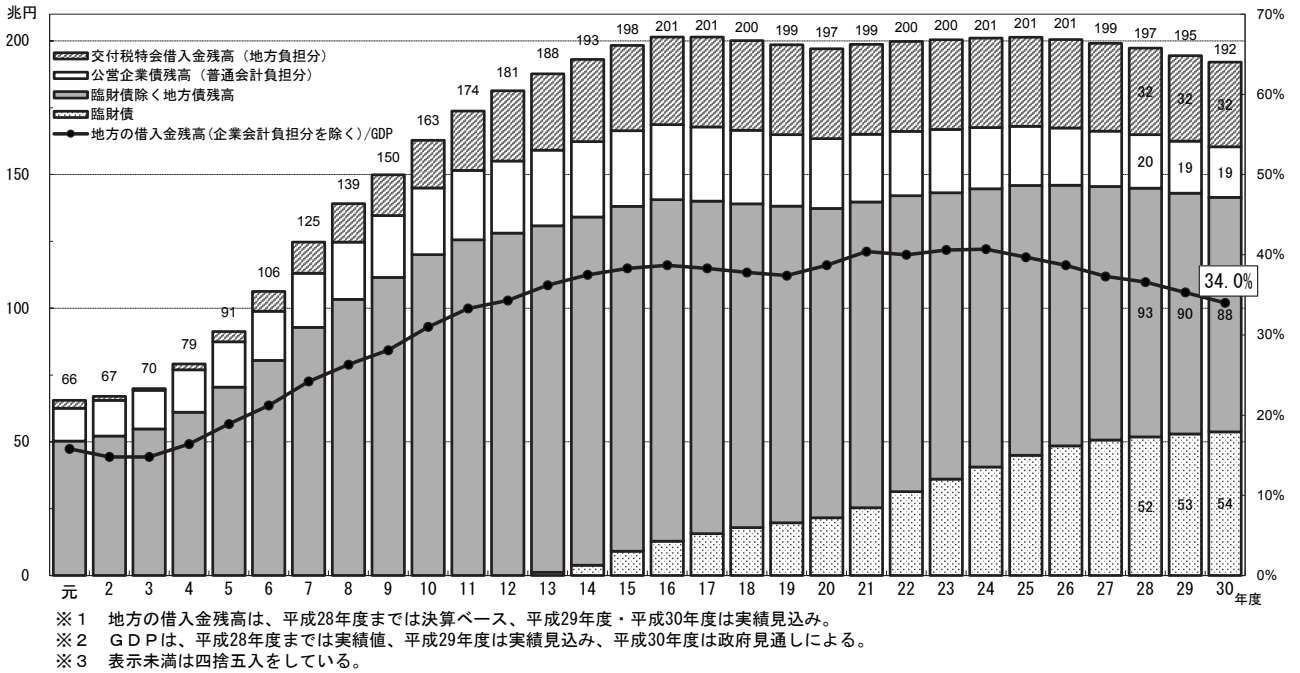
※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

## 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成30年度当初）



※ 表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

# 地方財政の借入金残高の状況



(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位:兆円)

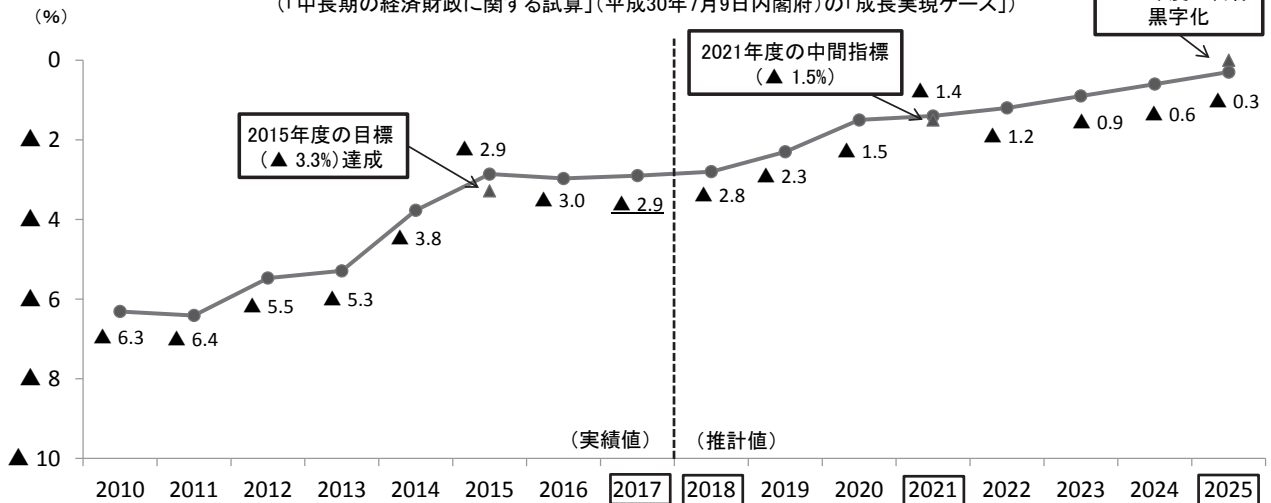
年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22

19

# 国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移と財政健全化目標  
 (「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年7月9日内閣府)の「成長実現ケース」)



	2017年度	2018年度(見込)	2021年度(見込)	2025年度(目標)	2025年度(見込)
プライマリーバランス(対GDP比)	▲15.7兆円 [▲2.9%]	▲15.7兆円 [▲2.8%]	▲8.4兆円 [▲1.4%]	黒字化	▲2.4兆円 [▲0.3%]

20



## 一般財源総額ルール等について

○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定・抜粋)

### 一般財源総額ルール <2019年度～2021年度>

財政健全化目標(※)と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間(2019～2021年度)内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。

①、②(略)

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※財政健全化目標：

- ・ 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- ・ 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

### 参考

(臨時財政対策債関係)

- ・ 地方歳出についても、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組む、国・地方を合わせたPB黒字化につなげる。

(基金関係)

- ・ 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。

21

# 地方交付税制度の概要

## 地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている  
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

**性 格**：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考）平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

**総 額**：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

**種 類**：普通交付税＝交付税総額の94%

特別交付税＝交付税総額の6%

**交付時期**：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

22

## 地方交付税率の変遷

（単位：%）

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	地方法人税	法定率改正理由
昭和29	19.874	19.874	20				<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方財政の財源不足に対処するため、順次引上げ</li> </ul>
昭和30		22					
昭和31		25					
昭和32		26					
昭和33		27.5					
昭和34		28.5					
昭和35		28.5+0.3※					
昭和37		28.9					
昭和40		29.5					
昭和41		32					
平成元				24	25		
平成9				29.5			
平成11		32.5					
平成12		35.8					
平成19		34					
平成26				22.3		全額	
平成27	33.1	33.1	50		除外		
平成30							

※ 0.3は臨時地方特例交付金

23

## 財源保障機能と財源調整機能

地方行政の計画的な運営を保障 ⇒ 財源保障機能

地方団体間の財源の均衡化 ⇒ 財源調整機能

(交付税法1条)

## 法令による義務づけと表裏一体の財源保障

法令により地方団体に事務処理を義務づける場合においては、国はそのために必要な経費について財源措置の必要(地方自治法232条)

国庫補助負担金事業(義務教育、社会福祉、公共事業、災害復旧事業等)の交付税への算入(地方財政法11条の2)



法令で義務づけられた行政水準の遵守(交付税法3条)

## 地方交付税は地方の一般財源

国は、交付税の交付にあたって、条件をつけたりその用途を制限してはならない。

(交付税法3条)

24

## 地方交付税法の種類

地方交付税は、普通交付税と特別交付税とに分けられる。

### 普通交付税

- 総額  
地方交付税総額の9.4%
- 交付方法  
基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、基準財政需要額が基準財政収入額を超過する財源不足団体に対して交付される。
- 交付時期  
4、6、9、11月の4回に分けて交付  
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

### 特別交付税

- 総額  
地方交付税総額の6%
- 交付方法  
・ 基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること  
・ 基準財政収入額に過大に算定された財政収入があること  
等を考慮して交付される。
- 交付時期  
12、3月の2回に分けて交付  
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

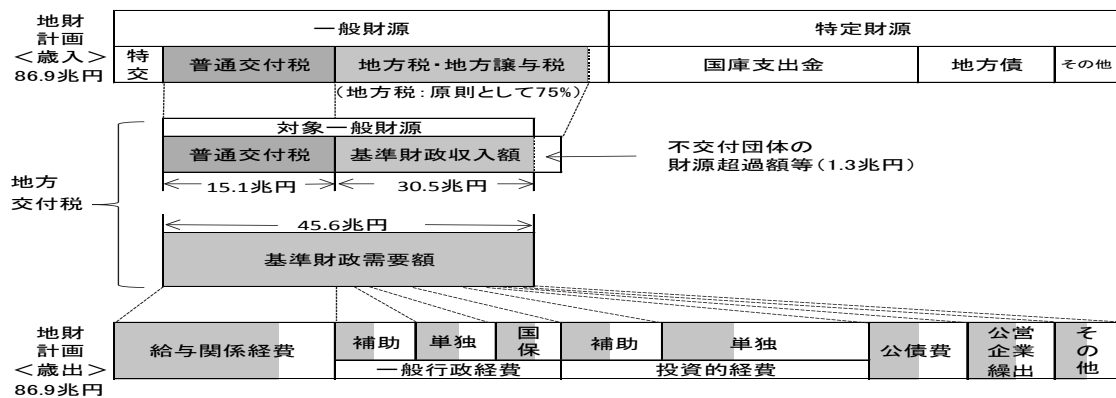
25

## 地方財政計画と地方交付税の関係

- 地方交付税の総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本にしつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで決定。
- 個々の団体への交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定されるが、**基準財政需要額は地方財政計画の歳出中一般財源対応分を算入するもの。**
- 平成30年度の基準財政需要額45.6兆円のうち、地方税等対応分が約7割、地方交付税対応分が約3割。
- その際、**地方財政法第11条の2の規定により、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金の地方負担については財政需要額への算入が義務。**
- 各地方団体毎の基準財政需要額の算定には、人口・面積等に応じた静態的な算定と、実際の事業費に即応した**動態的算定があるが**、基準財政需要額の算定方法は交付税総額に影響しない。

●**地方財政法第11条の2** <地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入>  
 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、**地方公共団体が負担すべき部分は**、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき**地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。**

### 地方財政計画と地方交付税の関係（平成30年度）



26

## 普通交付税の算定方法

普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入(基準財政収入額)を超える団体に対して交付

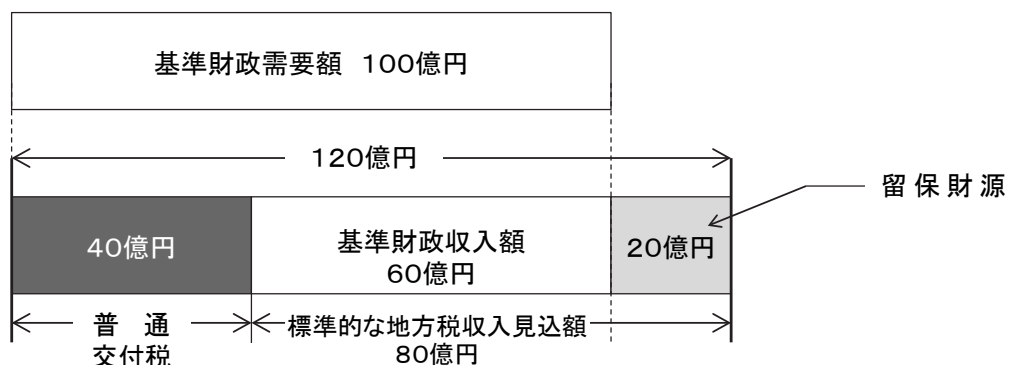
- **基準財政需要額** = 各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額  

$$\text{単位費用(単価)} \times \text{測定単位(国勢調査人口等)} \times \text{補正係数}$$

（人口規模や人口密度によるコスト差等を反映）

- **基準財政収入額** = 標準的な地方税収入見込額 × 75% (譲与税については100%)

- 算定例

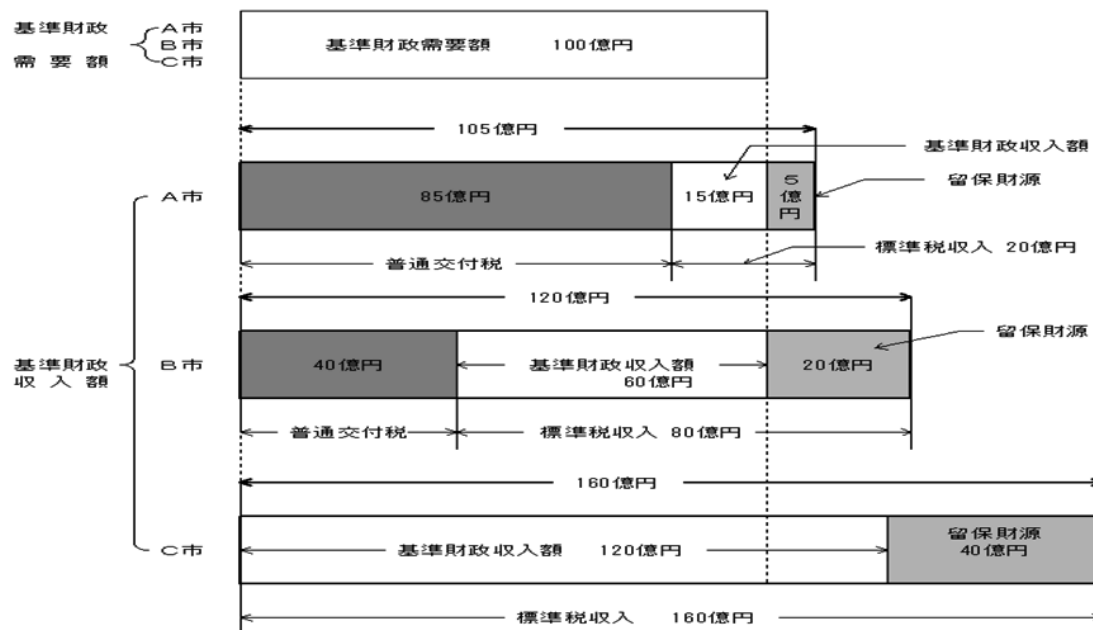


27

# 留保財源について

## 留保財源設定の主な理由

- ・基準財政需要額において、地方公共団体の財政需要を完全に補足することは不可能であるため
- ・基準財政需要額に算入された財政需要以外の独自の施策を行うための財源的余裕を確保するため
- ・税収が増えた分だけ交付税が減少することのないよう、税源涵養のインセンティブを確保するため



28

## 標準団体設定の意義(単位費用の前提)

- 地方交付税は財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対して、**衡平**にその超過額を補填することを目的として交付される。
- 基準財政需要額は、単位費用×測定単位×補正係数の算式によって算出されるため、**単位費用は、基準財政需要額の算定要素の中で最も重要なものである。**
- **すべての地方団体の財政需要を合理的に算定し、衡平に交付税を交付するため、単位費用の設定には自然的、社会的条件の特異な要因が除かれる必要がある。**

### 標準団体

上記趣旨に則して単位費用を算出するために設定されるもの。具体的には人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、社会的条件などが特異でないもの(積雪地帯や離島ではなく、また人口急増・急減がない都市化も平均的なもの)を想定している(右は標準団体のうち主な項目の例)。

### 単位費用

標準団体における行政経費(一般財源)を行政項目ごとに積算し、標準団体における測定単位で除して得た単価が単位費用となる。

### 【平成30年度の例】

	都道府県	市町村
人口	1,700,000人	100,000人
面積	6,500km <sup>2</sup>	210km <sup>2</sup>
道路の延長	3,900km	500km
小学校数	364校	1校
うち教員数	6,474人	—
うち学級数	—	18学級
うち児童数	—	690人

(各学年40人学級3クラス(第一・二学年のみ35人学級))

教職員給与は都道府県が負担し、小学校運営は市町村が実施することを踏まえて、測定単位が設定されている。

### 測定単位

地方行政の種類ごとに当該種類の行政に要する経費の多寡を最も確かつ合理的に反映するものであり、単位費用と同様に法定化されている。

29

## 普通交付税の算定項目と測定単位（平成30年度）

【道府県分】

項目	測定単位	単位費用(円)	
一 警察費	警察職員数	8,306,000	
二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積 道路の延長	135,000 2,024,000
	2 河川費	河川の延長	188,000
		港湾係留施設の延長	28,300
		漁港係留施設の延長	10,400
3 港湾費	漁港係留施設の延長	6,140	
	外郭施設の延長	5,930	
4 その他の土木費	人口	1,340	
三 教育費	1 小学校費	教職員数	6,253,000
	2 中学校費	教職員数	6,322,000
	3 高等学校費	教職員数	6,556,000
		生徒数	56,100
	4 特別支援学校費	教職員数	6,155,000
5 その他の教育費	学級数	2,099,000	
	人口	2,300	
四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	9,330
	2 社会福祉費	人口	15,700
	3 衛生費	人口	14,600
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	50,000
		75歳以上人口	95,700
5 労働費	人口	430	
五 産業経済費	1 農業行政費	農家数	107,000
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積	5,020
		公有林野の面積	15,300
	3 水産行政費	水産業者数	336,000
六 総務費	4 商工行政費	人口	1,910
	1 徴税費	世帯数	5,870
	2 恩給費	恩給受給権者数	1,042,000
七 地域創成費	3 地域振興費	人口	560
	地域の元気創成事業費	人口	950
八 人口減少等特別対策事業費	人口	1,700	

包括算定経費	人口	9,310
	面積	1,163,000

【市町村分】

項目	測定単位	単位費用(円)	
一 消防費	人口	11,300	
二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積 道路の延長	71,700 194,000
	2 港湾費	港湾係留施設の延長	27,200
漁港係留施設の延長		6,140	
外郭施設の延長		10,400	
三 教育費	3 都市計画費	都市計画区域における人口	988
	4 公園費	人口	530
四 厚生労働費	5 下水道費	都市公園の面積	36,300
	6 その他の土木費	人口	94
		人口	1,620
	1 小学校費	児童数	43,000
		学級数	890,000
		学校数	9,479,000
2 中学校費	生徒数	40,600	
	学級数	1,097,000	
3 高等学校費	学校数	8,691,000	
	教職員数	6,558,000	
4 その他の教育費	生徒数	70,300	
	人口	5,220	
五 産業経済費	幼稚園等の小学校就学前子どもの数	386,000	
	1 生活保護費	市部人口	9,440
	2 社会福祉費	人口	23,400
	3 保健衛生費	人口	7,860
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	65,600
75歳以上人口		83,800	
六 総務費	5 清掃費	人口	5,020
	1 農業行政費	農家数	84,300
	2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	285,000
七 地域創成費	3 商工行政費	人口	1,310
	1 徴税費	世帯数	4,610
	2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,170
八 人口減少等特別対策事業費	世帯数	2,080	
	人口	1,830	
包括算定経費	面積	1,039,000	
	人口	2,530	
	人口	3,400	
	人口	17,500	
	面積	2,343,000	

## 各項目における基準財政需要額の算定

各項目における単価(単位費用)に人口等(測定単位)を乗じることを基本。

【小学校費(都道府県分)の例】

$$\text{小学校費} = \frac{\text{教職員1人当単価}}{\text{(単位費用)}} \times \frac{\text{教職員数}}{\text{(測定単位)}} \times \text{補正係数}$$

↓  
給料+各種手当等

↓  
法令に基づく教職員定数

↓  
地域手当+寒冷地手当等

【消防費(市町村分)の例】

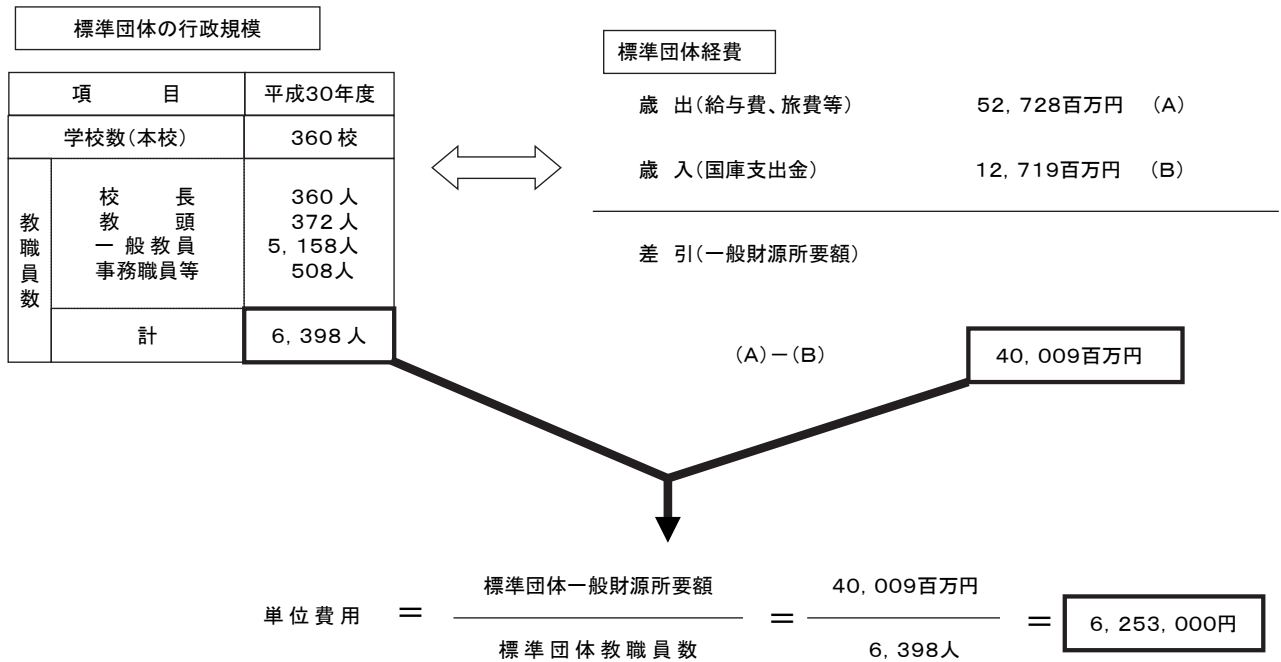
$$\text{消防費} = \frac{\text{人口1人当単価}}{\text{(単位費用)}} \times \frac{\text{人口}}{\text{(測定単位)}} \times \text{補正係数}$$

↓  
常備消防+非常備消防(消防団)

↓  
国勢調査人口

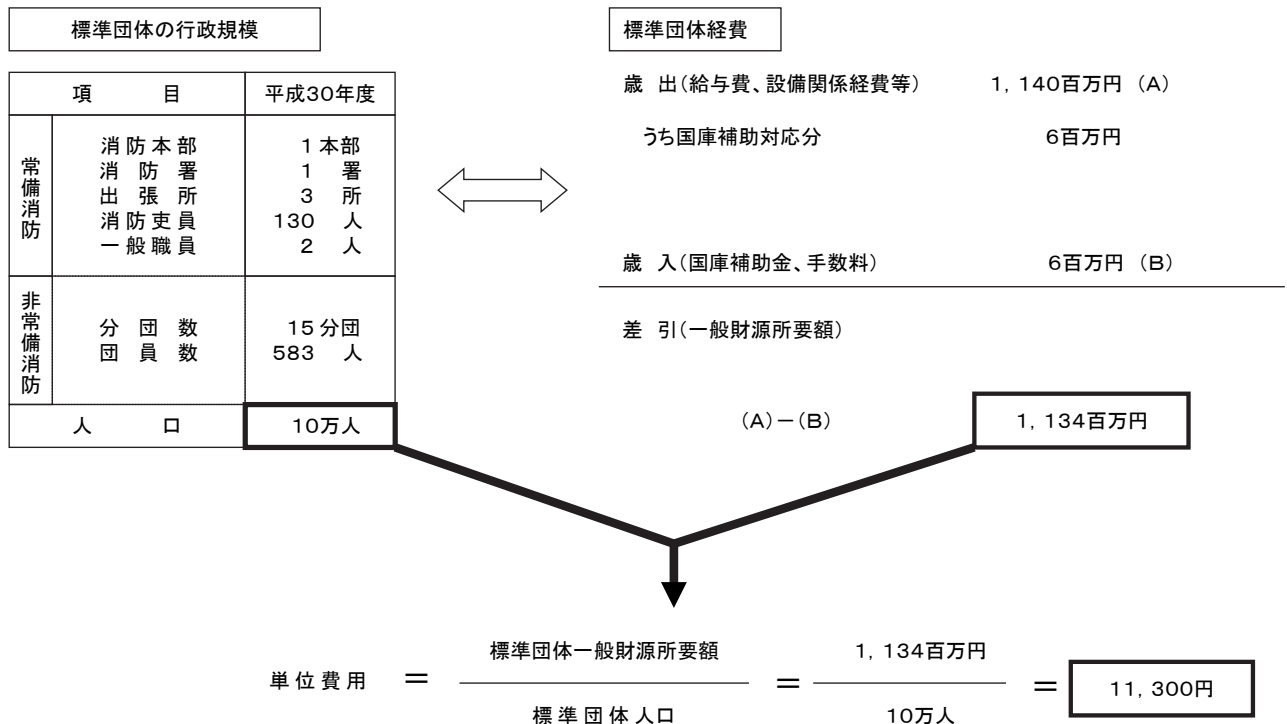
↓  
人口規模や人口密度によるコスト差

## 小学校費（都道府県分）の単位費用



32

## 消防費（市町村分）の単位費用



33

## 補正の種類（平成30年度）①

種 類	内 容	例
種別補正	<p>測定単位に種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たり費用に差があるものについて、その種別ごとの単位当たり費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。</p> <p>例えば、港湾費（係留施設の延長）にあつては、港湾の種別（「国際拠点港湾」「国際拠点港湾」「重要港湾」「地方港湾」）によって、係留施設1m当たりの維持管理経費等による経費の差を反映させるもの。</p>	<p>港湾費 （港湾の種別による経費の差）</p>
段階補正	<p>測定単位の数値の多少による段階に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、その段階ごとの単位費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。</p> <p>地方団体は、その規模の大小にかかわらず、一定の組織を持つ必要があり、また、行政事務は一般的に「規模の経済」、いわゆるスケールメリットが働き、規模が大きくなる程、測定単位当たりの経費が割安になる傾向があり、こうした経費の差を反映させるもの。</p>	<p>包括算定経費 （人口規模による段階ごとの経費の差）</p>
密度補正	<p>測定単位の数値が同じであっても、人口密度等の大小に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、人口密度等の大小に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。</p> <p>① 人口密度、自動車の交通量等を「密度」とするもの ② 介護サービス受給者数、被生活保護者数等の測定単位の数値に対する割合を「密度」とするもの</p>	<p>①消防費 （人口密度（面積）に応じた経費の差） ②高齢者保健福祉費 （65歳以上人口） （介護給付費負担金等に係る経費の差）</p>

34

## 補正の種類（平成30年度）②

種 類	内 容	例
態容補正	<p>都市化の程度、法令上の行政権能、公共施設の整備状況等、地方団体の「態容」に応じて単位当たり費用が割安又は割高となるものについて、その態容に応じて測定単位を補正するもの。</p> <p>① 普通態容補正</p> <p>ア 行政の質量差によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市化の度合いによるもの」 市町村を20段階の種地に区分し、大都市ほど行政需要が増加する経費（道路の維持管理費、ごみ処理経費等）について割増し。</li> <li>・「隔遠の度合いによるもの」 離島辺地の市町村やそのような地域を持つ道府県における旅費、資材費の割高の状況を反映。</li> <li>・「農林業地域の度合いによるもの」 農林水産業を主産業とする市町村の産業振興、地域振興のための経費について農林業級地の地域区分により割増し。</li> </ul> <p>イ 給与差によるもの</p> <p>地域ごとに異なる地域手当、住居手当、通勤手当等の給与差を反映。</p> <p>ウ 行政権能差によるもの</p> <p>指定都市、中核市、その他の市町村では、法令に基づく行政権能が異なることから、これによる経費の差を反映。</p> <p>② 経常態容補正</p> <p>普通態容補正のような級地区分等とは関係のない態容に基づく経常経費の差（例：教職員の平均年齢の差による都道府県ごとの平均給与費の差）を反映させるもの。</p> <p>③ 投資態容補正</p> <p>ア 投資補正</p> <p>道路の未整備率、高等学校校舎等不足面積等、客観的な統計数値等を指標として投資的経費の必要度を測定し、財政需要額に反映させるもの。</p> <p>イ 事業費補正</p> <p>公共事業費等の地方負担額、特定の事業実施のために借り入れた地方債の元利償還金の一定割合等、実際の投資的経費の財政需要を反映させるもの。</p>	<p>① ア 消防費 （消防力の水準の差）</p> <p>イ 地域振興費 （人口） ウ 保健衛生費 （保健所設置市とその他の市との差）</p> <p>②小・中学校費（平均給与費の差）</p> <p>③ ア 道路橋りょう費 （未整備延長比率等による改築経費の必要度の差） イ 小・中学校費（学校教育施設等整備事業債の元利償還金）</p>

35

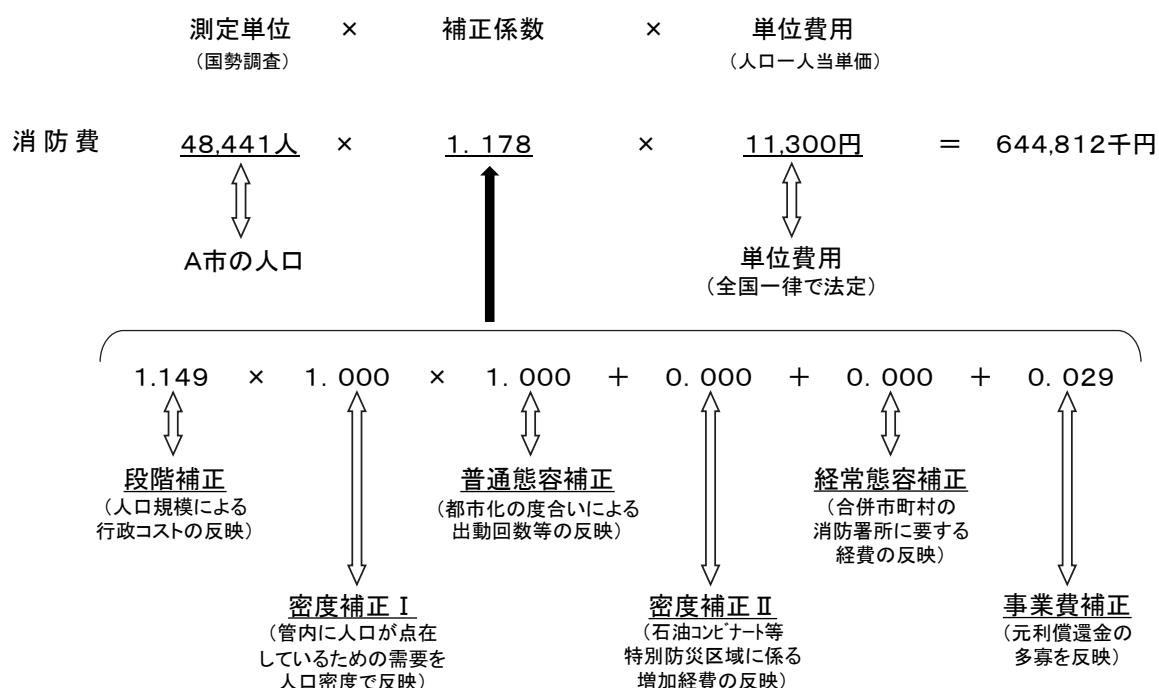


### 補正の種類（平成30年度）③

種 類	内 容	例
寒冷補正	寒冷・積雪地域の度合いによって経費が割高となるものについて、寒冷・積雪の度合いに応じて測定単位の数値を補正するもの。 ① 給与差 寒冷地に勤務する公務員に対して支給される寒冷地手当に係る財政需要の増加分 ② 寒冷度 寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料費、道路建設に必要な特殊経費、生活保護費に係る冬季加算分などの行政経費の増加分 ③ 積雪度 積雪地における道路・建物等に係る除排雪経費、雪囲費、道路建設費における道路幅員の通常以上の拡張に要する経費等	小・中学校費 ①寒冷地手当の差 ②暖房費の差 ③除雪経費の差
数値急増補正 数値急減補正	① 数値急増補正 人口を測定単位とする費目分については、基礎としている国勢調査人口の数値の更新に5年間を要するため、この間に人口が急増する市町村について、住民基本台帳登録人口等を用いて増加分を反映させるもの。 ② 数値急減補正 人口や農家数等が急激に減少しても、行政規模は同じペースで減らせないこと、また、人口が急変する市町村は、人口変動が小さい市町村に比べて行政経費が割高になる状況があることを反映させるもの。	①地域振興費（人口） 高齢者保健福祉費（65歳以上人口、75歳以上人口） ②農業行政費（農家数） 地域振興費（人口）
合併補正	合併市町村においては、合併後は、各種の施設を整備しなければならず、また、行政の一体化に要する経費や行政水準・住民負担水準の格差是正など、財政需要が増加するので、これを算入するために適用されていた補正である。平成21年度限りで廃止され、経過措置として残っている。	地域振興費（人口）
財政力補正	地方債の元利償還金を算入する際に、償還額の標準財政収入額に対する割合の高い団体について算入率を高くするために適用される。現在の対象は単独災害復旧事業債及び小災害債についてのみ。	災害復旧費（単独災害復旧事業債及び小災害債（公共土木施設等分））

### 各費目の算定例①

#### 消防費





## 臨時財政対策債振替額の算出方法

平成30年度における臨時財政対策債への振替額算出方法は、各地方団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式を用いることとしており、具体的な算出方法は次のとおりである。

### ＜算式＞

$$\text{振替額} = a \times B / (B + C) \times \text{ア} \times \alpha$$

### ＜算式の符号＞

- a: 当該地方団体における基準財政需要額(臨時財政対策債発行可能額振替前)と基準財政収入額の差額
- B: 臨時財政対策債の全国総額(道府県・市町村別)
- C: 普通交付税の交付基準額の全国総額(道府県・市町村別)
- ア: 「基準財政収入額／基準財政需要額(臨時財政対策債発行可能額振替前)」(平成25～29年度の平均)を用いた補正係数
- α: 総額に合わせ付けるための率

40

## A市の普通交付税の積算(平成30年度の例)

基準財政需要額							基準財政収入額				
(費目)	(測定単位)	(補正係数)	(単位費用(法定))	(基準財政需要額)	(税目)	(基準財政収入額)					
消防費	人口 (27国勢調査(以下同じ))	48,441 人	×	1.178	×	11,300円	=	644,812千円	市町村民税	均等割個人	51,068千円
道路橋りょう費	道路の面積	2,502 千㎡	×	1.000	×	71,700円	=	179,393千円		均等割法人	98,349千円
	道路の延長	378 Km	×	1.696	×	194,000円	=	124,354千円	所得割	1,289,434千円	
港湾費	港湾	係留施設の延長	0 m	×	0.000	×	27,200円	=	0千円	法人税割	128,978千円
		外郭施設の延長	0 m	×	0.000	×	6,140円	=	0千円	固定資産税	土地
	漁港	係留施設の延長	0 m	×	0.000	×	10,400円	=	0千円		家屋
		外郭施設の延長	0 m	×	0.000	×	4,310円	=	0千円	償却資産	412,812千円
都市計画費	都市計画区域人口 (27国勢調査)	48,441 人	×	1.000	×	988円	=	47,860千円	軽自動車税	114,460千円	
公園費	人口	48,441 人	×	1.046	×	530円	=	26,855千円	市町村たばこ税	391,810千円	
	都市公園面積	717 千㎡	×	-	×	36,300円	=	26,027千円	釐産税	3,010千円	
下水道費	人口	48,441 人	×	1.000	×	94円	=	4,553千円	事業所税	0千円	
その他の土木費	人口	48,441 人	×	2.520	×	1,620円	=	197,755千円	利子割交付金	4,783千円	
小学校費	児童数	2,606 人	×	1.079	×	43,000円	=	120,916千円	配当割交付金	13,544千円	
	学級数	112 学級	×	1.037	×	890,000円	=	103,240千円	株式等譲渡所得割交付金	14,300千円	
	学校数	9 校	×	1.000	×	9,479,000円	=	85,311千円	地方消費税交付金	757,488千円	
中学校費	生徒数	1,151 人	×	1.163	×	40,600円	=	54,363千円	市町村交付金	25,871千円	
	学級数	55 学級	×	1.400	×	1,097,000円	=	84,469千円	ゴルフ場利用税交付金	0千円	
	学校数	8 校	×	1.000	×	8,691,000円	=	69,528千円	自動車取得税交付金	35,889千円	
高等学校費	教職員数	0 人	×	0.000	×	6,558,000円	=	0千円	軽油引取税交付金	0千円	
	生徒数	0 人	×	0.000	×	70,300円	=	0千円	特別とん譲与税	0千円	
その他の教育費	人口	48,441 人	×	1.125	×	5,220円	=	284,469千円	地方揮発油譲与税	42,269千円	
	幼稚園等のこどもの数	75 人	×	0.987	×	386,000円	=	28,564千円	石油ガス譲与税	0千円	
生活保護費	市部人口	48,441 人	×	3.032	×	9,440円	=	1,386,481千円	自動車重量譲与税	107,119千円	
社会福祉費	人口	48,441 人	×	1.489	×	23,400円	=	1,687,819千円	航空機燃料譲与税	0千円	
⋮									交通安全対策特別交付金	12,832千円	
包括算定経費	人口	48,441 人	×	1.117	×	17,500円	=	946,908千円	⋮		
	面積	25.92 千㎡	×	-	×	2,343,000円	=	60,731千円	計	4,810,238千円 (B)	
臨時財政対策債発行可能額									▲654,539千円		
計									10,984,587千円 (A)		

普通交付税 { (A) - (B) } - 調整額(10,635千円)※ = 6, 163, 716千円 41

※(A) × 0.000968214

# 近年の地方交付税制度の見直し

## 近年の交付税制度の改革について

### 1 意見処理制度の創設

第1次地方分権改革において、平成12年度から地方交付税の算定について地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程を明らかにするために意見の申出制度（地方交付税法第17条の4）が創設された。

### 2 補正係数の削減

第1次地方分権改革、経済財政諮問会議における議論を受け、三位一体改革期間（平成15年度～18年度）において、算定方法の簡素化として、補正係数の適用が削減された。

道府県分 H13:146→H18:79 (H28:70)

市町村分 H13:176→H18:169 (H28:139) ※臨時費目等除く

### 3 段階補正の見直し

平成14年度から16年度にかけて、小規模団体にあっても職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている地方公共団体もあることを踏まえ、全団体の平均を基礎として割増率を算出する方法を改め、合理的・効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出する方法が導入された。その後、平成22年度に条件不利地域や小規模市町村の財政を取り巻く状況に鑑み、よりの確に財政需要に応えられるよう割増率の一部復元が行われた。

### 4 事業費補正の見直し

平成14年度から事業費補正が抜本的に見直され、公共事業の事業費補正の算入率を従来の概ね2分の1（偏在が大きい事業は概ね3分の2）に引き下げるとともに、地方単独事業については、地域総合整備事業債が廃止された。その後も事業費補正の削減が進められ、平成22年度には地域主権確立の見地から、全国的偏在、先発・後発団体間の不均衡の問題の生じない以下の事業について、新規事業に係る事業費補正は行わないこととされた。また、平成23年度にも地下鉄事業（出資金・補助金）等の事業費補正が廃止されている。

- 補助事業・国直轄事業 港湾、漁港、まちづくり交付金、地域住宅交付金、給食施設、補助ダム、水泳プール、武道場 等
- 地方単独事業 地方道路、ふるさと農道、ふるさと林道、合併推進、都市再生 等

### 5 留保財源率の引き上げ

平成15年度から税収確保インセンティブの強化及び財源保障範囲の縮小により、自らの責任と財源で対応すべき部分を拡大させるとの趣旨で、道府県分の留保財源率を20%から25%に引き上げられた。

一方、三位一体改革で行われた税源移譲分等については、財政力格差を拡大させないよう、基準財政収入額に100%算入する等の措置が講じられている。

### 6 包括算定経費

平成19年度から算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う包括算定経費が導入された。地方団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度設計。

- ① 「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」（基準財政需要額の1割程度）の算定について導入
- ② 人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映
- ③ 算定項目の統合により「個別算定経費（従来型）」の項目数を3割削減
- ④ 離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保（「地域振興費」の創設）

# 算定費目の統合・見直し

【都道府県分】

平成 18 年度

平成 19 年度

【市町村分】

平成 18 年度

平成 19 年度

費目	測定単位
警察費	警察職員数
道路橋りょう費	道路の面積
河川費	河川の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
その他の土木費	人 口
小学校費	教職員数
中学校費	教職員数
高等学校費	教職員数
特殊教育諸学校費	学級数
その他の教育費	人 口
生活保護費	町村部人口
社会福祉費	町村部人口
衛生費	人 口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人 口
農業行政費	農家数
林野行政費	公有以外の林野の面積
水産行政費	水産業者数
商工行政費	人 口
徴税費	世帯数
恩給費	恩給受給権者数
その他の雑費	人 口
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
河川費	河川の延長
高等学校費	生徒数
特殊教育諸学校費	学級数
社会福祉費	人 口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
農業行政費	耕地の面積
林野行政費	林野の面積
その他の雑費	人 口

1 個別算定経費(従来型)

費目	測定単位
警察費	警察職員数
道路橋りょう費	道路の面積
河川費	河川の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
その他の土木費	人 口
小学校費	教職員数
中学校費	教職員数
高等学校費	教職員数
特別支援学校費	学級数
その他の教育費	人 口
生活保護費	町村部人口
社会福祉費	町村部人口
衛生費	人 口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人 口
農業行政費	農家数
林野行政費	公有以外の林野の面積
水産行政費	水産業者数
商工行政費	人 口
徴税費	世帯数
恩給費	恩給受給権者数
地域振興費	人 口

2 包括算定経費(新型)

人 口
面 積

費目	測定単位
消防費	人 口
道路橋りょう費	道路の面積
港湾費	係留施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域における人口
公園費	人 口
下水道費	人 口
その他の土木費	人 口
小学校費	学級数
中学校費	生徒数
高等学校費	教職員数
その他の教育費	幼稚園の幼児数
生活保護費	市部人口
社会福祉費	人 口
保健衛生費	人 口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
清掃費	人 口
農業行政費	農家数
商工行政費	人 口
その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数
徴税費	世帯数
戸籍住民基本台帳費	戸籍数
企画振興費	人 口
その他の雑費	人 口
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域における人口
公園費	人 口
下水道費	人 口
その他の土木費	人 口
小学校費	学級数
中学校費	生徒数
高等学校費	生徒数
その他の教育費	人 口
社会福祉費	人 口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
清掃費	人 口
農業行政費	農家数
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
商工行政費	人 口
その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数
企画振興費	人 口
その他の雑費	人 口

1 個別算定経費(従来型)

費目	測定単位
消防費	人 口
道路橋りょう費	道路の面積
港湾費	係留施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域における人口
公園費	人 口
下水道費	人 口
その他の土木費	人 口
小学校費	学級数
中学校費	生徒数
高等学校費	教職員数
その他の教育費	幼稚園の幼児数
生活保護費	市部人口
社会福祉費	人 口
保健衛生費	人 口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
清掃費	人 口
農業行政費	農家数
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
商工行政費	人 口
その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数
徴税費	世帯数
戸籍住民基本台帳費	戸籍数
地域振興費	人 口

2 包括算定経費(新型)

人 口
面 積

43

# 平成30年度 普通交付税の算定等について

平成30年度 普通交付税の決定について

決定額

(単位: 億円、%)

区分	平成30年度	平成29年度	伸率
道府県分	81,435	82,524	△1.3
市町村分	69,045	70,977	△2.7
合計	150,480	153,501	△2.0

交付団体及び不交付団体数

区分	平成30年度			平成29年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,641	77	1,718	1,643	75	1,718
計	1,687	78	1,765	1,689	76	1,765

平成30年度 普通交付税の算定結果  
(財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位: 億円、%)

区分	道府県分		市町村分	
	平成30年度	対前年度伸率	平成30年度	対前年度伸率
個別算定経費 (c、d、e、f除き) a	165,774	0.2	176,152	1.2
包括算定経費 b	12,523	△5.4	23,680	△4.8
地域経済・ 雇用対策費 c	0	皆減	0	皆減
地域の元気 創造就業費 d	906	0.0	2,733	0.0
人口減少等特別 対策事業費 e	1,883	△0.5	3,662	△0.3
公債費等 f	34,076	0.8	27,479	△0.9
臨時財政対策 債振替相当額 g	21,853	△1.5	18,012	△1.5
合計 (a+b+c+d+e +f-g) h	(215,163)	(△0.3)	(233,706)	(△0.1)
	193,310	△0.1	215,694	0.1
基準財政収入額	111,688	0.7	146,440	1.3
交付基準額	81,622	△1.3	69,253	△2.7
普通交付税額	(103,288)	(△1.3)	(87,057)	(△2.5)
	81,435	△1.3	69,045	△2.7

(注) 1 ( ) 書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
2 平成30年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。  
なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。  
3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。  
4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

44

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の主な増減要因は、次のとおりである。

区分	道府県分	市町村分
基準財政需要額	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障関係費(介護給付費負担金、後期高齢者医療給付費負担金等)</li> <li>臨時財政対策債償還費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障関係費(障害児保育事業費、介護給付費負担金、後期高齢者医療給付費負担金等)</li> <li>臨時財政対策債償還費</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方財政計画の歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方財政計画の歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の廃止</li> </ul>
基準財政収入額	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方消費税</li> <li>道府県民税所得割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方消費税交付金</li> <li>市町村民税所得割</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人事業税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村たばこ税</li> </ul>

3 主な算定方法の改正点

1 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る算定

人口減少等特別対策事業費においては「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へ、地域の元気創造就業費においては「行革努力分」から「地域経済活性化分」の算定へ、平成29年度に引き続き、それぞれ330億円シフト。(平成29年度から3年間かけて1,000億円シフト。)  
これらの算定に当たっては、引き続き、成果を發揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等へ配慮。

年度	人口減少等特別対策事業費		地域の元気創造就業費	
	取組の必要度	取組の成果	行革努力分	地域経済活性化分
平成29年度 A	4,670億円	1,330億円	2,670億円	1,230億円
平成30年度 B	4,340億円	1,660億円	2,340億円	1,560億円
B-A	△330億円	+330億円	△330億円	+330億円

※特別交付税100億円程度を除く

2 障害児保育に係る算定

保育所における受入障害児数の実態調査を踏まえ、障害児保育に要する経費について、各市町村の障害児保育に係る財政需要を的確に反映するため、保育所在籍児童数及び人口による算定から、各市町村の「実際の受入障害児数」による算定に変更。  
算定額は平成29年度の400億円から480億円増加し、880億円。

3 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえた算定(平成26年度から5年程度の期間をかけて見直し)について、その他の教育費、保健衛生費等において、人口密度による需要額の割増し等の見直しを実施。(影響額は196億円)  
平成30年度で見直し内容は全て確定し、見直し年度以降3年間かけて反映するため、平成32年度で見直し内容がすべて反映。(影響額は6,700億円程度)

45

平成30年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

道 府 県	道 府 県 分		市 町 村 分		普通交付税額	普通交付税額		
	基準財政需要額	普通交付税収入額	基準財政需要額	普通交付税収入額				
北海道	1,110,618	508,957	601,661	600,586	1,398,875	673,892	724,983	723,828
青森県	325,980	117,185	208,795	208,479	395,975	132,371	173,426	173,130
岩手県	336,733	123,965	212,768	212,442	312,734	143,745	168,989	168,686
宮城県	360,356	228,030	132,326	131,977	474,387	321,331	153,056	152,597
秋田県	277,546	87,463	190,082	189,813	274,509	106,189	168,320	168,055
山形県	277,280	104,799	172,481	172,213	254,292	122,446	131,846	131,599
福島県	388,859	213,015	175,844	175,467	406,421	243,190	163,231	162,837
茨城県	491,953	323,203	168,750	168,273	455,536	319,547	135,989	135,547
栃木県	340,326	222,752	117,574	117,244	333,451	261,399	72,063	71,730
群馬県	338,696	215,050	123,646	123,318	331,609	233,221	98,387	98,066
埼玉県	888,307	684,898	203,410	202,550	1,049,547	922,956	126,591	125,575
千葉県	786,493	612,571	173,921	173,160	799,160	663,090	136,070	135,296
東京都	1,995,650	2,306,737	-	-	419,346	370,190	49,155	48,755
神奈川県	932,898	837,405	95,494	94,591	1,145,823	1,082,590	63,233	62,125
新潟県	452,001	211,818	240,183	239,745	542,482	298,708	243,754	243,229
富山県	243,115	117,292	125,823	125,588	218,608	144,325	74,071	74,071
石川県	248,133	125,788	122,345	122,104	241,935	153,017	88,919	88,684
福井県	212,021	87,080	124,941	124,736	156,510	100,755	55,755	55,603
山梨県	215,457	88,525	126,932	126,723	181,706	99,324	82,383	82,207
長野県	411,107	214,218	196,889	196,491	483,107	258,430	224,677	224,209
岐阜県	378,574	210,695	167,879	167,512	397,050	260,177	136,873	136,489
静岡県	528,657	383,339	145,317	144,805	596,441	506,194	90,247	89,669
愛知県	971,220	875,516	95,704	94,764	991,147	915,598	75,549	74,590
三重県	341,140	204,767	136,373	136,043	302,179	191,233	110,945	110,653
滋賀県	263,838	150,317	113,521	113,265	258,908	185,833	73,075	72,824
京都府	392,095	229,146	162,949	162,570	516,708	365,091	151,617	151,116
大阪府	1,160,397	926,604	233,793	232,669	1,608,656	1,351,790	256,867	255,309
兵庫県	813,982	526,077	287,905	287,117	1,048,932	781,005	267,927	266,912
奈良県	268,508	116,907	151,601	151,342	253,503	149,991	103,512	103,267
和歌山県	253,920	84,369	169,551	169,305	217,529	110,253	107,275	107,065
鳥取県	182,987	52,635	130,351	130,174	140,497	61,333	79,164	79,028
島根県	241,337	63,808	177,530	177,296	204,565	78,747	125,818	125,620
岡山県	330,505	175,722	154,783	154,463	426,774	266,938	159,837	159,424
広島県	437,633	267,964	169,669	169,245	590,029	406,984	183,045	182,474
山口県	306,593	140,639	165,954	165,657	287,296	170,039	117,257	116,979
徳島県	213,540	69,935	143,606	143,399	170,960	90,334	80,626	80,460
香川県	211,410	104,394	107,016	106,811	194,390	123,070	71,320	71,132
愛媛県	291,555	130,735	160,820	160,537	297,550	165,757	131,793	131,505
高知県	231,925	63,378	168,546	168,322	192,738	79,086	113,652	113,465
福岡県	705,086	462,102	242,985	242,302	996,607	692,809	303,798	302,833
佐賀県	218,896	76,920	141,976	141,764	176,941	92,621	84,320	84,149
長崎県	329,020	113,349	215,671	215,353	320,017	142,251	177,766	177,456
熊本県	345,480	147,431	198,048	197,714	415,675	208,913	206,762	206,359
大分県	272,352	107,916	164,436	164,172	254,461	136,688	117,773	117,527
宮崎県	275,987	98,261	177,726	177,459	239,483	120,653	118,829	118,598
鹿児島県	405,435	143,979	261,556	261,163	402,967	180,710	222,256	221,866
沖縄県	321,086	117,877	203,110	202,799	281,561	159,232	122,329	122,055
合 計	21,326,686	13,475,532	8,162,242	8,143,525	21,569,378	14,644,047	6,925,331	6,904,455

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体を記載している。  
2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各道府県別の単純合計と合計欄は一致しない。

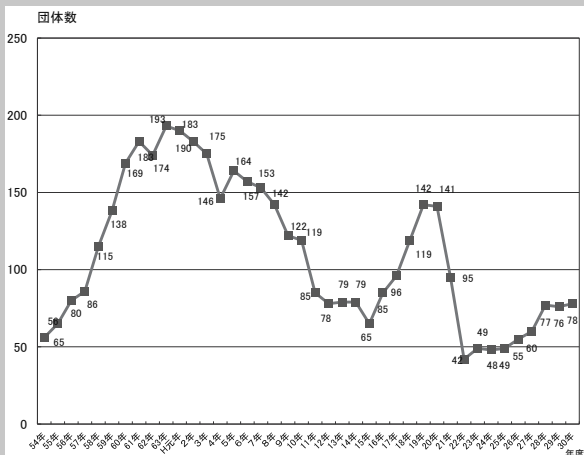
平成30年度 不交付団体の状況

不交付団体数

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	77	75	76
合 計	78	76	77

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



平成30年度普通交付税不交付団体一覧表

都道府県	不交付団体名	不交付団体数	(参考) H29交付団体 → H30不交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
宮城県	大和町 女川町	2	大和町
福島県	広野町 大熊町	2	
茨城県	つくば市 守谷市 神栖市* 東海村	4	守谷市
栃木県	上三川町 芳賀町	2	上三川町
群馬県	大泉町	1	
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町	4	
千葉県	市川市 成田市* 市原市 君津市	7	印西市
	浦安市 袖ヶ浦市 印西市*		
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市	10	
	調布市 小金井市 国分寺市 国立市		
	多摩市 瑞穂町		
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市	9	愛川町
	海老名市 寒川町 中井町 箱根町		
	愛川町		
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
福井県	高浜町 おおい町*	2	
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	富士市* 御殿場市 湖西市* 長泉町	4	富士市
岡崎県	碧南市 刈谷市 豊田市*	16	武豊町
愛知県	安城市 小牧市 東海市 大府市		
	日進市 みよし市 長久手市 豊山町		
	大口町 飛鳥村 武豊町 幸田町		
三重県	四日市市* 川越町	2	
滋賀県	竜王町	1	竜王町
京都府	久御山町	1	
大阪府	田尻町	1	
福岡県	苅田町	1	
市町村合計	77団体 (平成29年度75団体)		
合 計	78団体		

(注) 1. 東京都国立市、東京都瑞穂町、神奈川県中井町、福井県おおい町は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。  
2. \*印は、平成30年度の本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。  
3. 平成30年度に不交付団体から交付団体になった団体は、群馬県太田市、静岡県裾野市、静岡県御前崎市、愛知県高浜市、愛知県田原市、大阪府摂津市である。

## 平成30年度 臨時財政対策債発行可能額について

### 1 臨時財政対策債発行可能額の算定

(単位：億円、%)

区分	平成30年度 A	平成29年度 B	伸率 A/B-1
道府県	21,853	22,175	△1.5
市町村	18,012	18,278	△1.5
合計	39,865	40,452	△1.5

(注) 表示単位未満を四捨五入している。

### 2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成29年度から平成31年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの(平成13年度から平成28年度の間においても同様に発行)。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

### 3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。(財政力に応じて逓増)

## 平成30年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位：百万円)

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	105,892	114,893
青森	27,415	19,980
岩手	29,052	20,103
宮城	45,450	41,913
秋田	23,379	16,551
山形	23,438	16,618
福島	43,502	30,308
茨城	64,309	34,098
栃木	44,819	20,412
群馬	44,755	25,731
埼玉	126,066	76,136
千葉	114,514	67,996
東京都	122,879	34,335
神奈川県	43,689	97,499
新潟	43,689	53,611
富山	24,837	17,585
石川	26,536	18,337
福井	19,827	12,753
山梨	20,142	13,398
長野	42,697	35,686
岐阜	41,543	30,590
静岡	75,085	64,671
愛知	138,116	58,472
三重	39,637	22,568
滋賀	30,518	19,562
京都	45,531	61,145
大阪	153,202	166,653
兵庫	104,230	109,438
奈良	25,792	20,375
和歌山	21,641	16,133
鳥取	15,037	9,129
島根	20,024	11,894
岡山	36,691	42,015
広島	55,189	62,402
山口	30,187	21,905
徳島	18,401	11,506
香川	21,124	15,667
愛媛	27,360	22,119
高知	19,020	11,782
福岡	87,879	107,638
佐賀	18,557	11,708
長崎	27,634	21,034
熊本	31,373	37,547
大分	24,215	16,416
宮崎	23,230	16,107
鹿児島	34,182	25,750
沖縄	26,697	19,076
合計	2,185,295	1,801,223

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

48

## 平成30年度 地方特例交付金の決定について

### 1. 地方特例交付金の算定結果

(単位：億円、%)

区分	平成30年度 A	平成29年度 B	伸率 A/B-1
都道府県	549	473	16.3
市町村	995	855	16.3
合計	1,544	1,328	16.3

### 2. 地方特例交付金の概要

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定するもの。

地方特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方公共団体が交付対象となる。

## 平成30年度 地方特例交付金交付額

(単位：百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	1,540	3,356
青森	452	677
岩手	434	651
宮城	912	2,064
秋田	360	541
山形	454	681
福島	765	1,148
茨城	1,405	2,108
栃木	1,058	1,588
群馬	1,053	1,575
埼玉	4,162	7,233
千葉	3,140	5,296
東京都	5,997	8,995
神奈川県	3,499	9,315
新潟	820	1,739
富山	448	671
石川	571	857
福井	329	493
山梨	349	523
長野	887	1,330
岐阜	1,042	1,563
静岡	1,712	3,648
愛知	3,886	7,204
三重	931	1,396
滋賀	837	1,255
京都	901	2,056
大阪	3,719	7,719
兵庫	2,500	4,679
奈良	649	973
和歌山	433	650
鳥取	196	294
島根	238	357
岡山	808	1,689
広島	1,103	2,402
山口	627	941
徳島	239	359
香川	409	614
愛媛	590	885
高知	217	326
福岡	1,809	3,987
佐賀	357	535
長崎	465	698
熊本	553	1,249
大分	517	776
宮崎	464	696
鹿児島	715	1,073
沖縄	393	589
合計	54,946	99,454

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

49



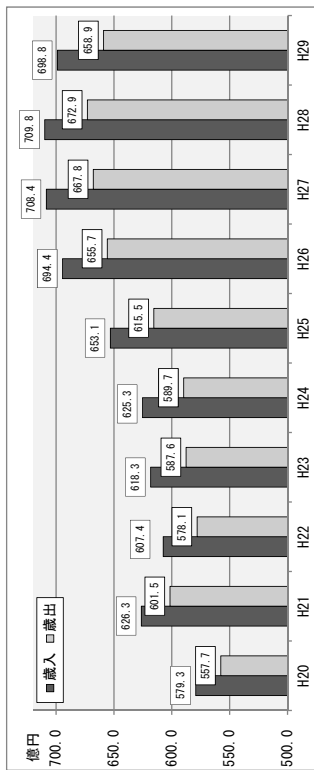


## 第2部 小田原市の行財政運営、市営住宅の現状 及び分かち合いの創造



1 一般会計歳入・歳出決算額の推移

本市の過去10年間の決算額の見ると、平成21年度から平成24年度は570～600億円で推移していたが、平成25年度以降は国の経済対策、小田原地下街再生事業(H25～26)、本庁舎及び生涯学習センター本館耐震化事業(H25～28)や城山陸上競技場リニューアル事業(H28)等の投資的経費の増加のほか、臨時福祉給付金給付事業(H26～27)、少子高齢化に伴う社会保障関係の繰出金や扶助費の増加により、財政規模は600億円半ばで推移している。

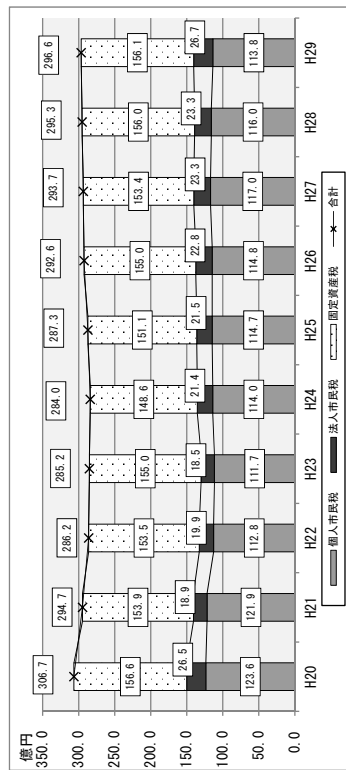


※グラフの数値について  
H28までは決算額、H29は決算見込額

2 歳入の状況

(1) 市税の状況

個人市民税については、平成20年のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響により、平成21年度には法人市民税、平成22年度には個人市民税が大幅な減少となった。その後、税制改革や緩やかな景気の回復基調を受け、市税総額は320～330億円程度で推移している。



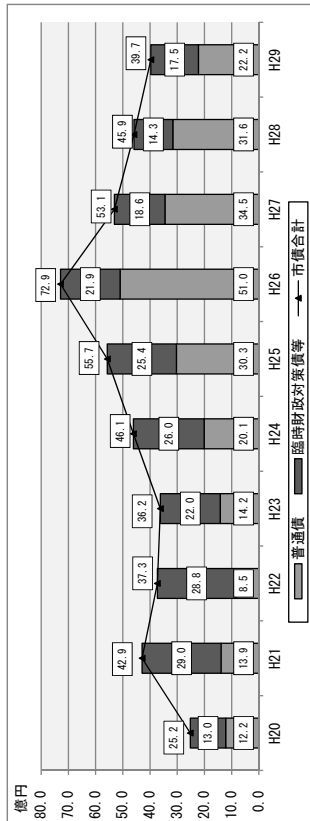
# 小田原市の財政状況

(平成30年6月)

(2) 市債の状況

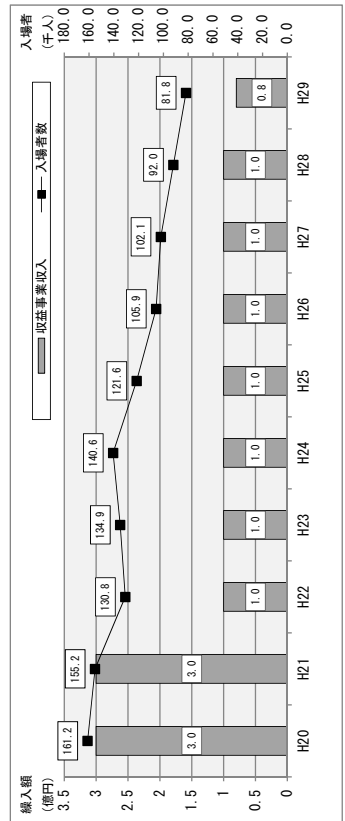
市債については、世代間の負担の公平性と後年度の財政負担を勘案しながら借入れを行っている。借入額の総額は平成20年度までは20億円から30億円の間で推移していたが、平成21年度以降は臨時財政対策債が増加し、市債全体の総額が増加した。平成24年度には消防指令システム改修、史跡等用地取得の増加、平成25年度以降は、市債を活用して土地開発公社からの土地の買戻しを進めており、加えて小田原地下街再生事業(H25～26)、本庁舎等耐震改修事業(H25～28)の実施により、平成26年度は普通債発行額が増加し、全体発行額も70億円を超えたが、その後は50億円前後となっている。

また、普通交付税の振替財源となる臨時財政対策債については、消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の交付額増加による歳入増のため発行額は減少傾向にあるが、平成29年度は再び増加している。



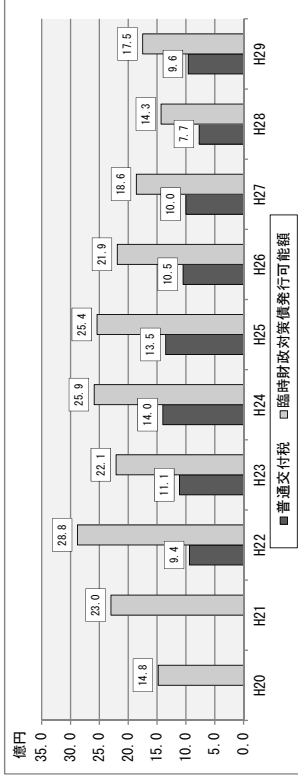
(3) 競輪事業収入の状況

本市では、競輪事業の収益金を事業収入として一般会計へ繰り入れており、開設時の昭和24年度から平成28年度までの総額は約880億円となっている。これまでの最高額は平成3年度の48億円であったが、近年ではファン層の高齢化やレジャヤーの多様化等による競輪場入場者数の減少などにより車券売上金も減少し、平成22年度以降の繰入額は1億円となっている。なお、平成29年度は、天候による開催レース減少などで8千万円となっている。



(4) 普通交付税の交付状況と臨時財政対策債発行可能額

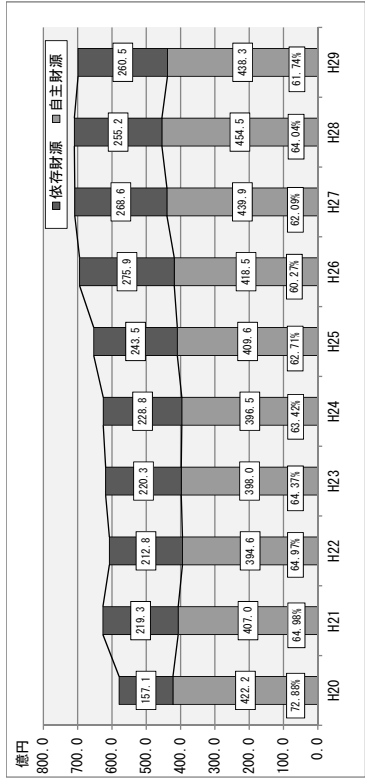
本市では、リーマンショック後の市税収入の著しい落ち込みにより、平成22年度から平成13年度以来の普通交付税交付団体となっている。また、その代替財源として措置される臨時財政対策債の発行可能額については、平成21年度以降は20～30億円が推移していたが、平成27年度以降は、消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の交付額増加などにより、20億円を下回っている。



(5) 自主財源と依存財源

自主財源は、地方公共団体が自主的に自らの権限で収入しうる財源(市税、使用料、手数料等)であって、依存財源は、国や県により定められた額が交付され、自らの権限や裁量が制限されている財源(国庫支出金、地方交付税、市債等)である。行政運営の自主性や安定性を確保するためには、自主財源の確保が重要であるが、市税収入の大幅な増収が見込みにくい中、自主財源比率の回復には至っていない。

平成26年度は、市債発行額の増等により自主財源比率が前年度より約3ポイント減少した。平成27年度～29年度は、市債発行額を抑制しているものの着附金の増減等による変動となっている。



### 3 歳出の状況

#### (1) 義務的経費

##### ア 人件費

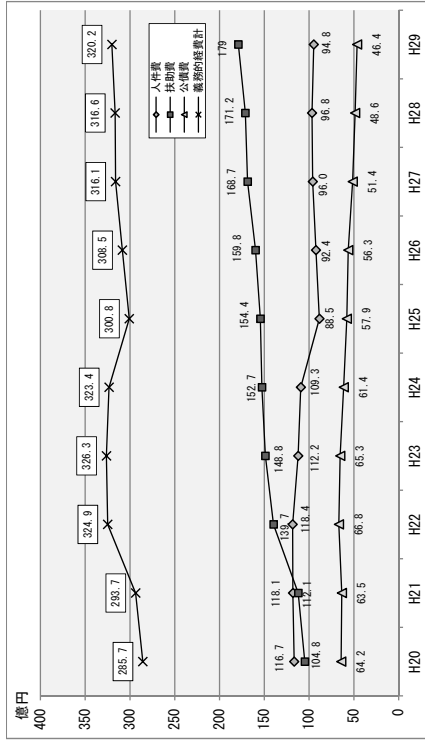
退職者の補充の抑制、諸手当の見直し、さらには平成 25 年度には消防広域化に伴う消防職員の人件費の特別会計への移行と、給与削減措置の影響により抑制してきたが、諸手当の支給割合の見直しや退職者数の増等により増加傾向となっている。

##### イ 扶助費

高齢化等による生活保護世帯の増加、障害者自立支援給付費や小児等への医療費助成の増加に加え、平成 22 年度からの子ども手当(平成 25 年度から児童手当)の支給により大幅に増加し、その後、平成 27 年度からの子ども子育て支援新制度の施行により増加傾向が続いている。

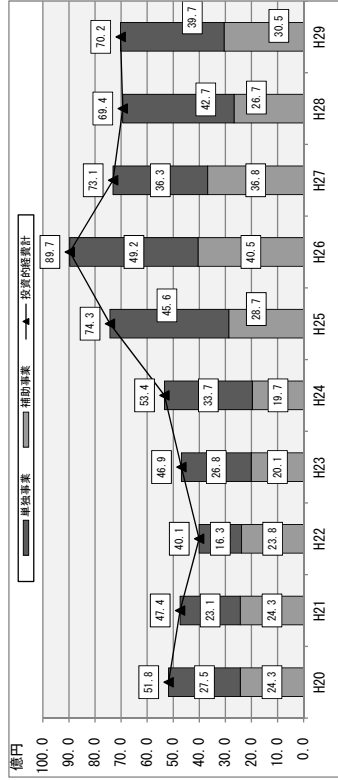
##### ウ 公債費

社会资本整備等に伴う市債償還のピーク(H16 約 67.6 億円 借換債除く)を過ぎ、平成 16 年以降は市債発行額を元金償還額以内に抑え、市債残高の削減、公債費削減に努めたことにより減少傾向にある。しかしながら、今後は、斎場整備事業、焼却施設の基幹的設備改良事業、市民ホール整備事業など大規模事業の進捗に伴う新たな公債費負担が見込まれる。



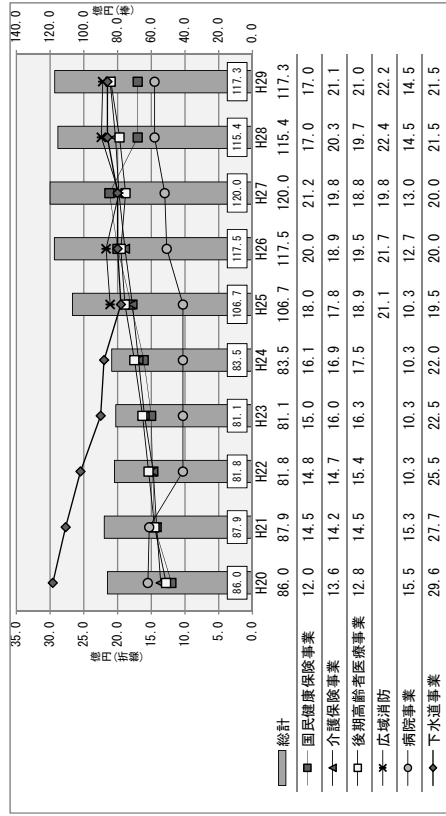
#### (2) 投資的経費

投資的経費は、道路などの都市基盤整備の建設事業に要する経費であるが、平成 20 年度以降は、厳しい財政状況を反映し約 40～50 億円前後で推移していた。平成 25 年度以降は、国の経済対策を活用したインフラ整備・学校施設整備のほか、小田原地下街再生事業(H25～26 約 18 億円)、本庁舎等耐震改修事業(H25～28 約 27 億円)、お城通り地区再開発事業(H26～27 約 13 億円)、城山陸上競技場リニューアル事業(H28 約 7 億円)、焼却施設基幹的設備改良事業(H29 約 7 億円)等により、70 億円前後で推移している。



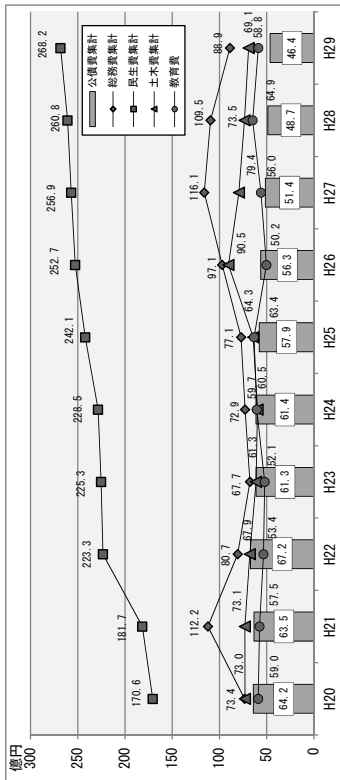
#### (3) 他会計繰出金等

急速に高齢化が進む社会情勢を反映し、医療や介護(後期高齢者医療、介護保険事業)に関する会計への繰出金は増加傾向にある。また、平成 25 年度の広域消防事業特別会計の設置により繰出金等の規模は大きく増加している。



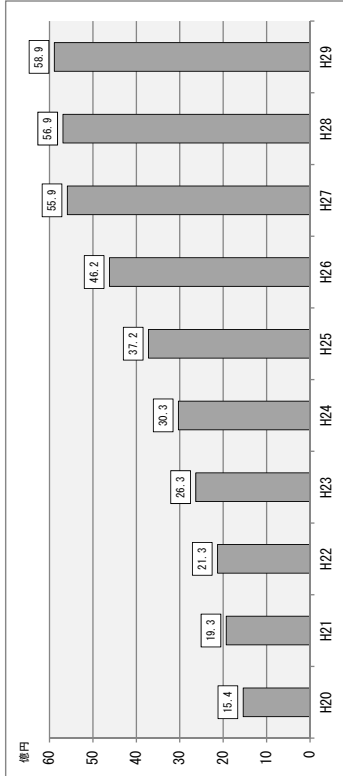
(4) 目的別歳出額の推移

総務費については、定額給付金給付事務（H21）や本庁舎耐震改修事業（H25～27）など臨時的な事業による増減があるほか、土木費については、平成25年度は国の経済対策の活用や小田原地下街再生事業の実施などにより増加し、その後はお城通り地区再開発事業や土地開発公社からの道路用地等の買戻し等により大幅な変動はなく推移している。また、扶助費などの社会保障関係費が主な内容である民生費は、生活保護世帯の増加や、高齢化率の上昇などの社会情勢を反映し、増加が続いている。



4 財政調整基金

平成20年度に約16億円であった財政調整基金については、収支状況を勘案しながら、積立に努めた結果、平成29年度末は約59億円となっている。



5 職員数

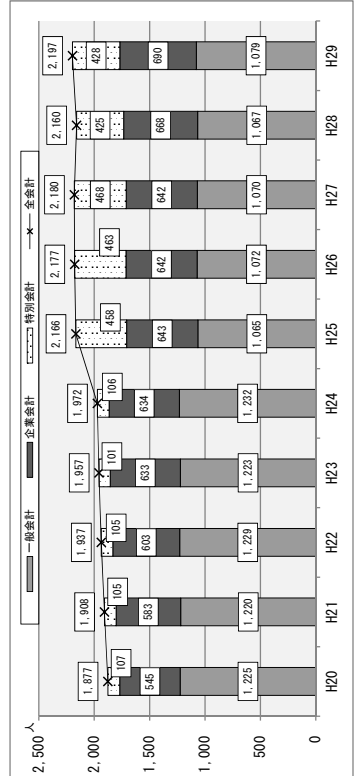
(1) 一般会計

平成6年4月のピーク時には1,630人であったが、平成29年度当初予算における職員数は1,079人となり、職員数適正化計画に伴う職員数の減及び、平成25年の広域消防事業特別会計の設置に伴い551人の減となっている。

(2) 全会計

特別会計・企業会計を含めた全会計における職員数は2,197人で、ピーク時の平成6年4月の2,339人からは142人の減となっている。

平成25年度以降、特別会計の職員数が大幅に増加した理由は、消防広域化に伴う旧足柄消防組合の統合による増員(143人)と特別会計への移行(206人)によるものである。また、平成28年度には下水道事業会計が特別会計から企業会計へ移行したことに伴う会計間の増減がある。



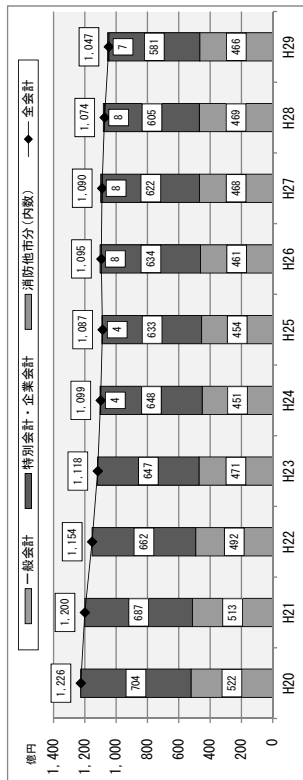
## 6 市債残高

### (1) 一般会計

一般会計における平成 29 年度末の市債残高見込は約 466 億円となり、平成 26 年度からは本庁舎等耐震事業や小田原地下街再生事業、経営健全化計画に基づく土地開発、公社からの用地の買戻しの実施により約 10 億円増加しているが、ピーク時の平成 15 年度末の約 608 億円からは約 142 億円の減少となっている。

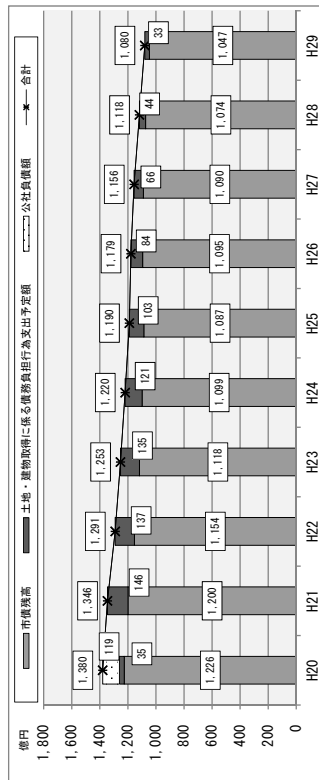
### (2) 全会計

特別会計、企業会計を含めた全会計における平成 29 年度末の市債残高見込は、約 1,047 億円となり、ピーク時の平成 14 年度末の約 1,421 億円からは約 374 億円の減少となっている。



## 7 公社を含めた本市の債務

市債残高及び土地・建物取得に係る債務負担行為支出予定額の平成 29 年度末残高見込額は約 1,080 億円となり、平成 28 年度末残高の 1,118 億円から約 38 億円の減となっている。市債残高及び土地・建物取得に係る債務負担行為支出額はともに減少し、市全体の実質的な債務は減少傾向にある。

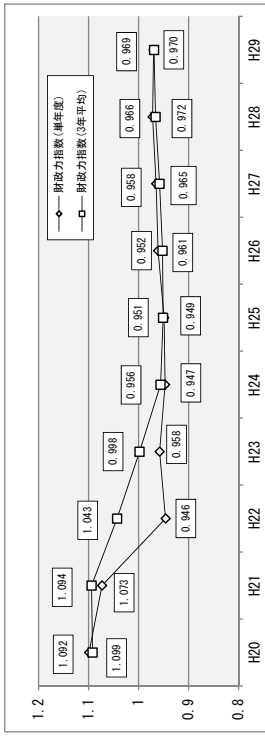


※ 土地開発公社及び学校建設公社の債務は、平成 21 年度に市で買戻しに係る債務負担行為を設定したため、削減している。

## 8 財政指標

### (1) 財政力指数

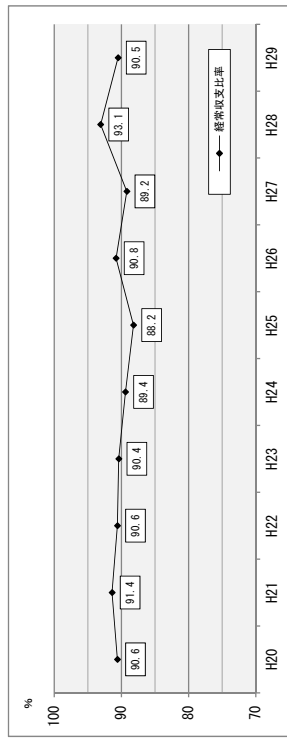
標準的な行政活動に係る費用に対する、標準的に収入される市税等の額の割合で、3 カ年の平均値をいう。単年度の指数が「1」を下回る場合、普通交付税の交付団体となり、平成 22 年度から普通交付税が交付されている。



### (2) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標で、経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が経常的に収入される市税などの一般財源に占める割合である。この比率が低いほど政策的・臨時的な行政需要に弾力的に対応できる。

平成 28 年度は、分母に当たる経常一般財源収入において、国からの税等交付金等が減少となった一方で、分子に当たる経常的支出に充てた一般財源の額が、特別会計等への繰出し金等が増えたこと等により約 4 ポイント悪化している。





**(3)健全化判断比率等**

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表される財政の健全性を表す指標で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標で構成される。この基準を超える団体には、指標の公表と合せ、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務付けられるなど、財政破たんを招く前に自主的に健全化に取り組む仕組みとなっている。また、同法では、公営企業を対象とした指標である、資金不足比率についても規定されており、この基準を超える公営企業には経営健全化計画の策定が義務付けられる。

**① 実質赤字比率**

一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合を示す。本市の一般会計等の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されていない。

早期健全化基準	11.53%	／	財政再生基準	20%
---------	--------	---	--------	-----

**② 連結実質赤字比率**

企業会計を含む全会計の実質赤字の合計が標準財政規模に占める割合を示す。本市全会計の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されていない。

早期健全化基準	16.53%	／	財政再生基準	30%
---------	--------	---	--------	-----

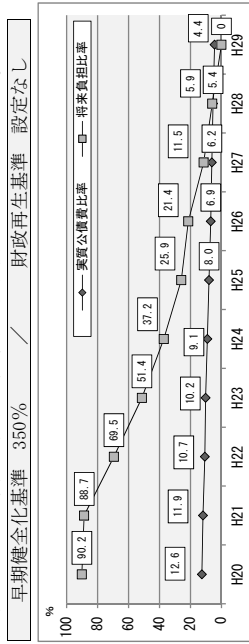
**③ 実質公債費比率**

一般会計等が負担する市債の元利償還金などが、標準財政規模に占める割合を示す。この比率が18%以上になると市債の借入に許可が必要となるなど制限がかかる。

早期健全化基準	25%	／	財政再生基準	35%
---------	-----	---	--------	-----

**④ 将来負担比率**

一般会計等が負担する地方債現在高、土地建物に係る債務負担行為支出予定額など将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を示す。



**⑤ 資金不足比率**

公営企業ごとの資金不足額を料金収入の規模と比較する指標であって、経営状態の悪化を示す。本市の各公営企業会計は資金不足が生じていないため、資金不足率は算定されていない。

経営健全化基準	20%
---------	-----

平成 30 年度 当初予算等編成日程表 (※日程が前後する場合があります)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月																
当初予算	7 木 13 水 14 木 15 金 予算編成方針説明会 予算編成方針通達 予算編成事務説明会 財務会計システム入力開放 部局枠示達	13 金 16 月 20 金 23 月 25 木 政策的経費ヒアリング 政策的経費要求締切 （必要に応じ、個別にヒアリング） 経常的経費ヒアリング・調整	6 月 8 水 21 火 27 月 政策的経費財政課調整	5 火 7 木 11 月 12 火 19 火 20 水 21 木 政策的経費部長・副部长調整 政策的経費示達 政策的経費復活要求締切 政策的経費復活調整	9 火 17 水 市長・副市長査定	29 月 9 金 予算書入稿 議案発送																
補正予算	4 月 九月定例会	6 金 13 金 16 月 17 火 23 月 27 金 部長・副部长調整 財政課調整 ヒアリング 要求締切 （十二月補正）	8 水 9 木 22 水 29 水 市長・副市長査定 議案発送	19 火 十二月定例会	4 木 5 金 12 金 16 火 19 金 22 月 市長・副市長査定 部長・副部长調整 財政課調整 ヒアリング 要求締切 （三月補正）																	
事務分担	<table border="1"> <thead> <tr> <th>款・会計名</th> <th>担当者</th> <th>経常的経費提出部数</th> <th>政策的経費提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会費、総務費、教育費、競輪</td> <td>福井副課長、村田</td> <td>2部</td> <td>3部</td> </tr> <tr> <td>民生費、衛生費、国保、診療、介護、後期高齢、病院</td> <td>小鷹係長、長崎、塩崎</td> <td>3部</td> <td>4部</td> </tr> <tr> <td>労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、公債費 六守閣、市場、公共用地、広域消防、地下街、水道、下水道</td> <td>木村係長、村山、太田</td> <td>3部</td> <td>4部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予算執行の担当者と同様です。</p>						款・会計名	担当者	経常的経費提出部数	政策的経費提出部数	議会費、総務費、教育費、競輪	福井副課長、村田	2部	3部	民生費、衛生費、国保、診療、介護、後期高齢、病院	小鷹係長、長崎、塩崎	3部	4部	労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、公債費 六守閣、市場、公共用地、広域消防、地下街、水道、下水道	木村係長、村山、太田	3部	4部
款・会計名	担当者	経常的経費提出部数	政策的経費提出部数																			
議会費、総務費、教育費、競輪	福井副課長、村田	2部	3部																			
民生費、衛生費、国保、診療、介護、後期高齢、病院	小鷹係長、長崎、塩崎	3部	4部																			
労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、公債費 六守閣、市場、公共用地、広域消防、地下街、水道、下水道	木村係長、村山、太田	3部	4部																			

# 平成 30 年度 当初予算の概要

～市民の力で未来を拓く希望のまち～

1	予算編成の基本的な考え方	1
2	予算の規模	1
3	予算の特徴	2
4	一般会計予算	5
5	特別会計・企業会計集計表	8
6	市税（市民税・固定資産税等）の推移	9
7	義務的経費の推移（一般会計）	9
8	職員数の推移	10
9	市債残高等の推移	11
10	「まちづくりの目標と政策の方向」に対応する主な事業	12
	（1）いのちを大切にす小田原	12
	— 「福祉・医療」「暮らしと防災・防犯」「子育て・教育」—	
	（2）希望と活力あふれる小田原	16
	— 「地域経済」「歴史・文化」—	
	（3）豊かな生活基盤のある小田原	19
	— 「自然環境」「都市基盤」—	
	（4）市民が主役の小田原	21
	— 「市民自治・地域経営」—	
参考	消費税率引上げ分の活用	23

### 1 予算編成の基本的な考え方

本市の財政は、緩やかな景気の回復基調を受けて法人市民税など一部の市税において増収は期待されるものの、扶助費や公共施設の維持管理費の増加等が見込まれていることから、今後も厳しい状況は続くものと思われまます。

こうした中、平成30年度は、第5次総合計画「おだわらTRYプラン」の後期基本計画を推進するため、第3次実施計画に位置付けた諸事業を着実に実施し、成果に繋げていく必要があります。

また、積年の課題であった市民ホール整備が本格化するなど、本年度は複数の大規模事業が集中することから、これまで以上に事務事業の優先順位付けや、行政サービスの質の向上と行財政健全化に向けた効率的かつ効果的な予算配分となるよう、次の基本方針に基づき編成を行いました。

#### 【平成30年度編成作業における基本方針】

- (1) 「おだわらTRYプラン」第3次実施計画の推進
- (2) 優先順位付けの徹底
- (3) 公共施設等総合管理計画に基づく優先順位付け
- (4) 行財政改革の推進
- (5) 財源の確保

### 2 予算の規模

平成30年度当初予算の一般会計の予算規模は、昨年度より38億円増の682億円となり、昨年度の予算規模を超え過去最大となりました。

なお、特別会計、企業会計を含む一般会計の予算規模は、昨年度より11億2,224万8千円減の1,567億1,475万6千円となり、昨年度の予算規模を下回りました。

	平成30年度(千円)	対前年度比(千円)	対前年度伸率(%)
一般会計	68,200,000	3,800,000	5.90
特別会計(10会計)	57,065,772	△4,968,228	△8.01
企業会計(3会計)	31,448,984	45,980	0.15
<b>全 計(14会計)</b>	<b>156,714,756</b>	<b>△1,122,248</b>	<b>△0.71</b>

### 3 予算の特徴

#### ◇総合計画に掲げる「まちづくりの目標と政策の方向」に対応する主な事業

##### (1) いのちを大切にす小田原

地域での支えあいを大切に育て、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉と医療が連携した包括的なケア体制をつくることにより、生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指します。また、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

政策の方向	事業名・事業内容
ア 福祉・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 包括的支援体制構築事業</li> <li>➢ 精神障がい者ピアサポート事業</li> <li>➢ 健康増進計画推進事業</li> <li>➢ 在宅医療・介護連携事業</li> <li>➢ 生活支援体制整備事業</li> </ul>
イ 暮らしと防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平和施策推進事業 (㊦次世代平和継承事業費)</li> <li>➢ 防災拠点整備事業 (㊦重要給水施設水道管耐震化工事負担金)</li> <li>➢ 災害情報等収集伝達体制整備事業</li> <li>➢ (㊦)コミュニティFM難聴区域改善補助金)</li> <li>➢ ㊦女性活躍推進事業</li> <li>➢ 建築物耐震化促進事業</li> <li>➢ 河川改修事業</li> <li>➢ 消防庁舎再整備事業</li> </ul>
ウ 子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 民間施設等運営費補助事業 (㊦保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金、㊦保育士宿舎借上支援事業費補助金)</li> <li>➢ 教育・保育の提供体制推進事業 (小規模保育施設促進事業費補助金)</li> <li>➢ 不妊症・不育症治療費助成事業 (㊦不妊症治療費助成金)</li> <li>➢ 学校運営協議会推進事業 (㊦地域コーディネーターの配置)</li> <li>➢ 外国語教育推進事業 (㊦英語専科非常勤講師の配置)</li> <li>➢ 学校施設維持管理事業</li> <li>➢ 部活動活性化事業 (㊦部活動指導員の配置)</li> </ul>

※個別の事業内容については、12頁から15頁を参照 (総額：1,022,421千円)

##### (2) 希望と活力あふれる小田原

恵まれた自然環境を生かした農林水産業や、優れた技術を開くものづくり産業を地域全体で支え、歴史と文化のなかで育まれた多様な市民活動を支援します。そうした営みが形づく魅力を生み出し、市内外に発信することで、多くの交流人口を獲得するとともに、地域に根ざした経済が循環する活気に満ちたまちを目指します。

政策の方向	事業名・事業内容	
ア 地域経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域農業活性化事業 (① 耕作放棄地化予防対策委託料、耕作放棄地解消事業費補助金)</li> <li>▶ いこいの森管理運営事業(基本構想等検討委託料)</li> <li>▶ 地域産木材利用拡大事業(② 学校の木の空間づくりモデル事業費)</li> <li>▶ 交流促進施設等整備事業</li> <li>▶ 観光PR事業 (③ 北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会負担金、ライブカメラ設置委託料)</li> <li>▶ 歴史見聞館耐震改修等事業</li> <li>▶ 文化創造活動担い手育成事業</li> <li>▶ 市民ホール整備事業</li> <li>▶ 歴史的風致維持向上計画推進事業 (④ 歴史的風致形成建造物改修整備費補助金)</li> <li>▶ 歴史的風致形成建造物等活用事業 (豊島邸利活用コーディネート委託料)</li> <li>▶ 本丸・二の丸整備事業(御米曲輪整備費)</li> <li>▶ 史跡等用地取得事業</li> <li>▶ 官民協働によるまちづくり担い手育成事業</li> <li>▶ ⑤ 駅前図書館施設整備事業</li> <li>▶ ⑥ 尊徳顕彰事業 (全国報徳サミット開催費、 ⑦ 映画「地上の星—二宮金次郎伝」支援事業費)</li> </ul>	
	イ 歴史・文化	

※個別の事業内容については、16頁から18頁を参照 (総額：1,261,523千円)

(3) 豊かな生活基盤のある小田原

市民生活を豊かに包む小田原の自然を守り育てることにより、生活環境に潤いと安らぎのあふれるまちを目指します。また、交通の結節点、観光振興の拠点、県西地域の商業拠点、神奈川県西の玄関口としての都市機能と利便性を高めるとともに、歴史的景観に配慮した風格のあるまちを目指します。

政策の方向	事業名・事業内容
ア 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外来生物等対策事業</li> <li>▶ 環境再生活動推進事業</li> <li>▶ 地球温暖化対策推進事業(地球温暖化対策推進事業費補助金)</li> <li>▶ 斎場整備事業</li> <li>▶ 焼却施設管理運営事業(基幹的設備改良事業費)</li> </ul>

政策の方向	事業名・事業内容
イ 都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 幹線道路整備事業</li> <li>▶ お城通り地区再開発事業</li> <li>▶ 国府津駅周辺整備事業</li> <li>▶ まちなか緑化支援事業(⑧ まちなか緑化助成事業補助金)</li> <li>▶ 久野霊園管理運営事業(⑨ 合葬式墓地調査・基本設計委託料)</li> <li>▶ 上水道管路等整備事業</li> <li>▶ 汚水管渠整備事業</li> <li>▶ 雨水渠整備事業</li> </ul>

※個別の事業内容については、19頁から21頁を参照 (総額：8,827,287千円)

(4) 市民が主役の小田原

市民の基礎生活圏である地域コミュニティを基本として、地域の課題を地域自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成していきます。そして、市民と行政との信頼関係に基づいた協働型のまちづくりや地域運営、開かれた行政運営を進めることで、市民の考えや願いがしっかりと市政運営に反映されるまちを目指します。

政策の方向	事業名・事業内容
市民自治・地域経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都市セーフティ事業 (⑩ 小田原市公式ガイドブック製作費、移住プロモーション事業費)</li> <li>▶ 東京オリンピック・パラリンピック等関連事業</li> <li>▶ 戸籍・住民基本台帳等管理事務 固定資産税・都市計画税賦課事業 (⑪ 証明書コンビニエンスストア交付サービス事業費、 ⑫ 証明書郵便局交付サービス事業費)</li> <li>▶ 地域コミュニティ推進事業(⑬ 地域事務局運営費負担金)</li> </ul>

※個別の事業内容については、21頁から22頁を参照 (総額：116,139千円)

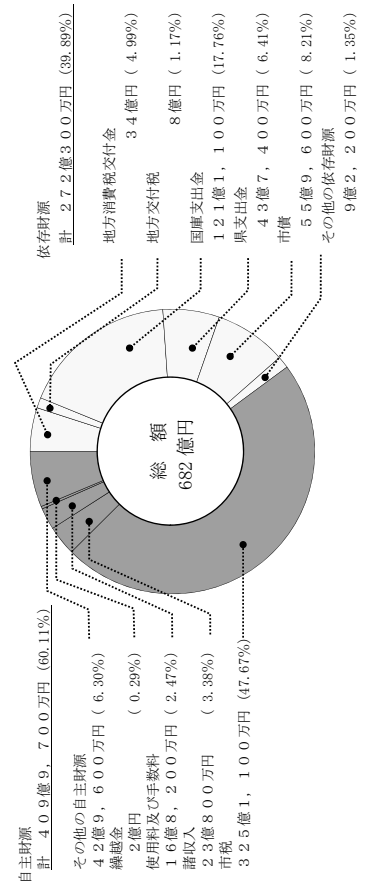
掲載事業 計51事業 事業費総額11,227,370千円

4 一般会計予算

(1) 歳入 財源別内訳比較表 (単位 千円)

区分	平成30年度		平成29年度		比	較
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
市 税	32,511,000	47.67	32,677,000	50.74	△ 166,000	△ 0.51
うち個人市民税	11,264,232	16.52	11,340,102	17.61	△ 75,870	△ 0.67
うち法人市民税	2,381,414	3.49	2,104,925	3.27	276,489	13.14
うち固定資産税	15,284,737	22.41	15,547,755	24.14	△ 263,018	△ 1.69
うち市たばこ税	1,266,491	1.86	1,350,242	2.10	△ 83,751	△ 6.20
うち都市計画税	1,920,810	2.82	1,955,367	3.04	△ 34,557	△ 1.77
地方消費税交付金	3,400,000	4.99	3,300,000	5.12	100,000	3.03
地方交付税	800,000	1.17	900,000	1.40	△ 100,000	△ 11.11
国庫支出金	12,110,836	17.76	10,822,169	16.80	1,288,667	11.91
県支出金	4,373,612	6.41	4,129,533	6.41	244,079	5.91
寄附金	809,005	1.19	401,004	0.62	408,001	101.74
繰入金	2,493,104	3.66	1,935,288	3.01	557,816	28.82
うち財政調整基金繰入金	1,790,000	2.62	1,370,000	2.13	420,000	30.66
うちスポーツ振興・教育課 施設改善基金繰入金	402,409	0.59	561,104	0.87	△ 158,695	△ 28.28
繰越金	200,000	0.29	200,000	0.31	—	—
競争事業収入	100,000	0.15	100,000	0.16	—	—
市 債	5,596,000	8.21	4,584,400	7.12	1,011,600	22.07
うち臨時財政対策債	1,460,000	2.14	1,600,000	2.48	△ 140,000	△ 8.75
その他	5,806,443	8.50	5,350,606	8.31	455,837	8.52
合 計	68,200,000	100.00	64,400,000	100.00	3,800,000	5.90

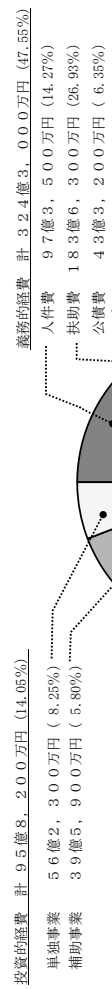
歳入の内訳



(2) 歳出 ①性質別予算 (単位 千円)

区分	平成30年度		平成29年度		比	較
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
義務的経費	32,429,618	47.55	31,650,145	49.15	779,473	2.46
人件費	9,734,684	14.27	9,609,913	14.92	124,771	1.30
扶助費	18,362,500	26.93	17,585,997	27.31	776,503	4.42
公債費	4,332,434	6.35	4,454,235	6.92	△ 121,801	△ 2.73
うち元金償還金	3,915,504	5.74	3,994,767	6.20	△ 79,263	△ 1.98
投資的経費	9,581,903	14.05	6,686,552	10.38	2,895,351	43.30
補助事業	5,622,718	8.25	2,895,734	4.50	2,726,984	94.17
単独事業	3,959,185	5.80	3,790,818	5.88	168,367	4.44
繰出金	8,731,585	12.80	9,342,204	14.50	△ 610,619	△ 6.54
物件費	10,683,583	15.67	9,813,760	15.24	869,823	8.86
補助費等	5,723,810	8.39	5,866,394	9.11	△ 142,584	△ 2.43
その他の経費	1,049,501	1.54	1,040,945	1.62	8,556	0.82
合 計	68,200,000	100.00	64,400,000	100.00	3,800,000	5.90

歳出(性質別)の内訳



②目的別予算

区分	平成30年度		平成29年度		比較	
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)	増減額	伸率(%)
議会費	455,764	0.67	455,939	0.71	△ 175	△ 0.04
総務費	7,535,007	11.05	6,770,310	10.51	764,697	11.29
民生費	27,245,920	39.95	26,926,639	41.81	319,281	1.19
衛生費	11,296,134	16.56	8,397,567	13.04	2,898,567	34.52
労働費	175,294	0.26	175,740	0.27	△ 446	△ 0.25
農林水産業費	1,243,884	1.82	965,327	1.50	278,557	28.86
商工費	1,145,823	1.68	1,088,062	1.69	57,761	5.31
土木費	6,301,752	9.24	6,869,883	10.67	△ 568,131	△ 8.27
消防費	2,490,293	3.65	2,414,569	3.75	75,724	3.14
教育費	5,947,695	8.72	5,851,429	9.08	96,266	1.65
公債費	4,332,434	6.35	4,454,235	6.92	△ 121,801	△ 2.73
予備費	30,000	0.05	30,300	0.05	△ 300	△ 0.99
合計	68,200,000	100.00	64,400,000	100.00	3,800,000	5.90

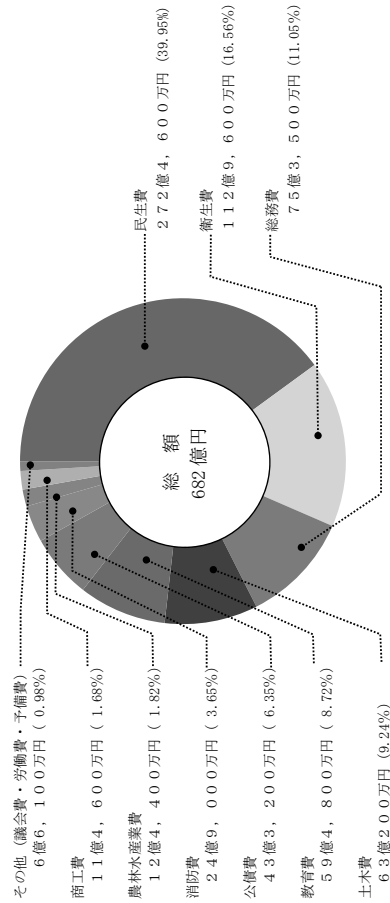
5 特別会計・企業会計集計表

(単位 千円)

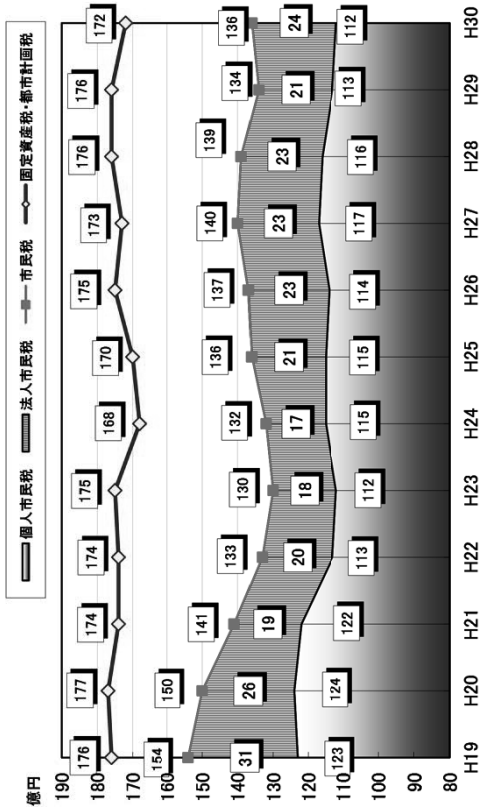
会計名	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	比較	
			増減額	伸率(%)
競輪事業特別会計	11,930,000	12,640,000	△ 710,000	△ 5.62
天守閣事業特別会計	355,000	182,000	173,000	95.05
国民健康保険事業特別会計	20,280,000	25,086,000	△ 4,806,000	△ 19.16
国民健康保険診療施設事業特別会計	28,000	28,000	—	—
公設地方卸売市場事業特別会計	142,000	135,000	7,000	5.19
介護保険事業特別会計	15,371,000	15,240,000	131,000	0.86
後期高齢者医療事業特別会計	4,274,000	4,295,000	△ 21,000	△ 0.49
公共用地先行取得事業特別会計	772	27,000	△ 26,228	△ 97.14
広域消防事業特別会計	4,298,000	4,086,000	212,000	5.19
地下街事業特別会計	387,000	315,000	72,000	22.86
計	57,065,772	62,034,000	△ 4,968,228	△ 8.01
水道事業会計	5,785,919	5,352,450	433,469	8.10
病院事業会計	13,917,909	13,670,311	247,598	1.81
下水道事業会計	11,745,156	12,380,243	△ 635,087	△ 5.13
計	31,448,984	31,403,004	45,980	0.15

(単位 千円)

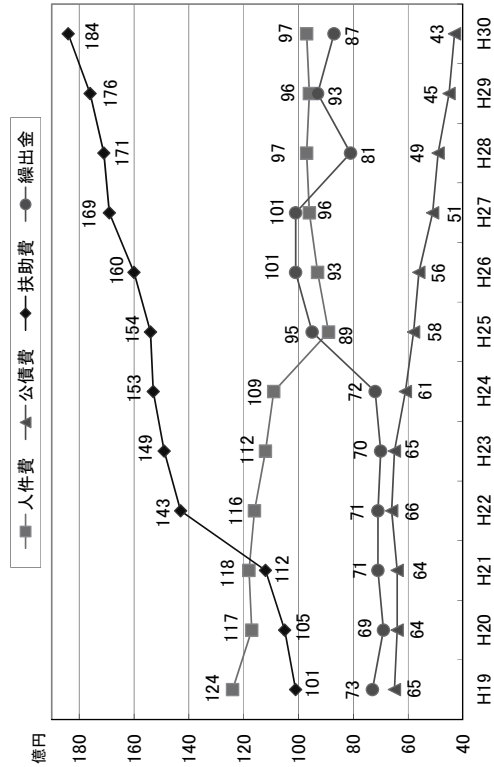
歳出(目的別)の内訳



### 6 市税（市民税・固定資産税等）の推移



### 7 義務的経費の推移（一般会計）

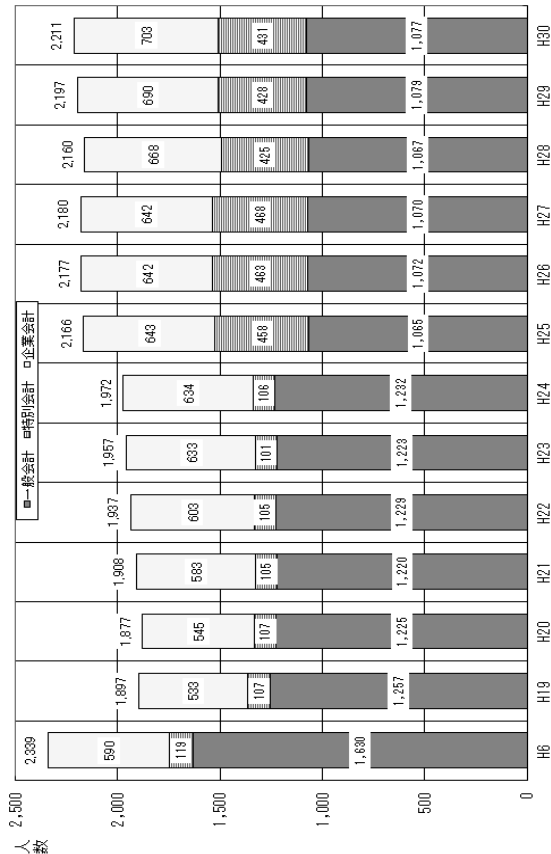


※ 金額は決算額（H29・30は当初予算額）。  
 ※ 平成28年度に下水道事業会計が企業会計となったことに伴い、下水道事業への繰出金は補助金に移行した。（平成28年度の補助金額は21億5,000万円）

### 8 職員数の推移

平成30年度当初予算の一般会計における職員数は1,077人となり、前年の職員数から2人減となっている（ピーク時の平成6年4月の1,630人からは、553人の減）。

また、特別会計・企業会計を含めた全会計における職員数は2,211人で、前年の職員数2,197人からは14人の増となっている（ピーク時の平成6年4月の2,339人からは、128人の減）。  
 全会計の職員数が前年度から増加している主な理由は、市立病院において、医療技術職の二交代制勤務の導入による医療体制の充実を図ること等によるためである。



※ 職員数は、その年の4月1日現在の人数（H29・30は当初予算）。  
 ※ 平成29年度までの職員数は、市長、副市長を除き、教育長を含む。平成29年10月に教育長が特別職に任命されたことに伴い、平成30年度からは教育長も除く。  
 ※ 平成28年度に下水道事業会計が特別会計から企業会計に移行した。（平成28年度の職員数は35人）



## 10 「まちづくりの目標と政策の方向」に対応する主な事業

※ 総合計画に掲げるまちづくりの目標と政策の方向に対応する平成30年度当初予算の主な取組  
 ※ 新規事業は④で表記

### (1) いのちを大切にすること小田原

#### ア 福祉・医療

##### ○包括的支援体制構築事業

生活保護をはじめとする福祉行政に携わる様々な機関が、地域との連携を図りながら、相談体制の充実や、働く機会や場の提供など、相談者やサービス利用者に対し包括的な支援を行う体制を構築する。  
 (担当課：福祉政策課)

【予算額：15,338千円】  
 予算書129頁

##### ④精神障がい者ピアサポート事業

精神障がい者が自らの経験を活かし、自己実現や社会参加等の相互支援の取り組み（ピアサポーター）を実践する支援者（ピアサポーター）を養成する講座を開催する。  
 (担当課：障がい福祉課)

【予算額：75千円】  
 予算書133頁

##### ○健康増進計画推進事業

計画が定める健康寿命の延伸を目指し、本市で比較的多い脳血管疾患を予防するため、飲食店による減塩の健康メニューの提供を進めるほか、食生活をはじめ健康な日常生活を支える歯科保健の重要性を周知するための啓発イベントを開催する。  
 (担当課：健康づくり課)

【予算額：1,287千円】  
 予算書153頁

##### ○在宅医療・介護連携事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者を支援するため、医療機関や介護サービス事業者も対象にした相談窓口を充実するほか、多職種にわたる従事者のための研修を開催し、医療・介護関係者の連携を強化する。  
 (担当課：高齢介護課〔介護保険事業特別会計〕)

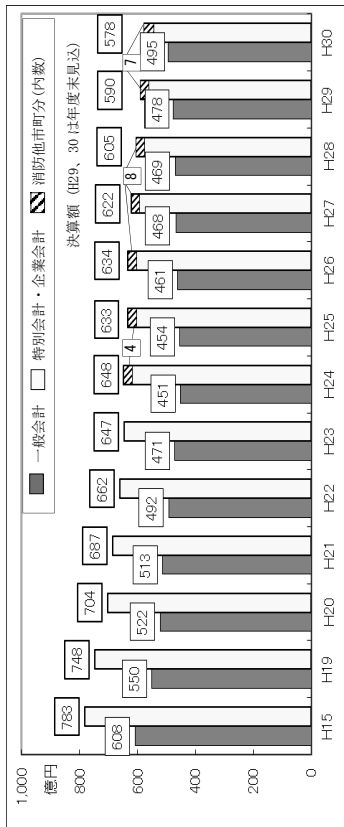
【予算額：18,696千円】  
 予算書357頁

(1) いのちを大切にすること小田原—ア 福祉・医療—

## 9 市債残高等の推移

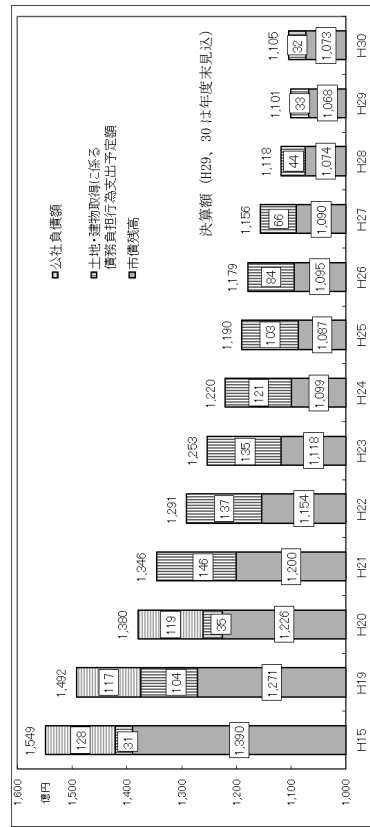
### (1) 市債残高の推移

一般会計の平成30年度末の市債残高見込額は約495億円で、平成29年度末の残高見込額から約17億円の増となる見込みである（市債残高のピークであった平成15年度末の約608億円から約115億円の減）。特別会計、企業会計を含めた全会計の平成30年度末市債残高見込額は約1,073億円となり、平成29年度末市債残高見込額の約1,068億円から5億円程度の増となる見込みである。



### (2) 会社を含めた負債総額の推移

市債残高及び土地・建物取得に係る債務負担行為支出予定額の平成30年度末残高見込額は約1,105億円となり、平成29年度末残高見込額の約1,101億円から4億円程度の増となる見込みである。



※ 土地開発公社の負債は、平成21年度に市が債務負担行為を設定し21年度末に皆減している。

## ○生活支援体制整備事業

【予算額：6,262千円】  
予算書 357頁

地域や高齢者支援に携わる様々な機関と連携しながら、地域ごとの高齢者の生活に関する情報を把握、分析するとともに、高齢者に必要な支援が届くよう、生活支援コーディネーターの配置を充実し、生活支援体制の強化を図る。

(担当課：高齢介護課〔介護保険事業特別会計〕)

(1) いのちを大切にす小田原一ア 福祉・医療一

## イ 暮らしと防災・防犯

## ○平和施策推進事業 一 ㊦次世代平和継承事業費一

【予算額：592千円】  
予算書 99頁

本市が平和都市宣言を制定し、平成30年で25周年を迎えることから、次代を担う中学生を対象に全国で平和教育活動を推進しているナガサキ・ユース代表団を講師とした宿泊学習を開催し、平和について理解を深め、未来へつなげる人材育成を目指す。

(担当課：総務課)

## ○防災拠点整備事業 一 ㊦重要給水施設水道管耐震化工事負担金一

【予算額：2,753千円】  
予算書 111頁

災害時における広域避難所の飲料水を確保するため、給水管の一部を耐震化し、応急給水口の整備を行う。

(担当課：防災対策課)

## ○災害情報等収集伝達体制整備事業 一 ㊦コミュニティFM難聴区域改善補助金一

【予算額：27,000千円】  
予算書 111頁

秘井、片浦、橘地区等の一部区域については、FMおだわらの電波が届かず難聴区域となっていることから、県補助金を財源として送信アンテナの新設に係る費用を補助し、難聴区域の改善を図る。

(担当課：防災対策課)

## ㊦女性活躍推進事業

【予算額：1,710千円】  
予算書 125頁

第2次おだわら男女共同参画プランの基本方針等に基づき、国の「女性活躍推進のための交付金」を活用して、官民共協働で基本方針に対するアクションプログラムを策定するとともに、県西地域の実情に合わせた事業を推進する体制を整備する。

(担当課：人権・男女共同参画課)

(1) いのちを大切にす小田原一イ 暮らしと防災・防犯一

## ○建築物耐震化促進事業

【予算額：42,445千円】  
予算書 185頁

平成29年度に引き続き、小田原市耐震改修促進計画に基づき、訪問型の耐震啓発活動を行うことにより、市民の耐震化意識の向上を図るとともに、国・県の補助制度等を有効活用しながら、木造住宅及び特定建築物の耐震診断・耐震改修補助事業を実施し、市民負担の軽減及び耐震化の促進を図る。

(担当課：建築指導課)

## ○河川改修事業

【予算額：68,530千円】  
予算書 193頁

近年の台風や局地的集中豪雨により、市街地の河川で浸水被害が発生していることから、被害の軽減を図るため下菊川、関口川及び八ツ沢川の護岸改修を継続的に実施する。

(担当課：道水路整備課)

## ○消防庁舎再整備事業

【予算額：116,324千円】  
予算書 403頁

消防署所再整備計画に基づき、消防署所の適正配置を実現するため、計画的に消防庁舎の再整備を実施していく。平成30年度は2出張所の建設に向けた実施設計や環境影響調査のほか、足柄消防署への一時機能移転に必要となる備品の購入等を行う。

(担当課：広域調整課〔広域消防事業特別会計〕)

(1) いのちを大切にす小田原一イ 暮らしと防災・防犯一

## ウ 子育て・教育

## ○民間施設等運営費補助事業

一 ㊦保育エキスパート等研修代替保育士雇用費用補助金、㊦保育士宿舍借上支援事業費補助金一

【予算額：7,380千円】  
予算書 143頁

保育士が働きやすい環境を整備することで、保育士の新規雇用や離職防止が図られるよう、キャリアアップのための費用や宿舍借上げのための費用を助成する。

(担当課：保育課)

## ○教育・保育の提供体制推進事業 一 小規模保育設置促進事業費補助金一

【予算額：48,000千円】  
予算書 143頁

低年齢児の待機児童の解消を図るため、0歳から2歳を対象に定員19人以下の少人数で保育を実施する小規模保育事業を新たに開始する2事業者に対し、施設整備に係る費用を補助する。

(担当課：保育課)

(1) いのちを大切にす小田原一ウ 子育て・教育一

○**不妊症・不育症治療費助成事業** 一 ㉞ 不妊症治療費助成金一  
 予算額：7,150千円  
 予算書 163 頁  
 不妊症のために子どもを持つことが困難な夫婦に対し、県の助成制度に上乘せして治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と少子化対策の充実を図る。

(担当課：健康づくり課)

○**学校運営協議会推進事業** 一 ㉟ 地域コーディネーターの配置一  
 予算額：1,244千円  
 予算書 203 頁  
 学校運営協議会（コミュニティ・スクールの）事務局機能の強化や地域コミュニティ組織との連携・協働を推進し、学校教育のより一層の活性化を図るため、地域コーディネーターを配置する。

(担当課：教育指導課)

○**外国語教育推進事業** 一 ㊱ 英語専科非常勤講師の配置一  
 予算額：4,326千円  
 予算書 207 頁  
 新学習指導要領の実施に伴い、小学校高学年で英語が教科となることから、小学校教諭と共に英語の授業を展開する専科非常勤講師を配置する。

(担当課：教育指導課)

○**学校施設維持管理事業**  
 予算額：652,733千円  
 予算書 211/213 頁  
 教育環境の改善に資するため、児童・生徒の通う施設の日常の維持管理はもとより、「小田原市スポーツ振興・教育環境改善基金」を活用したトイレ洋式化及び空調設備設置のほか、外壁工事や防水改修工事等を推進する。

(担当課：学校安全課)

○**部活動活性化事業** 一 ㊲ 部活動指導員の配置一  
 予算額：576千円  
 予算書 217 頁  
 部活動における教員の負担を軽減するため、教員の代わりに学校の指導方針や指導計画に沿った部活動指導全般（大会時の引率・指導や監督業務など）を行うことができる部活動指導員を配置する。

(担当課：教育指導課)

(1) いのちを大切にす小田原一ウ子育て・教育一

(2) 希望と活力あふれる小田原

ア 地域経済

○**地域農業活性化事業** 一 ㊳ 耕作放棄地化予防対策委託料、耕作放棄地解消事業費補助金一  
 予算書 167 頁  
 農地の耕作放棄地化を防ぐため、援農者を育成する講座の開催等を民間団体に委託するとともに、新規就農者や認定農業者が行う耕作放棄地解消に係る事業費補助を拡充する。

(担当課：農政課)

○**いこいの森管理運営事業** 一 基本構想等検討委託料一

いこいの森は昭和 57 年に開設後、隣接地にわんぱくらんど等が整備されるなど、施設のニーズや取り巻く環境が大きく変化していることから、今後のあり方を検討した上で、施設整備方針等について検討を進める。

(担当課：農政課)

○**地域産木材利用拡大事業** 一 ㊴ 学校木の空間づくりモデル事業費一  
 予算額：40,100千円  
 予算書 173 頁  
 地域産木材の利用を継続的に図るため、教育的効果等が望める学校施設を対象に、教育・学習環境の向上や地域との連携強化に資する内装木質化等の部分改修を行う。

(担当課：農政課)

○**交流促進施設等整備事業**  
 予算額：382,081千円  
 予算書 175 頁  
 交流人口の拡大と小田原の魚の消費拡大を通じて、水産業の振興と地域活性化を図ることを目的とした交流促進施設について、引き続き施設整備を進めるとともに、平成 31 年度の開業に向けた準備を行う。

(担当課：水産海浜課)

○**観光PR事業** 一 ㊵ 北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会負担金、ライブカメラ設置委託料一  
 予算書 181 頁  
 平成 30 年は小田原開府 500 年、翌年は北条早雲公没後 500 年の節目にあたる。500 年をキーワードに、2 か年にわたり様々な事業を展開し、本市の魅力を向上させ誘客を図る。また、小田原城天守閣周辺にライブカメラを設置し、ホームページや観光アプリや観覧アプリアクションなど様々な媒体を通じ、四季折々の魅力を映像として広く配信することで、効果的なPRを図る。

(担当課：観光課)

(2) 希望と活力あふれる小田原一ア 地域経済一

○歴史見聞館耐震改修等事業

予算書 273 頁  
 平成 29 年度に実施した耐震診断の結果を受け、来館者の安全性を確保するため、施設の耐震改修を行うとともに、インバウンドも視野に入れた誘客力のあるコンテンツを盛り込みながら、小田原城のガイダンス施設としての機能の向上を図るため、展示内容をリニューアルする。  
 (担当課：小田原城総合管理事務所〔天守閣事業特別会計〕)

(2) 希望と活力あふれる小田原—ア 地域経済—

イ 歴史・文化

○文化創造活動担い手育成事業

【予算額：12,688 千円】  
 予算書 109 頁  
 小田原の文化の裾野を広げ、芸術文化の新たな担い手を育成するため、市民ホールの開館前から声楽、ダンスなどのアウトリーチ事業や伝統芸能、子ども美術などのワークショップ・セミナー事業、歌舞伎や演劇などの鑑賞事業等の芸術文化の普及啓発事業に取り組む。  
 (担当課：文化政策課)

○市民ホール整備事業

【予算額：242,220 千円】  
 予算書 109 頁  
 平成 29 年度に継続費を設定した設計事業費及び整備支援事業費と合わせ、整備工事に係る費用についても、国の社会資本整備総合交付金や市債、市民ホール整備基金を財源として平成 32 年度までの継続費を設定し、市民ホールの整備を推進する。  
 (担当課：文化政策課)

○歴史的風致維持向上計画推進事業

一 歴史的風致形成建造物改修整備費補助金—  
 【予算額：9,000 千円】  
 予算書 195 頁  
 歴史まちづくり法に基づき市歴史的風致維持向上計画において、指定または指定候補に位置付けている民有の歴史的風致形成建造物の滅失を防ぎ、保存・活用を促進するため、その修理や修景等に要する費用の一部を助成する。

○歴史的風致形成建造物等活用事業

一 豊島邸利活用コーディネート委託料—  
 予算書 195 頁  
 市有の歴史的建造物である豊島邸の有効な利活用や維持管理の手法について検討を行うとともに、民間のノウハウを活用し自立した事業展開が可能な事業者の選定を行う。  
 (担当課：まちづくり交通課)

(2) 希望と活力あふれる小田原—イ 歴史・文化—

○本丸・二の丸整備事業

一 御用米曲輪整備費—  
 【予算額：58,870 千円】  
 予算書 223 頁  
 御用米曲輪の整備について、史跡小田原城跡調査・整備委員会や文化庁の指導を受けながら、近世エリアにある土塁の形状を整えるなどの修景整備工事を行うとともに、戦国期等整備エリアについて基本設計を行う。  
 (担当課：文化財課)

○史跡等用地取得事業

【予算額：224,241 千円】  
 予算書 223 頁  
 史跡の保存活用を進めていくため、史跡小田原城跡のうち当該土地所有者から申し出のあった小田原城址公園周辺の用地を取得する。  
 (担当課：文化財課)

○官民協働によるまちづくり担い手育成事業

【予算額：1,017 千円】  
 予算書 223 頁  
 まちづくりを共に担う民間団体と市が一体となり、地域で活躍できる人材を育成するため、多くの市民が関心のある分野の学びの場へ参加するきっかけづくりを目的とした「(仮)おかわら学講座」や、それぞれの分野で活躍している民間団体等が先進事例を学び、担い手同士が交流を深め、課題を共有する「(仮)人づくり課題解決ゼミ」などを実施する。  
 (担当課：生涯学習課)

○駅前図書館施設整備事業

【予算額：21,399 千円】  
 予算書 225 頁  
 平成 32 年度に開館予定の駅前図書館（広域交流施設内）に係る図書購入費や I C タグ装備等委託料など、開館に向けた準備を行う。  
 (担当課：図書館)

○尊徳顕彰事業

一 全国尊徳サミット開催費、映画「地上の星—二宮金次郎伝」支援事業費—  
 【予算額：28,000 千円】  
 予算書 227 頁  
 10 月開催予定の第 24 回全国尊徳サミット小田原市大会に係る開催費と、映画「地上の星—二宮金次郎伝」の製作・上映について、尊徳顕彰と都市セールス及び子どもたちの尊徳学習に活用できる良い機会ととらえ、ガバメントクラウドファンディング等も活用して、映画製作等を支援する市民団体及び製作委員会に対して支援を行う。  
 (担当課：生涯学習課)

(2) 希望と活力あふれる小田原—イ 歴史・文化—

(3) 豊かな生活基盤のある小田原

ア 自然環境

○外来生物等対策事業

【予算額：3,252千円】  
 予算書 155 頁  
 外来生物等による農作物被害や生活被害を防ぐため、捕獲を引き続き実施するとともに、近年農業被害や樹木の食害を増加させているニホンジカにおいても、県と連携して捕獲を行っている。  
 (担当課：環境保護課)

○環境再生活動推進事業

【予算額：17,511千円】  
 予算書 155 頁  
 環境活動団体や地域等の連携・協働を支援し、活性化を図りつつ、環境活動団体等との協働で、酒匂川河川敷の植栽や耕作放棄地再生モデル事業等の環境再生活動に取り組む。また、これまでの文献や専門家へのヒアリングで得た結果に加え、動植物の生息状況等について現地調査を実施し、市民の主体的な環境再生・保全活動を促すことで、持続可能な環境共生型の地域づくりを進める。  
 (担当課：環境政策課)

○地球温暖化対策推進事業

一 地球温暖化対策推進事業費補助金一  
 【予算額：1,990千円】  
 予算書 157 頁  
 温室効果ガスの排出量の削減を目指し、地球温暖化対策を推進するため、従前から行っているネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築等への助成に加え、木質バイオマスターストープや蓄電池設置に対する助成を行う。  
 (担当課：エネルギー政策推進課)

○斎場整備事業

【予算額：1,909,350千円】  
 予算書 159 頁  
 施設の老朽化や今後の火葬件数の増加に対応するため、施設整備から維持管理運営までを一括契約するPFI手法により事業を実施する。平成30年度は、平成31年度の供用開始に向け工事を進める。  
 (担当課：環境政策課)

○焼却施設管理運営事業

一 基幹的設備改良事業費一  
 【予算額：2,711,033千円】  
 予算書 161 頁  
 焼却炉等の老朽化が進行している環境事業センターの基幹的設備改良工事を実施し、施設の省エネ化とともに二酸化炭素排出量を削減する。平成30年度は、2炉の改修工事を行う。  
 (担当課：環境事業センター)

(3) 豊かな生活基盤のある小田原—ア 自然環境—

イ 都市基盤

○幹線道路整備事業

【予算額：136,380千円】  
 予算書 189 頁  
 都市計画道路栄町小八幡線のうち、栄町地区内の市道 2688 ほか 2 路線の用地取得を進める。また、都市計画道路穴部国府津線の事業計画に伴せ、取り付け道路の用地取得を進める。  
 (担当課：道水路整備課)

○お城通り地区再開発事業

【予算額：579,608千円】  
 予算書 193 頁  
 埋蔵文化財調査の出土品整理及び報告書を作成するとともに、広域交流施設ゾーンの整備に伴い、事業施行者へ建設に係る費用を補助し、平成31年度中の完成を目指す。  
 (担当課：都市計画課)

○国府津駅周辺整備事業

国府津駅広場周辺の交通混雑の緩和や安全性・利便性の向上を図るため、広場西側の用地を活用した周辺整備に必要な実施設計を行う。  
 予算書 197 頁  
 (担当課：都市計画課)

○まちなか緑化支援事業

一 ⑤まちなか緑化助成事業補助金一  
 【予算額：6,000千円】  
 予算書 199 頁  
 緑の基本計画に基づき、特に緑被率の低い小田原駅周辺の緑化を促し、良好なまちなみ景観と賑わいを創出するため、公道に面して建物や敷地等の緑化を行う際の材料費や工事費等の費用を助成する。  
 (担当課：みどり公園課)

○久野霊園管理運営事業

一 ⑥合葬式墓地調査・基本設計委託料一  
 予算書 201 頁  
 核家族化の進行や少子化による世帯人数の減少等に伴い、久野霊園の利用者のうち約 4 割の方が、後継者を必要としない合葬式墓地の建設を望んでいるとのアンケート結果が出ている。そこで、久野霊園の敷地内に合葬式墓地を建設することとし、来年度は測量・地質調査、基本設計を行う。  
 (担当課：みどり公園課)

○上水道管路等整備事業

【予算額：1,973,914千円】  
 予算書 467 / 469 頁  
 高田浄水場と久野配水池を結ぶ送水管の更新等について県補助金を財源に実施するなど、基幹管路及び老朽管の更新を順次実施する。また、水道施設については、高田浄水場の脱水機施設築造及びび中原1号配水池の耐震補強を引き続き推進する。  
 (担当課：水道局工務課/給水課/水質管理課(水道事業会計))

(3) 豊かな生活基盤のある小田原—イ 都市基盤—

○汚水管渠整備事業

【予算額：1,157,797千円】  
 予算書 551/555 頁

快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の未普及地域において、土地利用の動向や市民の要望を踏まえ、汚水管渠を整備するとともに、老朽管路の改築や重要な管路の耐震化を実施する。

(担当課：下水道整備課〔下水道事業会計〕)

○雨水渠整備事業

【予算額：276,800千円】  
 予算書 553 頁

台風や近年発生している局地的な豪雨に加え、都市化の進展に伴う雨水浸透機能の低下による浸水被害の軽減を図るため、雨水渠整備を実施するとともに予防保全の充実を図る。

(担当課：下水道整備課〔下水道事業会計〕)

(3) 豊かな生活基盤のある小田原— 都市基盤—

(4) 市民が主役の小田原

市民自治・地域経営

○都市セールス事業 一 ㊦小田原市公式ガイドブック製作費、移住プロモーション事業費—

予算書 101 頁

本市の全体像を正しく伝えるため、小田原ブックのブランドタイストを加味した市勢要覧を公式ガイドブックとして製作するとともに、本市への定住意向を喚起するため、先輩移住者や市民と共に移住をイメージできるような個別ガイドや移住体感イベントを開催する。

(担当課：広報広聴課)

○東京オリンピック・パラリンピック等関連事業

【予算額：23,489千円】  
 予算書 105 頁

東京オリンピック・パラリンピック等の開催による効果の最大化を図るため、エリトリア国やブータン王国、モルディブ共和国のホストタウンとして交流事業を推進するほか、事前キャンプの受入れに向けた視察団等の対応、アスリートと市民との交流を図るためのプログラムなどを開催する。また、ラグビー日本代表チームの合宿誘致やラグビーワールドカップ日本大会参加国チームの事前キャンプ誘致活動を進める。

(担当課：企画政策課)

(4) 市民が主役の小田原—市民自治・地域経営—

○戸籍・住民基本台帳等管理事務

○固定資産税・都市計画税賦課事業

一 ㊦証明書コンビニエンスストア交付サービス事業費、㊧証明書郵便局交付サービス事業費—

【予算額：83,687千円】  
 予算書 115/117 頁

市民サービスの向上を図るため、全国のコンビニエンスストア（マイナンバーカードを利用）及び郵便局10局（協定を締結）で、住民票の写しなどの証明書を交付するサービスを導入する。

(担当課：戸籍住民課・資産税課)

○地域コミュニティ推進事業 一 ㊨地域事務局運営費負担金—

【予算額：1,260千円】  
 予算書 121 頁

地域コミュニティ組織が、「一人ひとりがつながり、地域ので課題を解決する組織」の実現を目指し、自立した組織運営をするため、事務局の設置・運営費用を負担する。

(担当課：地域政策課)

(4) 市民が主役の小田原—市民自治・地域経営—

(参考) 消費税率引上げ分の活用

○平成26年4月1日から実施した、消費税率引上げに伴う地方消費税増収増収相当分(平成30年度本市見込額13億6千万円)については、その額を社会保障経費に充当する。  
 ○具体的には、国の制度にあわせた「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障経費の増」に充当したうえで、社会保障の安定化分として、国民健康保険等の社会保障経費の増加に対応する。

(歳入)

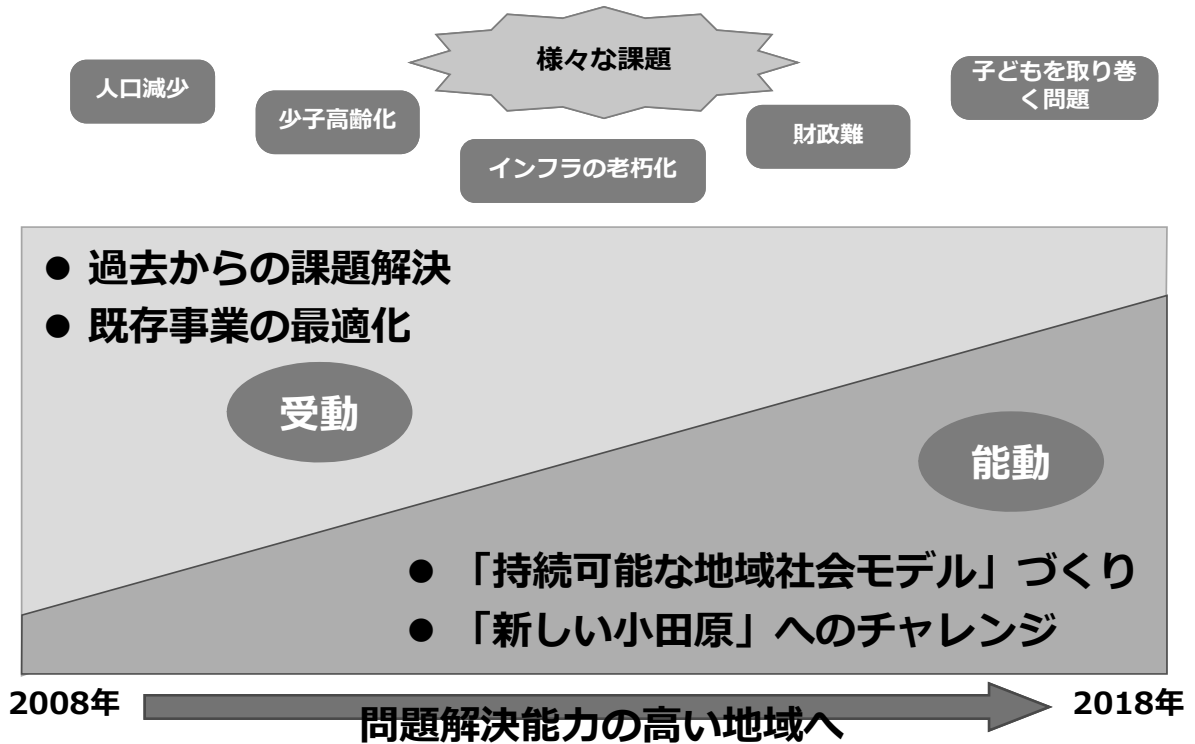
引上げ分の地方消費税収見込 1,360,000 千円

(歳出)

社会保障関係事業に要する経費 30,935,390 千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県 支出金	市債	その他	引上げ分の 地方消費税収	その他	その他
社会福祉総務費	644,260	74,057	3,500	8,080	47,594	511,029	
老人福祉費	181,275	3,095	24,600	14,480	11,851	127,249	
障害者福祉費	4,480,905	3,101,957		63,215	112,099	1,203,634	
社会福祉センター費	14,664			1,220	1,145	12,299	
児童福祉費	9,065,529	4,624,891	8,800	1,193,936	275,865	2,962,037	
生活保護費	5,669,012	4,173,958		80,668	120,504	1,293,882	
小計	20,055,645	11,977,958	36,900	1,361,599	569,059	6,110,129	
国民健康保険費	1,716,000	689,376			86,615	930,009	
介護保険費	2,285,561	21,927			192,859	2,070,775	
後期高齢者医療費	2,165,123	289,037			159,840	1,716,246	
小計	6,166,684	1,010,340			439,314	4,717,030	
医療助成費	1,422,885	325,028		89,051	85,949	922,857	
保健衛生総務費	707,883	20,584		42,940	54,899	589,460	
予防費	1,144,095	20,219		72,406	89,584	961,886	
保健センター費	93,198		14,100	1,594	6,603	70,901	
病院費	1,345,000				114,592	1,230,408	
小計	4,713,061	365,831	14,100	205,991	351,627	3,775,512	
合計	30,935,390	13,354,129	51,000	1,567,590	1,360,000	14,602,671	

※児童福祉費には、放課後児童健全育成事業、就学支援事業を含みます。



小田原市 行財政運営上の課題 ②（人口、市税収入、市債残高、財政調整基金の推移）

	1998年	2007年	2016年	1998～ 2007年	2007～ 2016年
人口(人)	200,329	198,881	193,313	△1,448 (△0.7%)	△5,568 (△2.9%)
市税(億円)	349	347	332	△2 (△0.6%)	△15 (△4.3%)
負債(億円) 市債と会社の債務残高等を合 わせた数字	1,606	1,492	1,118	△114 (△7%)	△374 (△25%)
財政調整基金(億円)	36.5	15.1	56.9	△21.4 (△59%)	41.8 (277%)

人口減少のなか、負債を減らし、蓄えを増やしてきた10年



## 小田原市 行財政運営上の課題 ③（目指すべき「持続可能な地域社会モデル」）

- いのちを支える豊かな自然環境がある
- 自然と共存し人々と手を携えていく意識と力を持つ人間が育っている
- 基礎的な社会単位である地域コミュニティの絆が結ばれている
- 人が生まれ、育ち、暮らし、老いていく、その営みを、社会全体が敬意を持って支えている
- 喜びも苦しみも、みんなで分かち合う文化や仕組みを、社会として共有している
- 地域の資源を生かした、地に足の着いた経済活動が根付いている
- 暮らしや経済を支えるさまざまな社会資本は、計画的にメンテナンスが施され危なげない状態にある
- 地域の運営をつかさどる基礎自治体は、地方政府と呼べる総合力と、市民一人ひとりへの細かな配慮を併せ持っている

※ 関連資料 → 【参考4】後期基本計画重点テーマの取組（平成29年度）

## 小田原市 行財政運営上の課題 ④（持続可能な財政運営に向けた課題）

### ● 財源の確保

大規模な建設事業（お城通り地区再開発事業、交流促進施設等整備事業、市民ホール整備事業、斎場整備運営事業、焼却施設基幹的設備改良事業、市立病院等）、歴史的建造物や学校施設の改修など、円滑に事業推進が図られるよう国庫支出金等の財源を確保する必要がある。

### ● 市債発行額の抑制と基金残高の確保

大規模な建設事業の実施に伴い、第3次実施計画期間の一般会計の市債発行額は増加することが予想されることから、できる限り市全体の市債等残高の減少に努める必要がある。また、歳入確保と同時に歳出抑制を働きかけるなど、一般財源の涵養に努め、決算剰余金の確保とともに、財政調整基金の残高確保に努める必要がある。

### ● 地方交付税と臨時財政対策債の見直し

国の地方交付税原資の不足により、本来措置されるべき交付税のうち、約6割が実質的な「赤字債」である臨時財政対策債に振り返られており（県内自治体）、本市市債残高の約5割（平成29年度末時点 臨財債：約238億円／全体：約466億円）にまで累増していることから、交付税財源の確保と臨時財政対策債の見直しを国に求めていく必要がある。

### ● 公会計の活用

地方財政の全面的な「見える化」に係る取組を進める流れの中で、H28年度決算から統一的な基準による財務書類等の整備を行った。H30年度以降は、スムーズな財務書類等の作成とともに、その活用を検討し、今後の行財政運営に反映する必要がある。

## 小田原市 単独事業の状況 ① (地方財政状況調査90表 区分別単独事業の割合)

区分	歳出合計	単独合計	単独割合	主な単独事業 (カッコ内は一般財源)
少子化対策等 (民生費のうち児童福祉費)	9,212	2,229	24 %	公立保育所管理運営事業(290)、児童プラザ管理運営事業(6)、地域子育てひろば事業・プレイパーク事業(1)
高齢化対策等 (民生費のうち老人福祉費)	4,541	4,432	98 %	生きがいふれあいセンター管理運営事業(64)、敬老事業・長寿祝事業(39)、シルバー人材センター運営補助事業(13)
社会福祉等 (民生費のうち上記・災害救助費を除く)	13,417	3,131	23 %	市社会福祉協議会助成事業(92)、障がい者交通費助成事業(56)、ケアタウン推進事業(3)
災害救助 (民生費のうち災害救助費)	2	2	100 %	
環境対策等 (衛生費のうち清掃費)	3,640	3,103	85 %	ごみ収集運搬事業(396)、焼却灰等資源化事業(394)、生ごみ堆肥化推進事業(2)
健康対策等 (衛生費のうち清掃費を除く)	3,991	3,841	96 %	病院事業会計負担金(1,345)、妊婦健康診査事業(100)、再生可能エネルギー導入促進事業(16)
雇用・失業対策等 (労働費)	175	175	100 %	勤労者福利厚生活動支援事業(6)、若年者雇用支援事業(2)、勤労者融資等支援事業(その他財源150)
農林水産業振興等 (農林水産業費)	981	722	74 %	地域産木材利用拡大事業(40)、水産資源環境保護事業(1)、農産物産地消促進事業(1)
地域産業振興等 (商工費)	1,045	985	94 %	観光協会支援事業(126)、企業誘致促進事業(116)、商店街団体等補助事業(31)
地域基盤整備等 (土木費)	7,217	5,919	82 %	下水道事業会計補助金(2,250)、小田原地下街事業特別会計繰出金(175)、道路管理事業(113)
防災対策等 (消防費)	3,809	3,733	98 %	広域消防事業特別会計繰出金(2,340)、消防団員事業(67)、消防水利施設等整備事業(16)
人材育成等 (教育費)	6,028	4,647	77 %	学校給食事業(337)、教育ネットワーク整備事業(176)、かもめ図書館管理運営事業(137)、外国語教育推進事業(30)
災害復旧等 (災害復旧費)	6	0	0 %	
管理的経費 (総務費)	7,994	7,759	97 %	都市セールス事業(453)、地域防犯灯整備事業(67)、市民交流センター管理運営事業(59)
その他 (議会費、公債費、諸支出金等)	5,658	5,502	97 %	元金償還金(3,857)、議会調査研究事業(22)
合計	67,715	46,180	68 %	

※ 事業費は地方財政状況調査90表(平成29年度普通会計決算)から抽出。主な単独事業は平成30年度予算から抽出。

地方行財政ビジョン研究会第2回【資料4】行財政運営上の課題・単独事業の状況

5

## 小田原市 単独事業の状況 ② (児童福祉費・老人福祉費における補助事業・単独事業)

少子化対策等 (児童福祉費)	高齢化対策等 (老人福祉費)
<p><b>【補助事業】</b>                      ファミリー・サポート・センター管理運営事業                      子育て支援拠点管理運営事業                      児童手当支給事業                      養育支援家庭訪問事業                      児童相談事業                      教育・保育関連事務                      民間施設等運営費補助事業                      多様な保育推進補助事業                      認可外保育施設支援事業                      教育・保育の提供体制推進事業                      児童扶養手当支給事業                      母子家庭等自立支援事業</p> <p><b>【単独事業】</b>                      児童遊園地管理補助事業                      子育て支援フェスティバル開催事業                      子ども・子育て支援事業計画推進事業                      地域子育てひろば事業                      プレイパーク事業                      児童プラザ管理運営事業                      乳児家庭全戸訪問事業                      公立保育所管理運営事業</p>	<p><b>【補助事業】</b>                      社会福祉法人等利用者負担軽減事業                      老人クラブ活動補助事業</p> <p><b>【単独事業】</b>                      独居老人等緊急通報システム事業                      福祉タクシー利用助成事業                      高齢者救急要請カード配付事業                      老人ホーム入所等措置事業                      老人ホーム入所判定事業                      緊急一時入所事業                      介護保険施設等整備費補助事業                      鴨宮ケアセンター管理運営事業                      高齢者福祉介護計画策定事業                      高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業                      敬老行事・長寿祝事業                      福寿カード交付事業                      シルバー人材センター運営補助事業                      アクティブシニア応援ポイント事業                      生きがいふれあいセンター管理運営事業                      前羽福祉館管理運営事業                      下中老人憩の家管理運営事業</p>

地方行財政ビジョン研究会第2回【資料4】行財政運営上の課題・単独事業の状況

6

## 小田原市 単独事業の状況 ③（対応しきれないニーズ事例 ①）

### 教育現場での人的支援体制(支援教育事業)

- ▶ 特別支援学級在籍数の増加に加え、通常学級の中にも発達障害等の教育的支援が必要な児童生徒が増加傾向にあるが、補助員等の配置が十分行き届いていない。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の安全を確保するための看護師等の拡充も課題。
- ▶ 国庫補助事業（教育支援体制整備事業費補助金、1/3）だが、平成30年度予算122,538千円に対し、国庫は6,207千円。特別支援教育支援員配置に係る経費は地財措置されている。

	特別支援学級 児童数	就学前相談数 (新就学児)
H20	144	54
H25	165	113
H27	203	148
H28	233	168
H29	263	188

### 地域コミュニティにおける課題解決(地域コミュニティ推進事業)

- ▶ 各地域の主体的なまちづくりと課題解決の取組に向け、地域別計画を策定し、その推進のための地域コミュニティ組織が26の自治会連合会単位に設置されている。
- ▶ 平成30年度予算7,893千円の単独事業。地域ごとに、福祉健康、防災、交通、防犯、子育て等の主体的な取組が展開されており、今後は、地域事務局の人的な運営支援や活動の場の確保（公共施設再配置計画との連携）を進めていく。地域の課題解決における財源確保も今後の課題となっている。



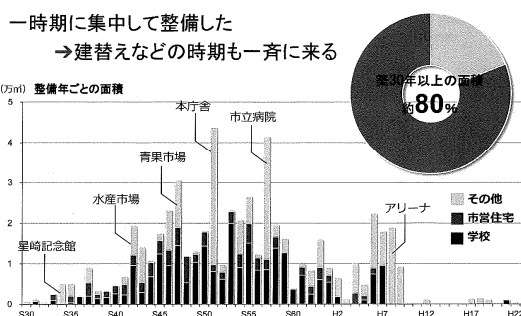
地域活動(富水地区)

## 小田原市 単独事業の状況 ③（対応しきれないニーズ事例 ②）

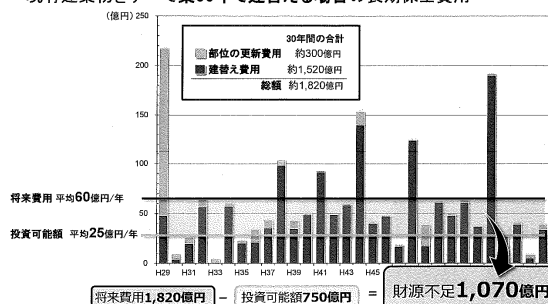
### 市有建築物・設備機器の修繕・更新

- ▶ 本市の公共建築物は築30年以上の面積が約8割を占め、建替えや設備更新が一斉に来ることが想定され、60年で更新する場合の財源不足を1,070億円と推計している。現在は、計画的な保全と長寿命化、機能・配置・運営の見直しと総量縮減、公民連携や近隣自治体との連携を柱に取組を進めている。
- ▶ 財源不足については、再編（総面積の約18%縮減）による680億円、築70年まで長寿命化することによる390億円のコスト削減目標を掲げている。
- ▶ 施設の機能向上や統廃合等については国庫等が想定され、活用できる場合にはそれらを積極的に確保しながら取組を進めているが、単純な更新（例えば、耐用年数を過ぎた空調設備の更新など）は単独事業となり、今後、その箇所が相当数増えていくことが想定されている。計画的な修繕を見込んでいない現状があり、今後その財源をどのように確保していくかが課題。
- ▶ また、建築物に限らず、既存の老朽化した防災行政無線の更新に対する補助制度がなく、維持し続けていくには多額の費用が発生する。

### 小田原市の公共建築物を取り巻く状況と課題



### 現有建築物をすべて築60年で建替える場合の長期保全費用



1 基礎となる数値と考え方

(1) 基本的な考え方

平成27年度決算額をベースに、平成28年度実績等を加味したうえで、国の制度変更等の不透明な要素は除外し、現行の税財政制度及び政策が  
続く仮定のもと、今後の一般会計の歳入・歳出額を推計しました。

(2) 人口推計

平成27年度は本市の例月統計数値とし、平成28年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値をベースに増減率を考慮して算定しました。

(3) 大規模事業

予算措置を行うなど、現在継続して推進している事業（お城通り地区再開発事業、小田原漁港交流促進施設整備事業など）、及び今後想定され  
ている投資的事業（市民ホール整備事業、市立病院建て替えなど）の整備費及び運営費等について、現時点における見込み額等を反映しました。

2 積算の方法(条件設定)

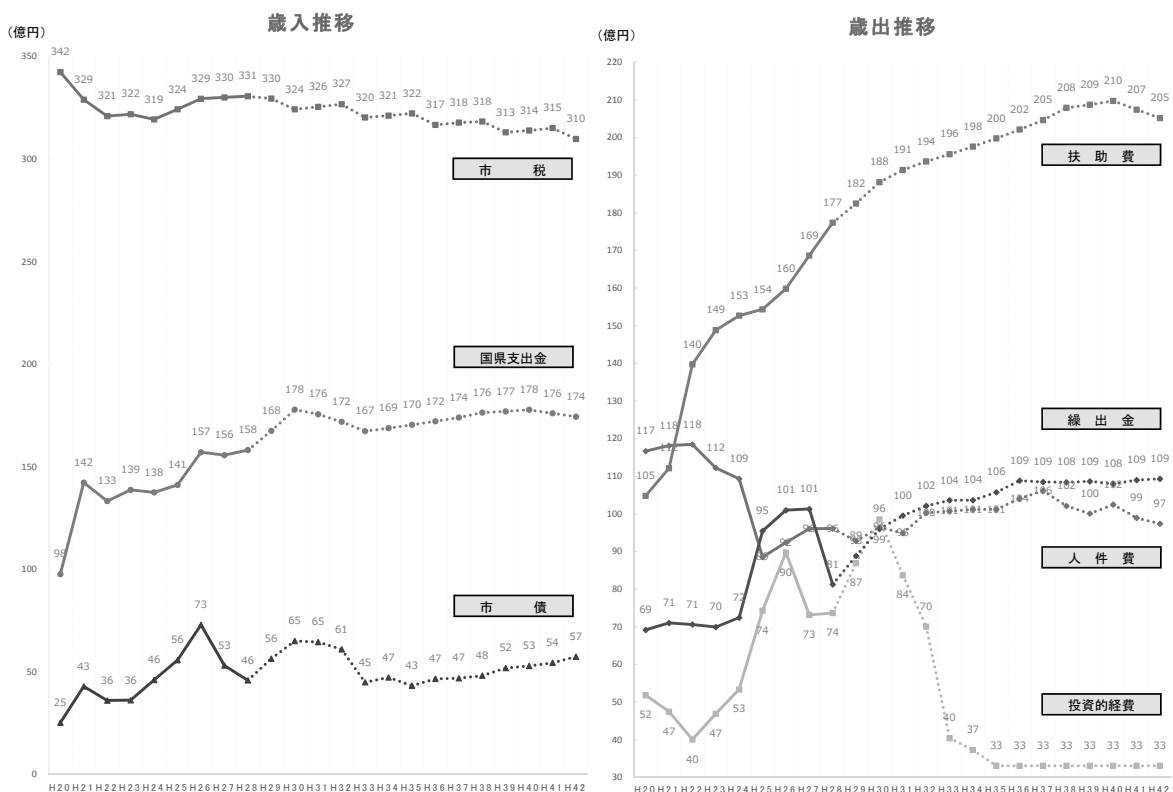
ア 歳入

主な推計項目	積算根拠
市税	過去実績の増減率や人口推計を反映
国県支出金	過去実績や事業規模見込から積算
市債	事業規模見込から積算
その他	過去実績等から積算

イ 歳出

主な推計項目	積算根拠
人件費	過去実績に採用や退職者見込数等を加算
扶助費・繰出金	過去実績に高齢者数等の見込み数を反映
投資的経費	大規模事業影響額(ランニングコストを含む)
その他	過去実績等から積算

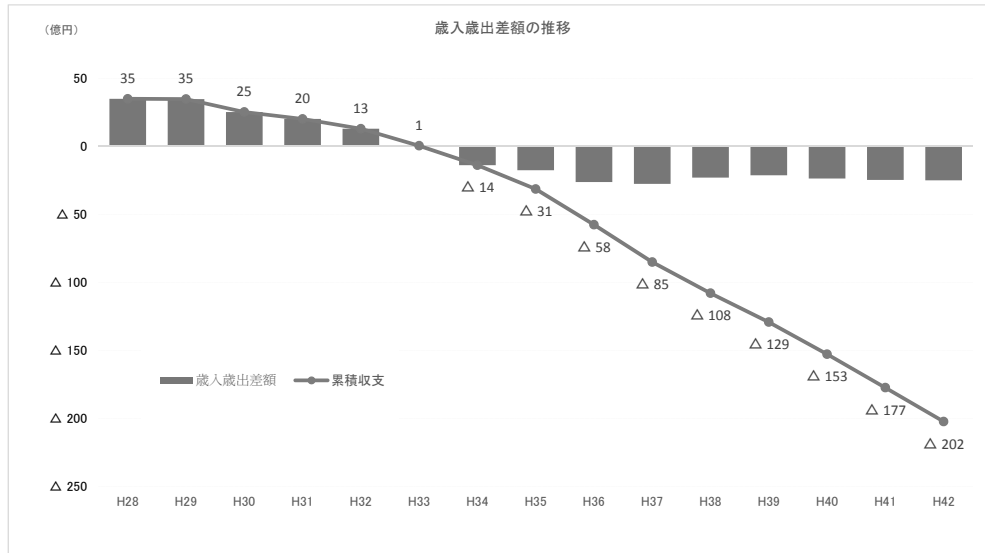
3 歳入・歳出ごとの主な費目の推移



#### 4 歳入・歳出合計及び歳入歳出差額の推移

(単位:億円)

小田原市	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
歳入合計	710.9	712.8	730.8	713.4	701.3	663.0	645.0	642.6	643.9	647.3	652.2	653.2	656.4	658.2	655.9
歳出合計	675.9	678.0	705.5	693.2	688.3	662.5	658.8	660.1	670.1	674.8	675.1	674.4	680.0	682.8	680.8
歳入歳出差額	35.0	34.8	25.3	20.2	13.0	0.5	△ 13.8	△ 17.5	△ 26.2	△ 27.5	△ 22.9	△ 21.2	△ 23.6	△ 24.6	△ 24.9
累積収支	35.0	34.8	25.3	20.2	13.0	0.5	△ 13.8	△ 31.3	△ 57.5	△ 85.0	△ 107.9	△ 129.1	△ 152.7	△ 177.3	△ 202.2



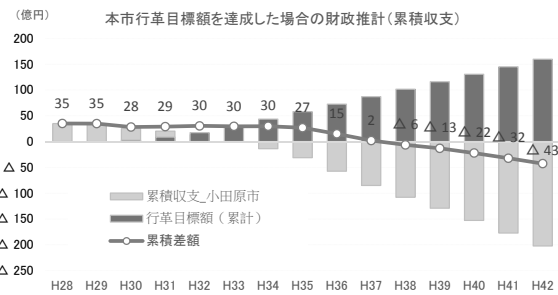
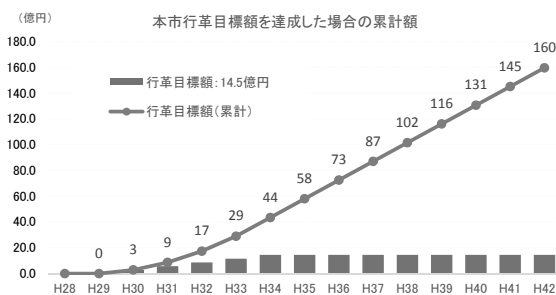
#### ■ 本市行革目標額を達成した場合 (H34 : 14.5億円)

平成29年3月に策定した第2次小田原市行政改革指針において、平成34年度までの行政改革により14.5億円の行革効果を達成することを目標にしています。

今回示した本市の財政推計では、平成42年度までに約202億円の収支不足に陥る厳しい財政状況を示しており、引き続き財政健全化を推進していく必要があります。そこで、本市の財政推計に、第2次小田原市行政改革指針で掲げる平成34年度までの目標額を達成した場合の効果を重ねると、以下に示す状況になります。

(単位:億円)

行革による効果	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
行革目標額		0.0	2.9	5.8	8.7	11.6	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5
行革目標額(累計)		0.0	2.9	8.7	17.4	29.0	43.5	58.0	72.5	87.0	101.5	116.0	130.5	145.0	159.5
累積収支	35.0	34.8	25.3	20.2	13.0	0.5	△ 13.8	△ 31.3	△ 57.5	△ 85.0	△ 107.9	△ 129.1	△ 152.7	△ 177.3	△ 202.2
累積差額	35.0	34.8	28.2	28.9	30.4	29.5	29.7	26.7	15.0	2.0	△ 6.4	△ 13.1	△ 22.2	△ 32.3	△ 42.7



行政改革指針で掲げる14.5億円の目標額は、選択と集中による事務事業の見直しや補助金や負担金の適正化、受益者負担の適正化等により達成することとしています。しかし、この目標額の達成には、市民の皆様にも今まで以上の負担をお願いするなど、市民生活に大きな影響を与えてもなおハードルが高い目標であり、それでもなお、将来的には更なる不足が見込まれる厳しい状況が示されています。

平成 30 年度 予算 編成 方針

平成 29 年度～39 年度に小田原市で行う大型投資（5 億円以上）をする事業名及び事業費

事業名	概算事業費	整備時期
<b>市民ホール整備事業</b> 老朽化が進む小田原市民会館を建替え、本市の芸術文化活動の拠点となる市民ホールを整備	6.3 億円 施設整備費	H31～32 年度
<b>お城通り地区再開発事業</b> 広域交流施設ゾーンにおいて、商業・業務、公共・公益施設を配置し、複合集約施設と広域を一体的に整備	1.2 億円 公共公益施設整備に係る補助額	H30～31 年度
<b>交流促進施設等整備事業</b> 交流人口拡大と角の消費拡大を通じて、水産業の振興と地域活性化を図る交流促進施設を、新港理立造成地の一部に整備	6.9 億円 施設整備費	H29～30 年度
<b>焼却施設管理運営事業</b> 焼却炉等の老朽化が進む環境事業センターの基幹的設備改良工事を実施し、省エネ化と二酸化炭素排出量を削減	49.3 億円 基幹的設備改良工事費	H28～31 年度
<b>斎場整備事業</b> 施設の老朽化や今後の火葬需要に対応するため、施設整備から維持管理運営までを一括契約する PFI 手法により事業を実施	31.5 億円 施設整備費 小田原市負担分は内数	H28～31 年度
<b>消防庁舎再整備事業</b> （広域消防事業特別会計） 消防署所再整備計画に基づき、消防署所の適正配置を実現するため、計画的に消防庁舎の再整備（岡本・豊川）を実施	未定	H31～32 年度
<b>情報通信施設整備事業</b> （広域消防事業特別会計） 消防情報指令システムの更新等の実施	未定	未定
<b>市立病院再整備検討事業</b> （病院事業会計） 施設の老朽化や高度で専門的な医療に適切に対応するため、市立病院の再整備に向けた検討を進める	未定	未定
<b>水産市場施設再整備検討事業</b> （公設地方卸売市場特別会計） 新たな市場機能の整理など水産市場施設の再整備に向けた検討を進める	未定	未定

※ おだわら TRY プラン第 3 次実施計画（H29～31 年度）から事業を抽出。以後（H32～）は、おだわら TRY プラン基本計画（H29～34 年度）から事業を抽出。  
※ 概算事業費には、一般財源のほか、国県支出金や地方債等を含む。

I 日本経済の現状と国の動向

我が国の経済は、名目 GDP や企業収益が過去最高の水準を達成し、失業率も 2.8% と、22 年ぶりに低水準となるなど、雇用・所得環境は大きく改善し、全国で経済の好循環が着実に進展している。先行きについても、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等を注視する必要があるものの、緩やかな回復基調が続くものと同期待されている。

しかしながら、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）では、このように雇用・所得環境が改善する一方、人口減少、少子高齢化などの構造的な問題のほか、潜在成長力の伸び悩みや将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった課題を挙げ、こうした課題に対する取組として、働き方改革の推進やイノベーションの促進などを図り、「人材への投資による生産性向上」を実現していくことで潜在成長力を引き上げるとともに、地方創生や中小企業支援を進め、安全で安心な暮らしと経済社会の基盤を確保していくこととしている。

また、地方行財政について、「経済・財政再生計画」のもと、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組みと同時に、行政サービスの効率化・重点化に向け、新公会計制度による類似団体間でのコストの「見える化」等を通じて地方行財政の改革を推進するとしている。

そして、平成 30 年度の予算編成の基本的な考え方において、「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生アクション・プログラム」等に基づく経済・財政一体改革を加速し、経済再生なくして財政健全化なしとの方針のもと、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革という「3 つの改革」を確実に進めていく必要があるとしている。

II 本市の財政見通し

平成 30 年度の財政を見通すと、歳入については緩やかな景気の回復基調を受け、自主財源の根幹となる市税収入において、法人市民税が企業業績の改善などから増収が見込まれる一方、経済の不確実

性の高まりや評価替えに伴う固定資産税の減収等により、市税全体としては大幅な減収となる見込みである。依存財源については、国・県支出金について、社会保障関係費の増嵩に応じた増加を見込むものの、国の各種施策とそれに伴う財源措置は今後の動向を注視する必要がある。また、現在、国では地方財政対策について自治体の基金保有高を勘案した地方交付税制度の見直しを検討するなど、市にとってこれまで以上に厳しい状況となることも考えられる。さらに、市債発行では、大規模事業の実施に伴う発行増も見込まれている。

一方、歳出においては、退職者数の増に伴う人件費の増加や、医療給付費、障害者自立支援給付費等の扶助費、医療・社会保障分野などの特別会計への繰出金等は、引き続き増加するものと見込まれる。そして、大規模事業の進捗に伴う投資的経費に加え、様々な政策需要の増加が見込まれる中、財源不足による厳しい当初予算編成になることが想定される。

昨夏に公表した本市の財政推計「平成28年度 小田原市の財政推計」を時点修正したシミュレーションにおいて、近い将来の深刻な財源不足が懸念されており、大胆な事務事業の見直しや施設の統廃合などにできるだけ早期に取り組むとともに、重点的な事業に財源を集中することが必要となっている。

### Ⅲ 基本的な考え方

上記の財政見通しを踏まえ、平成30年度予算編成においては、次の基本方針により予算編成を行う。

#### 【基本的方針】

##### 1 「おだわらTRYプラン」第3次実施計画の推進

・第3次実施計画に位置付けた施策を着実に推進するため、既定の財源を確実に確保するとともに、最少の経費により最大限の成果が得られるように手法等の内容の精査に努めること。

##### 2 優先順位付けの徹底

・優先的に取り組む必要がある施策に予算が重点配分されるよう、厳格な優先順位付けを行うこと。

### 3 公共施設等総合管理計画に基づく優先順位付け

・施設の老朽化度や安全性の確保等の観点に基づき、市有建築物の計画的な維持修繕等を行うため、全庁にわたっての優先順位付けを行い、予算を配分する。

### 4 行財政改革の推進

・「第2次小田原市行政改革指針」に基づく行革効果額を達成するため、選択と集中による新たな行革の取組や既存事業の見直しの検討を行った上で確実に取り組むこと。

### 5 財源の確保

・社会保障や社会資本整備分野、また、地方創生関連などの国県等の各種制度設計や様々な支援の枠組みを注視し、事業推進に適した財源の確保に全力を挙げること。

・市有財産の有効活用や不要な資産の売却など、柔軟な発想で歳入の確保について検討すること。

## Ⅳ 全般的留意事項

### 1 市議会、監査委員等の意見の反映

・平成28年度決算に係る決算特別委員会での審査結果及び監査委員の審査意見並びに市議会本会議等における指摘事項等については、内部で十分に検討し、予算に反映させること。

### 2 年間予算の編成

・国県等の動向や社会経済情勢等を十分に見極めて、年間予算を編成すること。なお、年度中途の補正予算は、法令・制度の改正、災害復旧等のやむを得ない事情によるもの及び当初予算編成段階で協議したものに限る。

### 3 庁内分権の推進

・政策的判断を要する経費以外の部局経費については、部局長・副部局長を中心とした各部局の裁量に委ねる予算配分（総額管理枠配分方式）による予算編成を実施する。枠配分外の経費（政策的経費）については1件査定を行う。

#### 4 健全財政の維持

- ・市債については、臨時財政対策債や大規模事業の実施に伴う建設事業債の発行増が見込まれており、後年度の財政負担を十分考慮し、その抑制に努める。

#### 5 民間活力の活用等

- ・民間の手法、資金、ノウハウ及び人材の有効活用等について、積極的に検討を行うこと。
- ・施設の管理運営について、市民サービスの向上と経費削減の観点から、指定管理者制度の導入等を積極的に進めること。
- ・窓口業務などについては、国の動向や行政改革の視点を十分に意識しながら、外部委託化の導入を積極的に検討すること。

### V 個別的留意事項

#### <歳入に関する事項>

##### 1 市税

- ・制度改正や経済情勢等に留意のうえ、課税客体の完全把握と徴収率向上に努めた的確な見直しを行うこと。なお、新たな制度改正等についても弾力的に対応すること。

##### 2 国・県支出金

- ・国の社会保障、社会資本整備分野や県補助金の見直し等の動向を注視し、その活用と財源確保を図ること。そのため、関係機関との連絡を密にするなど、積極的な情報収集に努めること。

##### 3 使用料、手数料及び負担金

- ・施設利用率の向上に努めるとともに、利用者負担の公平性と受益者負担の適正化の観点から、利用料や減免の見直し、使用料等の適正化を図るとともに、併せて増収及び新たな財源の確保に取り組むこと。

##### 4 その他

- ・財源確保のため、国・県の外郭団体等からの補助金等の対象事業や助成メニュー等についても研究し、その活用に努めること。

- ・印刷物や施設への広告掲載、駐車場等施設の有料化や行政財産の貸付などを積極的に推進し、新たな財源確保に努めること。
- ・市有財産について、低・未利用財産の活用・処分も検討すること。また、貸付に当たっては有料を原則として検討し、減免を行っている場合は積極的に見直しを行うこと。

#### <歳出に関する事項>

##### 1 義務的経費等

- ・義務的経費の増嵩は、財政の硬直化に直結し、財政健全化への大きな障害となるので、積極的な節減に取り組むこと。
- ・人件費は、更なる抑制が求められており、常勤・非常勤に限らず最少の人員で最大の成果が挙げられるよう、事務事業の徹底的な見直しを行うこと。
- ・扶助費は、毎年増嵩傾向にあり、市単独事業を中心に、事業効果を検証して、廃止等も含めた見直しを行うこと。

##### 2 投資的経費

- ・補助・単独事業の区別なく、緊急性や事業効果を勘案し優先度に基づき要求すること。
- ・施設の大規模修繕等は、長期的な視点に立つて、当該施設の今後の必要性や財政負担を十分に精査するとともに、公共施設マネジメント課と協議・調整を行ったうえで要求すること。
- ・事業規模や仕様水準等は必要最小限のものとし、施設建設について、ランニングコストを抑制する設計を基本とすること。
- ・公共用地取得の要求に当たっては、必ず用地取得検討委員会に諮り、その答申を踏まえたものとする。

##### 3 国・県補助事業

- ・国や県と市の経費負担を明確にした上で、市費負担の是非や緊急性、必要性、事業効果等を考慮し、単に補助金の対象となるというだけで要求しないこと。
- ・国や県の事業見直しの情報を収集するとともに、補助金等が見直しとなる場合は、事務事業の今後の方向性を検討すること。



#### 4 補助金

- ・平成18年2月9日付通達第3号「「補助金等の見直しに関する啓申」を踏まえた補助金のあり方について」を踏まえ、見直しを検討するなど、再度精査すること。また、補助金の見直しについて、平成21年度に個別に指摘を受けたものは、団体調整等の必要な対応を進めること。
- ・平成21年度以降の新規補助金については、事業の必要性をサンゼット方式などにより再検証すること。

#### 5 委託料

- ・事務事業の内容、性質、経費（賃金執行との比較を含む。）等について総合的な検討を行い、委託により効率的かつ効果的な執行が見込めるものは、積極的に委託化を図ること。
- ・既に委託している事務事業も、同一業務の一括契約等の手法を研究し、部局横断的に合理化を徹底して経費の節減を図ること。
- ・高い専門性が必要な委託を除き、実質的な経費節減につながらない委託は行わないこと。

#### <特別会計、企業会計に関する事項>

- ・各会計とも将来にわたる的確な収支見通しのもと、国庫支出金、使用料、保険料収入等の歳入の確保に努めるとともに、経費節減や抜本的な事務事業の見直しなど合理化に努めること。
- ・本市の厳しい財政状況に鑑み、一般会計繰入金への依存度を軽減するよう努めること。

#### <その他>

- ・予算編成の細部については、「平成30年度予算編成事務要領」によること。

- 1 豊かな自然や環境の保全・充実
  - 1-① 森里川海がひとつならんりの特徴を生かした、多様な主体の連携による自然環境の保全と再生
  - 1-② エネルギーの地域自給に向けた取組の推進
  - 1-③ いのちを支える食の生産基盤の強化
- 2 課題を解決し、未来を拓く人づくり
  - 2-① 地域資源を生かしたさまざまな世代の学びの場づくり
  - 2-② 創業者の発掘・育成・支援の一元的な展開の促進
  - 2-③ プロダクティブ・エイジングの推進
- 3 地域コミュニティモデルの進化
  - 3-① 目指すべき地域コミュニティ像の確立に向けた取組の推進
  - 3-② 子どもの多様な居場所の連携と進化
- 4 いのちを育て・守り・支える
  - 4-① 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制の整備
  - 4-② 未病を改善する取組と連携した市民の健康増進活動(運動・食)の促進
  - 4-③ 地域包括ケア体制づくりとケアタウン構想の推進
- 5 「分かち合いの社会」の創造
  - 5-① 行財政改革の推進
  - 5-② 「分かち合いの社会」づくりの検討とその展開
- 6 「観光」による地域経済活性化
  - 6-① 観光戦略ビジョンに基づく観光まちづくりの推進
  - 6-② 観光分野との連携などによる農林水産業・ものづくりの振興
  - 6-③ 2020年TOPなどを契機とした活性化(経済・文化・スポーツ)
  - 6-④ しごとと暮らし(住まい)をつないだ定住促進
- 7 重要なまちづくり案件の適切な実現
  - 7-① 小田原駅・小田原城周辺のまちづくりの推進
  - 7-② まちなかのにぎわい創出や回遊性向上に向けた街並みづくりの推進
- 8 インフラ・公共施設の維持と再配置
  - 8-① 上下水道・道路・橋りょう等社会インフラの着実な修繕・更新
  - 8-② 公共施設再編に向けた計画策定と老朽化施設の長寿命化の取組の推進
- 9 基礎自治体としてのあり方の見極め
  - 9-① 小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会による合併や広域連携制度の検討・協議

1

後期基本計画 重点テーマの取組

**1 豊かな自然や環境の保全・充実**

**1-① 森里川海がひとつならんりの特徴を生かした、多様な主体の連携による自然環境の保全と再生**

森里川海がコンパクトに揃い、それらを守り、育てる活動が活発な状況をより一層発展させるため、おだわら環境市民ネットワーク、大学、行政等が連携し、環境活動の経済性を伴った仕組みづくりや具体的活動を進めるとともに、森里川海オールインワンのエコシティ・小田原を広くPRします。

**【主な事業】**

- ◆ 小田原森里川海インキュベーション(事業創出)事業
- ◆ エコツーリズム事業
- ◆ 市民による環境再生プロジェクト推進事業
- ◆ 環境学習事業
- ◆ 自然環境等現況調査

**【所管・体制】** 環境部(環境政策課)

- ・おだわら環境市民ネットワーク
- ・森里川海資金循環メカニズム構築プロジェクトチーム(庁内)

**【主な進捗】**

- 6大学との共同研究を含む森里川海インキュベーション事業(環境省モデル事業)がスタートし、12月に中間報告会を実施
- SATOYAMA & SATOUMI秋キャンプin小田原を開催(10月)
- 環境志民ネットワークの自立に向けた複数の事業(モデル的協働事業、担い手育成事業等)を展開
- 29年度の基礎調査を元に、30年度以降、継続的な自然環境等現況調査を展開していく

**1-② エネルギーの地域自給に向けた取組の推進**

災害緊急時等の対応や産業としての観点も踏まえ、地域で消費するエネルギーを地域でつくるエネルギーの地域自給を目指し、官民連携により、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー化の推進、担い手育成等の取組を推進します。

**【主な事業】** ◆ 再生可能エネルギー導入促進事業

- ・エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業
- ・木質バイオマスエネルギー導入検討
- ・再生可能エネルギーに係るドイツとの連携

**【所管・体制】** 環境部(エネルギー政策推進課)、学校安全課、防災対策課

- ・エネルギー計画推進会議
- ・官民協働、庁内関係所管との連携による推進体制

**【主な進捗】**

- エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業は、プロポーザルで選出された湘南電力(株)、(株)エナリス、ほうとくエネルギー(株)と7月に基本協定を締結、10月から市立幼稚園・小中学校42施設に電力供給。1月から蓄電池マネジメント(電力需要のピークカット)を開始
- 9月に再生可能エネルギー国際会議in長野に参加、ドイツ・オスナブルック市関係者と意見交換。今後連携を進めていく
- COOL CHOICEの普及啓発を展開



SATOYAMA & SATOUMI秋キャンプin小田原



サンバプロジェクト



エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業



ドイツ・オスナブルック市関係者との意見交換

2

### 1-③ いのちを支える食の生産基盤の強化

市民の身近な自然環境であり、かつ「いのち」を支える食の生産基盤でもある農地や里山をしっかりと守り活用すべく、耕作放棄地の復原や活用、さらには担い手の確保・育成に取り組めます。

- 【主な事業】 ◆ 農業経営改善支援事業  
◆ 農業用施設保全事業（農業の有する多面的機能発揮事業）  
◆ 里地里山再生事業

- 【所管・体制】 経済部(農政課)  
・小田原市地域農業再生協議会(小田原市、農業委員会、JAかながわ西湘、神奈川県、農業者代表)  
・小田原市鳥獣被害防止対策協議会(JAかながわ西湘、神奈川県猟友会小田原支部、小田原市)

- 【主な進捗】
- 7月から、大学、企業、レモン研、自治会、県、市等が連携した耕作放棄地対策事業(安全・収益の高い柑橘栽培と都市農村交流)を展開
  - これまで取り組んできたオリーブ事業で、初のオリーブオイル搾油
  - 鳥獣被害対策は、新たに、狩猟免許取得経費等補助、獲得報奨金制度、くくりわな購入費等補助を実施、進入防止柵購入費補助の拡充もあわせ対策を強化
  - 引き続き、農業所得の向上と担い手確保に取り組むためにも、時代に合わせた新たな農業振興基本計画の策定を今後予定



大学や企業と連携した耕作放棄地対策事業



小田原産オリーブオイル初搾油

## 2 課題を解決し、未来を拓く人づくり

### 2-① 地域資源を生かしたさまざまな世代の学びの場づくり

子どもからシニアまで様々な世代の人たちが社会を共に担っていく人として育ち活躍できるよう、既存の講座などを体系的に整理したうえで、民間や教育機関等とも連携し、連続講座などによりまちづくりの担い手を育成する学びの場(仮称 おだわら藩校)づくりに取り組めます。

- 【主な事業】 ◆ 官民協働によるまちづくり担い手育成事業

- 【所管・体制】 文化部(生涯学習課)、企画政策課  
・推進所管:テーマ所管・団地へのヒアリング・調整、キックオフミーティングなどの検討・実施  
・各所管:関係団体との連携・事業の実施準備

- 【主な進捗】
- 30年度から本格スタートする官民協働によるまちづくり担い手育成事業について、各所管や関係団体との調整を行い、実施内容を形にする作業を進めてきた
  - 1月には、事業を展開する関係団体、職員が一堂に会したキックオフミーティングを開催。3/14には、神野直彦氏を招いた市民向けのキックオフミーティングを開催する
  - 30年度は、担い手が必要な分野ごとに既存事業をブラッシュアップするとともに、一般市民や民間団体を対象とした(仮称)おだわら学講座や(仮称)人づくり課題解決ゼミを開催予定



担い手育成事業キックオフミーティング



おだわら自然楽校(指導者養成研修事業)

3

### 2-② 創業者の発掘・育成・支援の一元的な展開の促進

関係団体や行政等がそれぞれの強みを活かして連携し、窓口のワンストップ化やきめ細かな対応を充実させた創業支援等を展開し、地域産業の新たな担い手となる人材育成を推進します。

- 【主な事業】 ◆ おだわら起業スクール  
◆ 第3新創業塾  
◆ 中小企業診断士などの専門家による相談事業

- 【所管・体制】 経済部(産業政策課)、企画政策課  
・「小田原市創業支援事業計画」連携団体(小田原市、小田原箱根商工会議所、日本政策金融公庫小田原支店、小田原第一信用組合、さがみ信用金庫、静岡銀行、スルガ銀行、中南信用金庫、横浜銀行、(公社)小田原青色申告会、合同会社まち元気小田原)  
・小田原箱根商工会議所(創業支援タスクフォース)

- 【主な進捗】
- おだわら起業スクール(全6回、6月~7月)を実施し、26名が参加。12月時点で、卒業生6名が創業予定、うち4名が創業済み
  - 第3新創業塾(講座7回、ビジネスコンテスト、10月~12月)を実施し、13名が卒業。12月時点で2名が創業を予定
  - 「創業支援事業計画」連携団体との連携を密にして事業を実施しており、支援体制は整っている



起業スクール2期生が展開する設計会社



創業塾1期生が展開するゲストハウスの出典:第3新創業市HP

### 2-③ プロダクティブ・エイジングの推進

シニア世代になっても、元気に活動を続け地域の元気・活力につながる生き方をさせていただくために、シニアと様々な活動をつなぐプラットフォーム機能となるシニアバンクやセカンドライフ応援セミナーを中心に、シニアの活躍の場とその領域を拡大する取組を進めます。

- 【主な事業】 ◆ 生きがいづくり・社会参加促進事業(プロダクティブ・エイジング推進事業)

- 【所管・体制】 企画部(企画政策課)、高齢介護課  
・SNOA(シニアネットワークおだわら&あしがら)との協働事業として推進 ※SNOAの会員数118人(H29.11)

- 【主な進捗】
- 29年度から、シニアバンクとセカンドライフ応援セミナーの一部業務をSNOAに委託
  - シニアバンク登録は、11月時点で、シニア67件(通算115件)、活動24件(通算49件)。セカンドライフ応援セミナーは、6・8・10・12・2月に開催、毎回20名程度が参加
  - 市HPをリニューアルし、バンクやセミナーに加え、シニアに関する取組のワンストップ化を図るとともに、活躍領域の拡大、多様な就業機会の確保に向けた取組についても検討していく



セカンドライフ応援セミナー



シニアバンク マッチング事例(保育園)

4

### 3 地域コミュニティモデルの進化

#### 3-① 目指すべき地域コミュニティ像の確立に向けた取組の促進

目指すべき地域コミュニティ像を明確にし、各地域コミュニティ組織で主体的なまちづくりや課題解決に向けた取組が円滑に進められるよう、地域活動の連携促進や担い手育成支援、市職員の地域への対応体制等の強化とあわせ、地域活動の拠点確保に向けた取組を進めます。

【主な事業】 ◆ 地域コミュニティ推進事業(担い手育成支援)  
◆ 地域コミュニティ施設整備運営事業(地域活動拠点整備事業 ⇒ 酒匂市民集会施設)

【所管・体制】 市民部(地域政策課)  
・26地区地域コミュニティ組織  
・地域コミュニティ庁内連絡会議

【主な進捗】

- 27年度までに26自治会連合会単位に設置された地域コミュニティ組織の運営を支援
- 地域コミュニティ組織基本指針を11月に策定し、より一層、庁内各部署、地域とともに目指す姿を共有した施策を展開していく体制を強化
- 地域事務局の導入(30年度:早川小)と活動の場の確保(酒匂市民集会施設)に向け、地域等との調整に取組む
- コミュニティカフェの研究を進め、29年度末(2・3月)に、講座を開催予定



地域活動懇談会(橘北地区)



地域活動(富水地区)

#### 3-② 子どもの多様な居場所の連携と進化

家庭、学校、地域、行政等がそれぞれの役割を担いつつ、地域における子どもの居場所、放課後児童クラブや放課後子ども教室が連携することで、子どもたちが安全・安心に過ごせる豊かな育ちの場づくりの取組を進めます。

【主な事業】 ◆ 子どもの居場所づくり推進事業(地域の見守り拠点づくり事業、放課後子ども教室推進事業、放課後児童健全育成事業)  
◆ 地域子育て力向上事業(プレイパーク事業)

【所管・体制】 子ども青少年部(青少年課、子育て政策課)、教育部(教育総務課)  
・子どもの育ちの場づくり推進庁内検討会(教育総務課、教育指導課、地域政策課、子育て政策課、青少年課)

【主な進捗】

- 学校における居場所として、24小学校へ放課後児童クラブを開設、11小学校へ放課後子ども教室を開設(29年度は新規6校)
- 地域における居場所では、公民館等を活用した居場所(3地区)、学校等での定期的なイベント実施による居場所(3地区)、プレイパーク(3地区)を展開
- 放課後子ども教室と地域の見守り拠点を並行して進めていく上で、地域の担い手不足が懸念され、人材とプログラムを相互に活用して取組む必要がある



放課後子ども教室



子ども食堂「はまっこてらす」

5

### 4 いのちを育て・守り・支える

#### 4-① 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制の整備

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子健康や育児に関する悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談・支援等を実施するとともに、子育て世代包括支援センターなどの拠点を設置し、切れ目のない支援体制を構築します。

【主な事業】 ◆ 母子相談事業(子育て世代包括支援センター事業)

【所管・体制】 福祉健康部(健康づくり課)、子ども青少年部(子育て政策課)

【主な進捗】

- 4月、子育て世代包括支援センター「はっぴい」を開設
- 10月時点で、利用者934件(開設1日あたり6.5件)、うち母子手帳発行711件、うち相談178件
- 母子手帳交付場所が1箇所となったことから、利便性を考慮し、5月から本庁の窓口延長時に予約制で対応、利用者26件
- 7月からアンケートを実施し、約96%の方が、母子健康手帳交付時の専門家による面談がよかったと回答している
- 本事業により把握した、特別な支援が必要な方への連携支援を実施
- 今後は、母子保健、子育て支援関係機関との連携強化に向けた連絡会議の開催に向けて調整を行う



子育て世代包括支援センター「はっぴい」

#### 4-② 未病を改善する取組と連携した市民の健康増進活動(運動・食)の促進

健康と病気の間にある状態(未病)を改善する県の取組や民間の取組と連携し、運動やスポーツ、食に関する市民の健康増進活動を促進します。

【主な事業】 ◆ 健康増進体制推進事業(脳血管疾患予防プロジェクト、歯科保健の推進)  
◆ 健康メニュー事業  
◆ 未病センター開設  
◆ ウォーキング推進事業

【所管・体制】 福祉健康部(健康づくり課)、文化部(スポーツ課)、企画政策課  
・神奈川県、小田原短期大学、小田原お堀端万葉の湯と連携した、「ライフステージに即した未病へのアプローチ～好ましい食習慣と健康な体づくり～」事業

【主な進捗】

- H22年との比較で、H27年の健康寿命は男女ともにわずかに延伸
- 地域で実施するウォーキングについては、保健師等が連携し、運動と健康の関連や食事等のアドバイスをこなしている
- 食については、県、小田原、万葉の湯と連携した適塩レシピコンテスト・提供、適塩フェア等を開催
- 8月に、本庁舎2階にすこやか健康コーナーを開設、10月に未病センターとして認定。11月末時点で、利用者は1,483人(1日平均22.5人)
- 健康ポイント事業は、国補助金申請(H30.4)に向け準備



すこやか健康コーナー(未病センター)



世代間交流ハイキング

6

### 4-③ 地域包括ケア体制づくりとケアタウン構想の推進

要介護高齢者に対し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制(包括ケアシステム)の構築を進めるとともに、高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要とする方々を地域全体で支えあう仕組みづくり(ケアタウン構想)を推進します。

- 【主な事業】 ◆ ケアタウン構想推進事業  
◆ 地域包括ケア推進事業(在宅医療・介護連携、地域包括支援センター、認知症施策、介護予防・日常生活支援総合事業、住まいの安定確保)  
◆ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(中間的就労事業、福祉まるごと相談事業)

【所管・体制】 福祉健康部(高齢介護課、福祉政策課)、子育て政策課  
・多職種(医師、歯科医師、薬剤師他)連携を継続、強化  
・地域政策課及び市社会福祉協議会と連携

【主な進捗】

- ケアタウン推進事業は、21地区と協定締結済み、残り3地区
- ME-BYOサミットにおいてWHOから「エイジフレンドリーシティグローバルネットワーク」への参加承認
- 市社協に包括化支援推進員2名配置、「福祉まるごと相談窓口」設置
- 生活困窮者支援全国ネットワークによるコンサルティング、富士通(株)やアクセントチュア(株)と生活保護業務等に係る共同研究を実施



ケアタウン推進事業(サロン国府津)



認知症予防事業

### 5 「分かち合いの社会」の創造

#### 5-① 行財政改革の推進

課題山積の時代を乗り越えて行くには、まちづくりを共に進める喜びや楽しみ、苦勞や負担も皆で共有し担い合う「分かち合いの社会」を築くことが不可欠です。これまで育ててきたさまざまな「協働」をより一層充実させ担い手を幅広く育てるとともに、公共サービスの維持や充実に係る「受益と負担」の適正なあり方を見出し、市全体としての持続可能性の確保を目指します。

- 【主な事業】 ◆ 行財政改革推進事業(全庁的な行財政改革の推進)

【所管・体制】 企画部(企画政策課)  
・行財政改善推進委員会

【主な進捗】

- 今年度からスタートした第2次行政改革指針をもとに、6月から全庁的業務見直しを実施し、その内容を反映した第2次行政改革実行計画の策定作業(H30.5に策定)を進めている。あわせて受益者負担の在り方に関する基本方針を公表予定
- 実施計画では、6年間で14.5億円の財政効果額を生み出す目標を設定。1月の行財政改善推進委員会での議論を踏まえ、3月定例会中の常任委員会に案を報告



第2次小田原市行政改革指針の体系図

### 5-② 「分かち合いの社会」づくりの検討とその展開

「分かち合いの社会」庁内検討会として、行政サービスの維持や更新に係る「受益と負担」のあり方や、経済格差への対処などのテーマについて議論し、その取組を展開していく。

- 【主な事業】 ◆ 政策マインド養成事業(政策課題検討事業)

【所管・体制】 企画部(企画政策課)  
・「分かち合いの社会の創造」庁内検討会

【主な進捗】

- 庁内検討会では、9月に福祉サービス(アドバイザー:加藤忠氏)、10月に子どもに関するサービス(アドバイザー:室田一樹氏)、1月に行財政(受益と負担)のあり方(アドバイザー:井手英策氏)をテーマに、関係者と議論を展開
- 今年度は、全3回の検討を踏まえ、「分かち合いの社会」通じる考え方を取りまとめるとともに、具体に行なわれている事業を整理し、今後の取組の方向性を示す
- その内容は、ケアタウン構想の進化及び具体化、子ども居場所、幼児教育・保育の質の向上、障がい等のあるなしに関わらないサービスのあり方、受益と負担の考え方、分かち合いの社会を支える仕組み等を想定



「分かち合いの社会の創造」庁内検討会



「分かち合いの社会」検討イメージ

### 6 「観光」による地域経済活性化

#### 6-① 観光戦略ビジョンに基づくまちづくりの推進

観光戦略ビジョンに基づき、観光DMOを中心とした事業展開に加え、まち歩き観光の推進、今後増加が見込まれる外国人観光客への対応、小田原城を核としたコンテンツの充実等、地域が一体となって様々な取組を総合的に進めていきます。

- 【主な事業】 ◆ 観光協会支援事業 ◆ 観光客回遊性向上事業  
◆ 観光情報発信事業 ◆ まち歩き観光推進事業  
◆ 外国人来訪者受入環境整備事業 ◆ 史跡等管理活用事業  
◆ H29日本遺産認定(宿場町小田原の伝統物産)に向けた取組

【所管・体制】 経済部(観光課、小田原城総合管理事務所)、文化財課  
(一社)小田原市観光協会(地域DMO)(小田原城天守閣指定管理者)

【主な進捗】

- 天守閣のリニューアルオープンにより、入込観光客数は増加傾向
- 小田原城総合管理事務所が4月からスタート。また、観光推進体制強化のため、観光協会内に地域DMO組織を立ち上げ、11月に第1弾日本版DMOとして認定
- まち歩きアプリケーション(小田原さんぽ)の運用・配信、Wi-Fi環境整備(主要施設)、散策路等の整備を行うなど回遊促進の取組を展開
- 日本遺産の申請(伝統物産、箱根八里)



冬夜イルミネーション



まち歩きの様子

### 6-② 観光分野との連携などによる農林水産業・ものづくりの振興

地産地消型の生産・消費の促進、ブランド化の取組、6次産業化の推進、交流や体験を含む観光分野との連携などにより稼ぐ力を引き出し、農林水産業の振興を図るとともに、ものづくり分野の活性化を支援します。

- 【主な事業】 ◆ 小田原ブランド創造事業(小田原セレクション事業、小田原ブランド魅力PR事業)  
◆ 農産物販路拡大促進事業(小田原農産物ブランド向上事業)  
◆ 農業交流体験事業 ◆ 交流促進施設等整備事業  
◆ 魚ブランド化促進事業

- 【所管・体制】 経済部(産業政策課、農政課、水産海浜課)  
・小田原・十郎梅ブランド向上協議会  
・小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会  
・交流促進施設検討会

【主な進捗】

- 小田原セレクション「外国からのお客様に薦めたい小田原の逸品」として30品を選定(7月)、首都圏での展示・試行販売の実施(1月)
- かます棒の展開に加え、カマスバーガーの普及や常時販売に向けた調整を進めている
- なりわいマルシェなど、多様な機会場で地場製品の販売・PR
- 経済部の若手を中心とした小田原ブランド推進チームを発足しブランド創造と発信に係る研究を開始(4月～、12月中間報告)



なりわいマルシェ



かますバーガー  
(出典:株式会社パンとくらしHP)

### 6-③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機とした活性化(経済・文化・スポーツ)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を最大限に生かすため、事前キャンプ誘致や誘客促進、文化プログラムの展開、地域スポーツの振興を図るとともに、ラグビー日本代表チームの合宿地となることを都市セールスや地域活性化につなげる取組を推進します。

- 【主な事業】 ◆ 東京オリンピック・パラリンピック等関連事業

- 【所管・体制】 企画部(政策調整担当)、文化部(スポーツ課、文化政策課)  
・東京オリンピック・パラリンピックおだわらプロジェクト推進会議(庁内)  
・東京オリンピック・パラリンピック神奈川県西部連絡会  
・ラグビー準備委員会  
・かながわ西観光コンベンションビューロー

【主な進捗】

- ラグビー関係は、リニューアルした城山陸上競技場を活かし、女子日本代表合宿・国際対行試合の実施、オーストラリア代表W杯事前キャンプ誘致、元日本代表監督の講演、普及啓発イベント等を展開
- オリンピック・パラリンピック関係は、エリトリア国に加え、プータン王国(4月)、モルディブ共和国(10月)との事前キャンプに関する協定を締結
- 未来のアスリート支援、障がい者スポーツ振興、子どもたちがアスリートと交流する機会提供などの取組を展開



アスリートとの交流



女子アジアラグビーチャンピオンシップ2017  
(城山陸上競技場)

### 6-④ しごとと暮らし(住まい)をつないだ定住促進

自然豊かな地で暮らししごととの両立ができることや、一次産業、創業支援環境など魅力ある職に関する情報を発信し、ひとの流れを生み出します。

- 【主な事業】 ◆ 都市セールス事業

- 【所管・体制】 企画部(企画政策課、広報広聴課)、産業政策課

【主な進捗】

- Yahoo! × TURNS × 市による「小田原の暮らし方働き方PRイベント」実施、3名のゲストスピーカーによるトークで、35名が参加(5月)
- 有楽町で県内自治体による神奈川県移住セミナー、個別相談会を実施、7月は20組33名、11月は21組25名が参加
- 新宿でUJターン就職相談会を実施、20名が参加(11月)
- 定住促進に向け、9～12月にかけて、ファミリー向け、単身者向け、シニア向けなどニーズに応じたコース、物件、紹介者を変えながら、移住体験バスツアーを5回実施、のべ86名が参加
- 交流から定住の流れで、当面はその間にある関係人口に着目し、暮らしや働くを切り口とした取組を進めていく



Yahoo!本社での移住セミナー



移住体験ツアー

## 7 重要なまちづくり案件の適切な実現

### 7-① 小田原駅・小田原城周辺のまちづくりの推進

官民それぞれの整備が進み都市としての顔立ちが整いつつある小田原駅周辺では、お城通り地区再開発事業や民間再開発の支援を進めるとともに、小田原城周辺では、史跡小田原城跡や市民ホールの整備を進め、賑わいの創出や回遊性の向上につなげていきます。

- 【主な事業】 ◆ 政策課題検討事業(三の丸地区構想策定アドバイザー)  
※お城通り地区再開発事業、市街地再開発関係事務  
※史跡小田原城跡整備事業  
※市民ホール整備事業

- 【所管・体制】 企画部(政策調整担当)、都市部、経済部、文化部、建設部  
・三の丸地区構想策定検討会議(庁内)  
・「平成の城下町・宿場町構想」研究会・分科会(小田原箱根商工会議所)

【主な進捗】

- 三の丸地区構想策定検討会議(庁内)を通じ、構想案の検討を進めている。引き続き、城下町構想研究会や地元の見解を聞きながら作業を進め、策定を目指す
- お城通り地区再開発事業については、31年度中の完成を目指し、広域交流施設ゾーンの整備を進める
- 市民ホールは、公募型プロポーザルを経て決定した事業者と事業協定を締結、30年度に設計、31～32年度を建設期間とし、33年秋のオープンを目指す



お城通り地区再開発事業



市民ホール整備事業

8 インフラ・公共施設の維持と再配置

7-② まちなかのにぎわい創出や回遊性向上に向けた街並みづくりの推進

まちなかの賑わい創出や回遊性向上に向け、お堀端通りやかまぼこ通り等の地域の主体的な動きと連動した修景整備や、地域の資産である歴史的建造物の保全・活用、歩いて楽しい歩行者空間の創造等に取り組みます。

- 【主な事業】 ◆ 都市廊政策推進事業 ◆ 歴史まちづくり事業  
 ◆ 小田原ゆかりの文化の保存・活用事業（歴史的風致形成建造物等活用事業）  
 ◆ 歴史的建築物を活用した観光活性化プロジェクト（REVIC他）  
 ◆ 景観まちづくり促進事業  
 ◆ まちなか再生支援事業（かまぼこ通り周辺地区）

【所管・体制】 都市部（まちづくり交通課、都市計画課）、経済部（産業政策課、中心市街地復興課）、文化部（文化政策課）、建設部（道水路整備課、みどり公園課） ※事業に連動する体制あり

【主な進捗】

- 歴史的建築物の活用は、豊島邸の改修設計実施のほか、REVIC等と連携した活用方策の検討を進めている
- かまぼこ通り周辺地区の魚がし山車小屋の修景を実施
- まちなか再生支援事業は、かまぼこ通り活性化協議会など地域が主体となり、かまぼこ通り周辺地区の生活環境・魅力向上に向けた社会実験（9月～）を展開。30年度は修景デザインコードの設定、空き家・空き店舗リノベーションなどの具体的な事業を検討していく



かまぼこ通り周辺地区のイベント



歴史的建造物(旧松本町吉部)

8-① 上下水道・道路・橋りょう等社会インフラの着実な修繕・更新

道路、橋りょう、上水道、下水道といった種類ごとの特性を考慮し、経営的な視点に基づくそれぞれの整備計画等に則し、計画的な維持保全を行うことで、安全でより持続性の高い維持管理を進め、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化に取り組みます。

- 【主な事業】 ◆ 幹線道路充実事業（幹線道路整備事業）  
 ◆ 身近な生活道路事業（市民生活道路改良事業、踏切改良事業）  
 ◆ 道路・橋りょう管理事業（道路維持事業・橋りょう維持修繕事業）都市廊政策推進事業  
 ◆ 水道施設整備事業  
 ◆ 下水道地震対策事業

【所管・体制】 建設部（道水路整備課）、水道局（工務課・給水課）、下水道部（下水道整備課） ※事業に連動する体制あり

【主な進捗】

- 道路維持修繕計画に基づいた計画的な舗装や橋りょうの維持修繕及び道路整備を進める。道路メンテナンス手法検討調査を実施
- 水道ビジョンに基づき施設や管路の更新などの整備を着実に推進
- 下水道施設の長寿命化や地震対策の進捗を図る対策工事を進めている。下水道ストックマネジメント計画の策定作業を実施



9 基礎自治体としてのあり方の見極め

8-② 公共施設再編に向けた計画策定と老朽化施設の長寿命化の取組の推進

市有施設の長期保全計画の運用とあわせ、施設に関する情報を一元管理し、統廃合や複合化などを計画的に行います。また、民間の活力を生かした施設の整備・管理運営手法の導入を促進し、公共施設のライフサイクルコストの低減を図ります。

- 【主な事業】 ◆ 公共施設マネジメント事業（公共施設再編事業、公共施設活用事業、市有建築物長期保全事業）

【所管・体制】 企画部（公共施設マネジメント課）、市民部（地域政策課、戸籍住民課）、文化部（生涯学習課、図書館）、都市部（都市政策課、都市計画課）、教育部（学校安全課）  
 ・ 公共施設再編基本計画策定検討委員会（附属機関）  
 ・ 公共施設マネジメント調整委員会（庁内検討組織・部長級）

【主な進捗】

- 29・30年度の2か年で公共施設再編基本計画を策定する
- 今年度は、施設の分析・評価、施設類型別棟の方針の作成を実施するとともに、鴨宮地区、千代地区において、大学研究室と連携したまちづくりワークショップを展開
- 新たな窓口サービスの導入とあわせ、支所等の住民窓口と生涯学習関連施設を再編することについて検討を進めるとともに、1月から地域別の市民説明会を開催



まちづくりワークショップ(公共施設)



新たな住民窓口サービス・支所等の再編

9-① 小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会による合併や広域連携制度の検討・協議

安定的な行政サービス提供体制をつくるため、「合併」「大都市制度」「広域連携」について、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会において、平成29年中を目途に検討・協議を行います。

- 【主な事業】 ◆ 中心市のあり方に関する協議等推進事業  
 ◆ 中核市移行推進事業

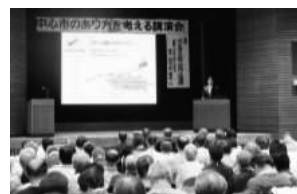
【所管・体制】 企画部（広域政策担当）  
 ・ 小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会

【主な進捗】

- 小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会は、28年度中は10月以降に5回の会議を開催、今年度は8月までに4回の会議を開催し、協議の成果を取りまとめた
- 協議結果を市民周知するとともに、説明会やシンポジウムを開催
- 10月に本市で実施した市民アンケートでは、「南足柄市との合併を推進することが望ましい」という市の考え方に賛同できる、どちらかといえば賛同できる割合が68%という結果であったが、12月、南足柄市長が合併しないと判断したため、南足柄市との合併はなくなった



中心市のあり方に関する任意協議会



中心市のあり方を考える講演会

平成29年度 歳出予算見積書 (当初予算) 政策的経費

会計：01 一般会計

所属：130700 建設部・建設政策課

担当者：石黒  
内線：544

款	08 土木費	項	02 道路橋りょう費	目	03 道路新設改良費
大事業	04 生活道路新設改良経費	中事業	01 身近な生活道路整備事業	小事業	01 市民生活道路改良事業

区分	要 求 額	左 の 財 源 内 訳					採 択 状 況
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
経常的経費 (前年度)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	安全で円滑な地域交通の充実 安全な生活道路の整備と維持管理 身近な生活道路整備事業 市民生活道路改良事業 平成29年度 57,496千円 (国庫11,499・市債26,748・一財7,249) 平成30年度 100,000千円 (国庫33,126・市債44,653・一財22,221) 平成31年度 56,500千円 (国庫6,325・市債27,100・一財23,075)
政策的経費 (前年度)	71,500 (57,496)	11,375 (7,350)	0 (0)	9,000 (30,900)	0 (0)	51,125 (19,246)	
合 計 (前年度)	71,500 (57,496)	11,375 (7,350)	0 (0)	9,000 (30,900)	0 (0)	51,125 (19,246)	
事業目的	緊急車両の通行が困難な狭い道路の拡幅による安心安全なまちづくりの推進		狭い生活道路の拡幅整備				

節	本 年 度 当 初 要 求 額	前 年 度 当 初 予 算 額	増 減 額	財 源 内 訳							本 年 度 充 当 額	前 年 度 充 当 額	増 減 額	
				款	項	目	細 目	細 目	細 目	細 目				歳入特定財源科目名称
13	9,900	6,800	3,100											
15	30,948	25,800	5,148											
17	16,652	22,896	△6,244											
22	14,000	2,000	12,000											
				特 定 財 源	14	02	06	02	01	01	道路新設改良費補助金(5.5/10-5/10) (政策・臨)	6,875	0	6,875
					14	02	06	02	05	01	道路新設改良費補助金(5/10) (政策・臨)	4,500	7,350	△2,850
					21	01	06	01	01	01	道路整備事業債(政策・臨)	9,000	30,900	△21,900
					差引一般財源							51,125	19,246	31,879

平成29年度 歳出予算見積書 (当初予算) 政策的経費

会計：01 一般会計

所属：130700 建設部・建設政策課

担当者：  
内線：

款	08 土木費	項	02 道路橋りょう費	目	03 道路新設改良費
大事業	04 生活道路新設改良経費	中事業	01 身近な生活道路整備事業	小事業	01 市民生活道路改良事業

節	細 目	本 年 度 当 初 要 求 額	前 年 度 当 初 予 算 額	増 減		前々年度 決 算 額	積 算 基 礎 等 (単位：円) ※網掛なし：本年度、網掛あり：前年度
				増 減 額	増 減 率		
13	委託料	9,900	6,800	3,100	45.6	7,730	
	02 普通建設事業	9,900	6,800	3,100	45.6	7,730	
	08 補助事業 (政策・臨)	2,500	200	2,300	+超過	1,901	
	18 単独事業 (政策・臨)	7,400	6,600	800	12.1	5,829	
15	工事請負費	30,948	25,800	5,148	20.0	20,388	
	01 普通建設事業	30,948	25,800	5,148	20.0	20,388	
	08 補助事業 (政策・臨)	17,500	0	17,500	皆増	4,863	
	18 単独事業 (政策・臨)	13,448	25,800	△12,352	△47.9	15,525	
17	公有財産購入費	16,652	22,896	△6,244	△27.3	17,105	





## 小田原市営住宅の概要

平成31年2月12日

小田原市建設部建築課

### もくじ

1 市営住宅ストックの現状	1
(1)市営住宅ストックの位置	1
(2)市営住宅の団地別概要	2
(3)建設年度と構造	4
(4)住戸の規模と間取り	4
(5)バリアフリー仕様と住宅設備等の状況	5
2 市営住宅入居者の現状	6
(1)入居率の推移	6
(2)年齢別の入居者数及び高齢化の推移	7
(3)世帯人員の状況	8
(4)入居世帯の状況	8
3 市営住宅の募集状況	9
(1)募集方法及び入居者の選考	9
(2)応募者数の推移	9
4 住宅使用料	10
(1)家賃制度のしくみ	10
(2)各住宅の家賃一覧	11
(3)住宅別収入認定の状況	12
(4)収入基準別年度推移	13
(5)収納率の推移	14
5 住宅管理費の推移	15
(1)予算・決算に対する住宅管理費の割合	15
(2)社会資本整備総合交付金要望額と内示額	15
6 市営住宅に関する計画	16
(1)小田原市営住宅ストック総合活用計画	16
(2)小田原市公営住宅等長寿命化計画	16
7 視察箇所の概要	17





5) バリアフリー仕様と住宅設備等の状況

バリアフリー仕様及び住宅設備等については、平成4～6年度の浅原住宅建設事業において、当時の公営住宅整備基準等に基づき、室内の段差解消や共用階段の手摺を設置しました。また、浴槽風呂釜を初めて市か設置したほか、3号棟(20戸)には三点式給湯設備を整備しました。浅原住宅以外の住宅については、浴槽等の設備が未整備であるため、浴槽風呂釜や給湯器は入居者が入居時に設置することとなっています。しかし、入居時の初期費用が高額になるため、平成29年度より浴槽風呂釜のリース方式を推奨しています。

車椅子対応住戸は霞田住宅に1戸、浅原住宅に2戸整備されていますが、車椅子による出入りは南側ベランダから行う形式となっています。

なお、既存の中層住宅の共用階段には、平成20年度までに手摺の設置が完了しています。

入居者用の駐車場については、平成19年度に蓮正寺、霞田、かすみのせ住宅を、平成20年度に螢田住宅を、平成21年度に浜、早川住宅を整備し、全管理戸数の20%を整備しています。

バリアフリー仕様と住宅設備等の状況

仕様・設備の種類	整備戸数	全住戸(11,616戸)に対する整備率
バリアフリー仕様		
室内段差解消住戸	76	4.7%
車椅子対応住戸	3	0.2%
共用階段手摺	1,120	69.3%
エレベーター	0	0.0%
浴槽・風呂釜	76	4.7%
三点式給湯	20	1.2%
トイレ水洗化(洋式)	1,044	64.6%
その他		
// (和式)	128	7.9%
入居者用駐車場	324	20.0%

駐車場整備状況

住宅名	整備年度	整備台数
蓮正寺住宅	平成19年度	55
霞田住宅	平成19年度	39
かすみのせ住宅	平成19年度	55
螢田住宅	平成20年度	141
浜住宅	平成21年度	27
早川住宅	平成21年度	7

(平成30年4月現在)

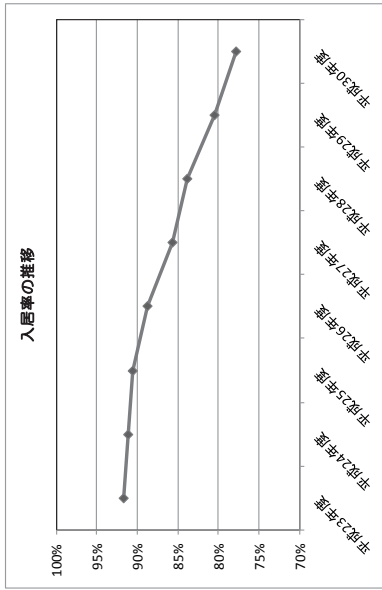
2 市営住宅入居者の現状

(1) 入居率の推移

本市の市営住宅の4月1日現在の入居率は、平成25年度までは90%を上回っていますが、平成26年度以降は80%台となり、平成30年度は80%を下回り、引き続き低下傾向にあります。

この理由の一つとして、耐用年限を経過している住宅や統廃合を計画している住宅は、将来の建て替えや用途廃止に備え、新たな入居者募集を控えていることも挙げられます(政策的空き家)。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入居戸数	1,492	1,472	1,463	1,435	1,384	1,355	1,300	1,258
管理戸数	1,628	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616
入居率	91.6%	91.1%	90.5%	88.8%	85.6%	83.8%	80.4%	77.8%



※平成30年度の政策的空き家数

対象団地…9 団地(谷津、福井島、栢山、仲沢、早川、桑原、香木、籠場、花里)  
対象戸数…524 戸

うち、平成30年4月1日現在の政策的空き家数…200 戸 入居率…38.2%

募集を継続している住宅の入居率

管理戸数…1,092 戸 入居戸数…1,058 戸 入居率…96.9%

(2) 年齢別の入居者数及び高齢化の推移

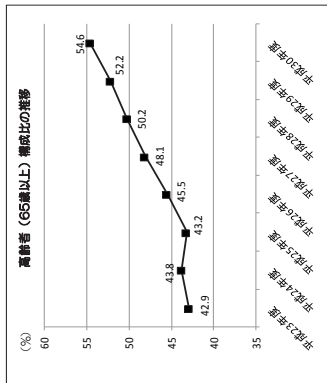
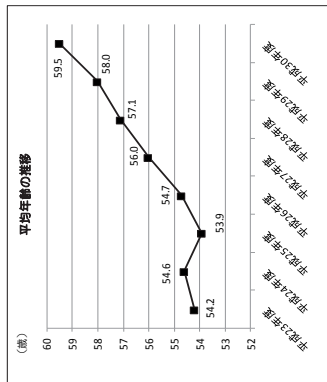
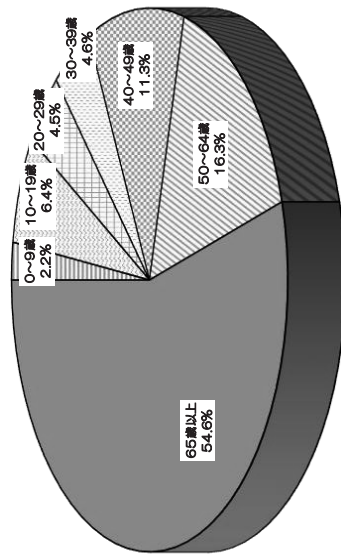
平成30年4月1時点の入居者数は2,156人で、年代別の割合を市の人口と比較すると、市営住宅の入居者は65歳以上の高齢者の割合が54.6%となっており、市全体の27.8%より26ポイント以上高くなっています。

年齢別入居者数

年代	年齢別入居者数 (単位:人)							合計
	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~64歳	65歳以上	
入居者数	48	138	98	99	243	352	1,178	2,156
割合	2.2%	6.4%	4.5%	4.6%	11.3%	16.3%	54.6%	100%
人口	14,492	17,810	18,347	22,144	28,819	37,572	53,689	192,863
割合	7.5%	9.2%	9.5%	11.5%	14.9%	19.5%	27.8%	100%

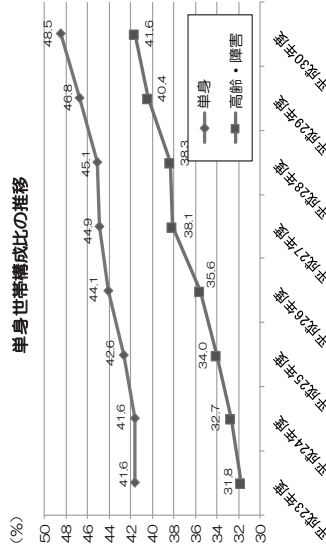
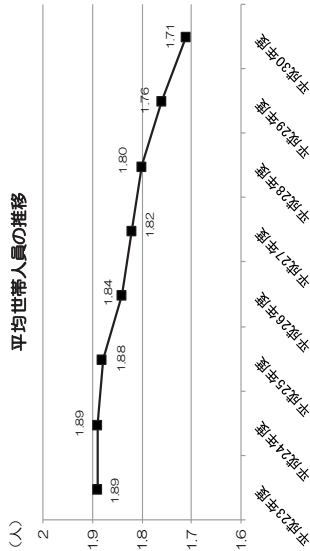
※市人口は国勢調査(H27.10.1)、年齢不詳1,223人除く  
(平成30年4月1日時点)

市営住宅の年齢別入居者の構成比



(3) 世帯人員の状況

市営住宅は年々単身化が進み、平成30年4月1日現在の平均世帯人員は1.71人となっています。また、65歳以上の高齢単身世帯の割合は48.5%で、市営住宅入居の約半数は高齢単身者となっています。



(4) 入居世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯が、全体の約74.5%を占めており、世帯数でも高齢化の状況を示しています。また、母子・父子世帯及び障がい者世帯を加えると82.4%が福祉施策の対象世帯となっています。

世帯の状況	①一般世帯 (②、③を除く)		②高齢者世帯		③障がい者世帯 (高齢者がいる世帯は2とする)		入居世帯 総数
	一般	母子 父子	高齢者 同居	高齢 単身	障がい 同居	障がい 単身	
世帯数	134	87	233	497	208	27	1,258
構成比	10.7%	6.9%	18.5%	39.5%	16.5%	2.1%	100%
						生活 保護	(176)
						障がい 天婦	7
						2.1%	0.6%
						14.0%	100%

### 3 市営住宅の募集状況

#### (1) 募集方法及び入居者の選考

本市の市営住宅は、6月と11月に公募により入居希望者を募集し、抽選と入居審査により、入居者を決定しています。まず、入居希望者は、募集住宅のうち抽選用住戸と審査用住戸について、入居を希望する住戸を選択していただき、希望者が1名の住戸は、そのまま入居が決定しますが、複数の希望者がいる住戸は抽選により入居者を決定します。抽選に漏れた方は、住宅困窮度や家族の状況(福祉的要因)を点数化し、小田原市営住宅運営審議会において、点数の高い順に審査用住宅の希望する住戸への入居が決定します(入居審査)。

#### (2) 応募者数の推移

平成23年度から平成30年度までの8年間の応募状況をみると、平均応募者数は93人、平均応募倍率は2.3倍となっていますが、応募者数は、平成23年度から平成30年度にかけて約4分の1に減少しています。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平均
募集戸数	41	47	38	43	41	37	39	41	41
応募者数	147	154	118	107	74	54	57	36	93
倍率	3.6	3.3	3.1	2.5	1.8	1.5	1.5	0.9	2.3

#### 応募状況(抽選住宅のみ)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平均
募集戸数	19	18	13	12	14	10	10	10	13
家族向け	54	51	39	40	24	10	25	11	32
応募者数	2.8	2.8	3.0	3.3	1.7	1.0	2.5	1.1	2.3
募集戸数	8	11	11	12	10	11	10	10	10
入居	80	100	73	58	50	34	28	24	56
応募者数	10.0	9.1	6.6	4.8	5.0	3.1	2.8	2.4	5.5
募集戸数	1	1	1	1					1
高齢者向け	12		4	7					8
応募者数	12.0		4.0	7.0					7.7
募集戸数	28	29	25	25	24	21	20	20	24
応募者数	146	151	116	105	74	44	53	35	91
合計	5.2	5.2	4.6	4.2	3.1	2.1	2.7	1.8	3.6

※集計対象は抽選住宅のみで、審査住宅は含まれていません。

### 4 住宅使用料

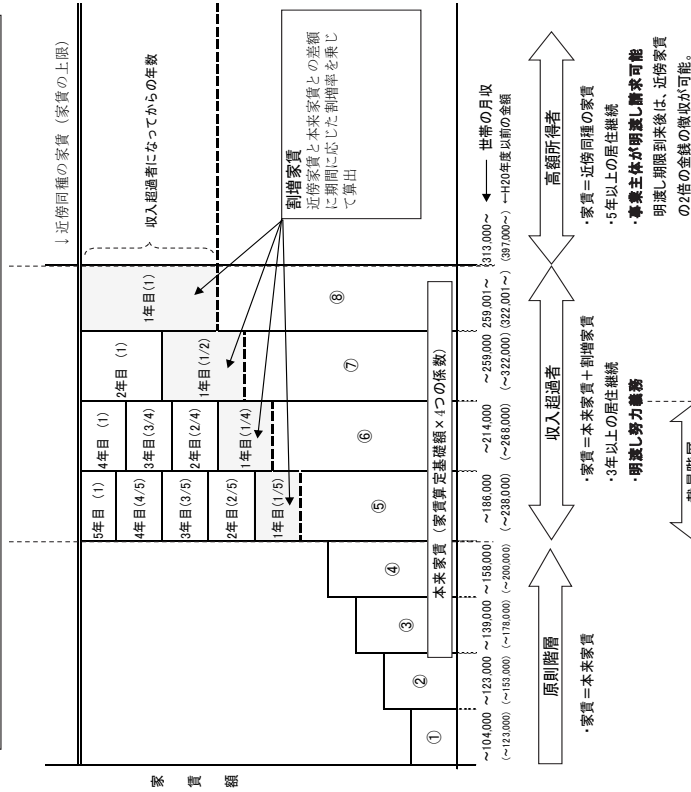
#### (1) 家賃制度のしくみ

○家賃(本来家賃)の計算方法

$$(\text{家賃}) = (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$$

○近傍同種の住宅の家賃とは

近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。



- ・事業主体の判断で収入基準の拡大可能
- ・家賃には、増有家賃は認めされない
- ・裁量階層の条件
  - ・申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯
  - ・身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A・Bを交付されている世帯
  - ・小学校就学前の子どもがいる世帯
  - ・職傷病者、麻痺被傷者、海外からの引継ぎ又はハンセン病療養者

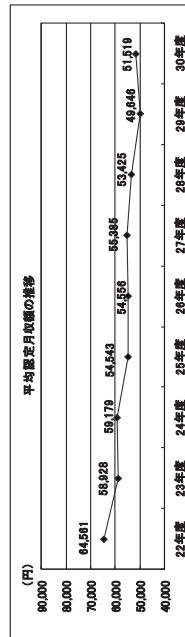
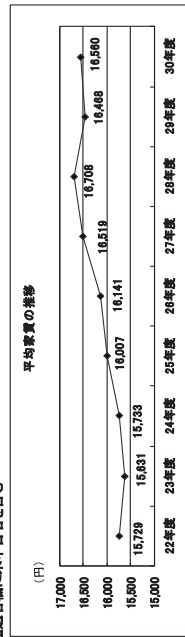




(4) 収入基準別年度推移

年度	基準内	収入超過者	高額所得者	計	平均家賃	平均認定月収額
H22	世帯数	1,393	132	5	1,530	64,561 円
	割合	91.05%	8.63%	0.33%	100.00%	16,729 円
	認定額	18,816,800	5,040,900	207,000	24,064,700	
H23	世帯数	1,390	112	0	1,492	68,928 円
	割合	92.49%	7.51%	0.00%	100.00%	15,631 円
	認定額	18,862,900	4,468,200	0	23,321,100	
H24	世帯数	1,357	115	0	1,472	69,179 円
	割合	92.19%	7.81%	0.00%	100.00%	16,733 円
	認定額	18,726,100	4,433,500	0	23,159,600	
H25	世帯数	1,340	123	0	1,463	64,543 円
	割合	91.59%	8.41%	0.00%	100.00%	16,007 円
	認定額	19,824,200	4,593,600	0	23,417,800	
H26	世帯数	1,280	154	1	1,435	64,566 円
	割合	89.20%	10.73%	0.07%	100.00%	16,141 円
	認定額	18,149,700	4,964,100	49,200	23,163,000	
H27	世帯数	1,230	147	7	1,384	65,365 円
	割合	88.87%	10.62%	0.51%	100.00%	16,519 円
	認定額	16,662,700	5,397,500	302,400	22,362,600	
H28	世帯数	1,204	148	3	1,355	63,425 円
	割合	88.56%	10.92%	0.22%	100.00%	16,708 円
	認定額	16,392,200	6,123,900	123,700	22,639,700	
H29	世帯数	1,170	127	3	1,300	49,646 円
	割合	90.00%	9.77%	0.23%	100.00%	16,468 円
	認定額	16,103,800	5,126,100	178,700	21,408,600	
H30	世帯数	1,127	129	2	1,258	51,519 円
	割合	89.59%	10.25%	0.16%	100.00%	16,560 円
	認定額	15,503,700	5,175,100	163,800	20,832,600	

※収入超過者欄に赤字を付す



(5) 収納率の推移

入居率の低下に伴い、調定額及び収納額も減少傾向にあります。収納率は90%前後を推移しています。

※年度別住宅使用料と駐車場使用料の合計

(単位: 円)

平成25年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度繰越調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	29,115,800	7,389,100	188,700	21,558,000	25.31%
連年差分	294,286,200	261,477,100	12,809,100	12,809,100	95.64%
割合	323,402,000	288,846,200	34,555,800	34,387,100	89.31%

平成26年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度繰越調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	34,387,100	11,651,900	93,800	22,021,700	33.90%
連年差分	288,546,300	279,693,600	8,862,700	8,862,700	96.92%
割合	322,913,400	291,335,200	31,578,200	31,484,400	90.22%

平成27年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度繰越調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	31,484,400	8,560,900	1,875,900	21,047,600	27.19%
連年差分	288,755,500	279,341,500	7,414,000	7,414,000	97.41%
割合	318,239,900	287,902,400	30,337,500	28,461,600	90.48%

平成28年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度繰越調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	28,470,100	6,740,000	2,317,300	19,412,800	23.67%
連年差分	278,944,500	269,411,500	7,533,000	7,533,000	97.28%
割合	305,414,800	276,151,500	29,263,300	28,945,800	91.11%

平成29年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度繰越調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	25,945,800	7,297,900	481,000	19,166,900	27.56%
連年差分	263,995,100	257,756,400	6,238,700	6,238,700	97.64%
割合	290,940,900	265,054,300	25,886,600	25,405,600	91.10%

※駐車場使用料

早川、螢田、藪田、蓮正寺、かすみのせの各住宅…月額5,500円  
浜住宅…月額7,000円

## 5 住宅管理費の推移

### (1) 予算・決算に対する住宅管理費の割合

	(単位:円)					
	H25	H26	H27	H28	H29	
予算現額	67,481,214,155	70,169,229,075	72,381,456,127	73,724,025,081	72,137,339,628	
うち住宅管理費	172,557,000	234,226,000	214,099,000	379,606,000	294,843,000	
(割合)	0.26%	0.33%	0.30%	0.51%	0.41%	
決算総額	61,553,238,780	65,569,689,224	66,775,236,403	67,288,843,738	65,890,789,523	
うち住宅管理費	159,534,538	210,487,672	183,562,591	239,545,443	253,518,086	
(割合)	0.26%	0.32%	0.27%	0.36%	0.38%	
維持修繕料	金額	16,482,361	17,570,988	15,873,930	15,908,164	18,135,873
	割合	10.3%	8.3%	8.6%	6.6%	7.2%
工事請負費	金額	74,668,230	125,791,380	99,007,812	157,202,336	163,810,759
	割合	46.8%	59.8%	53.9%	65.6%	64.6%
委託料	金額	7,551,393	7,621,854	8,000,940	8,068,089	9,118,980
	割合	4.7%	3.6%	4.4%	3.4%	3.6%
借地料	金額	47,053,979	47,053,979	47,053,979	46,853,893	46,908,684
	割合	29.5%	22.4%	25.6%	19.6%	18.5%
その他	金額	13,778,575	12,449,471	13,625,930	11,412,961	15,543,790
	割合	8.6%	5.9%	7.4%	4.8%	6.1%

### (2) 社会資本整備総合交付金要望額と内示額

工事請負費については、外壁改修、屋上防水改修等は防災安全交付金を、給排水管改修、ガス管改修、外灯・階段灯LED改修等は社会資本交付金を活用し、傾次、住宅施設の長寿命化を図っています。しかし、要望どおりに交付が得られないため、工事が先送りになる傾向にあります。

社会資本整備総合交付金の交付状況

	単位:千円				
	H25	H26	H27	H28	H29
社会資本整備総合交付金	社会資本	防災安全	社会資本	防災安全	社会資本
要望額	2,292	-	6,757	48,690	20,621
内示額	1,677	-	4,532	39,438	13,027
内示率	73.17%	-	67.07%	81.00%	63.17%
社会資本	防災安全	社会資本	防災安全	社会資本	防災安全
	27,900	11,278	51,577	27,586	-
	18,937	41,611	80,688	68,65%	-

## 6 市営住宅に関する計画

### (1) 小田原市営住宅ストック総合活用計画 (計画期間: H29.4~H39.3)

市営住宅ストックの長期有効活用や計画的な整備方針を示すとともに、適正な管理運営方針を明確にすることにより、本市にふさわしい良好な住環境を形成し、併せて市営住宅が住宅セーフティネットとして有効に機能し、福祉のまちづくりに貢献することを目的として、平成14年3月に「小田原市営住宅ストック総合活用計画」を策定しました。また、市営住宅の需要推計及び整備目標の検討を行い、その結果を反映させ、平成19年3月に1回目の改訂を行いました。さらに、市営住宅の更なる高齢化や入居者の超高齢化の進行など、近年の社会情勢の変化に伴い、長期的観点から市営住宅の在り方を見直し、住宅ストックの有効活用を的確に進めるために、平成29年3月に2回目の改訂を行いました。

現行の計画においては、概ね20年程度の長期見通しを踏まえた上で、計画期間を平成29年度から平成38年度までの10年間とし、本市の人口減少、近年の市営住宅の入居率や応募倍率の低下を踏まえ、締廃合等による建替えや用途廃止により、段階的に管理戸数を削減するとともに、住宅ごとに「建替え」、「用途廃止」、「維持保全」の3つの整備方針を定めています。

### (2) 小田原市公営住宅等長寿命化計画 (計画期間: H22.4~H32.3)

人口減少社会の到来や現下の経済財政環境を踏まえ、適切な手法により市営住宅の整備を図り、既存ストックを長期に渡り活用することにより、限られた市営住宅ストックを有効活用することを目的として、平成22年3月に「小田原市公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。

◎長寿命化に関する基本方針

#### ① ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針

- ・ 職員の目視等による点検及び入居者からの情報提供等により各住宅の現状を把握し、安全性等の観点から改善の必要性の度合を判断するよう努める。

#### ② 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

- ・ 対処療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することにより、市営住宅の長寿命化を図る。
- ・ 仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長等により、ライフサイクルコストの縮減を図る。

※実際は交付金の内示状況により、長寿命化に係る工事は計画よりも先送りの傾向にあります。

## 7 視察箇所の概要

## 地方行財政ビジョン研究会資料（生活支援課）

建設年度	香木住宅	籠場住宅	柳町住宅	19団地計
構造	S41、43 準二(PC)	S42、44 準二(PC)	S61～H1 中耐(PC)	—
住棟数	15棟	17棟	7棟	142棟
管理戸数	78戸	92戸	134戸	1,616戸
住戸面積	39.3㎡ 42.7㎡	39.3㎡ 42.7㎡	57.1㎡	—
間取り	2DK	2DK	3DK	—
耐用年限	45年	45年	70年	—
経過年数	51、49年	50、48年	31～28年	—
残耐用年限	-6、-3年	-6、-3年	39～42年	—
トイレ	汲み取り	汲み取り	水栓・洋式	—
浴槽	無	無	無	—
敷地面積	7,813.24㎡	9,590.40㎡	11,729.64㎡	147,438.03㎡
借地面積	3,808.22㎡	8,527.02㎡	7,023.07㎡	51,533.71㎡
借地率	48.7%	88.9%	59.9%	35.0%
用途地域	市街化調整	市街化調整	第一種住居	—
入居世帯数	43世帯	52世帯	121世帯	1,258世帯
単身世帯	33世帯	32世帯	34世帯	610世帯
2人世帯	76.7%	61.5%	28.1%	48.5%
3人世帯	9世帯	14世帯	56世帯	470世帯
4人世帯	20.9%	26.9%	46.3%	37.4%
5人世帯	1世帯	6世帯	20世帯	123世帯
6人世帯	2.3%	11.5%	16.5%	9.8%
7人世帯	0世帯	0世帯	9世帯	40世帯
8人世帯	0.0%	0.0%	7.4%	3.2%
9人世帯	0世帯	0世帯	2世帯	13世帯
10人世帯	0.0%	0.0%	1.7%	1.0%
11人世帯	0世帯	0世帯	0世帯	2世帯
12人世帯	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
13人世帯	55.1%	56.5%	90.3%	77.8%
14人世帯	54人	78人	252人	2,156人
15人世帯	0人	0人	4人	48人
16人世帯	0.0%	0.0%	1.6%	2.2%
17人世帯	1人	1人	28人	138人
18人世帯	1.9%	1.3%	11.1%	6.4%
19人世帯	0人	1人	21人	98人
20人世帯	0.0%	1.3%	8.3%	4.5%
21人世帯	1人	1人	14人	99人
22人世帯	1.9%	1.3%	5.6%	4.6%
23人世帯	0人	9人	35人	243人
24人世帯	0.0%	11.5%	13.9%	11.3%
25人世帯	6人	7人	58人	352人
26人世帯	11.1%	9.0%	23.0%	16.3%
27人世帯	46人	59人	92人	1,178人
28人世帯	85.2%	75.6%	36.5%	54.6%
29人世帯	73.3歳	68.2歳	54.4歳	59.5歳
30人世帯	11世帯	8世帯	21世帯	176世帯
31人世帯	25.6%	15.4%	17.4%	14.0%

## 1. 管内の状況（生活保護利用）

人口 191,325人

平成30年4月分統計資料による

	管内	市営住宅	市営割合
世帯数	2,454	172	7.0%
世帯人数	3,130	234	7.4%
世帯類型別			
高齢者世帯	1,429	106	7.4%
母子世帯	85	4	4.7%
障害者世帯	269	17	6.3%
傷病者世帯	275	18	6.5%
その他世帯	385	27	7.0%

※管内における世帯数と世帯類型別の誤差は保護停止世帯数

住宅扶助基準

	基準額	※特別基準	敷金等
単身世帯	41,000円	53,000円	212,000円
2人世帯	49,000円	57,000円	228,000円
3人世帯	53,000円	62,000円	248,000円
4人世帯	53,000円	66,000円	264,000円
5人世帯	53,000円	70,000円	280,000円
6人世帯	57,000円	70,000円	280,000円
7人世帯以上	64,000円	74,000円	296,000円

※特別基準とは障害者等が通常より広い居室を必要とされる場合、老人等で転居が困難と認められる場合、地域において基準額の範囲内の物件がない場合認められる。

○生活保護世帯における市営住宅在住世帯は保護申請時に既に市営住宅に在住している者が大半を占める。

○転居費用を支給する場合は民間住宅に転居する事例が多い。市営住宅の募集が年1回しかなく、民間不動産業者が生活保護制度の住宅扶助基準（住宅扶助代理納付制度を含む）を熟知していることにより、迅速性を考慮することの結果になると推測される。

○市営住宅の家賃は民間住宅よりも定額な為、住宅扶助額は低く抑えられる。

○市営住宅から転居する場合の理由としては、介護施設入所、長期入院により退院が難しくなったための引き払い等である。

第1-5表 世帯類型別被保護世帯数の状況(平成28年度福祉事務所別実数)

区分	総数	単身世帯					
		総数	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	(再掲)医療扶助単給世帯
横浜市	53,499	42,083	24,379	6,032	4,996	6,676	1,549
川崎市	24,266	19,134	10,821	2,389	2,837	3,087	788
相模原市	9,920	7,370	3,740	834	1,050	1,746	219
横須賀市	3,993	3,090	1,913	491	508	178	103
平塚市	2,526	1,959	1,205	234	253	267	96
鎌倉市	772	650	428	80	73	69	23
藤沢市	4,134	3,101	1,721	386	602	393	91
小田原市	2,366	1,919	1,210	212	237	260	81
茅ヶ崎市	1,754	1,345	785	198	213	149	34
逗子市	300	241	175	28	18	20	18
三浦市	503	386	252	48	48	38	18
秦野市	1,423	1,164	658	164	171	171	67
厚木市	2,189	1,711	906	257	235	314	52
大和市	2,841	2,169	1,276	255	406	233	82
伊勢原市	866	662	355	98	101	108	24
海老名市	968	746	412	83	169	82	25
座間市	1,740	1,324	727	147	284	166	19
南足柄市	288	237	163	31	31	12	29
綾瀬市	730	545	303	57	116	69	16
市計	115,077	89,834	51,428	12,023	12,348	14,035	3,335
平塚保福	392	310	195	47	40	27	16
鎌倉保福	107	74	45	13	10	6	1
小田原保福	1,285	1,050	730	96	121	104	57
茅ヶ崎保福	473	359	205	51	51	52	21
厚木保福	426	314	174	43	45	51	22
郡計	2,682	2,108	1,350	251	266	241	117
県計	117,759	91,941	52,777	12,274	12,615	14,276	3,451

(注) 1. 停止中を除く  
 2. 四捨五入のため総数と内訳が一致しないことがある。  
 3. 横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

平成28年度平均

総数	高齢者世帯	2人以上の世帯					(再掲)医療扶助単給世帯
		母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯		
11,416	2,376	3,853	1,041	789	3,358	78	
5,132	1,018	1,702	354	399	1,660	79	
2,550	447	941	162	222	778	11	
904	261	233	106	151	153	7	
567	156	150	43	62	157	6	
122	43	20	16	11	32	0	
1,033	205	320	81	129	298	7	
447	144	86	38	64	115	3	
409	85	126	29	41	128	0	
59	10	19	5	6	20	0	
117	32	17	14	20	35	1	
259	64	60	26	41	69	1	
478	90	155	27	47	158	5	
672	160	201	45	97	169	3	
204	48	59	25	25	47	5	
222	47	71	24	38	43	0	
417	88	133	28	64	104	5	
52	17	12	4	6	12	1	
186	37	65	15	26	43	1	
25,243	5,327	8,221	2,081	2,237	7,378	214	
82	23	19	9	15	16	1	
32	13	6	3	2	9	1	
235	82	50	20	28	56	2	
113	22	33	11	19	29	1	
112	28	43	6	8	27	0	
575	168	151	48	70	137	3	
25,818	5,494	8,372	2,129	2,307	7,516	218	

第1-7表 世帯類型別被保護世帯数の状況(平成28年度福祉事務所別構成比)

区分	総数	単身世帯					
		総数	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	(再掲)医療扶助単給世帯
横浜市	100.0	78.7	45.6	11.3	9.3	12.5	
川崎市	100.0	78.9	44.6	9.8	11.7	12.7	
相模原市	100.0	74.3	37.7	8.4	10.6	17.6	
横須賀市	100.0	77.4	47.9	12.3	12.7	4.4	
平塚市	100.0	77.5	47.7	9.2	10.0	10.6	
鎌倉市	100.0	84.2	55.5	10.3	9.4	8.9	
藤沢市	100.0	75.0	41.6	9.3	14.6	9.5	
小田原市	100.0	81.1	51.1	9.0	10.0	11.0	
茅ヶ崎市	100.0	76.7	44.7	11.3	12.1	8.5	
逗子市	100.0	80.4	58.4	9.4	6.1	6.5	
三浦市	100.0	76.7	50.0	9.6	9.5	7.6	
秦野市	100.0	81.8	46.3	11.5	12.0	12.0	
厚木市	100.0	78.2	41.4	11.7	10.7	14.3	
大和市	100.0	76.4	44.9	9.0	14.3	8.2	
伊勢原市	100.0	76.5	41.0	11.3	11.7	12.4	
海老名市	100.0	77.1	42.6	8.6	17.5	8.5	
座間市	100.0	76.1	41.8	8.5	16.3	9.5	
南足柄市	100.0	82.1	56.4	10.8	10.9	4.0	
綾瀬市	100.0	74.6	41.5	7.8	15.9	9.4	
市計	100.0	78.1	44.7	10.4	10.7	12.2	
平塚保福	100.0	79.0	49.8	12.0	10.3	6.9	
鎌倉保福	100.0	69.8	42.6	12.2	8.9	6.0	
小田原保福	100.0	81.7	56.8	7.5	9.4	8.1	
茅ヶ崎保福	100.0	76.1	43.4	10.8	10.8	11.1	
厚木保福	100.0	73.6	40.9	10.2	10.5	12.0	
郡計	100.0	78.6	50.3	9.4	9.9	9.0	
県計	100.0	78.1	44.8	10.4	10.7	12.1	

(注) 1. 停止中を除く  
 2. 四捨五入のため総数と内訳が一致しないことがある。  
 3. 横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

平成28年度平均

(再掲)医療扶助単給	総数	2人以上の世帯					(再掲)医療扶助単給
		高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	
2.9	21.3	4.4	7.2	1.9	1.5	6.3	0.1
3.2	21.1	4.2	7.0	1.5	1.6	6.8	0.3
2.2	25.7	4.5	9.5	1.6	2.2	7.8	0.1
2.6	22.6	6.5	5.8	2.7	3.8	3.8	0.2
3.8	22.5	6.2	5.9	1.7	2.4	6.2	0.2
3.0	15.8	5.6	2.6	2.0	1.4	4.2	0.0
2.2	25.0	4.9	7.7	1.9	3.1	7.2	0.2
3.4	18.9	6.1	3.6	1.6	2.7	4.9	0.1
1.9	23.3	4.9	7.2	1.7	2.3	7.3	0.0
6.0	19.6	3.3	6.2	1.6	2.0	6.6	0.0
3.6	23.3	6.3	3.3	2.7	3.9	7.0	0.1
4.7	18.2	4.5	4.2	1.8	2.9	4.8	0.1
2.4	21.8	4.1	7.1	1.2	2.2	7.2	0.2
2.9	23.6	5.6	7.1	1.6	3.4	6.0	0.1
2.8	23.5	5.5	6.8	2.9	2.9	5.4	0.6
2.6	22.9	4.9	7.3	2.5	3.9	4.4	0.0
1.1	23.9	5.0	7.6	1.6	3.7	6.0	0.3
10.2	17.9	6.0	4.1	1.4	2.2	4.1	0.3
2.2	25.4	5.1	8.8	2.1	3.6	5.8	0.2
2.9	21.9	4.6	7.1	1.8	1.9	6.4	0.2
4.0	21.0	5.9	4.8	2.4	3.8	4.1	0.1
0.8	30.2	12.1	5.8	2.4	1.6	8.3	0.7
4.4	18.3	6.3	3.9	1.5	2.1	4.4	0.1
4.4	23.9	4.6	7.0	2.3	3.9	6.2	0.1
5.2	26.4	6.7	10.1	1.4	1.8	6.3	0.0
4.3	21.4	6.2	5.6	1.8	2.6	5.1	0.1
2.9	21.9	4.7	7.1	1.8	2.0	6.4	0.2

第2-4表 住宅扶助人員の推移

区分	19年度平均		22年度平均		23年度平均		24年度平均	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
	人	%	人	%	人	%	人	%
横浜市	45,509	126.3	57,477	161.0	61,246	169.7	63,537	174.9
川崎市	21,798	123.9	27,000	124.0	28,692	131.6	29,638	136.0
相模原市	6,148	153.1	9,412	153.1	10,647	173.2	11,619	189.0
横須賀市	3,312	127.2	4,212	127.2	4,470	135.0	4,725	142.7
平塚市	1,847	154.7	2,858	154.7	3,029	164.0	3,043	164.8
鎌倉市	660	100.9	666	101.1	682	103.3	707	107.1
藤沢市	2,915	141.6	4,127	141.6	4,469	153.3	4,759	163.3
小田原市	1,703	126.9	2,161	126.9	2,310	135.6	2,477	145.4
茅ヶ崎市	1,221	144.7	1,767	144.7	1,821	149.1	1,859	152.3
逗子市	227	130.8	297	130.8	329	144.9	333	146.7
三浦市	247	155.9	385	155.9	458	185.4	521	210.9
秦野市	1,104	116.8	1,289	116.8	1,375	124.5	1,430	129.5
厚木市	1,776	134.0	2,380	134.0	2,491	140.3	2,568	144.6
大和市	2,132	163.1	3,478	163.1	3,739	175.4	3,740	175.4
伊勢原市	531	154.0	818	154.0	925	174.2	1,002	188.7
海老名市	711	158.1	1,124	158.1	1,285	180.7	1,346	189.3
座間市	1,152	162.2	1,868	162.2	2,097	182.0	2,273	197.3
南足柄市	186	148.4	276	148.4	298	160.2	294	158.1
綾瀬市	610	142.5	869	142.5	974	159.7	1,015	166.4
市計	93,789	130.6	122,464	130.6	131,338	140.0	136,855	145.9
平塚保福	259	128.2	332	128.2	389	150.2	428	165.3
鎌倉保福	56	164.3	92	164.3	114	203.6	121	216.1
小田原保福	865	133.1	1,151	133.1	1,286	148.7	1,333	154.1
茅ヶ崎保福	292	168.8	493	168.8	524	179.5	556	190.4
厚木保福	280	150.4	421	150.4	453	161.8	488	174.3
津久井	-	-	-	-	-	-	-	-
郡計	1,752	2,489	142.1	2,766	157.9	2,926	167.0	
県計	95,540	130.8	124,953	130.8	134,104	140.4	139,811	146.3

(注)横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

(指数 平成19年度=100)

25年度平均		26年度平均		27年度平均		28年度平均	
実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
人	%	人	%	人	%	人	%
64,340	141.4	64,517	141.8	64,625	142.0	64,062	140.8
29,793	136.7	29,755	136.5	29,455	135.1	29,037	133.2
12,359	201.0	12,719	206.9	12,810	208.4	12,740	207.2
4,817	145.4	4,838	146.1	4,823	145.6	4,778	144.3
2,974	161.0	3,001	162.5	3,016	163.3	3,026	163.8
721	109.2	737	111.6	769	116.4	801	121.4
4,898	168.0	5,106	175.2	5,238	179.7	5,158	176.9
2,489	146.1	2,595	152.3	2,698	158.4	2,719	159.6
1,924	157.6	1,954	160.0	2,082	170.5	2,124	173.9
325	143.2	324	142.6	322	141.8	319	140.7
563	228.0	571	231.0	571	231.3	572	231.6
1,497	135.6	1,554	140.8	1,587	143.8	1,594	144.4
2,612	147.1	2,502	140.9	2,589	145.8	2,722	153.3
3,709	173.9	3,734	175.1	3,698	173.4	3,595	168.6
1,025	193.1	1,037	195.3	1,044	196.5	1,064	200.3
1,296	182.2	1,271	178.7	1,254	176.4	1,244	175.0
2,270	197.1	2,256	195.8	2,269	197.0	2,175	188.8
292	157.0	273	146.6	269	144.6	285	153.0
1,046	171.5	1,064	174.4	990	162.4	924	151.5
138,951	148.2	139,805	149.1	140,109	149.4	138,938	148.1
429	165.7	418	161.3	410	158.4	416	160.5
128	228.9	129	231.0	129	230.7	115	205.2
1,381	159.6	1,418	163.9	1,393	161.0	1,361	157.3
580	198.5	582	199.3	596	204.1	586	200.6
491	175.3	492	175.8	501	179.0	517	184.6
-	-	-	-	-	-	-	-
3,008	171.7	3,039	173.5	3,030	172.9	2,994	170.9
141,959	148.6	142,844	149.5	143,138	149.8	141,932	148.6

第3-2表 保護率の推移(県計・福祉事務所別)

区分	保護率	19年度平均				20年度平均				21年度平均				22年度平均			
		保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数		
19	12.04 %																
20	12.33	14.00	116.4	14.20	101.4	15.56	111.1	17.18	122.7								
21	13.70	17.74	129.8	17.80	100.3	19.16	108.0	20.87	117.6								
22	15.29	9.67	102.5	106.0	12.21	126.3	14.43	149.2									
23	16.30	8.92	9.17	102.8	10.17	114.0	11.41	127.9									
24	16.90	8.18	8.82	107.8	10.35	126.5	12.15	148.5									
25	17.18	4.65	4.41	94.8	4.34	93.3	4.54	97.6									
26	17.31	8.09	8.67	108.4	9.89	123.6	10.93	136.6									
27	17.33	9.90	10.06	101.6	11.52	116.4	12.65	127.8									
28	17.18	5.93	6.49	109.4	7.82	131.9	8.57	144.5									
平成28年4月	17.19	4.50	4.65	103.3	5.26	116.9	6.39	142.0									
5月	17.17	6.11	6.64	108.7	7.54	123.4	9.70	158.8									
6月	17.16	7.69	7.72	100.4	8.06	104.8	8.69	113.0									
7月	17.15	8.88	9.13	102.8	10.37	116.8	11.69	131.6									
8月	17.17	10.49	11.01	105.0	13.49	128.6	16.47	157.0									
9月	17.17	5.98	6.13	102.5	7.44	124.4	8.78	146.8									
10月	17.18	6.19	6.56	106.0	7.88	127.3	9.55	154.3									
11月	17.19	10.16	10.94	107.7	13.36	131.5	15.81	155.6									
12月	17.18	5.39	5.87	108.9	6.91	128.2	7.69	142.7									
平成29年1月	17.18	8.05	8.23	102.2	9.86	122.5	11.27	140.0									
2月	17.18	12.21	12.49	102.3	13.88	113.7	15.48	126.8									
3月	17.20	5.53	5.65	102.2	6.02	108.9	6.72	121.5									
		2.33	2.49	106.9	2.89	124.0	3.52	151.1									
		-	-	-	-	-	-	-									
		16.29	17.41	106.9	18.93	116.2	20.68	126.9									
		4.06	4.31	106.2	4.95	121.9	5.57	137.2									
		7.67	8.40	109.5	9.91	129.2	11.90	155.1									
		7.69	7.69	100.0	9.80	127.4	10.99	142.9									
		-	-	-	-	-	-	-									
		7.26	7.71	106.2	8.68	119.5	9.79	134.0									
		12.04	12.33	102.4	13.70	113.8	15.29	127.0									

(注)横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

(指数 平成19年度=100)

23年度平均		24年度平均		25年度平均		26年度平均		27年度平均		28年度平均	
保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数
18.19	129.9	18.77	134.1	19.01	135.8	19.12	136.6	19.14	136.7	18.98	135.6
21.96	123.8	22.51	126.9	22.64	127.6	22.41	126.3	22.02	123.2	21.48	121.1
16.24	167.9	17.63	182.3	18.67	196.9	19.23	198.8	19.43	201.0	19.37	200.3
12.09	135.5	12.86	144.2	13.16	154.6	13.28	156.1	13.23	148.3	13.19	147.8
12.82	156.7	12.92	157.9	12.74	155.7	12.89	166.8	12.96	167.7	13.00	158.9
4.66	100.2	4.76	102.4	4.78	103.5	4.88	105.0	5.11	110.6	5.36	113.3
11.72	146.5	12.38	154.8	12.74	159.2	13.29	166.2	13.54	169.2	13.30	166.3
13.39	135.3	14.18	143.2	14.13	142.7	14.80	149.5	15.42	158.6	15.57	157.3
8.76	147.7	8.88	149.7	9.06	152.8	9.16	154.2	9.74	174.6	9.89	166.7
7.11	158.0	7.10	157.8	6.97	154.8	6.85	147.9	6.78	150.7	6.73	149.5
11.25	184.1	12.84	210.1	14.20	254.0	14.71	263.1	14.96	267.6	15.10	247.2
9.33	121.3	9.66	125.6	10.10	131.3	10.49	136.4	10.82	140.7	10.91	141.9
12.20	137.4	12.46	140.3	12.61	142.0	12.61	142.2	12.79	144.1	13.38	150.6
17.52	167.0	17.37	165.6	17.24	164.3	17.27	164.7	17.09	162.9	16.56	157.8
9.92	165.9	10.83	181.1	11.08	193.7	11.33	198.1	11.36	198.6	11.68	195.3
10.74	173.5	11.17	180.5	10.80	174.4	10.58	171.0	10.41	168.2	10.23	163.3
17.55	172.7	18.96	186.6	18.97	198.2	19.07	199.3	19.46	191.5	18.61	183.2
8.31	154.2	8.35	154.9	8.32	154.4	7.96	156.4	8.01	148.6	8.50	157.7
12.67	157.4	13.05	162.1	13.37	166.1						

第4-2表 福祉事務所別保護費総額の推移

区分	19年度総額		22年度総額		23年度総額		24年度総額			
	実績 (円)	指数	実績 (円)	指数	実績 (円)	指数	実績 (円)	指数		
横浜市	90,665,354,980	113.869	318,866	125.7	119,600,886,978	105.0	132.1	123,257,611,932	103.1	136.1
川崎市	43,297,798,620	51,120,913,389	125.0	56,704,818,838	104.8	131.0	58,161,118,567	102.6	134.3	
相模原市	10,921,197,993	16,142,099,542	147.8	18,525,933,226	114.8	169.6	20,028,670,503	108.1	183.1	
横浜市内 保護	6,332,142,001	8,182,684,148	129.2	8,620,812,870	105.4	136.1	9,089,606,386	105.4	143.5	
平塚市	3,818,602,134	5,522,137,207	144.6	5,795,856,485	105.0	151.8	5,741,375,797	99.1	150.4	
鎌倉市	1,522,141,169	1,518,264,572	99.7	1,505,210,320	99.1	98.9	1,695,499,912	112.6	111.4	
藤沢市	5,469,415,128	7,617,522,635	139.3	8,420,454,006	110.5	151.0	8,687,276,448	103.2	158.8	
小田原市	3,330,796,416	4,350,543,503	130.6	4,758,616,285	109.4	142.9	4,939,762,582	103.8	148.3	
茅ヶ崎市	2,322,464,905	3,329,529,550	143.4	3,285,701,124	98.7	141.5	3,446,161,262	104.9	148.4	
逗子市	462,167,327	671,365,006	145.3	687,660,614	102.4	148.8	736,596,347	107.1	159.4	
三浦市	545,170,324	848,241,929	155.6	993,374,433	117.1	182.2	1,090,077,254	109.7	200.0	
秦野市	2,431,506,337	2,660,176,165	109.4	2,899,718,620	109.0	119.3	3,028,240,041	104.4	124.5	
厚木市	3,428,024,151	4,501,577,899	131.3	4,645,848,791	103.2	135.5	4,764,474,723	102.6	139.0	
大和市	3,819,607,425	6,151,788,750	161.1	6,535,907,580	106.2	171.1	6,577,239,667	100.6	172.2	
伊勢原市	1,033,864,560	1,468,753,478	142.1	1,632,706,254	111.2	157.9	1,766,254,728	108.2	170.8	
海老名市	1,211,807,121	1,858,027,769	153.3	2,020,167,036	108.7	166.7	2,100,238,698	104.0	173.3	
座間市	2,184,945,851	3,433,517,753	157.1	3,708,513,173	108.0	169.7	4,090,579,140	110.3	187.2	
南足柄市	472,156,969	598,547,002	126.8	615,304,104	107.8	136.7	712,308,929	114.0	159.9	
綾瀬市	958,471,839	1,385,171,788	144.5	1,531,696,116	110.6	159.8	1,565,763,292	102.2	163.4	
市計	184,127,634,370	238,233,180,951	129.4	252,318,485,685	106.0	137.1	261,478,856,211	103.5	142.0	
平塚保福	266,062,207	348,854,573	131.1	401,146,713	115.0	150.8	427,684,993	106.6	160.7	
鎌倉保福	61,603,292	106,106,157	172.2	129,168,933	121.7	209.7	144,111,961	111.6	233.9	
小田原保福	938,474,089	1,218,124,650	129.8	1,354,048,996	111.2	144.3	1,394,490,968	103.0	148.6	
本所(再編)	717,944,982	905,982,500	126.2	1,009,743,750	111.5	140.6	1,032,038,868	102.2	143.7	
座間上平フタニ(再編)	220,529,107	312,142,150	141.5	344,304,346	110.3	156.1	362,452,100	105.3	164.4	
茅ヶ崎保福	326,723,913	523,163,606	160.1	519,934,104	104.9	168.0	569,637,949	103.8	174.3	
厚木保福	278,910,974	394,365,197	141.4	421,587,609	106.9	151.2	458,327,716	108.7	164.3	
津久井	367,401	-	-	-	-	-	-	-	-	
厚木庁支分	2,028,819,515	2,486,658,811	122.6	2,523,777,188	101.5	124.4	2,810,993,043	111.1	138.6	
郡計	3,900,961,391	5,077,272,994	130.2	5,378,662,643	105.9	137.9	5,805,246,630	107.9	148.8	
県計	188,028,595,761	243,310,453,945	129.4	257,907,148,328	106.0	137.2	267,284,102,841	103.6	142.2	

(注)横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

区分	25年度総額		26年度総額		27年度総額		28年度総額			
	実績 (円)	指数	実績 (円)	指数	実績 (円)	指数	実績 (円)	指数		
横浜市	124,303,178,688	100.8	137.3	126,719,093,093	102.0	140.8	137.0	59,621,419,389	100.5	137.7
川崎市	57,716,990,473	99.2	133.3	59,310,005,149	102.8	137.0	60,575,334,827	101.5	142.1	
相模原市	20,882,417,038	104.3	191.2	21,946,975,596	105.1	201.0	22,114,882,589	100.8	202.5	
横浜市内 保護	9,078,911,303	99.9	143.4	9,210,103,229	101.4	145.5	9,152,013,561	99.4	144.5	
平塚市	5,682,855,846	99.0	148.8	5,772,089,668	101.6	151.2	5,780,983,993	100.2	151.4	
鎌倉市	1,609,505,411	94.9	105.7	1,682,699,766	104.5	110.5	1,775,766,103	105.5	116.7	
藤沢市	8,855,383,650	102.3	162.5	9,503,445,385	107.0	173.8	9,575,862,241	100.8	175.1	
小田原市	4,866,899,602	98.5	146.1	5,171,505,690	106.3	155.3	5,309,745,831	102.7	159.4	
茅ヶ崎市	3,574,334,927	103.7	153.9	3,673,567,985	102.8	158.2	4,035,010,683	109.8	173.7	
逗子市	763,657,680	103.7	165.2	720,576,998	94.4	155.9	754,671,045	104.7	163.3	
三浦市	1,185,536,333	108.8	217.5	1,248,582,252	105.3	229.0	1,214,976,837	97.3	222.9	
秦野市	3,108,488,717	102.7	127.8	3,195,325,058	102.8	131.4	3,196,020,554	100.0	131.4	
厚木市	4,872,146,336	102.3	142.1	4,752,190,981	97.5	138.6	4,928,915,724	103.7	143.8	
大和市	6,509,442,541	99.0	170.4	6,782,147,275	104.2	177.6	6,769,342,469	99.8	177.2	
伊勢原市	1,755,814,042	99.4	169.8	1,866,583,879	106.3	180.5	1,956,843,849	104.8	189.3	
海老名市	2,068,372,163	98.5	170.7	2,045,681,178	98.9	168.8	2,054,147,737	100.4	169.5	
座間市	3,991,605,065	97.6	182.7	4,047,804,067	101.4	185.3	4,078,222,242	100.8	186.7	
南足柄市	686,663,365	96.4	115.4	722,203,884	105.2	153.0	732,117,990	101.4	155.1	
綾瀬市	1,609,330,848	102.8	167.9	1,653,366,776	102.7	172.5	1,686,727,045	102.0	176.0	
市計	263,151,534,028	100.6	142.9	270,053,911,409	102.6	146.7	273,413,004,268	101.2	148.5	
平塚保福	423,292,242	99.0	159.1	427,336,427	101.0	160.6	442,401,697	103.5	166.3	
鎌倉保福	146,838,487	101.9	238.4	149,231,106	101.6	242.2	159,734,149	107.0	259.3	
小田原保福	1,424,277,067	102.1	151.8	1,441,971,349	101.2	153.7	1,471,338,939	102.0	156.8	
本所(再編)	1,029,217,276	99.7	143.4	1,016,007,797	98.7	141.5	1,037,346,194	102.1	144.5	
座間上平フタニ(再編)	395,059,791	109.0	179.1	425,965,562	107.8	193.2	433,992,745	101.9	196.8	
茅ヶ崎保福	562,452,027	98.7	172.1	575,851,825	102.4	176.3	578,571,073	101.9	179.6	
厚木保福	445,584,413	97.2	159.8	464,732,902	104.3	166.6	497,189,793	107.0	178.3	
津久井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
厚木庁支分	2,812,479,515	100.1	138.6	2,912,132,438	103.5	145.5	2,975,772,890	102.2	146.7	
郡計	5,814,923,751	100.2	149.1	5,971,256,047	102.7	153.1	6,133,188,541	102.7	157.2	
県計	288,966,457,179	100.6	143.0	276,025,203,456	102.6	146.8	279,546,192,869	101.3	148.7	

(注)横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

第4-4表 福祉事務所別住宅扶助費の推移

区分	19年度総額		22年度総額		23年度総額		24年度総額		
	実績 (円)	指数	実績 (円)	指数	実績 (円)	指数	実績 (円)	指数	
横浜市	18,679,712,417	24,381,828,180	130.5	25,885,142,150	106.2	138.6	26,949,916,806	104.1	144.3
川崎市	9,035,288,938	11,833,117,278	131.0	12,625,040,091	106.7	139.7	13,147,977,505	104.1	145.5
相模原市	1,981,264,192	3,331,678,639	163.1	3,704,149,806	114.6	187.0	4,074,359,786	110.0	205.6
横浜市内 保護	929,980,550	1,309,070,918	140.8	1,405,338,444	107.4	151.1	1,497,534,520	106.5	161.0
平塚市	564,880,611	951,687,096	168.5	1,026,070,246	107.8	181.6	1,042,246,922	101.6	184.5
鎌倉市	266,349,676	282,714,262	106.1	294,118,696	104.0	110.4	304,197,350	103.4	111.2
藤沢市	1,941,630,110	1,586,180,426	119.4	1,706,195,534	109.7	163.8	1,802,110,132	105.6	173.0
小田原市	548,828,186	745,543,253	135.8	809,988,204	106.6	147.6	872,164,910	107.7	158.9
茅ヶ崎市	449,079,011	657,392,296	146.1	698,297,658	106.2	155.2	722,533,209	103.5	160.6
逗子市	69,108,901	108,189,622	156.5	122,457,165	113.2	177.2	129,035,937	104.5	186.7
三浦市	70,122,218	118,373,834	168.8	136,820,530	115.6	195.1	159,440,450	116.5	227.2
秦野市	352,343,430	433,992,385	123.2	475,344,920	109.5	134.9	494,582,200	104.0	140.4
厚木市	583,383,648	836,088,323	143.3	872,290,042	104.3	149.5	910,992,056	104.1	156.2
大和市	726,028,143	1,249,674,984	172.1	1,337,710,874	107.0	184.3	1,349,330,291	100.9	185.9
伊勢原市	159,017,356	259,135,340	163.0	298,517,099	115.2	187.7	324,340,019	107.8	204.0
海老名市	243,858,505	414,176,741	169.8	361,155,552	111.3	189.1	473,473,696	102.7	194.2
座間市	393,780,390	660,298,143	167.7	741,229,205	112.3	188.2	797,586,078	107.6	202.5
南足柄市	60,730,936	92,068,325	151.6	104,552,585	113.6	172.2	111,072,516	106.2	182.9
綾瀬市	201,551,575	303,534,987	150.6	342,547,525	112.9	170.0	350,736,546	102.4	174.0
市計	36,357,838,796	49,424,415,091	135.9	53,047,466,338	107.3	145.9	55,513,531,219	104.6	152.7
平塚保福	82,432,382	111,824,086	135.7	129,996,475	116.3	157.7	141,362,292	108.7	171.5
鎌倉保福	19,410,963	34,502,079	177.5	44,665,386	128.9	228.7	46,604,958	118.8	239.7
小田原保福	311,642,365	413,729,686	132.8	471,468,298	114.0	151.3	490,921,985	104.1	157.5
本所(再編)	242,143,359	311,898,348	128.6	359,944,441	115.4	148.5	368,158,706	102.3	151.9
座間上平フタニ(再編)	69,199,006	101,831,338	147.2	111,523,854	109.5	161.2	122,763,279	110.1	174.1
茅ヶ崎保福	101,150,583	171,879,375	169.9	187,007,689	108.9	185.0	202,921,108	108.5	200.6
厚木保福	86,917,731	130,523,561	150.2	144,783,500	110.9	166.6	158,177,773	109.3	182.0
津久井	-	-	-	-					

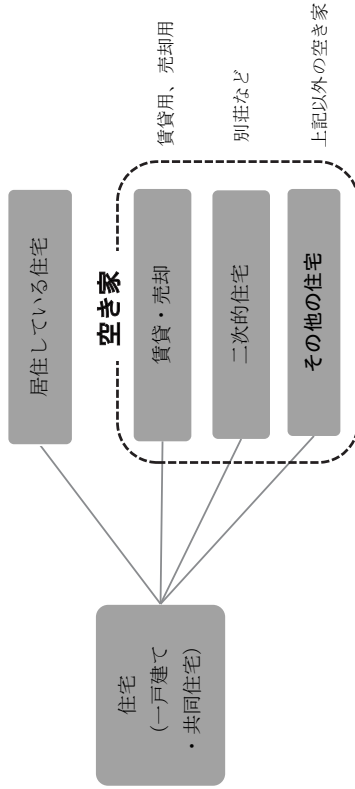


## 第1章 空き家の現状と空き家を取り巻く制度

### 1 住宅・土地統計調査による空き家の現状

総務省統計局が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査」は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするものであり、本章では、住宅・土地統計調査による全国、神奈川県、小田原市の空き家の現状を示します。

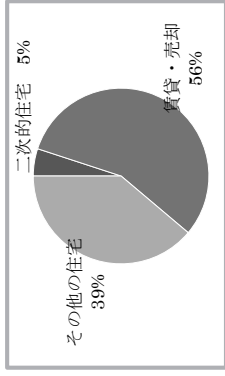
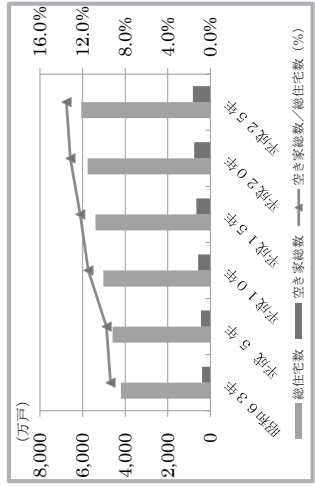
住宅・土地統計調査における空き家の種類は次のとおりです。



なお、住宅・土地統計調査は、標本調査であるため、住宅数及び空き家数は実際の数とは異なる場合があります。

#### (1) 全国の空き家の状況

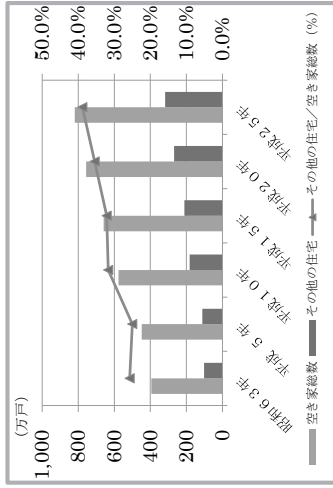
【総住宅数、空き家総数の推移－全国】  
全国の空き家の推移を見ると、昭和63年の394万戸から一貫して増加を続けており、平成25年には約2.1倍の820万戸となっています。総住宅数に占める空き家総数の割合も、昭和33年から一貫して上昇しており、平成25年には、過去最高の13.5%となっています。



【空き家の類型別割合－全国】  
空き家820万戸の内訳は「賃貸・売却用の住宅」が全体の56%、「二次的住宅」が5%、これら以外の「その他の住宅」が39%となっています。

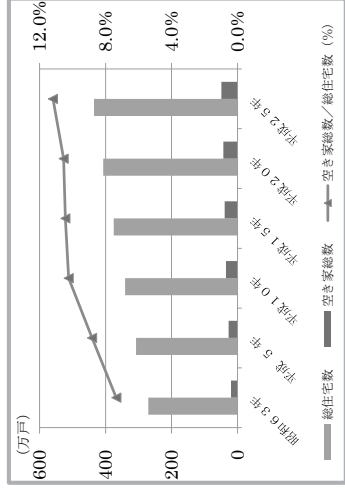
#### 【空き家総数、「その他の住宅」の推移－全国】

空き家のうち「その他の住宅」は、放置すれば社会問題となり得るものであり、その数は平成5年以降増加を続け、空き家総数に占める割合も平成25年には39%となっています。



#### (2) 神奈川県の空き家の状況

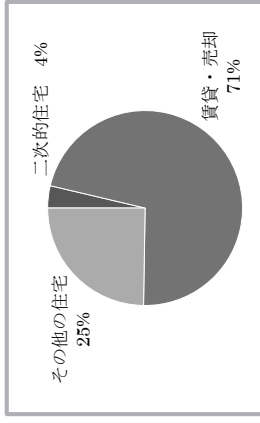
【総住宅数、空き家総数の推移－神奈川県】  
神奈川県は、神奈川県の空き家の推移も増加し続けており、平成25年には48万6千戸となっています。総住宅数に占める空き家総数の割合も、昭和63年以降、上昇し続けており、平成25年には、過去最高の11.2%となっています。





【空き家の類型別割合－小田原市】

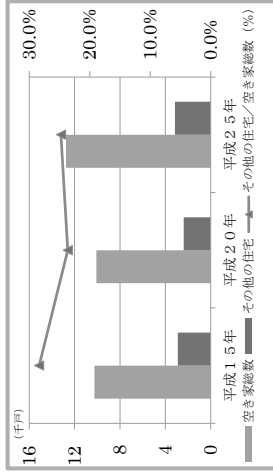
空き家12,770戸の類型別では、「賃貸・売却用の住宅」が9,140戸（71%）、「二次的住宅」が470戸（4%）、「その他の住宅」が3,170戸で25%となっています。



資料：総務省 住宅・土地統計調査

【空き家総数、「その他の住宅」の推移－小田原市】

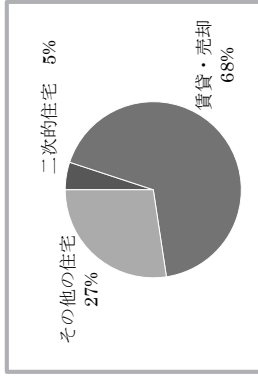
市内の空き家総数における「その他の住宅」の数は、平成25年には3,170戸と最も多くなっており、空き家総数に占める割合も約25%となっています。



資料：総務省 住宅・土地統計調査

【空き家の類型別割合－神奈川県】

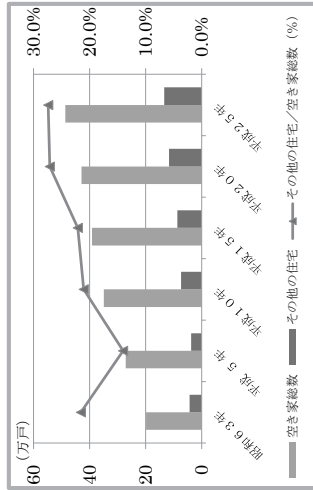
空き家48万6千戸は、「賃貸・売却用の住宅」が68%、二次的住宅が5%、これら以外の「その他の住宅」が27%となっています。



資料：総務省 住宅・土地統計調査

【空き家総数、「その他の住宅」の推移－神奈川県】

神奈川県内の「その他の住宅」も平成5年に増加を続けており、空き家総数に占める割合も平成25年には27%となっています。

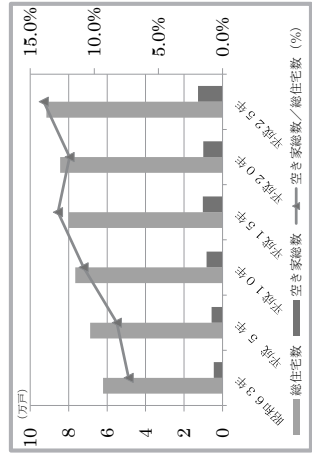


資料：総務省 住宅・土地統計調査

(3) 小田原市の空き家の状況

【総住宅数、空き家総数の推移－小田原市】

本市の空き家の推移も、全国や神奈川県と同様に平成25年には過去最高の空き家総数及び総住宅数に占める空き家総数の割合を記録しています。空き家総数は平成25年に12,770戸、総住宅数に占める空き家の割合は13.9%となっています。この割合は、全国の空き家率を超える結果となっています。



資料：総務省 住宅・土地統計調査

■第1回庁内検討会(平成29年9月11日(月))

アドバイザー(有識者):慶應義塾大学 教授 井手 英策 氏、(株)あおいけあ 代表取締役 加藤 忠相 氏

【主な論点】

- 高齢者ケアだけではなく、障がい者や子どもたち、全てのケアをやっていくというのがケアタウンの元々のコンセプトである。
- 「Quality of death」を保障することは、重要なポイントで、ケアタウンの理念そのものである。
- 加藤忠相さんの話は、「高齢者、障がい者、子ども。それぞれのつながりを越えていこう」という話である。がんじがらめな方法論を決めるのではなく、「何をもって幸せなのか。」を地域の中で共有できていけば良い。
- 人の生き様は、始まる場所から終わるところまで一貫しているもので、そこでの交流の場はすごく大事である。
- (行政の)縦割りを変えるために、現場ともしっかり話し合っ、お互いの立場や、「こういうことがあると市民の方にとって良いのではないか」という現実的な意見交換をしていけたらよい。

■第2回庁内検討会(平成29年10月18日(水))

アドバイザー(有識者):慶應義塾大学 教授 井手 英策 氏、(社福)岩屋福祉会 岩屋こども園アカンパニ 理事長・園長 室田 一樹 氏

【主な論点】

- 「保育の必要のある子が、必要な場所で保育を受けられる」という環境に辿り着かせるのが、私達行政の、それから民間の保育所の方々との協働の作業になっていくのではないかと。小田原全体が子どもの居場所にならなければいけない。
- 「誰かから必要とされ、誰かを必要とする」ということが、私(室田 氏)の考える「分かち合いの社会」である。日本人が昔から言っていた「お互いさま」が、ケアの思想だと思う。
- 子どもの中に秘められている本来の“人間性”、“人間力”のようなところから立ち返って、どのような社会を目指すのかということ議論していかないとはいけないのではないかと。「子どもの中から自然に生み出されるような関係性」に注目しながら、分かち合いの社会の理念をもう一度言い直していかなければいけない。

■第3回庁内検討会(平成30年1月16日(火))

アドバイザー(有識者):慶應義塾大学 教授 井手 英策 氏

【主な論点】

- 行政の役割としては「サービスの提供主体としての市町村」という位置づけから、むしろプラットフォームビルダーというような、仲介業務のようなものが非常に大きくなってきているということを考えないといけない。
- 「全ての人たちが共通に、公平に、不公平なく受けられるサービスは何か」を、もう一度整理し直す。
- 財源確保の考え方として、「既存財源の再配分をどうしていくのか」ということと、「新たな財源をどう確保していくか」。
- 重労働感、負担軽減、誰か代わりにやってくれる人はいないのかというニーズと、地域のコミュニティ税が一体化していけば、先端的なモデルになり得る。

1

「分かち合いの社会」の考え方

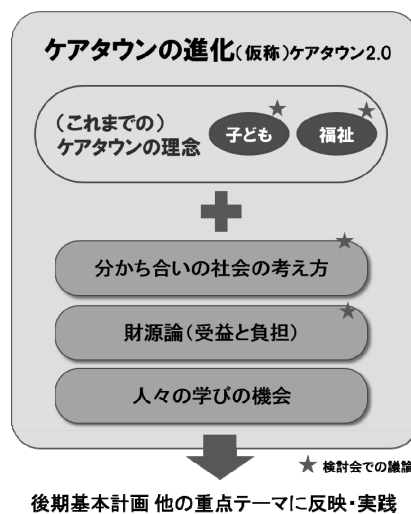
■「分かち合いの社会」の姿

- 「分かち合いの社会」とは、人々が所得や年齢、健康状態等に関わらず幸せに暮らすために、人々の不安感を無くしていくことを社会全体で支えている姿。制度面から見ると、様々な主体の連携のあり方を捉えることであり、併せて、小田原で暮らすことで得られる受益感を明らかにするとともに、そのための負担を考えていく。

■課題感(具体的な取組に向けて)

- 本市将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向け、多様な政策領域において「協働」の取組を進めてきた。また、社会が複雑化し、所管領域を超えて連携してアプローチしなければならない課題が増えてきている。こうした状況にあって、これまで人や組織の自助努力にウエイトを置いてきた仕組みそのものを見直していく必要がある。
- 「持続可能な地域社会」の推進役としての行政は、目の前の課題解決への対応に手一休であり、人的・時間的な不足があることは否めない。「分かち合いの社会」に係る具体的な取組の前提として重要となるのは、業務のバッファ(遊び)であり、民との連携や、行財政改革における事業見直しなどを通じて積極的に推進役のバッファを設けていく必要がある。

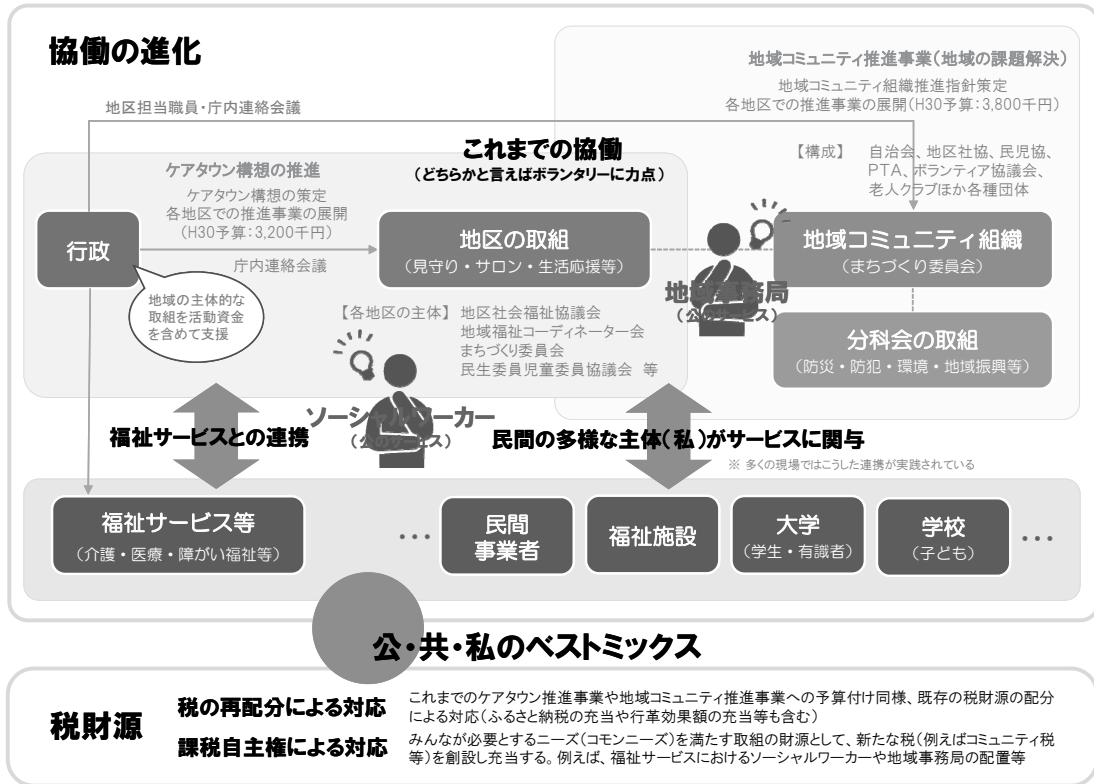
■「分かち合いの社会」検討フレーム



■ H30年度の事業展開

H29年度の結果を踏まえ、「分かち合いの社会」を実現するための取組や事業に対して、アドバイザーからの助言を得て、打ち手を形にしていく。(450千円)

2



3

具体的な取組 (イメージ)

福祉サービス (ケアタウン構想の検証)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構想に掲げる事業の検証・見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障がい者、子ども等の縦割りの福祉サービスを具体的にどうつないでいくか</li> <li>・ 地域コミュニティにおけるケアタウンの取組を整理</li> </ul> </li> <li>● 地域におけるソーシャルワーカーの設置</li> <li>● 多機関協働・まるごと相談の具体化・推進</li> </ul>	福祉健康部 市民部 (サポート:企画)
子どもに関するサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの居場所             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や学校での子どもの居場所、担い手の整理</li> </ul> </li> <li>● 幼児教育・保育の質の向上             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園を想定した幼児教育(カリキュラム検討)</li> <li>・ 保育現場の質の確保(職員配置基準の見直し等)</li> </ul> </li> <li>● 障がいの有無に関わらないサービスのあり方             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達支援を中心にした子ども・教育支援センターの設置検討</li> </ul> </li> </ul>	子ども青少年部 教育部 (サポート:企画)
コモン・ニーズとサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対人支援サービス・給付サービスの整理             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コモン・ヒューマン・ニーズへの対応として、行政がどこまで担うかを模索する。その前提となる、現状の対人支援サービス・給付サービスについて整理</li> </ul> </li> </ul>	全庁(各担当) (事務局:企画)
プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全庁的なプラットフォームの整理・共有             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアに限らず、協働の進化の前提として各政策領域で展開しているプラットフォームを整理し、今後の展開を検討</li> </ul> </li> </ul>	全庁(各担当) (事務局:企画)
財源論	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税の再配分・課税自主権による対応の検討             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税自主権による対応は、受益とのセットが前提になるが、例えばコミュニティ税について検討</li> <li>・ 総務省研究会との連携も視野</li> </ul> </li> </ul>	庁内PT (事務局:企画)

※人々の学びの機会については、おだわら市民学校を展開

上記、検討を踏まえて、「分かち合いの社会」への道筋をリバイス

4

## ケアタウンの進化に向けた課題整理

### 1. 検討会の方向性

今年度に入り、福祉政策課、高齢介護課、地域政策課、企画政策課の4課による調整会合を4回開催し、状況を整理してきた。そこで見えてきた方向性として、

- ケアタウン構想の当面の到達形を確認し直す
- 現在のケアタウンの取組における理想と現実との乖離を修正する
- 検討会や、ケアタウンの取組を通じて、その結果としてコミュニティの再生が見えてくる
- コミュニティの強化という命題とどう関係で捉えるのか
- 地域コミュニティ組織基本指針が、庁内で重みを帯びて共有されているのか
- コミュニティに関する庁内横断的な連携推進体制を踏まえて、ケアタウンを考える必要があるのではないか。

### 2. ケアタウンにまつわる課題と対応

次の3つの観点（ニーズ、アクター、コーディネーター）から、望ましい機能が各地区に実現されているかをチェックし、ケアタウン構想を尊重しつつ軌道修正を行う。

#### ① 問題把握の課題・・・支援を必要とする人々、問題（課題①～③）

【考え方】

- ・ 「ケア」とは行政の組織体制や制度施策の区分によることからの福祉に限らない。生活上のあらゆる「困りごと」や「生きづらさ」を社会的に解消することを目指すべき。
- ・ 当事者側からの対象者像の把握。
- ・ 問題は住民に身近なところ（地域）でないと把握できない。

【考えられる取組・打ち手】

- (単位自治会 範囲) 配食、見守り、家事援助、サロン
- (自治会連合範囲) コミュニティバス、買い物支援、出張販売

#### ② 問題解決手段の課題・・・協定主体の役割（課題②アクター）

【考え方】

- ・ 福祉的問題を見つけて社会的に支援するのは誰の役割なのか。役割に応じた人材や財源が備わっているか。
- ・ コミュニティ側の手一杯間、やらされ感。一方で「市民の力・地域の力」を問題解決主体にすべきという理念。
- ・ 市民の「我が事意識」の醸成が必要。

【考えられる取組・打ち手】

- (市社協) 各地区の事業メニューの設立支援、地域福祉コーディネーター・担い手ポラニアの研修・養成、地域ケア会議の開催
- (小田原市) 有償ボランティア制度の確立、助成制度(サロン、コミュニティバス)の創設、包括支援センター

#### ③ 連携調整の課題・・・コーディネーター機能（課題③）

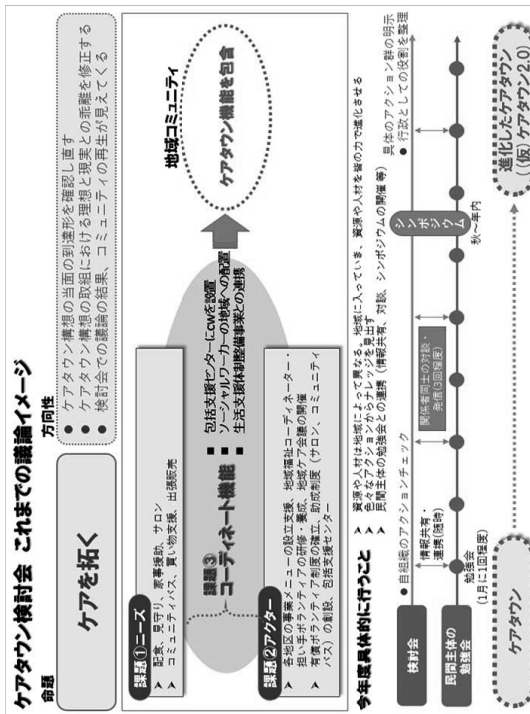
【考え方】

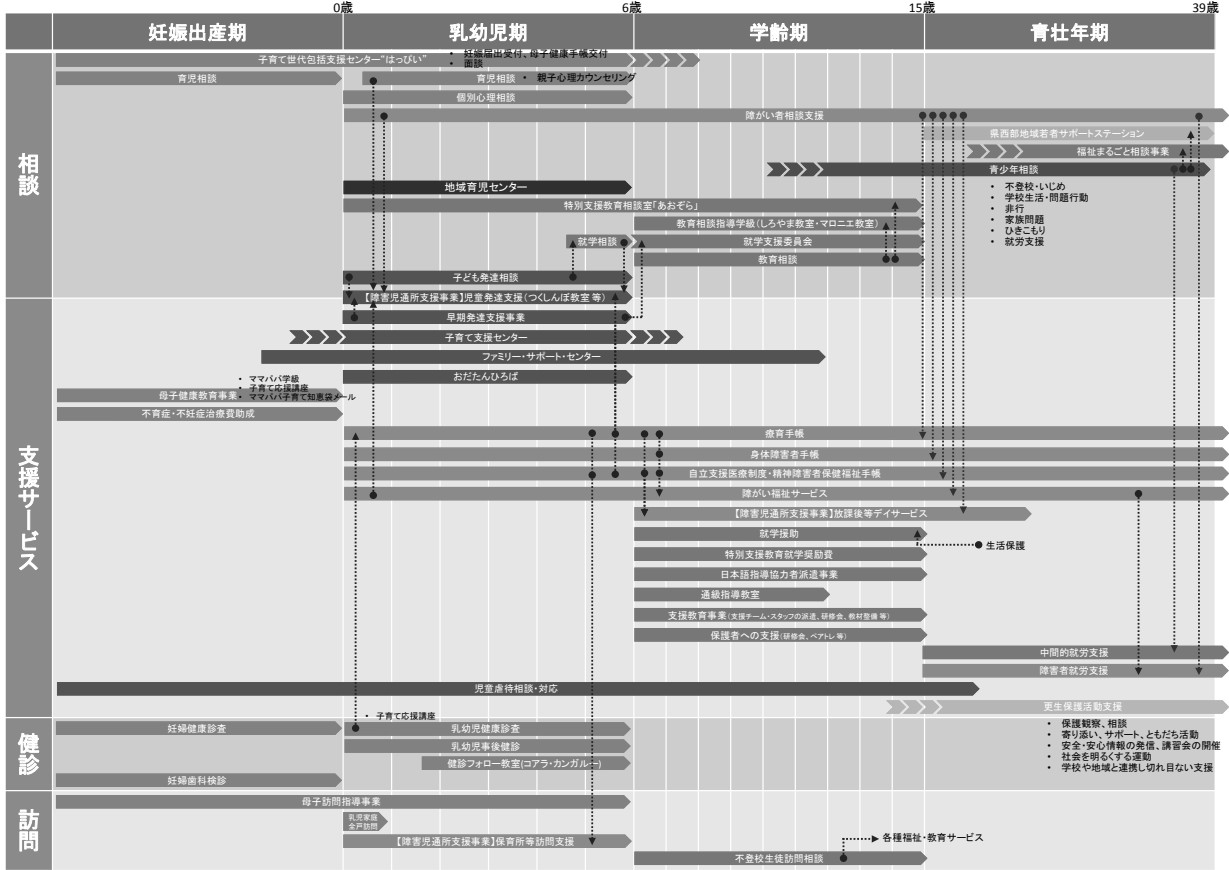
- ・ 地域福祉コーディネーター、地域ケアタウン会議の現状

- ・ 包括、社協、地域コミュニティ組織のコーディネーターとしての役割
- ・ コーディネーター役が社会資源を把握できていない、または連携の仕組みを構築できていない？
- ・ 全体としてどういう体制を目指すのか。

【考えられる取組・打ち手】

- 包括支援センターにCWを配置
  - ソンチャルワーカーの地域への配置
  - 生活支援体制整備事業との連携
- ### 3. 今年度の取組
- 【考え方】
- ・ 人間は自分だけで問題を解決して生きてはいけない。伴走者が必要。
  - ・ 身近なものが士が見守り合う動きは、コミュニティで担ってもらいたい。
  - ・ 一方で、住民が相互に助け合えない問題は公的な機関が担う。社会福祉の知識経験を持つプロによるアウトリーチを含む対応を組織的に整備。
  - ・ 地域のために活動したい人々の役に立ちたいと思う人たちに、どう組織化を働きかけるか。
- 【考えられる取組・打ち手】
- 地域に入っていく（現場を知り）、資源や人材を皆の力で進化させる
  - 色々なアクションからナレッジを届出す
  - 民間主体の勉強会との連携（情報共有、対談、シンポジウムの開催 等）
  - 検討の結果を踏まえ、行政としての役割や真体のアクションを「(仮称)ケアタウン2.0」としてまとめる



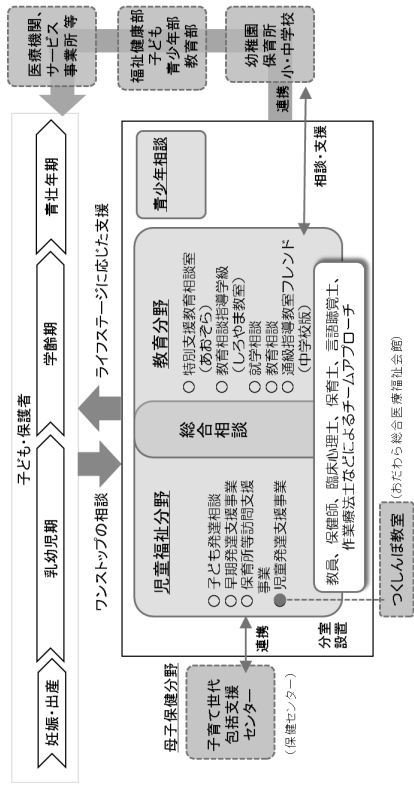


資料 3

(仮称) おだわら子ども教育支援センターについて (概要版)

**1 目的**  
 発達面において支援を必要とする児童等が増加している本市の現状を捉え、乳幼児期から学齢期・青少年期に至るまで、子どもの発達支援を軸に、これまで各施策間や成長段階で連携が十分ではなかった相談・支援機能を集約することにより、教育・保育現場での支援環境の向上を図り、「いのちを大切に」の実現につなげる。  
 施設は、旧小田原看護専門学校を活用し、教育と福祉の連携、さらには青少年期までのライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することを目的とした(仮称)おだわら子ども教育支援センターを平成32年4月に開設する。

**2 (仮称) おだわら子ども教育支援センターの基本的な考え方**



**3 施設に集約する相談・支援事業**

- (1) 移設
  - ・子ども発達支援事業 (子育て政策課)
  - ・青少年相談 (青少年課)
  - ・特別支援教育相談室 (あおぞら)、教育相談指導学級 (しろやま教室)、就学相談、教育相談 通級指導教室フレンド、支援教育事業、日本語指導協力者派遣事業 (教育指導課)
- (2) 新設
  - ・つくしんぼ教室 (幼稚園、保育所と併用して利用するグループ)
  - ・中学生を対象とした通級指導教室フレンド

※移転可能な事業からスタートし、将来的には機能の拡大も視野にいれる。

## 小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（概要版）

### 1 はじめに

- ・ 幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもたちの豊かで健やかな育ちを支え、促す上で極めて重要な意義がある。
- ・ 本市が実施してきた就学前教育・保育の基本的な考え方や役割、課題や質の向上に向けた取組の方向性などについて、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」として取りまとめた。

### 2 教育・保育を取り巻く状況

- ・ 国は「子育て安心プラン」（平成 29 年）を発表し、平成 31 年度末までに全国で約 32 万人分の保育の受け皿を整備とした。将来的には保育所ニーズは増加した後には減少し、幼稚園ニーズは大きく減少する見通しから、今後は保育の量的ニーズの長期的見直しと、資源の活用が必要となる。
- ・ 教育・保育の量的ニーズの減少を、質的向上の契機ととらえ、良質な施設の適正配置や職員の質的向上等により充実した環境を用意する必要がある。
- ・ 文部科学省、厚生労働省は平成 30 年度から、それぞれ「幼児教育・保育の質の確保・向上に関する検討会」をスタートし、教育・保育の質の確保方策の検討が進められている。
- ・ 特別な支援や配慮の必要な子どもたちの増加、保育時間の長時間化、預かり保育への対応等、保育者の負担感が増大している。
- ・ 現在、国が中心になって、保育者の処遇改善、質の向上に向けたスキルアップ、業務の効率化などにより働きやすい環境の整備が進められている。

### 3 本市の就学前教育・保育の現状と課題

#### (1) これまでの取組経緯

- ・ 平成 27 年 3 月に「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定。計画では幼児期の教育・保育ニーズの量の見込みと確保内容を定め、低年齢児を中心に増加する保育ニーズの受け皿確保の取組を進めている。
- ・ 公立幼稚園においては、「小田原市学校教育振興基本計画」（平成 25 年 3 月）を基に、預かり保育の拡充、3 歳児保育導入の検討等に取り組んできた。
- ・ 「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」（平成 28 年 3 月）を定め、公立幼稚園が果たすべき役割や、再編による適正配置、研究機能・保育機能の強化など、取組の方向性を整理した。
- ・ 「小田原市学校教育振興基本計画」（平成 30 年 3 月改定）において、幼児一体の観点から認定こども園の早期設置を検討することとした。

#### (2) 市全体の就学前教育・保育ニーズの見込み

- ・ 本市の保育ニーズは、国の待機児童の目標年（平成 32 年）以降も女性の就業率の上昇に順じて増加するも、本市の女性の就業率が国の水準（80%）に近いため、大幅なニーズの増加はないものと見込まれる。
- ・ 今回の推計においては、保育ニーズの上昇率は鈍くなる一方で児童数の減少は続くことから、平成 37 年～42 年の間で保育ニーズのピークアウトが見込まれる。教育ニーズは、保育ニーズに相対して減少し、平成 42 年には 32 年に対して 6 割強まで減少することが見込まれる。

#### (3) 就学前教育・保育施設の現状と課題

- ・ 幼稚園は、公立私立とも定員割れしており、特に公立の利用率が低い。反面、保育所は、高くなっている。今後の児童数の減少やニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要。
- ・ 障がいやアレルギー対応など特別な支援や配慮の必要な子どもが増えている。職員の加配や早期発達支援の充実が必要。
- ・ 改訂された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえ、幼児教育・保育の内容の充実が必要。
- ・ 小学校との接続を円滑に行うため、幼稚園・保育所と小学校との連携を深めていくことが大切。
- ・ 幼保の連携が求められており、共通カリキュラムの作成や教育・保育の一体的推進の体制づくりが必要。
- ・ 地域と家庭との関係が希薄化する中で、就学前教育・保育は子育て家庭への支援が必要。
- ・ 公立施設の新規化が進んでおり、施設の役割や必要性を踏まえて統合・廃止、建替えなどの判断が必要。

### 4 今後のスケジュール（予定）

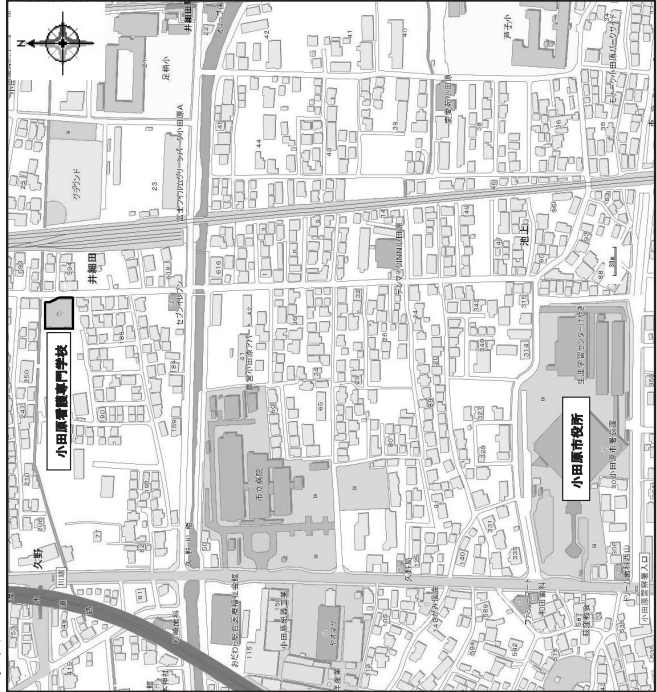
- 平成 31 年 2 月 基本方針を策定し、厚生文教常任委員会に報告
- 平成 31 年 9 月～ 改修工事
- 平成 31 年 12 月 施設設置条例案の提出
- 平成 32 年 4 月 開設

### 5 施設概要（旧小田原看護専門学校）

- (1) 所在地 小田原市久野字川端 195 番地 1、195 番地 2
- (2) 用途地域 第一種住居地域
- (3) 建築年月 平成 5 年 12 月
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 4 階建
- (5) 敷地面積 1,309.43㎡
- (6) 建築面積 780.23㎡
- (7) 床面積
 

延床	2,573.66㎡
1階	764.13㎡
2階	780.95㎡
3階	536.78㎡
4階	491.80㎡

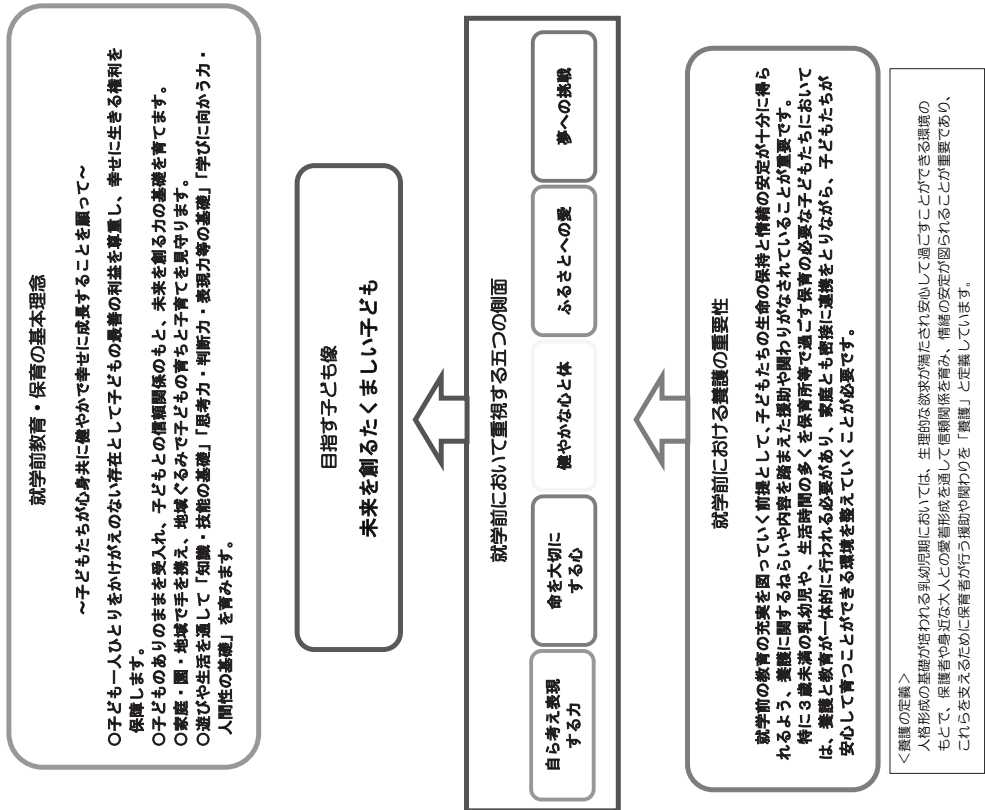
### 6 位置図



#### 4. 就学前教育・保育の基本的な考え方

- ・子どもを主体とすることを全ての基本とするとともに、その前提として、保護者や保育者の援助や関わりにより、子どもたちの生理的な欲求や安心して過ごせる環境が整えられることが必要。
- ・就学前から、小学校・中学校に繋がる一貫した目標を共有するとともに、子どもの発達段階に合わせた適切な教育・保育が行われることが望ましい。

#### <体系図>



#### 5. 公立幼稚園・保育所の今後のあり方

##### (1) 公立施設が果たす役割

- ・本市の就学前教育・保育は、従前から民間施設が中心になって取り組まれてきており、公立施設は量的・区域的な不足を補うことを目的に整備されてきたが、現在では施設の老朽化や、幼稚園での園児減少が深刻な課題となっている。
- ・現在は、待機児童解消に向け、民間の取組を中心に保育の受け皿確保を進めているが、一方で、就学前教育の重要性の観点から、就学前教育・保育の質の充実に向けた対応が求められている。
- ・本市は、幼稚園・保育所の両方に公立施設を設け、運営してきたことから、それぞれに蓄積されたノウハウや経験を統合し、活用できるという優位な点もある。
- ・今後、公立施設として次のような役割を担うとともに、民間施設との積極的な協働により、市全体の就学前教育・保育環境の向上に努めていく。

##### ① 就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割

- ・質の高い就学前教育・保育を一体的に提供するためには、公立幼稚園・保育所が蓄積してきた知見を取りまとめ、教育・保育の一体的な実践を通してフラッシュアップし継承していくことが重要。
- ・本市では以前から、幼児一体化の具体の姿として、認定こども園の整備検討を行ってきたが、保育の必要性の区別なく適正規模で教育・保育を受けられる認定こども園は、実践・研究活動の場として最適な施設。
- ・認定こども園モデル園を整備し、「教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育・保育の一体的な提供を行う。
- ・認定こども園の整備は、公立施設の老朽化や利用の状況、ニーズ見込みを踏まえ統合・廃止を同時に実施する。
- ・保育者の就業環境が重要であり、職員の働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを進める。

##### ② インクルーシブな環境づくりに対する役割

- ・インクルーシブな就学前教育・保育の環境の充実に向けては、受入体制の拡充やノウハウの蓄積、保育者の意識やスキル向上が必要である。公立施設は積極的な受入れと療育機関や学校等との連携体制の充実を図る役割を果たす。
- ・そこで得られた知見を広く民間施設と共有しながら、インクルーシブな環境づくりを図る。

##### ③ 幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割

- ・就学前から就学前後を見据えた一貫性のある教育・保育を提供していくことが必要。
- ・就学前施設は、現在、小学校との連携を図り円滑な接続に努めているが、公立施設がハブとしての役割を果たし、市の施策等を踏まえた連携をさらに深め、様々な関係機関と連携していくことが有効。
- ・公立幼稚園・保育所にコーディネーター機能を持たせることで、小学校との接続がより円滑に行える環境を整える。
- ・地域のひとこととの関わりや体験を通して、子どもたちの意欲や好奇心、社会性、地域への愛着を育む。
- ・これまで培ってきた地域とのつながりを生かし、就学前施設と地域をつなぐハブとしての役割を果たすことで、地域資源を子どもたちの学びに生かし、より豊かに学び育つ環境を整えていく。

##### ④ 地域の子育て支援の拠点としての役割

- ・幼稚園・保育所には地域の子育て支援の役割があり、保護者等に対して幼児教育への理解を促したり、保護者自身の成長を支えたりする場であることが求められている。
- ・これまで取り組んできた園庭開放や地域の育児サークル等との連携などのノウハウを生かし、民間施設とも連携しながら、地域の子育て支援の拠点としての役割を担う。

##### ⑤ 教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

- ・公立施設は量的ニーズの減少に対する緩衝帯としての役割を果たす必要がある。ニーズの状況や民間施設の動向などを見据え、必要に応じて施設種別や機能の見直し、統合・廃止を行う。

<看護の定義>  
 人形形成の基礎が培われる乳幼児期においては、生理的な欲求が満たされ安心して過ごすことができる環境のもとで、保護者や身近な大人との愛着形成を通して信頼関係を積み、情緒の安定が図られることが重要であり、これらを支えるために保護者が行う援助や関わりを「看護」と定義しています。

(2) 公立施設運営における今後の取組

- ・次の2点については、公立幼稚園・保育所の運営における大きな転換点となる取組として、早期に重点的に進める。

① 施設統合・廃止と認定こども園の開設

- ・公立幼稚園においては、資源・経費の有効活用の観点からも、統合・廃止を具体的に進めていく。
- ・公立保育所においては、保育ニーズを踏まえた待機児童対策等の取組を進めるとともに、就学前教育・保育の一体的提供を通じた質の向上に取り組む。
- ・市では以前から幼保一体化の具体的な案として認定こども園の整備検討を行ってきたおり、教育・保育の一体的な提供や質の高い保育の実践の場として最適であることから、複数の公立幼稚園の統合・廃止に合わせ、公立認定こども園モデル園を新設・整備する検討を進める。
- ・モデル園での効果検証とともに、保育ニーズの状況や施設の老朽化の状況などを見極め、公立施設の施設整備種別や機能、統合・廃止の方針を判断する。

② 就学前教育と保育を管轄する組織の統合

- ・幼児教育・保育の質の向上においては、組織体制を整理し担当部署が統合化することが必要である。所管の組織統合により、教育・保育の知見の統合化による質の向上を図るとともに、より効率的な人事運用が可能となる。

6. 今後のスケジュール

- ・「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を踏まえ、公立幼稚園・保育所の施設統合・廃止や、認定こども園の開設について具体的な検討を開始するとともに、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」(改定)の中に反映させていく。
- ・平成31年度は、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」をベースに、私立幼稚園や民間保育所等との意見交換を行い、本市全体の就学前教育・保育のあり方について整理する。

平成31年度「分かち合いの社会の創造」庁内検討会概要(案)

項目	論点	今年度の動き・今後の展開
福祉サービス (ケアタウン 構想の検証)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>構想の検証・見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者、子ども等の縦割りの福祉サービスを具体的にどうつないでいくか</li> <li>・地域コミュニティにおけるケアタウンの取組を整理</li> </ul> </li> <li>● <b>地域におけるソーシャルワーカーの設置</b></li> <li>● <b>多機関協働・まるごと相談の具体化・推進</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、福祉、高齢、地政、企画の4課による調整会を開催し、状況を整理。また、地政、高齢、社協がコミュニティとケアの連携を模索中。今後、具体的に地域に入って、活動や事業展開の棚卸しを実施。</li> <li>・市民による勉強会(井手氏)から派生した団体「カケル×ODAWARA」と市の共催で、11/23に清閑亭でシンポジウムを開催。地域のカケル(気にかける)事例をもとに、県内で活躍されている方や専門家を迎え、今後の展開を議論。</li> <li>・現在のケアタウン構想(推進事業)を、年度末を目途にバージョンアップ。基本的には、「気にかける」という原点に立ち返り、現在の取組を見直ししていく。また、支えあいの一歩をつなぐ、ソーシャルワーカー設置の可能性についても検討。</li> </ul>
子どもに関するサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>子どもの居場所</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や学校での子どもの居場所、担い手の整理</li> </ul> </li> <li>● <b>幼児教育・保育の質の向上</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園を想定した幼児教育(カリキュラム検討)</li> <li>・保育現場の質確保(職員配置基準の見直し等)</li> </ul> </li> <li>● <b>障がいの有無に関わらないサービスのあり方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援を中心とした子ども・教育支援センターの設置検討</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>就学前教育・保育のあり方(幼保一元化の検討、カリキュラムの策定)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、子ども青少年部、教育部の両部で調整を進め、就学前教育・保育のあり方をまとめる。並行して施設整備を検討し、次年度前半には(対外的な)具体の議論に。その後、認定こども園の整備について具体化していく流れ。</li> </ul> <p><b>(仮)子ども教育支援センター(旧小田原看護学校施設活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課調整により一定の方向性を仮留めし、10月の政策会議で方向性を決定する。発達面において支援を要する子どもと保護者に対し、教育分野と福祉分野が一体となった相談支援を実施するとともに、青壮年期を含めた切れ目のない支援も展開。つくしんぼ教室の拡張を含み、平成32年4月の開所を目指す。</li> </ul>
財源論	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>税の再配分・課税自主権による対応の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税自主権による対応は、受益とのセットが前提になるが、例えばコミュニティ税について検討</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>地方行財政ビジョン研究会(7月、年明け)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省自治財政局調整課主催の研究会、7月会合のテーマは、①小田原市の行財政運営の現状と課題、②「分かち合い社会の創造」で実施。年明けにも小田原をフィールドに会合が予定されている。次年度以降も継続</li> </ul> <p><b>都市税制調査委員会(9月、11月) ※市長が委員として参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月に開催された当該委員会で、本市が提案した協働税が議論に。今後、意見交換や勉強会が当該委員会を中心に進められていくことが予定されている。(11月の会合で実施されるかは未定)</li> </ul>

※ 対人支援サービス・給付サービスの整理、全庁的なプラットフォームの整理・共有は、随時検討を進めている  
 ※ 人々の学びの機会については、おだわら市民学校を展開





### 第3部 国民健康保険制度及び介護保険制度



## 国民健康保険制度について

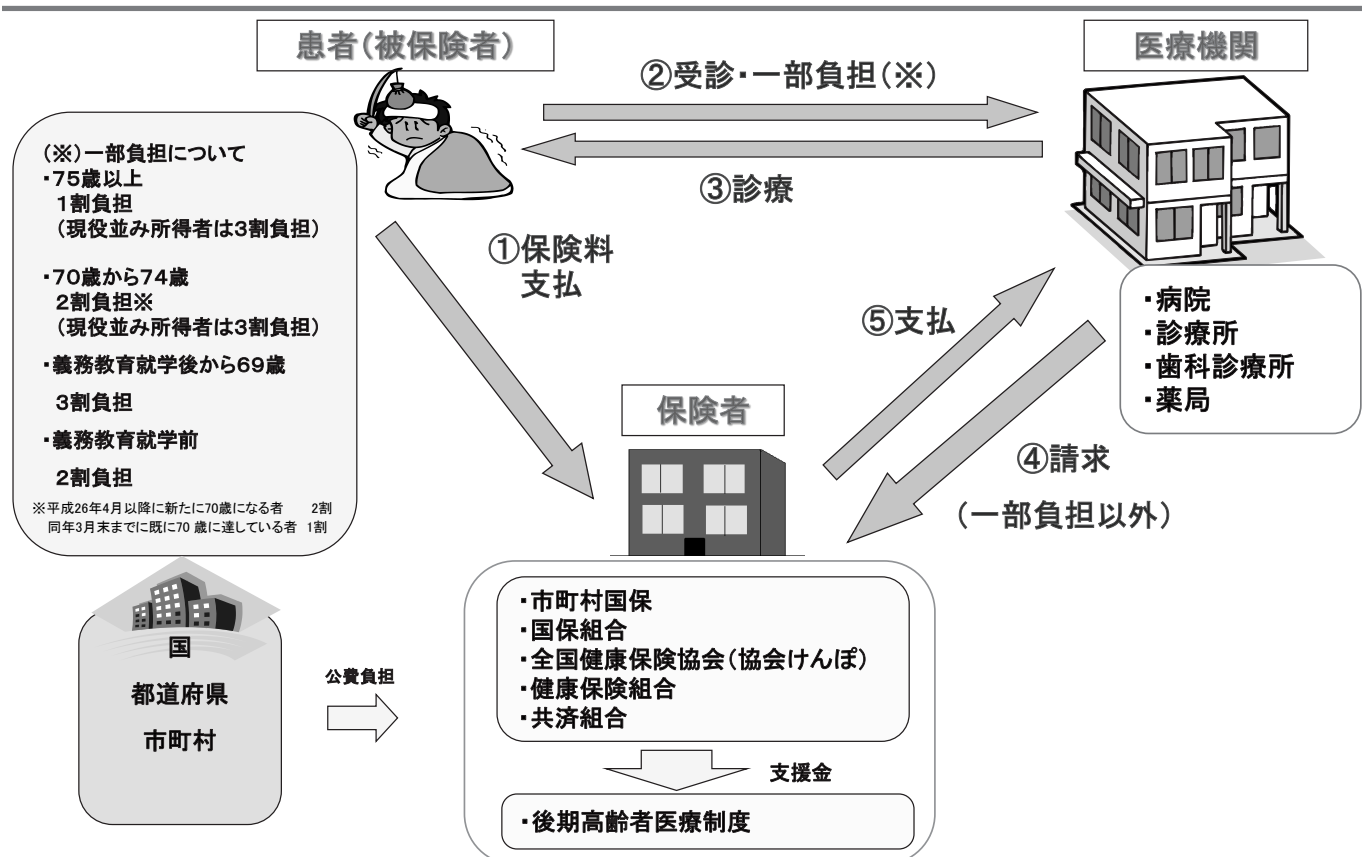
平成30年9月28日  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
野村 知司

### < 目次 >

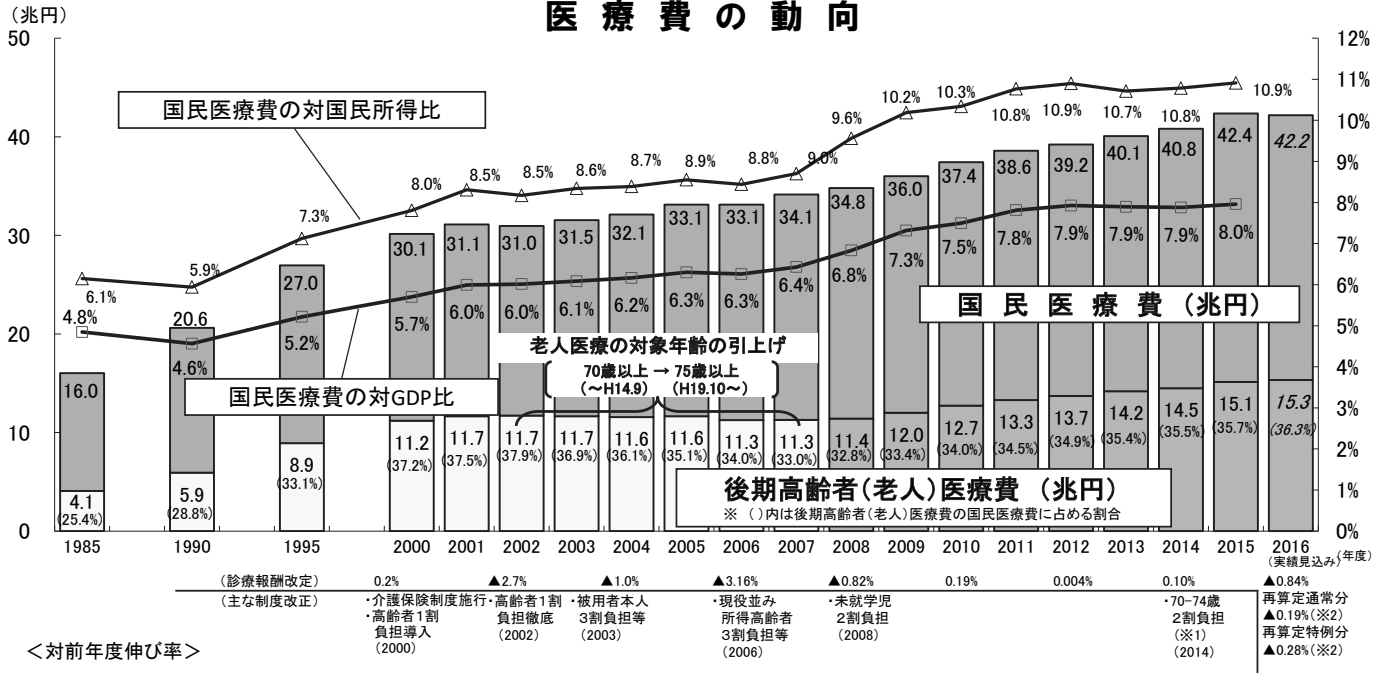
1 国民皆保険と国民健康保険制度	.....	2
2 国民健康保険制度の状況	.....	11
3 平成30年国保制度改革	.....	27
4-1 国保の財政(公費)	.....	34
4-2 国保の財政(納付金、保険料)	.....	45
5 保険者機能の強化	.....	57
6 2040年頃を展望した社会保障改革	.....	64

# 1. 国民皆保険と国民健康保険制度

## 我が国の医療制度の概要



# 医療費の動向



**<対前年度伸び率>**

項目	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.4
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.2
国民所得	7.2	8.1	2.7	▲3.0	▲0.4	1.4	1.3	1.2	1.3	▲0.0	▲7.2	▲2.9	2.4	▲1.0	0.4	3.9	1.2	2.7	-	-
GDP	7.2	8.6	2.9	▲1.8	▲0.8	0.7	0.5	0.9	0.7	0.3	▲4.1	▲3.4	1.4	▲1.1	0.2	2.6	2.1	2.8	-	-

注1 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算による。  
 注2 2016年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費、以下同じ)は実績見込みである。2016年度分は、2015年度の国民医療費に2016年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。  
 (※1) 70-74歳の者の一部負担割合の予算凍結措置解除(1割→2割)、2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。  
 (※2) 「再算定通常分」とは市場拡大再算定による薬価の見直し、「再算定特例分」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特別の実施を指す。

## OECD加盟国の医療費の状況(2016年)

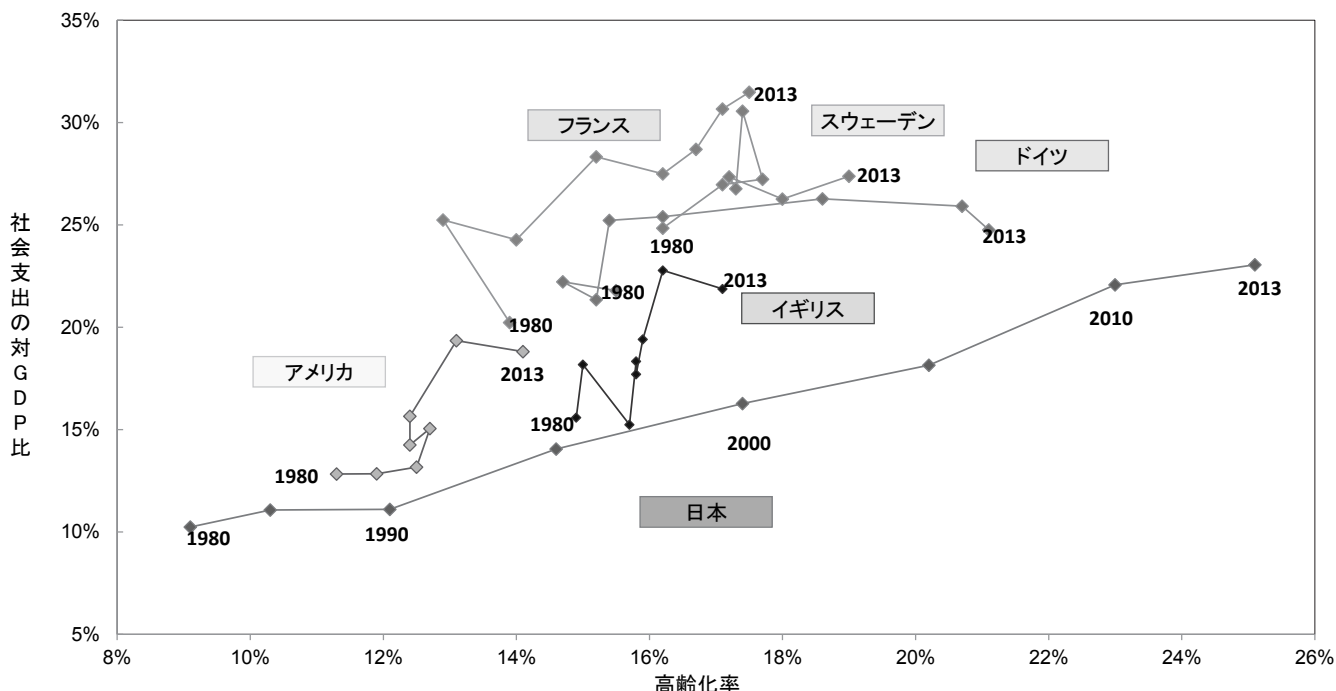
国名	総医療費の対GDP比(%)		一人当たり医療費(ドル)		備考
	順位	順位	順位	順位	
アメリカ合衆国	17.2	1	9,892	1	
スイス	12.4	2	7,919	2	
ドイツ	11.3	3	5,551	5	
スウェーデン	11.0	4	5,488	7	
フランス	11.0	5	4,600	14	
日本	10.9	6	4,519	15	
オランダ	10.5	7	5,385	8	
ノルウェー	10.5	8	6,647	4	
ベルギー	10.4	9	4,840	11	
オーストリア	10.4	10	5,227	9	
デンマーク	10.4	11	5,199	10	
カナダ	10.3	12	4,644	13	
イギリス	9.7	13	4,192	17	
オーストラリア	9.6	14	4,708	12	
フィンランド	9.4	15	4,062	18	
ニュージーランド	9.2	16	3,590	19	
スペイン	9.0	17	3,248	21	
ポルトガル	8.9	18	2,734	24	

国名	総医療費の対GDP比(%)		一人当たり医療費(ドル)	
	順位	順位	順位	順位
イタリア	8.9	19	3,391	20
アイスランド	8.6	20	4,376	16
スロベニア	8.6	21	2,835	22
チリ	8.5	22	1,977	31
ギリシャ	8.2	23	2,187	27
アイルランド	7.8	24	5,528	6
韓国	7.7	25	2,729	25
ハンガリー	7.6	26	2,101	29
イスラエル	7.3	27	2,776	23
チェコ	7.2	28	2,515	26
スロバキア	6.9	29	2,150	28
エストニア	6.7	30	1,989	30
ポーランド	6.4	31	1,798	32
ルクセンブルク	6.3	32	7,463	3
メキシコ	5.8	33	1,080	35
ラトヴィア	5.7	34	1,466	33
トルコ	4.3	35	1,088	34
OECD平均	9.0		3,997	

【出典】「OECD HEALTH DATA 2017」  
 (注1) 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの

## 高齢化率と社会保障の給付規模の国際比較

- 日本は1980年から2013年までの33年間で高齢化率は約16%上昇しており、社会支出の対GDP比も約13%程度増加している。一方、フランスは30%を超えている。
- イギリス・アメリカなどは、高齢化率はさほど大きく変わらないものの、その社会支出の対GDP比は6~7%程度上昇している。



出典: OECD(2016): Social Expenditure Database、OECD Health Statistics 2016より作成

6

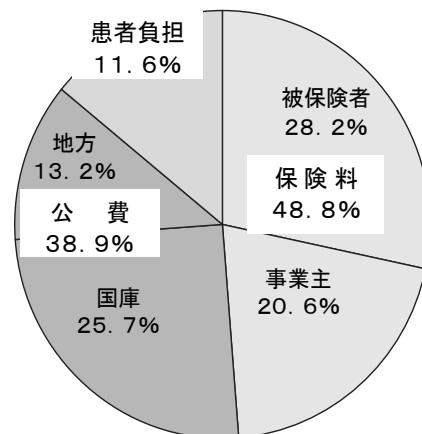
## 国民皆保険制度の意義

- 我が国は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現。
- 今後とも現行の社会保険方式による国民皆保険を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障していくことが必要。

### 【日本の国民皆保険制度の特徴】

- ① 国民全員を公的医療保険で保障。
- ② 医療機関を自由に選べる。(フリーアクセス)
- ③ 安い医療費で高度な医療。
- ④ 社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入。

日本の国民医療費の負担構造(財源別)(平成27年度)



7

# 医療保険制度の歴史

## 【戦前から戦後：制度の創設期】

### 1927：健康保険法の施行

→ 被用者保険からスタート：労働者の健康の確保、生活の安定化

## 【高度経済成長期：制度の発展期】

### 1961：国民皆保険の達成

→ 被用者以外の者の国保への加入を義務化

## 【高度経済成長期の終焉：制度の成熟期】

### 1973：老人医療費の無料化

→ 病院のサロン化などが社会問題に 1983～再び患者負担導入

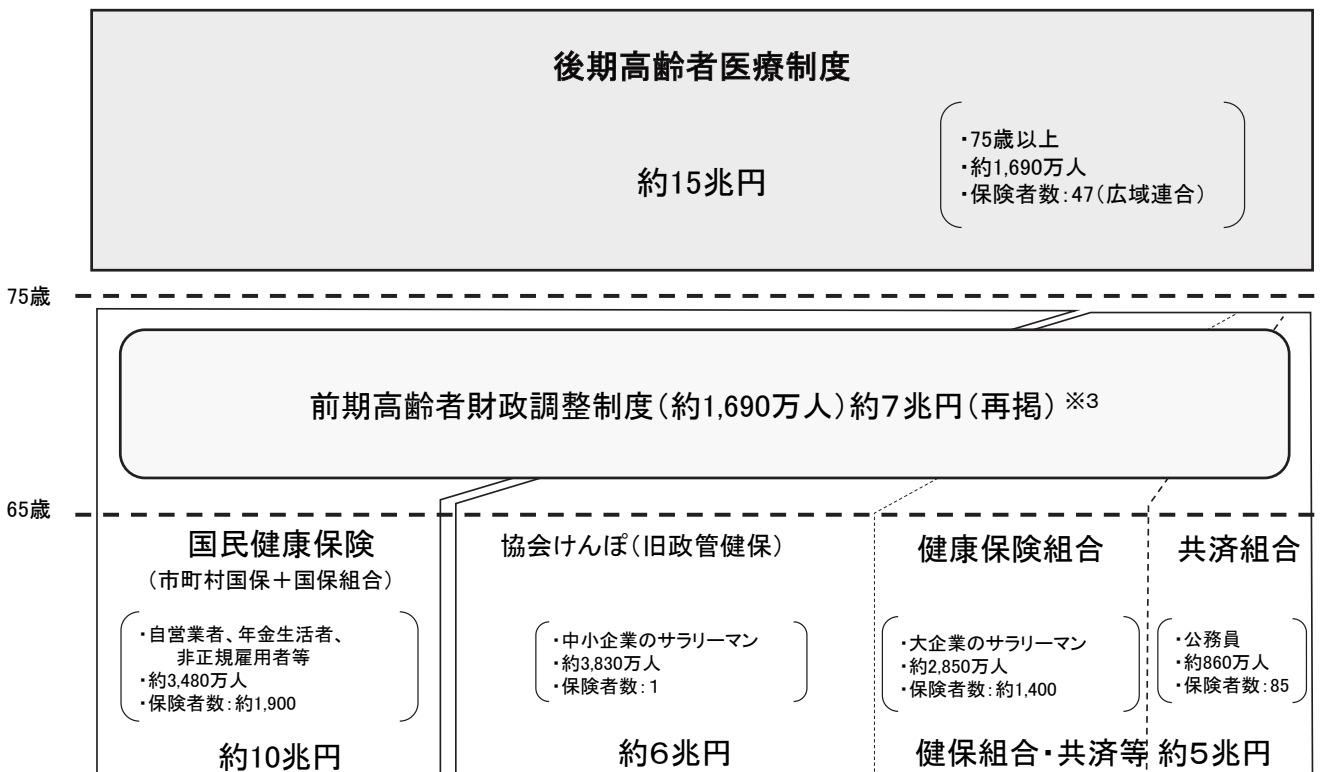
## 【低成長期：制度の構造改革期】

### 2008：後期高齢者医療制度

→ 75歳以上の者の独立の制度の創設

8

## 医療保険制度の体系



※1 加入者数・保険者数、金額は、平成29年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、経過措置として退職者医療(対象者約90万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1,690万人)の内訳は、国保約1,300万人、協会けんぽ約280万人、健保組合約90万人、共済組合約10万人。

9



## 【参考】各保険者の比較

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成28年3月末)	1,716	164	1	1,405	85	47
加入者数 (平成28年3月末)	3,182万人 (1,941万世帯)	286万人	3,716万人 被保険者2,158万人 被扶養者1,559万人	2,914万人 被保険者1,581万人 被扶養者1,332万人	877万人 被保険者450万人 被扶養者427万人	1,624万人
加入者平均年齢 (平成27年度)	51.9歳	39.7歳	36.9歳	34.6歳	33.1歳	82.3歳
加入者一人当たり 医療費(平成27年度)	35.0万円	19.7万円	17.4万円	15.4万円	15.7万円	94.9万円
加入者一人当たり 平均所得(※1) (平成27年度)	84万円 〔一世帯当たり〕 140万円	371万円 一世帯当たり(※2) 769万円 (平成25年)	145万円 〔一世帯当たり(※3)〕 249万円	211万円 〔一世帯当たり(※3)〕 387万円	235万円 〔一世帯当たり(※3)〕 456万円	80万円
加入者一人当たりの 保険料の賦課対象 となる額(平成27年度)	68万円(※4) 〔一世帯当たり〕 112万円	―(※5)	220万円 〔一世帯当たり(※3)〕 379万円	300万円(※6) 〔一世帯当たり(※3)〕 552万円	328万円(※6) 〔一世帯当たり(※3)〕 637万円	67万円(※4)
加入者一人当たり 平均保険料 (平成27年度)(※7) 〈事業主負担込〉	8.4万円 〔一世帯当たり〕 14.1万円	15.7万円	10.9万円<21.9万円> 被保険者一人当たり 18.8万円<37.7万円>	12.2万円<26.7万円> 被保険者一人当たり 22.4万円<49.2万円>	14.0万円<27.9万円> 被保険者一人当たり 27.1万円<54.3万円>	6.7万円
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の40% (※8)	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助(※10)	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※9) (平成30年度予算案ベース)	4兆3,784億円 (国3兆1,581億円)	2,521億円 (全額国費)	1兆1,745億円 (全額国費)	737億円 (全額国費)		8兆374億円 (国5兆1,449億円)

- (※1) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)
- 国保組合については、「市町村民税課税標準額(総所得金額等から基礎控除のほか所得控除(扶養控除、配偶者控除等)を控除した金額)」に、「基礎控除」と「基礎控除を除く所得控除(扶養控除、配偶者控除等)」(総務省「平成26年度市町村税課税状況等の調査」による「給与所得及び営業所得を受給する納税者の課税標準額」の段階別の所得控除額(基礎控除を除く)を納税義務者数で除したものを使用して試算した額)を足した参考値である。
- 協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。
- (※2) 一世帯当たりの額は加入者一人当たりの額に平均世帯人数を乗じたものである。(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。
- (※4) 旧たし書き方式による課税標準額(保険料の算定基礎)。旧たし書き方式は、後期高齢者医療制度や多くの市町村国保の保険料の算定基礎を計算する際に用いられている方式で、(※2)から基礎控除等を差し引いたものである。
- (※5) 国保組合ごとに所得の算出方法や保険料の計算方法が大きく異なるため、記載しない。平成26年度所得調査結果における業種別の市町村民税課税標準額は、医師国保717万円、歯科医師国保225万円、薬剤師国保242万円、一般業種国保126万円、建設関係国保79万円。全体の平均額は、各組合の被保険者数を勘案して算定した額であり、242万円となっている。
- (※6) 標準報酬総額を加入者数で割ったものである。
- (※7) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。
- (※8) 平成30年度予算案ベースにおける平均値。(※9) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。(※10) 共済組合も補助対象となる。

10

## 2. 国民健康保険制度の状況

# 市町村国保の概要

- 市町村国保とは、他の医療保険に加入していない住民を被保険者とする、国民皆保険制度の基礎である。(1,716保険者)
- **被保険者数**: 約3,012万人
  - ・ 昭和30年代は農林水産業者、自営業者が中心 → 現在は非正規労働者や年金生活者等の無職者が7割を占める。
  - ・ 平均年齢: 52.3歳(平成28年9月末)
- **保険料**: 全国平均で、一人当たり年額11.0万円(平成27年度)
  - ・ 実際の保険料は、各市町村が医療費水準等を勘案して定めている。
  - ※ また、各都道府県内の全市町村は、財政の安定化や医療費水準・保険料水準の平準化のため、**医療費を共同で負担する事業(保険財政共同安定化事業)**を実施している。

## 財源構成

医療給付費 … 総額で約11.2兆円

- うち、約3.6兆円は、**被用者保険からの交付金**

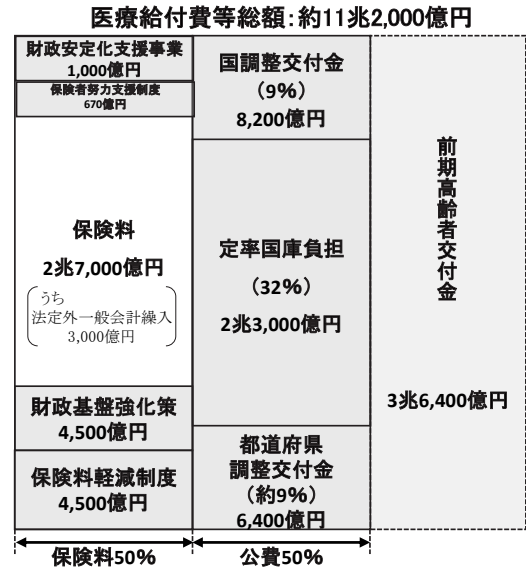
(65歳～74歳の医療費について、被用者保険も含め、保険者間で財政調整)

- 残りの約8兆円について、

- ・ **公費50%、保険料50%を原則**としつつ、
- ・ 更に、低所得者の保険料軽減措置への財政支援等として、**約9,700億円の公費を追加投入(→ 結果、公費は約63%)**

(参考)

- 「調整交付金」
  - ・ 都道府県間の財政力の不均衡を調整するためや、災害など**地域的な特殊事情**を考慮して交付
- 「保険者努力支援制度」
  - ・ 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援
- 「財政基盤強化策」
  - ・ 著しく高額な医療費(1件420万円超)や、高額な医療費(1件80万円超)、低所得者が多い市町村国保への財政支援(特別高額医療費共同事業負担金、高額医療費負担金、保険者支援制度)
- 「財政安定化支援事業」
  - ・ 市町村国保財政の安定化、保険料平準化のため地方財政措置



12

## 高齢者医療制度の財政

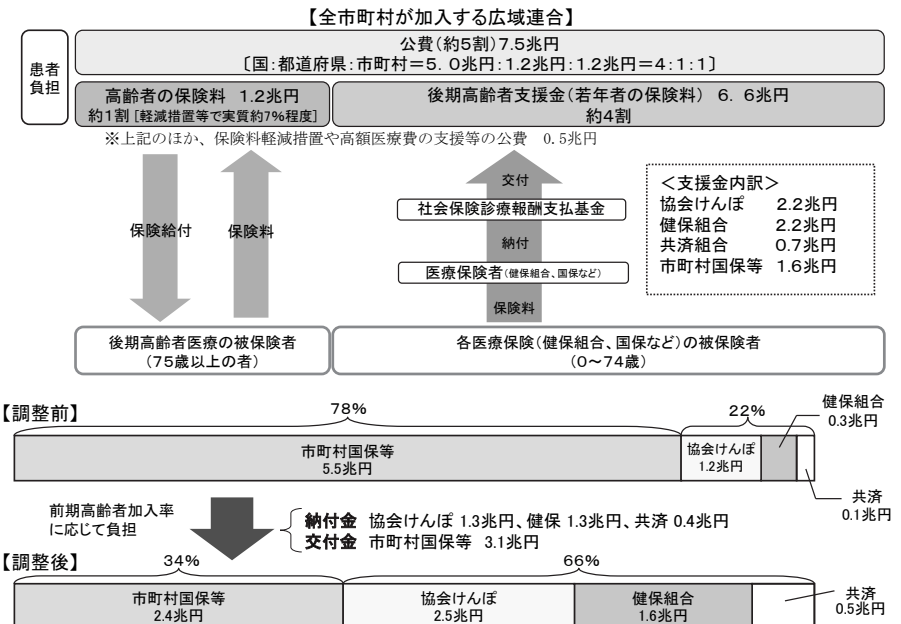
- 国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しているが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がある。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約9割を賄うとともに、65歳～74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けている。
- 旧老人保健制度において「若人と高齢者の費用負担関係が不明確」といった批判があったことを踏まえ、75歳以上を対象とする制度を設け、世代間の負担の明確化等を図っている。

### 後期高齢者医療制度

- <対象者数>  
75歳以上の高齢者 約1,750万人
- <後期高齢者医療費>  
17.2兆円(平成30年度予算ベース)  
給付費 15.8兆円  
患者負担 1.4兆円
- <保険料額(平成30・31年度見込)>  
全国平均 約5,860円/月  
※ 基礎年金のみを受給されている方は約380円/月

### 前期高齢者に係る財政調整

- <対象者数>  
65～74歳の高齢者  
約1,700万人
- <前期高齢者給付費>  
7.0兆円  
(平成30年度予算ベース)

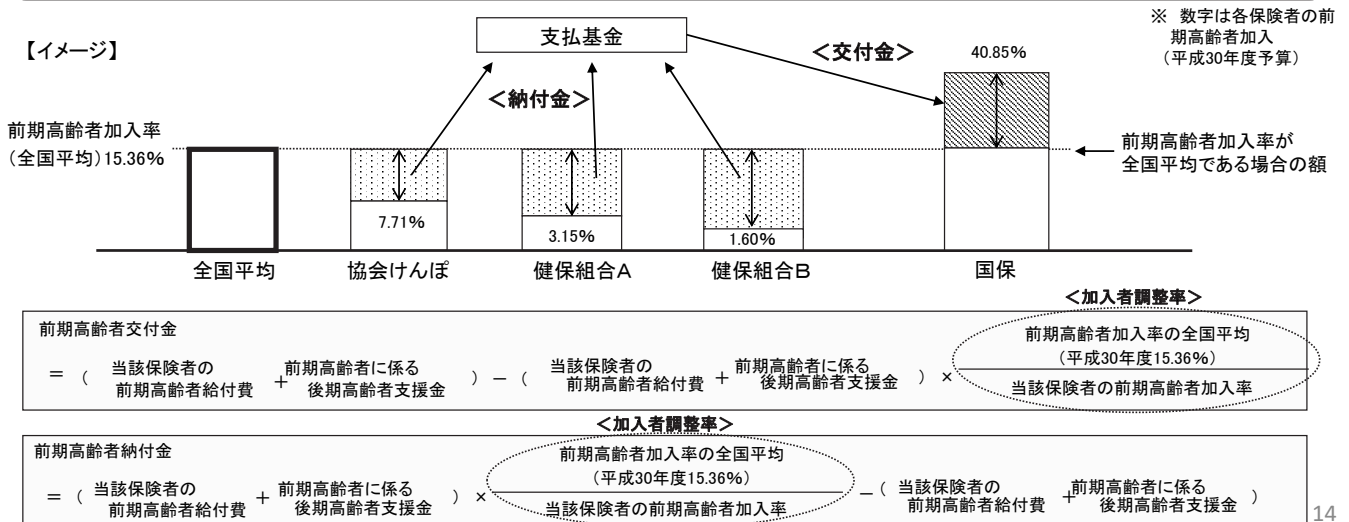


※各医療保険者が負担する後期高齢者支援金は、後期高齢者支援金に係る前期財政調整を含む。

13

# 前期高齢者に係る財政調整

- 保険者間で高齢者が偏在する(65～74歳の約8割が国民健康保険)ことによる負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が前期高齢者加入率に応じて費用を負担するよう調整を行う。
- 各保険者の前期高齢者給付費と前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定された額を負担する。(前期高齢者加入率が全国平均より低い場合には、全国平均である場合との差を納付。高い場合には、その差分の交付を受ける。)
- ※ 保険者ごとの負担が過大とならないよう、次のような仕組みを設けている。
  - ・ 前期高齢者加入率が著しく低い保険者の納付金が過大とならないよう、算定する際の加入率には下限割合を設定。(高確法第34条第5項)
  - ・ 一人当たり前期高齢者給付費が著しく高い保険者について、基準を超える部分を調整対象から外すことにより、保険者の医療費適正化努力を促進。(高確法第34条第2項第2号)。その他の保険者については、一人当たり前期高齢者給付費は調整されず、各保険者の65～74歳の医療費水準に応じた負担となる。
  - ・ 抛出自負担(前期高齢者納付金・後期高齢者支援金)が義務的支出(前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・法定給付費等)に比し過大となる保険者について、その過大部分を全保険者で按分し、前期高齢者納付金で調整。(高確法第38条第4項及び第5項)



## 市町村国保が抱える構造的な課題

### 1. 年齢構成

#### ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・ 65～74歳の割合: 市町村国保(38.9%)、健保組合(3.0%)
- ・ 一人あたり医療費: 市町村国保(35.0万円)、健保組合(14.9万円)

### 2. 財政基盤

#### ② 所得水準が低い

- ・ 加入者一人当たり平均所得: 市町村国保(84.4万円)、健保組合(207万円(推計))
- ・ 無所得世帯割合: 28.4%

#### ③ 保険料負担が重い

- ・ 加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
- 市町村国保(9.8%)、健保組合(5.7%) ※健保は本人負担分のみの推計値

#### ④ 保険料(税)の収納率

- ・ 収納率: 平成11年度 91.38% → 平成27年度 91.45%
- ・ 最高収納率: 95.49%(島根県) ・ 最低収納率: 87.44%(東京都)

#### ⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・ 市町村による法定外繰入額: 約3,900億円 うち決算補てん等の目的: 約3,000億円、繰上充用額: 約960億円(平成27年度)

### 3. 財政の安定性・市町村格差

#### ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・ 1716保険者中3000人未満の小規模保険者 471 (全体の1/4)

#### ⑦ 市町村間の格差

- ・ 一人あたり医療費の都道府県内格差 最大: 2.6倍(北海道) 最小: 1.1倍(富山県)
- ・ 一人あたり所得の都道府県内格差 最大: 22.4倍(北海道) 最小: 1.2倍(福井県)
- ・ 一人あたり保険料の都道府県内格差 最大: 3.6倍(長野県)※ 最小: 1.3倍(長崎県)
- ※ 東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。

＜社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性＞

#### ① 国保に対する財政支援の拡充

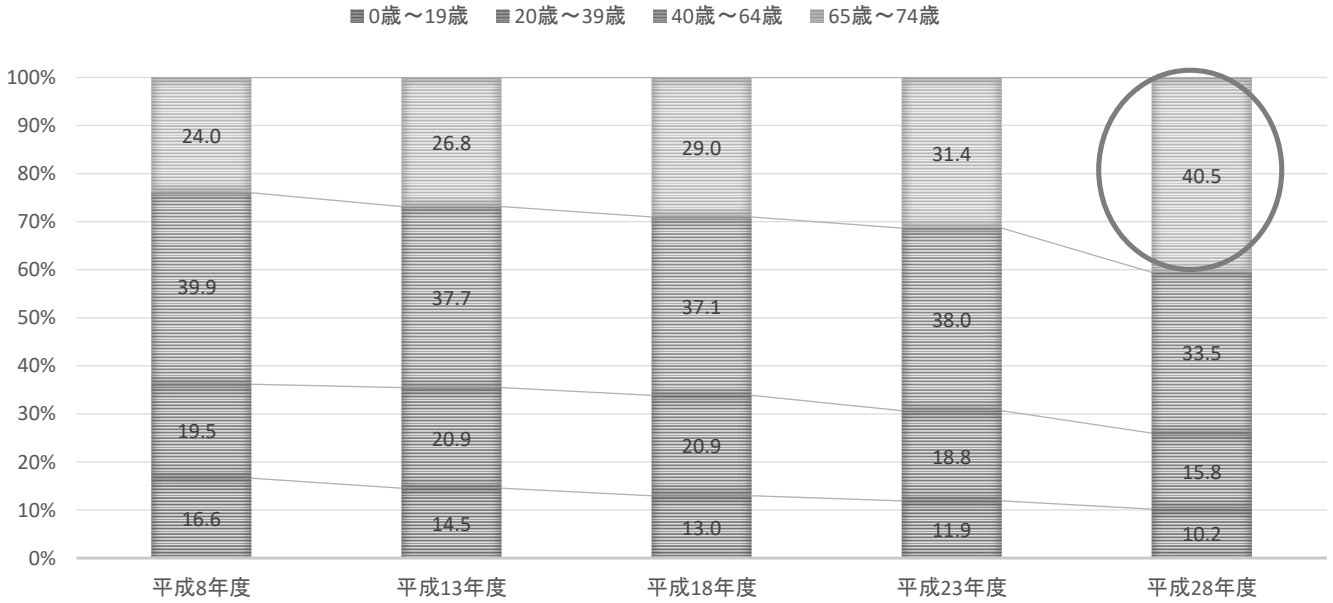
#### ② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、

- ・ 財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
- ・ 保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討

#### ③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

## 市町村国保の被保険者（75歳未満）の年齢構成の推移

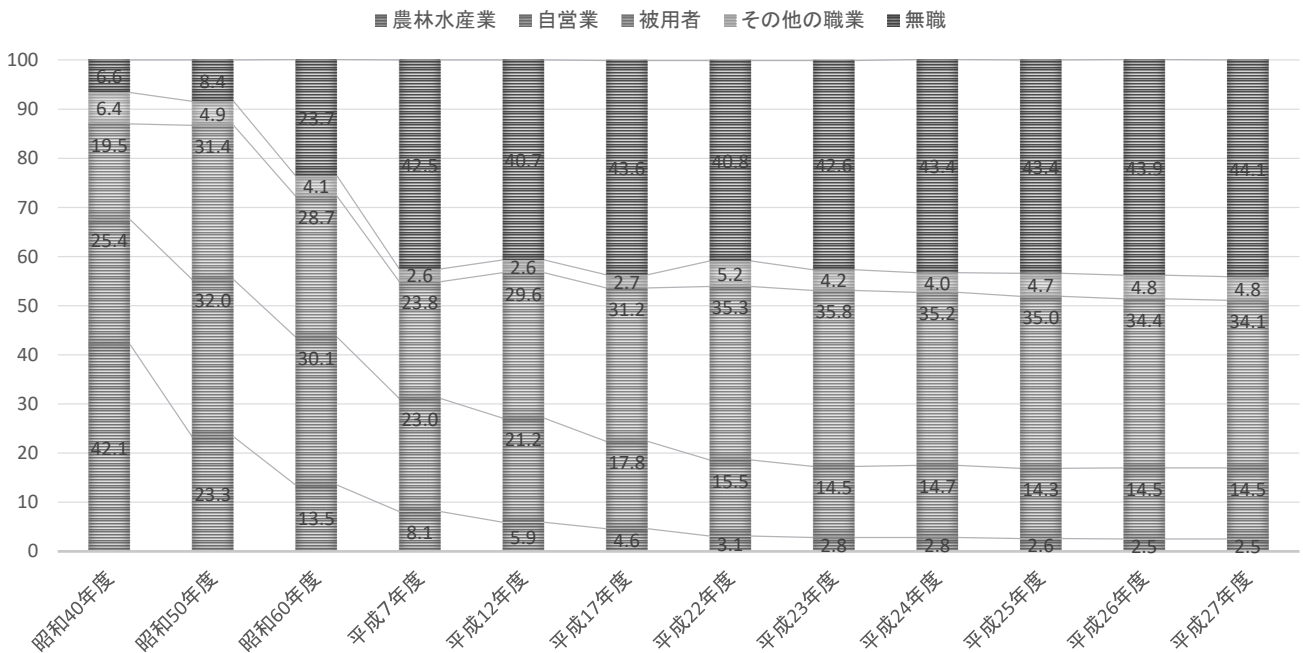
被保険者数全体に占める、65歳から74歳までの割合が次第に増加し、平成28年度には40.5%となっている。



(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」

## 市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移

- 自営業・農林水産業は、昭和40年代には約7割であったが、近年15%程度で推移。
- 年金生活者等無職者の割合が大幅に増加するとともに、被用者は約2割から約3割に増加。

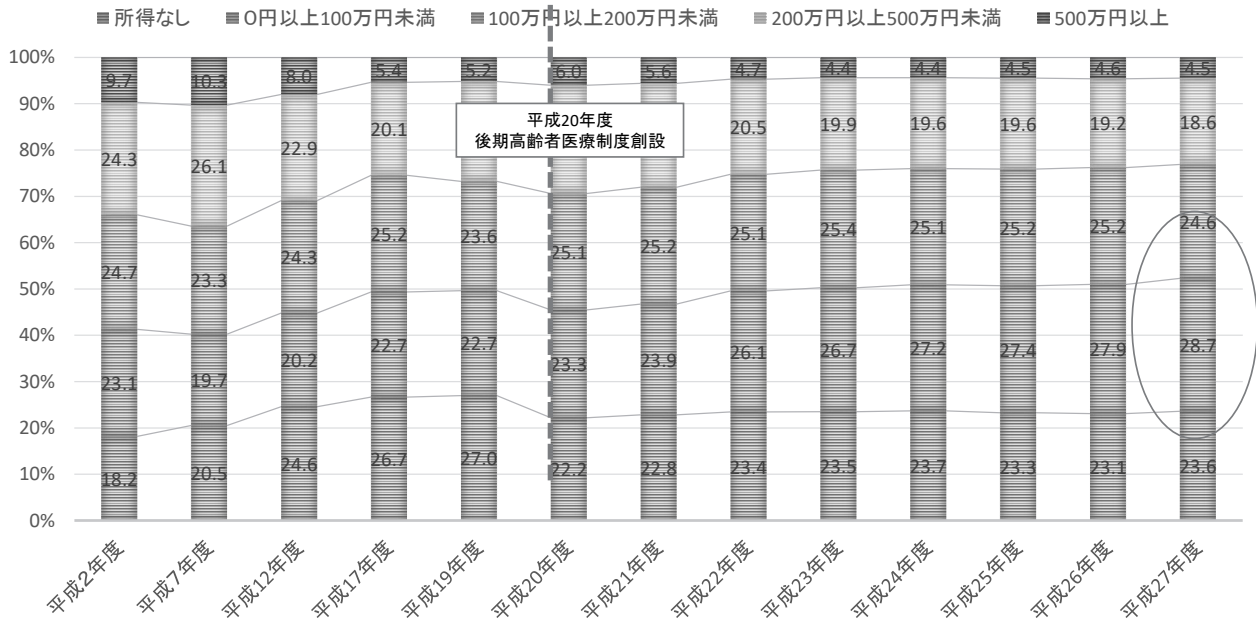


(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」  
 (注1)職業不詳を除いた割合である。  
 (注2)擬制世帯は除く。(昭和40年度、昭和50年度のみ擬制世帯を含む。)  
 (注3)平成7年度以前は75歳以上を含む。

## 世帯の所得階層別割合の推移

平成27年度において、加入世帯の23.6%が所得なし、28.7%が0円以上100万円未満世帯であり、低所得世帯の割合は増加傾向にある。

※「所得なし」世帯の収入は、給与収入世帯で65万円以下、年金収入世帯で120万円以下。



(注1) 国民健康保険実態調査報告による。

(注2) 擬制世帯、所得不詳は除いて集計している。

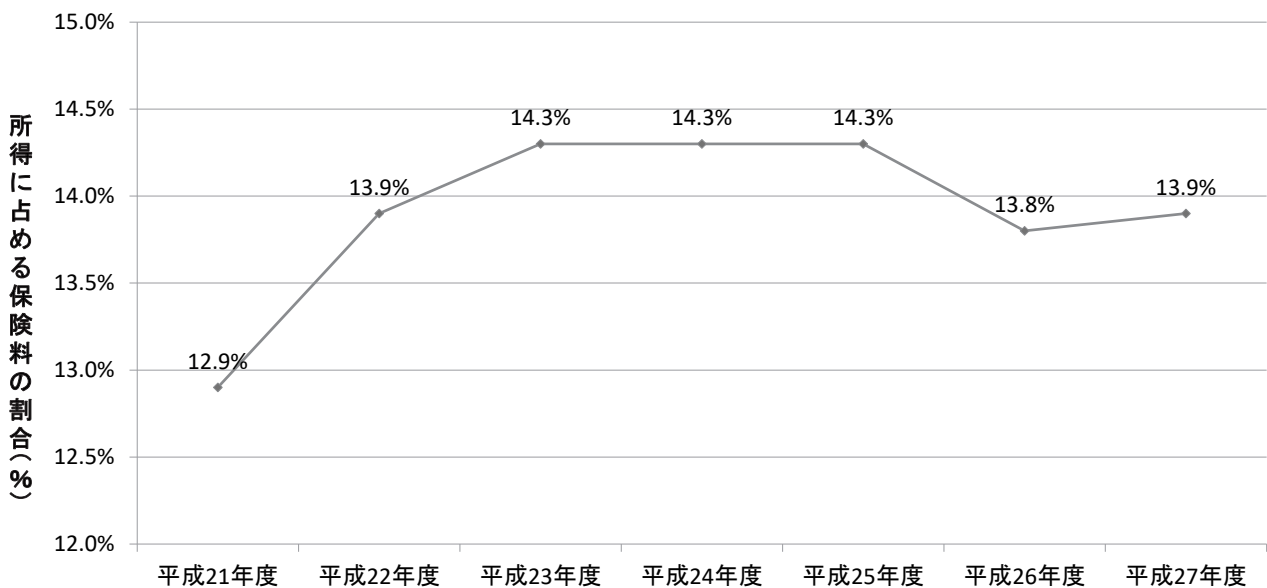
(注3) 平成20年度以降は後期高齢者医療制度創設され、対象世帯が異なっていることに留意が必要。

(注4) ここでいう所得とは「旧ただし書き方式」により算定された所得総額(基礎控除前)である。

18

## 市町村国保の保険料負担率の推移

○ 平成27年度の所得に占める保険料の割合(保険料負担率)は13.9%である。



[出典] 国民健康保険事業年報、国民健康保険実態調査

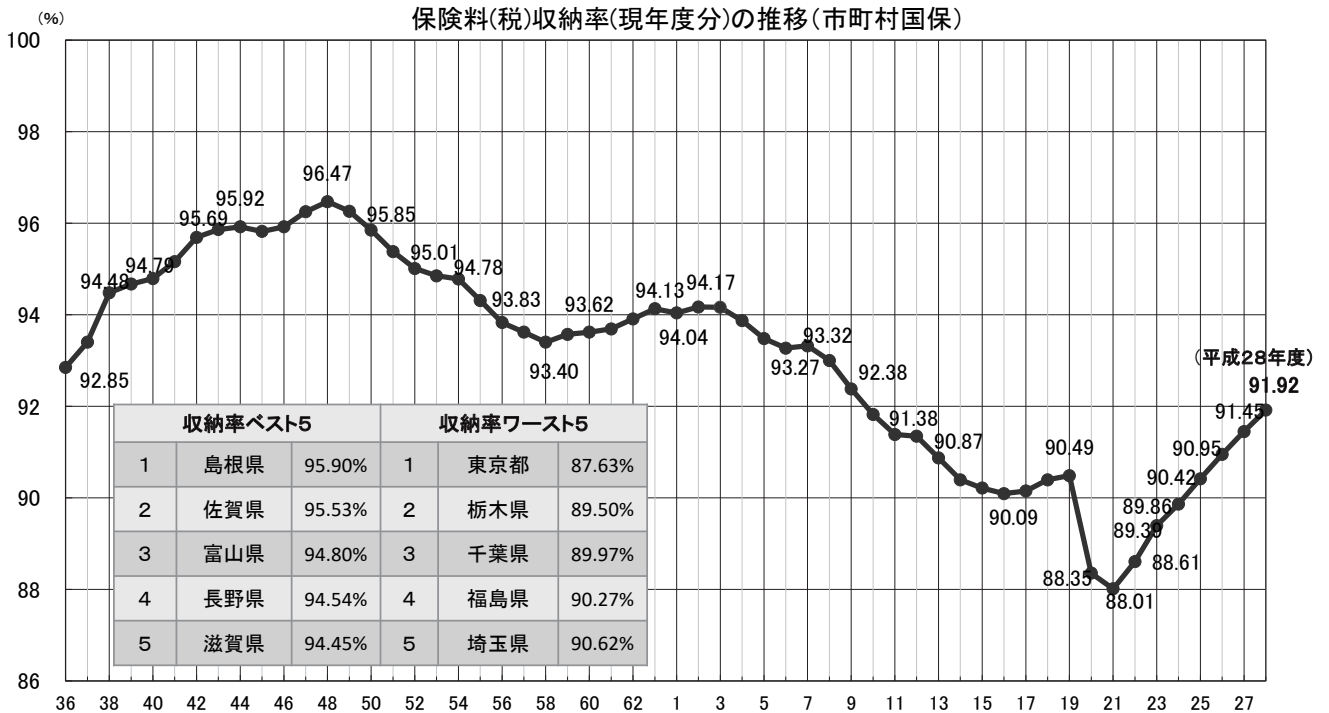
※1 ここでいう所得とは「旧ただし書き所得」を指し、総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額である。

※2 「保険料負担率」は、保険料(税)調定額を旧ただし書き所得で除したものであり、保険料(税)調定額には、介護納付金分を含む。

19

## 市町村国保の保険料（税）の収納率（現年度分）の推移

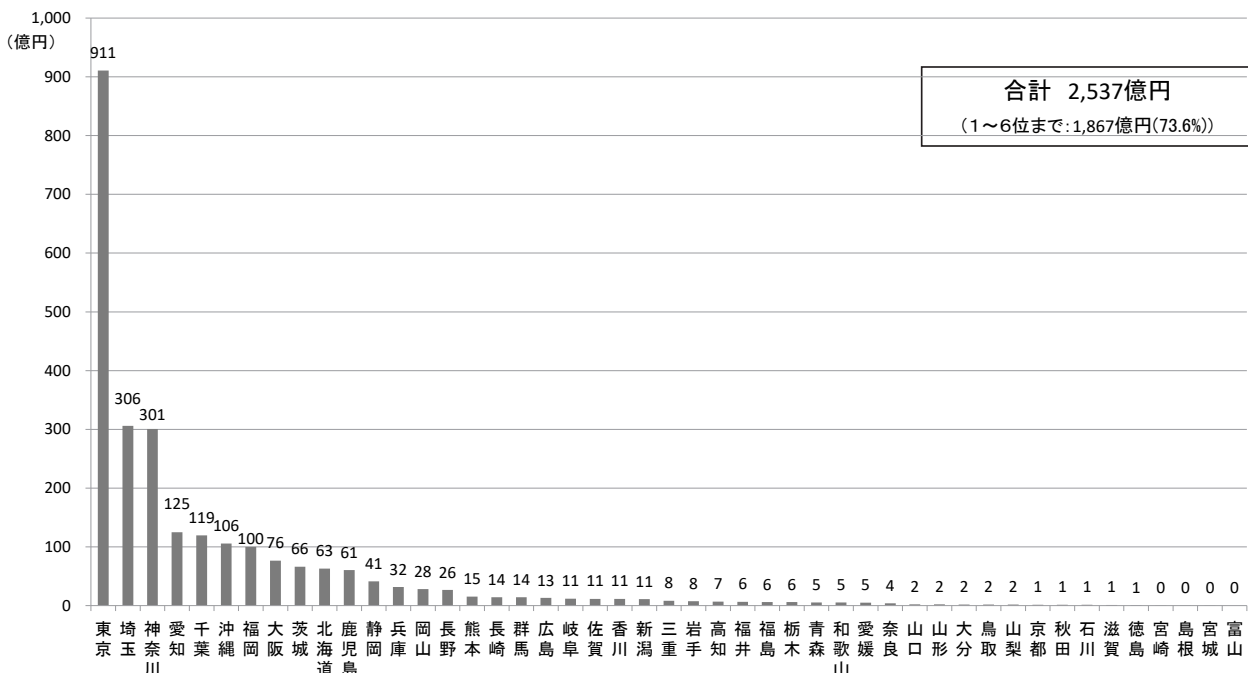
平成28年度の保険料（税）の収納率は91.92%であり、7年連続で上昇している。



(出所) 平成28年度国民健康保険(市町村)の財政状況について(速報)  
 (注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)  
 (注2) 平成12年度以降の調定額等は介護納付金、平成20年度以降は後期高齢者支援金を含んでいる。

## 一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（都道府県別状況：平成28年度）

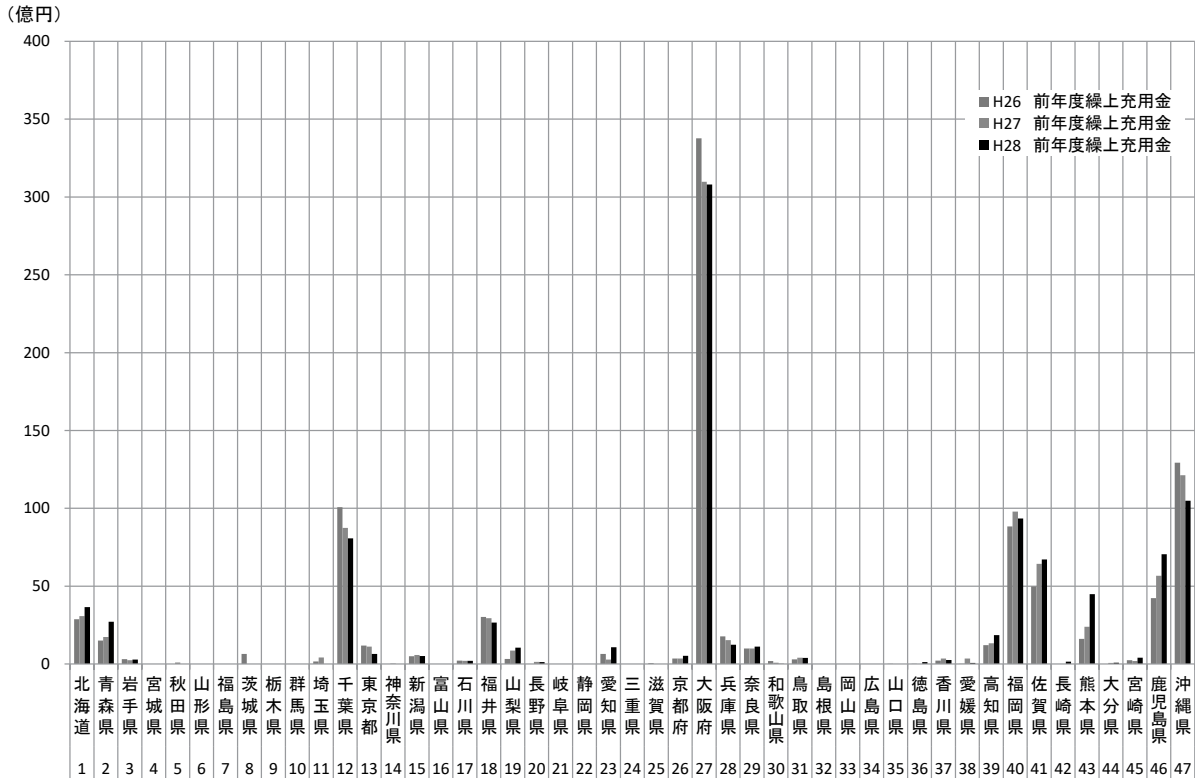
- 法定外繰入を都道府県別に見ると、全体(2,537億円)の約3割(911億円)を東京都が占めている。
- 繰入金額が多く大都市を抱えている1位～6位までの都府県における繰入金額は約1,900億円であり、全体の約7割を占めている。



(出所) 国民健康保険事業の実施状況報告  
 (注1) 東京都の決算補填等目的の繰入金のうち約6割(約647億円)が特別区の繰入金である。

## 前年度繰上充用金の状況

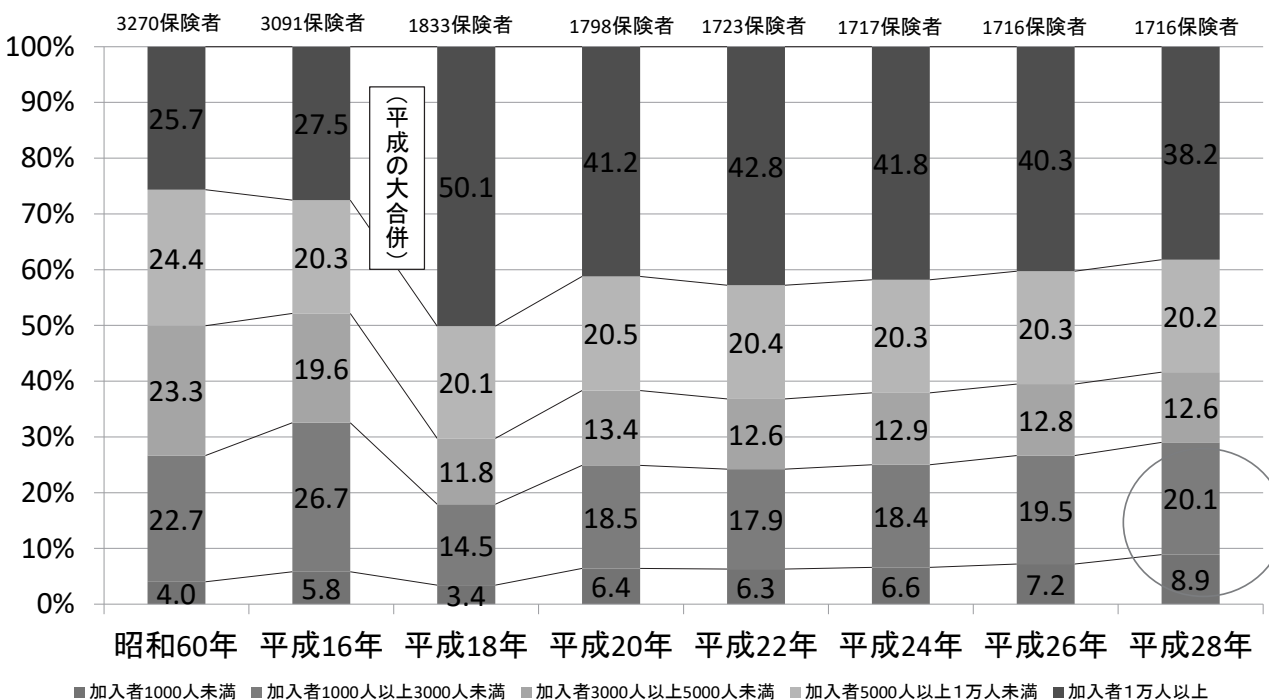
○ 前年度繰上充用金は962億円(平成28年度)。うち大阪府内の市町村の合計が308億円であり、全体の約3割を占める。



(出所) 国民健康保険事業年報(速報値)

## 保険者規模別構成割合の推移

平成28年9月末時点で、1,716保険者中498保険者(約30%)が被保険者数3,000人未満の小規模保険者。  
※ただし、平成28年度の数値は速報値。



(出所): 「国民健康保険実態調査」

(注) 平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、被保険者数が減少していることに留意が必要。

# 都道府県別1人当たり医療費の格差の状況（平成27年度）

	保険者別1人当たり医療費			都道府県別1人当たり医療費			保険者別1人当たり医療費			都道府県別1人当たり医療費					
	最大	最小	格差	1人当たり医療費	順位		最大	最小	格差	1人当たり医療費	順位				
北海道	道 初山別村	657,915	別海町	253,609	2.6倍	383,551	14	滋賀県	多賀町	397,317	栗東市	326,896	1.2倍	354,135	30
青森県	大鰐町	384,632	大間町	265,366	1.4倍	332,465	39	京都府	笠置町	484,905	和東町	343,600	1.4倍	365,132	23
岩手県	大槌町	440,879	普代村	283,975	1.6倍	360,505	27	大阪府	岬町	479,675	泉南市	309,854	1.5倍	363,927	24
宮城県	山元町	404,904	大衡村	312,791	1.3倍	353,895	31	兵庫県	上郡町	434,627	豊岡市	334,197	1.3倍	367,089	22
秋田県	藤里町	504,255	大湯村	282,257	1.8倍	382,518	16	奈良県	上北山村	515,458	天理市	292,461	1.8倍	348,160	33
山形県	南陽市	401,987	大江町	295,732	1.4倍	362,260	25	和歌山県	北山村	468,867	みなべ町	270,805	1.7倍	355,180	29
福島県	広野町	488,698	檜枝岐村	262,347	1.9倍	341,459	35	鳥取県	江府町	498,071	北栄町	352,008	1.4倍	376,752	18
茨城県	北茨城市	361,817	八千代町	254,842	1.4倍	304,575	46	島根県	川本町	550,670	隠岐の島町	386,294	1.4倍	433,675	1
栃木県	塩谷町	372,941	市貝町	285,016	1.3倍	317,797	44	岡山県	新見市	471,190	新庄村	319,188	1.5倍	404,612	10
群馬県	神流町	479,381	昭和村	247,512	1.9倍	325,565	40	広島県	大崎上島町	501,940	世羅町	345,390	1.5倍	406,385	9
埼玉県	吉見町	370,103	戸田市	286,248	1.3倍	320,652	41	山口県	周防大島町	506,751	下松市	388,610	1.3倍	432,319	2
千葉県	長南町	402,095	旭市	279,664	1.4倍	319,474	42	徳島県	三好市	483,432	上勝町	344,602	1.4倍	398,279	11
東京都	都新島村	408,538	小笠原村	201,879	2.0倍	310,163	45	香川県	直島町	489,293	宇多津町	375,713	1.3倍	422,135	3
神奈川県	山北町	392,705	葉山町	302,862	1.3倍	333,272	38	愛媛県	上島町	478,269	宇和島市	320,941	1.5倍	382,703	15
新潟県	阿賀町	492,662	湯沢町	286,971	1.7倍	355,424	28	高知県	馬路村	624,655	四万十市	345,070	1.8倍	406,635	8
富山県	舟橋村	446,895	砺波市	362,748	1.2倍	375,969	19	福岡県	大牟田市	448,301	春日市	325,325	1.4倍	370,646	20
石川県	宝達志水町	498,971	珠洲市	355,911	1.4倍	398,177	12	佐賀県	みやき町	523,046	太良町	350,401	1.5倍	419,780	5
福井県	美浜町	423,723	高浜町	340,152	1.2倍	381,626	17	長崎県	長崎市	459,240	対馬市	327,131	1.4倍	411,022	7
山梨県	早川町	576,872	小菅村	267,030	2.2倍	340,817	36	熊本県	水俣市	563,833	南小国町	293,574	1.9倍	386,757	13
長野県	小川村	464,871	川上村	209,722	2.2倍	343,102	34	大分県	津久見市	479,047	姫島村	385,282	1.2倍	421,114	4
岐阜県	東白川村	421,802	美濃加茂市	315,234	1.3倍	353,733	32	宮崎県	美郷町	469,654	綾町	315,725	1.5倍	369,959	21
静岡県	南伊豆町	377,002	伊東市	306,166	1.2倍	337,356	37	鹿児島県	南さつま市	511,584	十島村	268,870	1.9倍	415,772	6
愛知県	東栄町	402,607	田原市	254,008	1.6倍	318,912	43	沖縄県	国頭村	358,122	竹富町	199,755	1.8倍	298,165	47
三重県	紀北町	443,524	度会町	305,757	1.5倍	361,085	26								

(※) 3～2月診療ベースである。  
(出所) 国民健康保険事業年報

1人当たり医療費 全国平均：349,697円

# 都道府県内における1人当たり所得の格差（平成27年）

	平均所得 (万円)	最高		最低		格差		平均所得 (万円)	最高		最低		格差
		(万円)	(万円)	(万円)	(万円)				(万円)	(万円)			
北海道	63.0	猿払村	514.8	赤平市	30.4	16.9	滋賀県	61.7	栗東市	83.3	甲良町	43.7	1.9
青森県	52.2	平内町	118.0	今別町	36.2	3.3	京都府	57.2	宇治田原町	68.6	笠置町	41.9	1.6
岩手県	53.8	野田村	75.9	西和賀町	43.4	1.8	大阪府	56.1	箕面市	84.5	泉南市	37.9	2.2
宮城県	59.9	南三陸町	75.6	白石市	47.1	1.6	兵庫県	61.1	芦屋市	141.9	朝来市	48.0	3.0
秋田県	44.7	大湯村	207.2	小坂町	34.3	6.0	奈良県	57.0	曽爾村	79.0	御杖村	39.0	2.0
山形県	55.5	大蔵村	66.1	小国町	44.6	1.5	和歌山県	48.7	高野町	62.4	湯浅町	42.6	1.5
福島県	62.2	葛尾村	214.9	柳津町	44.5	4.8	鳥取県	48.2	北栄町	65.1	日野町	36.5	1.8
茨城県	66.8	八千代町	84.7	高萩市	48.3	1.8	島根県	52.9	知夫村	86.9	美郷町	37.8	2.3
栃木県	66.3	高根沢町	83.4	茂木町	49.6	1.7	岡山県	54.4	真庭市	65.8	美咲町	38.5	1.7
群馬県	62.8	嬬恋村	163.6	上野村	34.6	4.7	広島県	61.3	府中町	76.4	神石高原町	47.6	1.6
埼玉県	76.5	和光市	112.0	神川町	51.3	2.2	山口県	51.4	和木町	63.2	上関町	41.0	1.5
千葉県	76.5	長柄町	128.1	鎭南町	55.6	2.3	徳島県	45.6	松茂町	58.2	つるぎ町	29.5	2.0
東京都	102.7	千代田区	272.1	檜原村	60.2	4.5	香川県	54.4	直島町	76.5	小豆島町	42.6	1.8
神奈川県	88.6	葉山町	105.7	横須賀市	65.6	1.6	愛媛県	45.4	八幡浜市	55.3	松野町	25.8	2.1
新潟県	54.1	津南町	65.6	阿賀町	40.4	1.6	高知県	50.2	土佐清水市	74.5	大豊町	28.9	2.6
富山県	60.5	黒部市	67.8	上市町	48.6	1.4	福岡県	53.3	新宮町	84.3	川崎町	26.7	3.2
石川県	61.8	野々市市	74.7	穴水町	45.6	1.6	佐賀県	57.0	白石町	79.2	大町町	37.1	2.1
福井県	60.8	池田町	76.4	勝山市	53.1	1.4	長崎県	48.4	長与町	62.9	佐世保市	42.2	1.5
山梨県	63.3	山中湖村	115.8	丹波山村	38.3	3.0	熊本県	52.4	西原村	69.8	津奈木町	27.0	2.6
長野県	59.2	川上村	156.5	大鹿村	33.9	4.6	大分県	43.9	竹田市	54.0	姫島村	34.7	1.6
岐阜県	67.8	白川村	97.8	七宗町	54.4	1.8	宮崎県	48.3	高原町	61.7	日之影町	36.9	1.7
静岡県	73.6	長泉町	95.2	南伊豆町	51.7	1.8	鹿児島県	41.9	東串良町	67.2	伊仙町	14.6	4.6
愛知県	86.1	飛島村	143.1	豊根村	56.7	2.5	沖縄県	43.8	北大東村	87.3	粟国村	18.8	4.6
三重県	63.4	木曾岬町	81.1	紀宝町	44.3	1.8							

1人当たり所得 全国平均：68.3万円

(注1) 厚生労働省保険局「平成28年度国民健康保険実態調査」速報(保険者票)における平成27年所得である。  
(注2) ここでいう「所得」とは、旧ただし書所得(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額)である。



## 国保保険料の都道府県内格差（平成27年度）

	保険者別1人当たり保険料(税)調定額			都道府県別1人当たり 保険料(税)調定額			保険者別1人当たり保険料(税)調定額			都道府県別1人当たり 保険料(税)調定額					
	最大	最小	格差	調定額	順位		最大	最小	格差	調定額	順位				
北海道	猿払村	157,793	赤平市	54,250	2.9倍	83,601	24	滋賀県	栗東市	102,840	豊郷町	70,084	1.5倍	85,864	19
青森県	平内町	108,789	深浦町	64,935	1.7倍	80,187	33	京都府	精華町	93,778	伊根町	47,689	2.0倍	78,588	35
岩手県	奥州市	84,120	九戸村	57,929	1.5倍	74,105	44	大阪府	島本町	99,222	田尻町	63,857	1.6倍	80,596	32
宮城県	色麻町	101,518	山元町	55,661	1.8倍	86,249	17	兵庫県	芦屋市	97,858	相生市	67,699	1.4倍	82,135	26
秋田県	大湯村	137,037	小坂町	48,553	2.8倍	72,644	45	奈良県	黒滝村	100,813	下北山村	49,294	2.0倍	81,309	28
山形県	寒河江市	101,105	飯豊町	65,267	1.5倍	88,731	10	和歌山県	美浜町	103,816	北山村	48,211	2.2倍	79,848	34
福島県	古殿町	99,045	飯沼町・浪江町・ 双葉町・大原町・ 南相馬市・楢葉町	0	-	74,665	43	鳥取県	北栄町	84,525	智頭町	63,798	1.3倍	78,554	36
茨城県	守谷市	104,141	常陸大宮市	68,281	1.5倍	83,826	22	島根県	松江市	97,770	吉賀町	64,697	1.5倍	87,320	13
栃木県	鹿沼市	110,780	茂木町	75,428	1.5倍	90,669	6	岡山県	早島町	95,954	新庄村	62,585	1.5倍	81,001	30
群馬県	碓氷村	114,429	上野村	55,884	2.0倍	86,258	16	広島県	府中町	92,145	神石高原町	58,474	1.6倍	85,922	18
埼玉県	八潮市	98,002	小鹿野町	55,923	1.8倍	84,060	21	山口県	周南市	98,453	上関町	66,458	1.5倍	88,814	9
千葉県	富津市	102,564	成田市	69,601	1.5倍	87,357	12	徳島県	石井町	97,425	つるぎ町	57,924	1.7倍	82,013	27
東京都	千代田区	133,622	三宅村	40,705	3.3倍	90,582	7	香川県	多度津町	91,110	小豆島町	62,621	1.5倍	83,770	23
神奈川県	湯河原町	116,440	座間市	74,573	1.6倍	90,071	8	愛媛県	八幡浜市	88,184	松野町	56,845	1.6倍	76,382	41
新潟県	粟島浦村	94,796	阿賀町	64,921	1.5倍	81,256	29	高知県	安芸市	90,983	三原村	43,188	2.1倍	77,307	39
富山県	魚津市	100,084	氷見市	70,429	1.4倍	86,639	15	福岡県	宗像市	91,614	添田町	53,162	1.7倍	76,650	40
石川県	野々市市	106,907	珠洲市	70,925	1.5倍	92,688	1	佐賀県	白石町	109,187	有田町	66,275	1.6倍	90,687	5
福井県	福井市	93,958	池田町	56,515	1.7倍	87,043	14	長崎県	佐世保市	85,848	小値賀町	66,502	1.3倍	76,291	42
山梨県	富士河口湖町	110,710	丹波山村	50,826	2.2倍	91,365	3	熊本県	嘉島町	102,830	水俣市	56,969	1.8倍	80,913	31
長野県	川上村	121,083	大鹿村	33,872	3.6倍	78,401	37	大分県	竹田市	87,625	姫島村	53,580	1.6倍	78,107	38
岐阜県	岐南町	109,386	飛騨市	67,571	1.6倍	91,754	2	宮崎県	国富町	94,586	日之影町	59,558	1.6倍	82,412	25
静岡県	吉田町	105,400	川根本町	65,057	1.6倍	90,757	4	鹿児島県	中種子町	86,478	伊仙町	32,646	2.6倍	69,699	46
愛知県	南知多町	105,733	東栄町	59,193	1.8倍	88,709	11	沖縄県	北谷町	70,043	伊平屋村	32,983	2.1倍	57,176	47
三重県	木曽岬町	100,671	大紀町	56,193	1.8倍	84,322	20								

(注1) 保険料(税)調定額には介護納付金分を含んでいない。  
(注2) 被保険者数は3～2月の年度平均を用いて計算している。  
(注3) 東日本大震災により保険料(税)が減免されたため、1人当たり保険料調定額が小さくなっている保険者がある  
福島県を除くと長野県の格差が最大となる。  
(※)平成27年度 国民健康保険事業年報を基に作成

**1人当たり保険料(税)全国平均：84,156円**

# 3. 平成30年国保制度改革

## 社会保障制度改革国民会議以降の流れ

### 社会保障制度改革国民会議(H24.11.30:第1回⇒H25.8.6:報告書とりまとめ)

- 社会保障制度改革国民会議(国民会議)は、社会保障制度改革推進法(改革推進法)(※1)に基づき、設置。  
(設置期限:平成25年8月21日)  
(※1)自民党、公明党、民主党の3党合意に基づく議員立法。平成24年8月10日成立、同22日公布。
- 改革推進法に規定された「基本的な考え方」、社会保障4分野(年金、医療、介護、少子化対策)に係る「改革の基本方針」及び3党実務者協議でとりまとめた「検討項目」に基づき、15名の有識者(清家篤会長)が20回にわたり審議。
- 政府は、国民会議における審議の結果等を踏まえて、法律の施行後1年以内(平成25年8月21日まで)に、必要な法制上の措置を講ずることとされた。(改革推進法第4条)  
⇒「『法制上の措置』の骨子」(H25.8.21:閣議決定)

### 社会保障改革プログラム法(H25.10.15:提出⇒H25.12.5:成立、H25.12.13:公布)

- 「『法制上の措置』の骨子」に基づき、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示。

### 平成26年の通常国会以降:順次、個別法改正案の提出

- 平成26年の通常国会では、医療法・介護保険法等の改正法案、難病・小児慢性特定疾病対策の法案、次世代育成支援対策推進法等の改正法案、雇用保険法の改正法案を提出し、成立。
- 平成27年通常国会には、医療保険制度改革のための法案を提出し、成立(H27.5.27)。

28

## 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要 (平成27年5月27日成立)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

### 1. 国民健康保険の安定化

- **国保への財政支援の拡充**により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- 平成30年度から、**都道府県が財政運営の責任主体**となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の**国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化**

### 2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、**段階的に全面総報酬割**を実施  
(26年度:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

### 3. 負担の公平化等

- ① **入院時の食事代**について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう**段階的に引上げ**  
(27年度:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ② 特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする(**紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入**)
- ③ 健康保険の保険料の算定の基礎となる**標準報酬月額の上限額を引き上げ** (121万円から139万円に)

### 4. その他

- ① **協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」**と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の**特例的な減額措置**を講ずる
- ② **被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助**について、**所得水準に応じた補助率に見直し**  
(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないよう、調整補助金を増額)
- ③ **医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進**  
・都道府県が**地域医療構想と整合的な目標**(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定  
・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する**被保険者の自助努力への支援**を追加
- ④ **患者申出療養を創設** (患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

【施行期日】 平成30年4月1日(4①は公布の日(平成27年5月29日)、2は公布の日及び平成29年4月1日、3及び4②~④は平成28年4月1日)<sup>29</sup>

## 国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

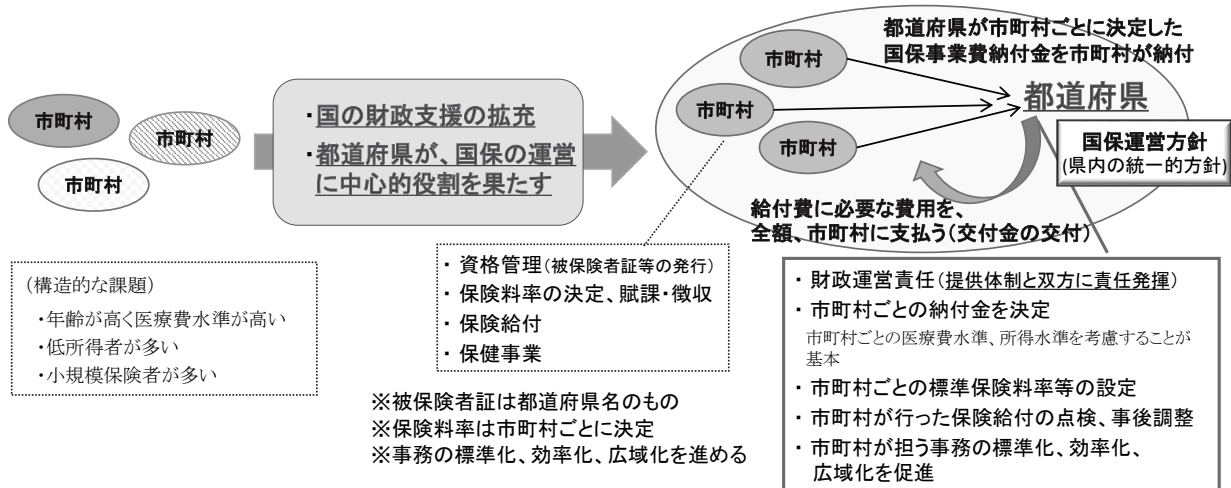
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【改革前】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担う



30

## 国保制度改革の概要(都道府県と市町村の役割分担)

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県的主要な役割	市町村の主要な役割
2. 財政運営	<b>財政運営の責任主体</b> ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・給付に必要な費用を、 <u>全額、市町村に対して支払い</u> ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施（データヘルス事業等）

31

## 都道府県国保運営方針の策定

- 国保改革に伴い、国保の保険者としての事務は、都道府県と市町村で役割分担をして行うこととなり、都道府県は財政運営の責任主体として安定的な財政運営に責任を持つとともに、県内市町村の国保事業の広域化や効率化を推進する役割も果たすこととなる。
- そこで、改革後は、**都道府県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通の認識の下で実施するとともに、各市町村が国保事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が、国保法第82条の2に基づき、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める。**
- **市町村は、国保法第82条の2に基づき、都道府県国保運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努める。**

### ■ 主な記載事項

#### 〈必須事項〉

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
  - ・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
  - ・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
  - ・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

### ■ 主な記載事項

#### 〈任意項目〉

- (5) 医療費適正化に関する事項
  - ・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等
- (6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

### 全都道府県で策定済み(平成30年3月末現在)

(参考)国保運営方針の対象期間	3年間(32年度)	6年間(35年度)
都道府県数	<b>37</b>	<b>10</b>

32

## 都道府県内における国保関係事務等の広域化・集約化・共同化に向けた動向

- 国保改革を契機として、都道府県は、国保運営方針を策定し、
  - ①事務処理の広域化・集約化・共同化による効率化等や、
  - ②都道府県内統一の標準的な基準の整備等によるサービスの均質化、均一化を推進することとしている。
- 各都道府県の国保運営方針における、これらの事項の記載状況を整理すると概ね以下のとおり

#### ①事務処理の共同化等による効率化等

主な項目	内容例	都道府県数
保健事業、医療費適正化対策の共同化	重症化予防の取組の共同実施等 特定健診受診促進広報	36
被保険者への広報事業の共同化	国保制度全般に係る広報・外国語版の作成等の共同実施	28
各種統計資料作成事務の共同化	事業月報・年報等に係る資料作成事務の共同実施等	17
保険料収納対策の共同化	広域的な徴収組織の活用等	28
被保険者証等の発行事務の共同化	様式や更新時期を統一した上で 行う発行事務	19

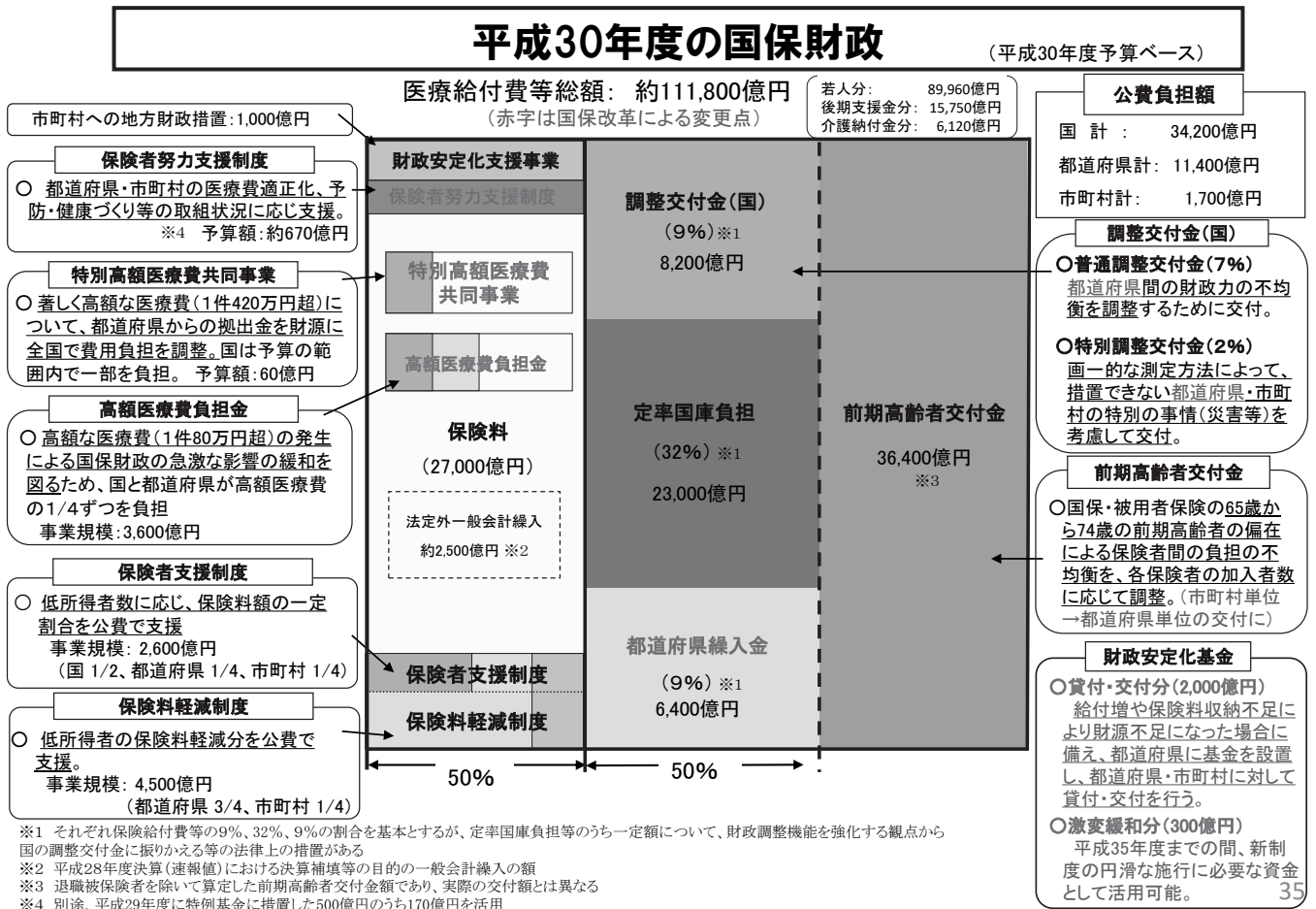
#### ②統一基準の整備等によるサービスの均質化、均一化

主な項目	内容例	都道府県数
一部負担金の減免基準の統一	減免基準の段階的統一等	19
保険料の減免基準の統一	減免理由や基準の段階的統一等	17
出産育児一時金等の支給額等の統一	出産育児一時金・葬祭費の支給額や申請方法の統一等	15
短期被保険者証等の交付基準の統一	短期被保険者証・資格証明書の交付基準の統一	13
療養費の標準的な取扱基準の策定	療養費の標準的な取扱基準の策定等	11

⇒ 今後、国保運営方針に基づき、具体的な取組を推進

33

# 4-1. 国保の財政(公費)



# 調整交付金の概要

## 【概念図】

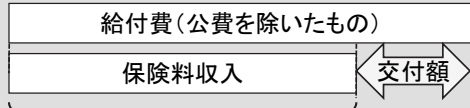


<約8,200億円(平成30年度予算ベース)>

### (a) 普通調整交付金(概ね7%分※Cを含む) 【約6,100億円】

○ 都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。

(交付額のイメージ)



※都道府県の給付費を踏まえ、徴収すべき水準(所得水準を踏まえた上限あり)

### (b) 特別調整交付金(概ね2%分) 【約1,800億円】

○ 市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付。

<特別な事情の例>

- ・ 東日本大震災等による保険料・一部負担金の減免額等が多額である場合
- ・ 精神疾病や原爆被爆者に係る医療費が多額である場合 等

○ 都道府県に特別な事情がある場合に、その事情を考慮

<特別な事情の例>

- ・ 子どもが多いことによる財政影響がある場合 等

### (c) 特例調整交付金【300億円】

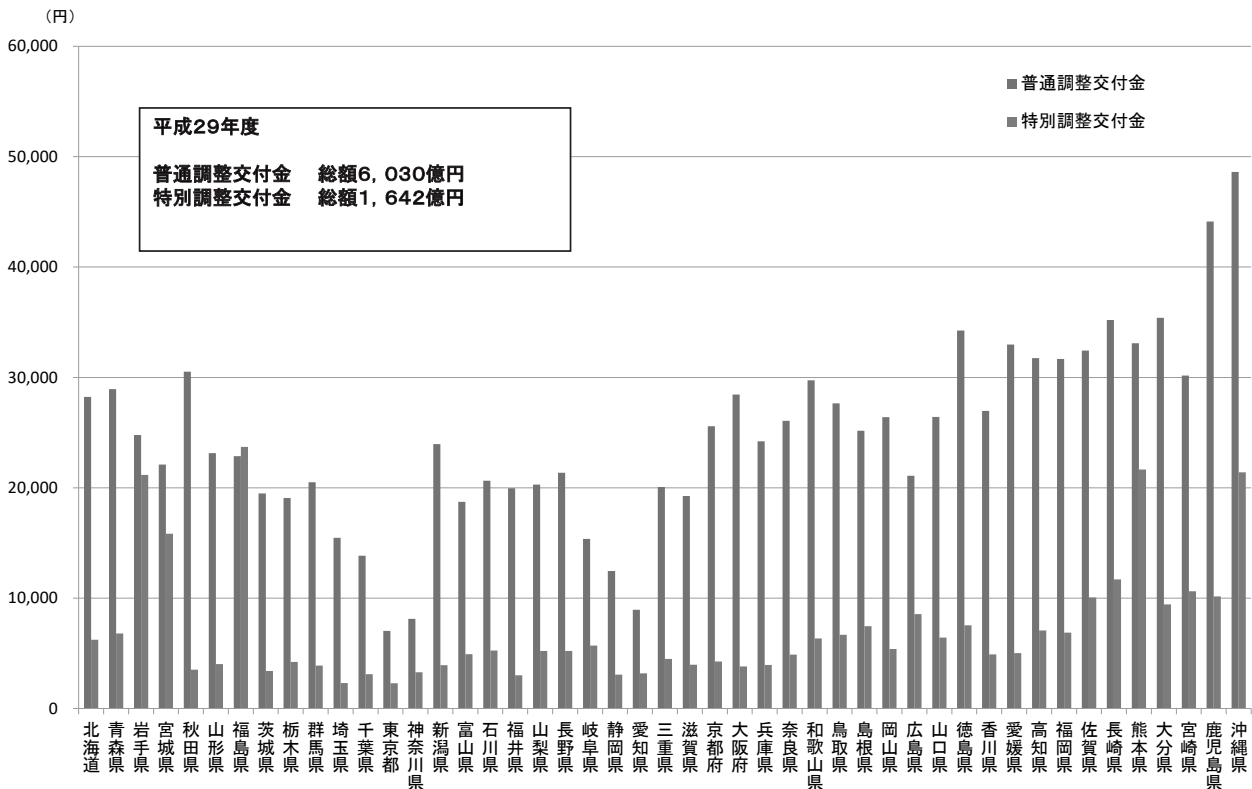
○ 改革当初の激変緩和(保険料水準の著しい上昇の抑制や健全な事業運営の確保等)に充てるため、当分の間、暫定措置として交付。

※公平な配分の観点から各都道府県の被保険者数に応じて配分

### (c) 都道府県繰入金

○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村国保の財政調整を行うことを目的に繰入。

## 国の調整交付金交付額(被保険者一人あたり・都道府県別・平成29年度)



## 国保改革による財政支援の拡充について

○ 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年3,400億円の財政支援の拡充を行う。

### ＜平成27年度から実施＞（1,700億円）

○ **低所得者対策の強化**

（低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）

1,700億円

### ＜平成30年度から実施＞（1,700億円）

○ **財政調整機能の強化**

（精神疾患や子どもの被保険者数等自治体の責めによらない要因への対応 等）

800億円

○ **保険者努力支援制度**

（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）

840億円

○ **財政リスクの分散・軽減方策**

（高額医療費への対応）

60億円

- ※ 保険料軽減制度を拡充するため、平成26年度より別途500億円の公費を投入
- ※ 平成27～30年度予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て

【参考】

（単位：億円）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度～
低所得者対策の強化	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
財政調整機能の強化・ 保険者努力支援制度等	—	—	—	1,700	1,700
財政安定化基金の造成 ＜積立総額＞	200 ＜200＞	400 ＜600＞	1,100 ＜1,700＞	300 ＜2,000＞	— ＜2,000＞

38

## 平成27年度からの財政支援の拡充(保険者支援制度の拡充)

○ 平成27年度に保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援を拡充

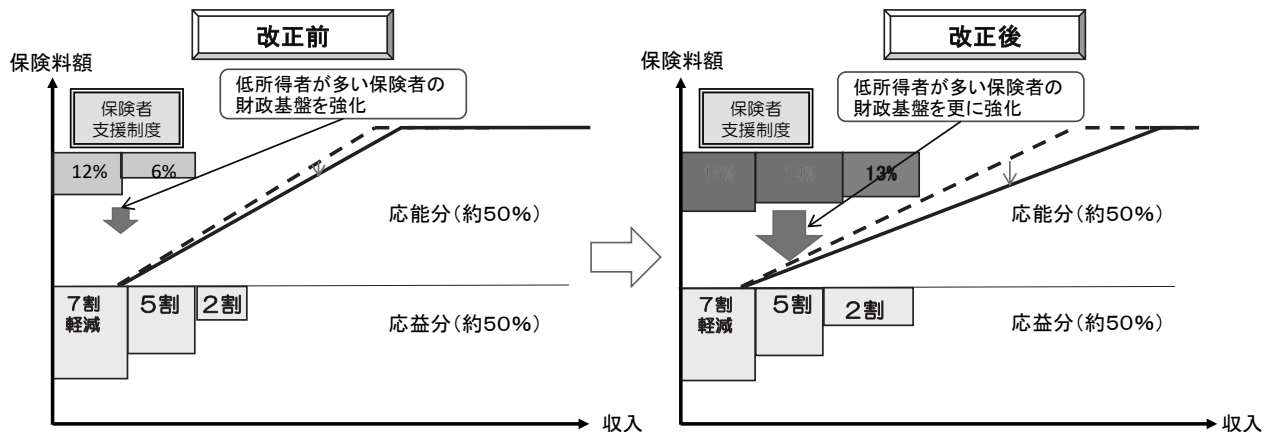
《拡充の内容》

- ① 財政支援の対象となっていなかった2割軽減対象者についても、財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大
- ② 7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げ
- ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に変更  
※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額

【改正前】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料**収納額**の12%（7割軽減）、6%（5割軽減）

【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料**算定額**の15%（7割軽減）、14%（5割軽減）、13%（2割軽減）

※ 平成29年度予算額（公費）1,664億円（国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



39

## 保険者努力支援制度の実施について

<b>保険者努力支援制度</b>
実施時期：30年度以降 対象：市町村及び都道府県 規模：約800億円(国保改革による公費拡充の財源を活用) ※別途、特調より約200億円を追加 評価指標：前倒しの実施状況を踏まえ、29年夏に30年度分の評価指標等を市町村及び都道府県へ提示し、29年秋に評価を実施。31年度分以降の評価指標については、今後の実施状況を踏まえ検討

<b>保険者努力支援制度【前倒し分】</b>
実施時期：28年度及び29年度 対象：市町村 規模：特別調整交付金の一部を活用して実施(平成28年度：150億円、平成29年度：250億円) 評価指標：保険者共通の指標に加え、収納率等国保固有の問題にも対応

経済財政運営と改革の基本方針2015(抄)[平成27年6月30日閣議決定]

(インセンティブ改革)

全ての国民が自らががんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組むつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要である。

このため、保険者については、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映する。その取組状況を踏まえ、2018年度(平成30年度)までに保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立(中略)など、保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。

40

### 平成30年度の保険者努力支援制度について (全体像)

<b>市町村分 (300億円程度) ※特調より200億円程度を追加</b>	
保険者共通の指標	国保固有の指標
指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ○特定健診受診率・特定保健指導受診率 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	指標① 収納率向上に関する取組の実施状況 ○保険料(税)収納率 ※過年度分を含む
指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況 ○がん検診受診率 ○歯科疾患(病)検診実施状況	指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況 ○データヘルス計画の実施状況
指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況 ○重症化予防の取組の実施状況	指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況 ○医療費通知の取組の実施状況
指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況 ○個人へのインセンティブの提供の実施 ○個人への分かりやすい情報提供の実施	指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況 ○国保の視点からの地域包括ケア推進の取組
指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 ○重複服薬者に対する取組	指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況 ○第三者求償の取組状況
指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況 ○後発医薬品の促進の取組 ○後発医薬品の使用割合	指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況 ○適切かつ健全な事業運営の実施状況

<b>都道府県分 (500億円程度)</b>		
指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価 ○主な市町村指標の都道府県単位評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診・特定保健指導の実施率</li> <li>・ 糖尿病等の重症化予防の取組状況</li> <li>・ 個人インセンティブの提供</li> <li>・ 後発医薬品の使用割合</li> <li>・ 保険料収納率</li> </ul> ※ 都道府県平均等に基づく評価	指標② 医療費適正化のアウトカム評価 ○都道府県の医療費水準に関する評価 ※国保被保険者に係る年齢調整後一人当たり医療費に着目し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その水準が低い場合</li> <li>・ 前年度より一定程度改善した場合に評価</li> </ul>	指標③ 都道府県の取組状況 ○都道府県の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等の主体的な取組状況(保険者協議会、データ分析、重症化予防の取組等)</li> <li>・ 医療提供体制適正化の推進</li> <li>・ 法定外繰入の削減</li> </ul>

41



## 保険者努力支援制度(市町村分) 平成31年度配点

### 【平成30年度】

加 points	項目
100点	重症化予防の取組、収納率向上
70点	個人へのインセンティブ提供
50点	特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、適正かつ健全な事業運営の実施状況
40点	後発医薬品の使用割合、データヘルス計画の取組、第三者求償の取組
35点	重複服薬者に対する取組、後発医薬品の促進の取組
30点	がん検診受診率
25点	歯周疾患(病)健診、個人への分かりやすい情報提供、医療費通知の取組、地域包括ケアの推進



### 【平成31年度】

加 points	項目
100点	重症化予防の取組、後発医薬品の使用割合、収納率向上
70点	個人へのインセンティブ提供
60点	適正かつ健全な事業運営の実施状況
50点	特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 重複・多剤投与者に対する取組、データヘルス計画の取組
40点	第三者求償の取組
35点	後発医薬品の促進の取組
30点	がん検診受診率
25点	歯科健診、医療費通知の取組、地域包括ケアの推進、
20点	個人への分かりやすい情報提供

42

## 保険者努力支援制度(市町村分) 各年度配点比較

		平成28年度 (前倒し分)		平成29年度 (前倒し分)		平成30年度		平成31年度	
		加 points	(A)に対して 占める割合	加 points	(A)に対して 占める割合	加 points	(A)に対して 占める割合	加 points	(A)に対して 占める割合
共通①	(1)特定健診受診率	20	6%	35	6%	50	6%	50	5.5%
	(2)特定保健指導実施率	20	6%	35	6%	50	6%	50	5.5%
	(3)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	20	6%	35	6%	50	6%	50	5.5%
共通②	(1)がん検診受診率	10	3%	20	3%	30	4%	30	3%
	(2)歯周疾患(病)検診	10	3%	15	3%	25	3%	25	2.5%
共通③	重症化予防の取組	40	12%	70	12%	100	12%	100	11%
共通④	(1)個人へのインセンティブ提供	20	6%	45	8%	70	8%	70	7.5%
	(2)個人への分かりやすい情報提供	20	6%	15	3%	25	3%	20	2%
共通⑤	重複・多剤投与者に対する取組	10	3%	25	4%	35	4%	50	5.5%
共通⑥	(1)後発医薬品の促進の取組	15	4%	25	4%	35	4%	35	4%
	(2)後発医薬品の使用割合	15	4%	30	5%	40	5%	100	11%
固有①	収納率向上	40	12%	70	12%	100	12%	100	11%
固有②	データヘルス計画の取組	10	3%	30	5%	40	5%	50	5.5%
固有③	医療費通知の取組	10	3%	15	3%	25	3%	25	2.5%
固有④	地域包括ケアの推進	5	1%	15	3%	25	3%	25	2.5%
固有⑤	第三者求償の取組	10	3%	30	5%	40	5%	40	4.5%
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況					50	6%	60	6.5%
	体制構築加 points	70	20%	70	12%	60	7%	40	4.5%
全体	体制構築加 points含まず	275		510		790		880	
	体制構築加 points含む(A)	345		580		850		920	

43

## 保険者努力支援制度(都道府県分) 各年度配点比較

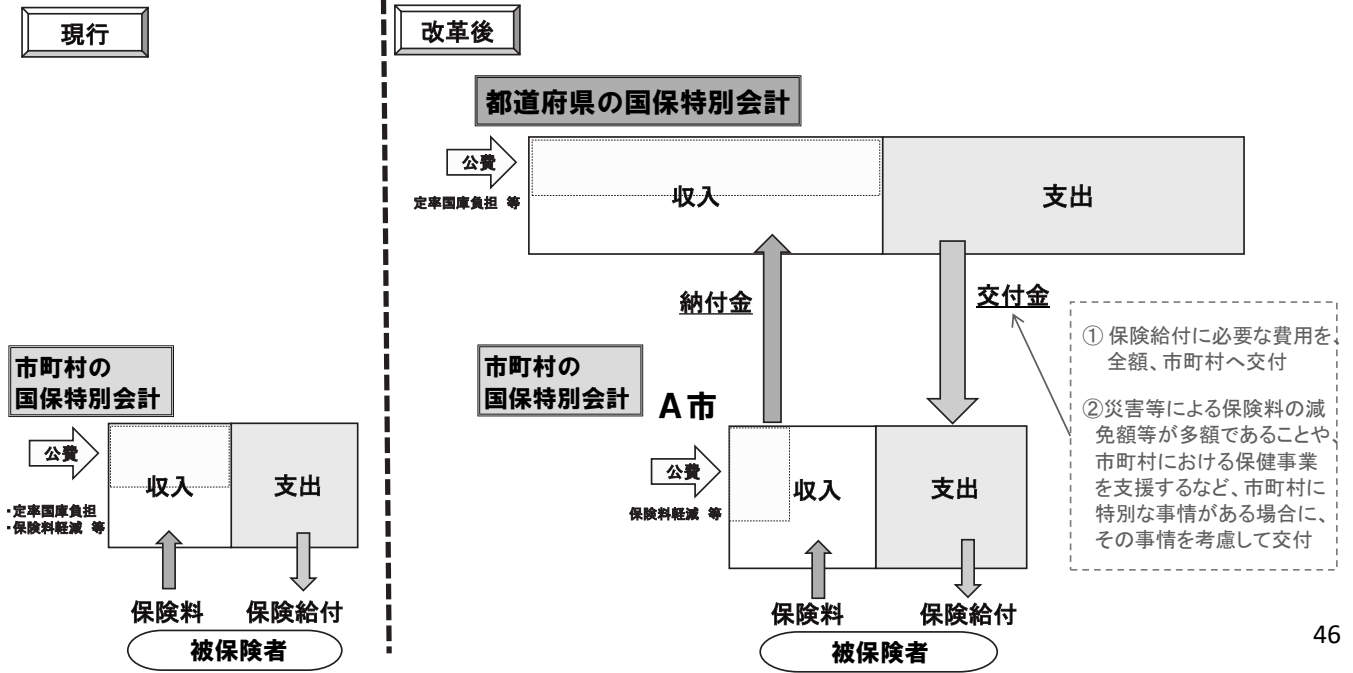
指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価【200億円程度】	H30年度	H31年度
(i) 特定健診受診率・特定保健指導実施率	20 (10点×2)	20 (10点×2)
(ii) 糖尿病等の重症化予防の取組	10	15
(iii) 個人インセンティブの提供	10	10
(iv) 後発医薬品の使用割合	20	20
(v) 保険料収納率	20	20
体制構築加算	20	15
合計	100	100
➔		
指標② 都道府県の医療費水準に関する評価【150億円程度】	H30年度	H31年度
(i) 平成28年度の数値が全国平均よりも低い水準である場合	20	20
(ii) 平成28年度の数値が前年度より改善した場合	30	30
合計	50	50
➔		
指標③ 都道府県の取組状況に関する評価【150億円程度】	H30年度	H31年度
(i) 医療費適正化等の主体的な取組状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症化予防の取組</li> </ul>	20	20
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への指導・助言等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県による給付点検</li> <li>都道府県による不正利得の回収</li> <li>第三者求償の取組</li> </ul> </li> </ul>	10	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者協議会への積極的関与</li> </ul>	-	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県によるKDBを活用した医療費分析</li> </ul>	-	10
(ii) 決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減	30	30
(iii) 医療提供体制適正化の推進	(30)	25
合計	60	105

※ 改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする

## 4-2. 国保の財政(納付金、保険料)

## 改革後の国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。  
※ 都道府県にも国保特別会計を設置
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。  
※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

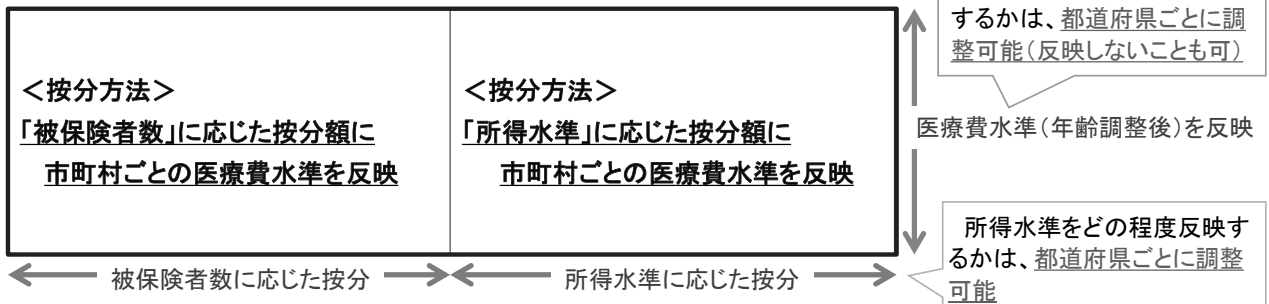


46

## 納付金の市町村への配分

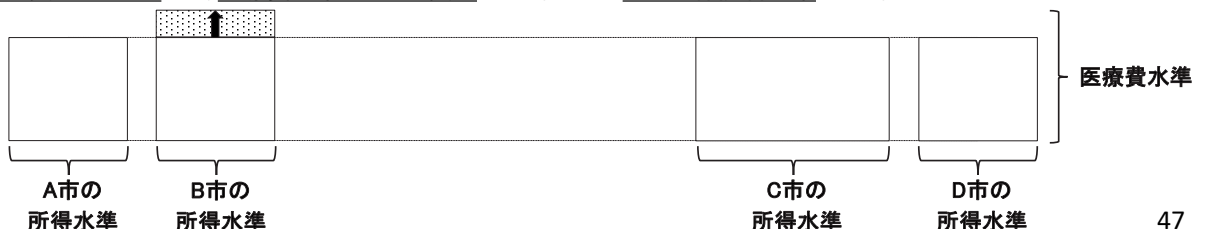
- 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの「被保険者数」と「所得水準」で按分し、それぞれに「医療費水準」を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

### 〈市町村の納付金額〉



- 市町村の所得水準が同じ場合、年齢調整後の医療費水準が高いほど納付金負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

- 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。



47

## 保険料の設定方法の見直しの効果

<所得水準が保険料に与える影響(医療費水準が同じ場合)>

○ 年齢構成の差異の調整後の医療費水準が同じ市町村であれば同じ保険料水準となる。(所得水準の高い市町村ほど納付金のうち応能割保険料分の割合が大きくなる)

■ 所得水準が県内平均の市町村 (※)

【保険料率】10% 【保険料額】3,000円

■ 所得水準が高い市町村 (県内平均の1.2倍)

【保険料率】10% 【保険料額】3,000円

■ 所得水準が低い市町村 (県内平均の0.8倍)

【保険料率】10% 【保険料額】3,000円

<医療費水準が保険料に与える影響(平均的な所得の場合)>

○ 所得水準が同じ市町村であれば、年齢構成の差異の調整後の医療費水準の高い市町村ほど、保険料が高くなる

■ 医療費水準が県内平均の市町村 (※)

【保険料率】10% 【保険料額】3,000円

■ 医療費水準が高い市町村 (県内平均の1.2倍)

【保険料率】12% 【保険料額】3,600円

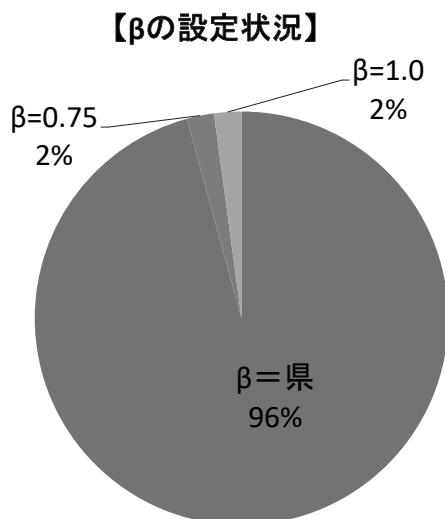
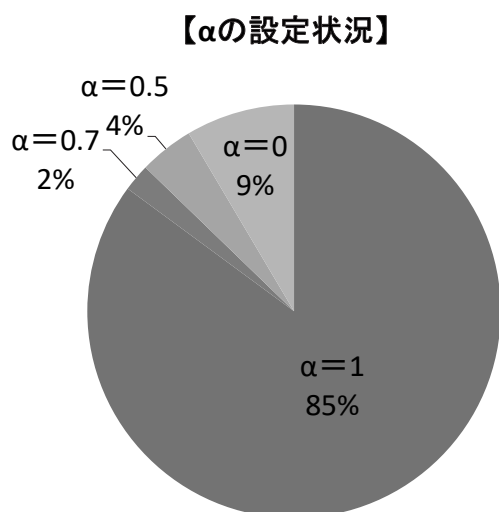
■ 医療費水準が低い市町村 (県内平均の0.8倍)

【保険料率】8% 【保険料額】2,400円

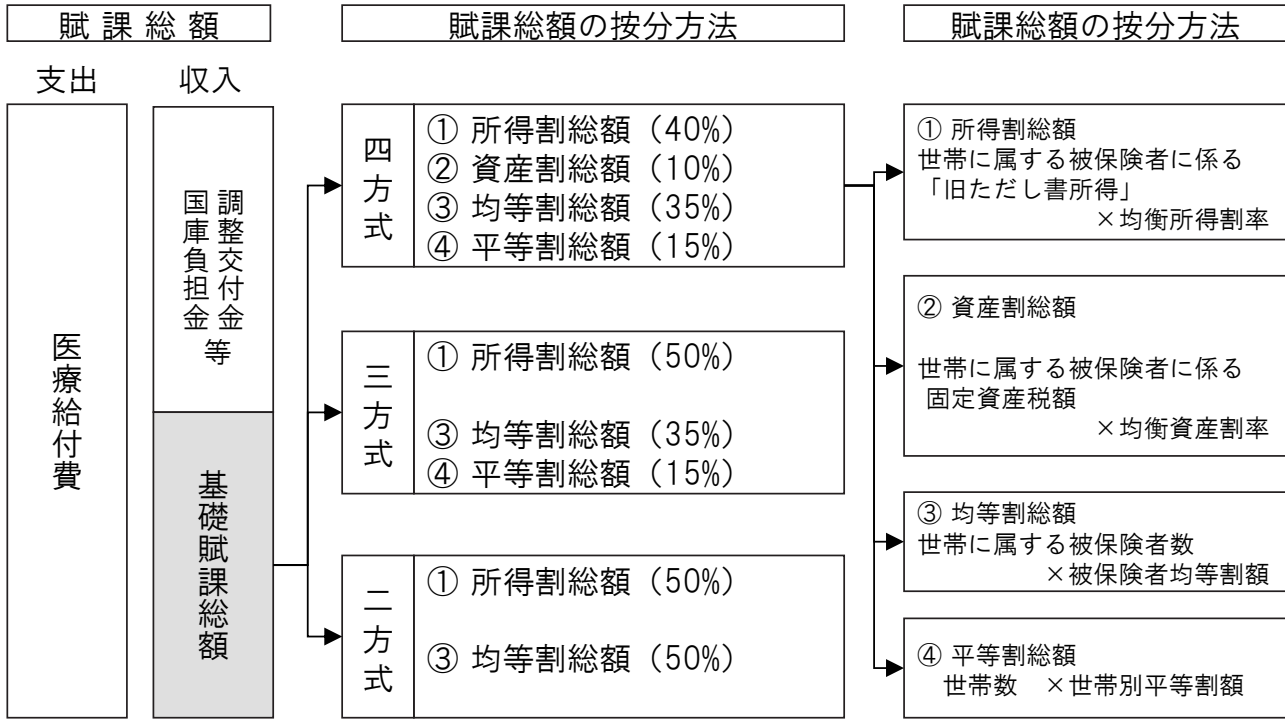
※全国的にも平均的な所得水準の都道府県の場合

※ 保険料水準が急激に変化しないよう、時間をかけて、見直しを進める必要 48

### α (医療費指数反映係数) ・ β (所得係数) の設定状況について (平成29年11月中旬時点)



## 保険料の賦課(賦課方式)

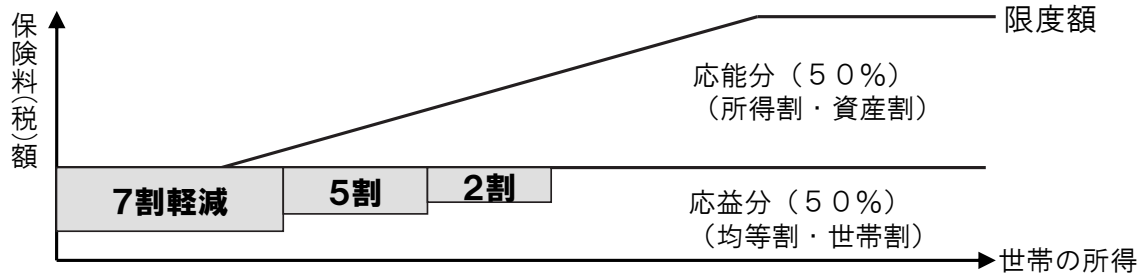


(※) 基礎賦課総額の場合の例。後期高齢者支援金等賦課総額・介護納付金賦課総額も同様の仕組み。

50

## 保険料の減免について(低所得世帯に対する保険料の軽減)

- 市町村(保険者)は、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料(税)により賄うこととされている。
- 保険料(税)については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(所得割、資産割)と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分(均等割、世帯割)から構成される。
- 世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分保険料(税)(均等割・世帯割)の7割、5割又は2割を軽減している。



減額割合	対象者の要件 (例: 3人世帯(夫婦40歳、子1人)夫の給与収入のみの場合)
7割	33万円以下 (給与収入 98万円以下)
5割	33万円 + (被保険者数) × 27万円以下 (給与収入 188万円以下)
2割	33万円 + (被保険者数) × 49万円以下 (給与収入 283万円以下)

51

## 4段階の激変緩和措置

- 平成30年度においては、追加公費の投入(1,700億円規模)が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる(納付金方式の導入等)ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。

### 被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための重層的な仕組みを用意

#### ア)市町村ごとの「納付金の設定」の際の対応

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準の差を、納付金にどの程度反映させるかを定めることになるが、激変が生じにくい反映方法を用いることを可能とする。

#### イ)「都道府県繰入金」による対応

- 都道府県繰入金(給付費の9%相当)の活用により、市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

#### ウ)「特例基金」による対応

- 施行当初の激変緩和の財源を確保するため、各都道府県ごとの「特例基金」を国費により設け、これを計画的に活用することが可能な仕組みを設ける。(平成30~35年度の時限措置。基金の規模は全国で300億円【6年間で活用】)

#### エ)「追加激変緩和財源」による対応

- 施行当初の激変緩和財源の充実に関する地方団体からの要請を踏まえ、平成30年度から投入する1,700億円の中の300億円を追加激変緩和財源として確保し、都道府県ごとの柔軟な活用を可能とする。(施行当初の暫定措置。平成30年度は全国で300億円【単年度で活用】)。さらに、平成30年度は、特別調整交付金による追加激変緩和措置として100億円を交付。

※ 決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

52

## 「都道府県の算出による国保改革前後の保険料の動向の取りまとめ」 (平成30年3月30日公表)について

### 【概要】

- 本取りまとめは、平成30年4月に施行される国保改革の前後における、市町村ごとの一般被保険者一人当たり保険料または納付金の伸び率(法定外一般会計繰入等の影響を除いた理論値同士を比較)について、各都道府県が算出し、国に提出したものをとりまとめたもの。

※ 国保改革の影響を把握する方法としては、保険料ベースで把握する方法と、納付金ベースで把握する方法の2種類があり、各都道府県は、国保改革の影響を把握する方法として適切と判断した方法により算出を行っている。

- 平成30年度に公費拡充及び激変緩和措置を行う結果、市町村ごとの単年度換算後伸び率を見ると、保険料ベースでは約59%の市町村が維持または減少、約41%の市町村が増加(納付金ベースでは約55%が維持・減少、約45%が増加)となっている。

	都道府県数	増加市町村数	維持・減少市町村数	合計
保険料ベース	21	292 (41%)	421 (59%)	713
納付金ベース	24	364 (45%)	447 (55%)	811
(参考) 合計	45	656 (43%)	868 (57%)	1,524

(注) 北海道は一人当たり納付金額のみ、宮城県は一人当たり納付金額及び県平均伸び率のみの提出であり、市町村数の計算には含まれない

※ 伸び率については、今回の改革による国保財政の都道府県単位化や公費拡充の影響だけでなく、改革の有無に関わらず生じる医療費の自然増(一人当たり医療費の平成26年度から28年度の伸び率は全国平均で年間3%程度)等に対応した保険料等の上昇が含まれることに留意が必要

- 平成30年度における各市町村の実際の保険料率については、都道府県から示される納付金額に基づき、各市町村の判断で行う決算補填等目的の法定外一般会計繰入や財政調整基金からの繰入等も踏まえて3~6月にかけて決定される。(本調査結果とは一致しない)

### 【公表日】

- 3月30日

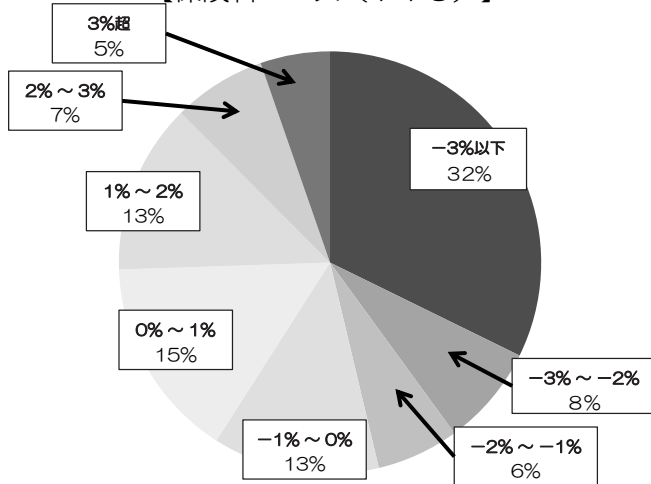
53

## 一人当たり保険料または納付金の伸び率(単年度換算後)別の市町村数の分布

○ 市町村ごとの単年度換算後伸び率を見ると、保険料ベースでは約59%の市町村が維持または減少、約41%の市町村が増加（納付金ベースでは約55%が維持・減少、約45%が増加）となっている。

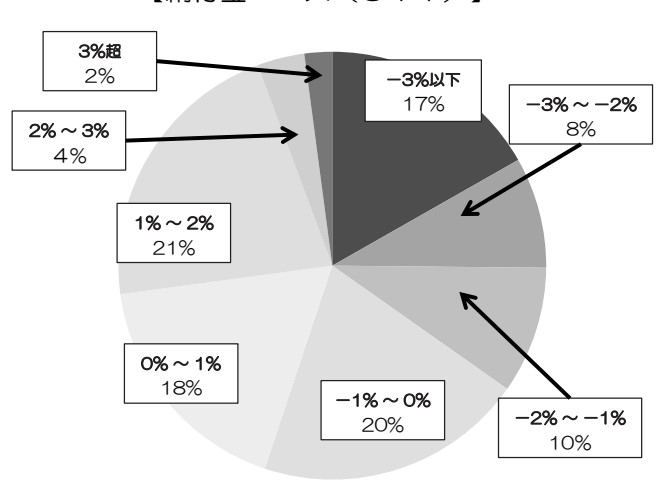
※ 伸び率については、今回の改革による国保財政の都道府県単位化や公費拡充の影響だけでなく、改革の有無に関わらず生じる医療費の自然増（一人当たり医療費の平成26年度から28年度の伸び率は全国平均で年間3%程度）等に対応した保険料水準の上昇が含まれることに留意が必要（単年度換算により、公費拡充の影響は半分程度に減殺されている）

【保険料ベース（713）】



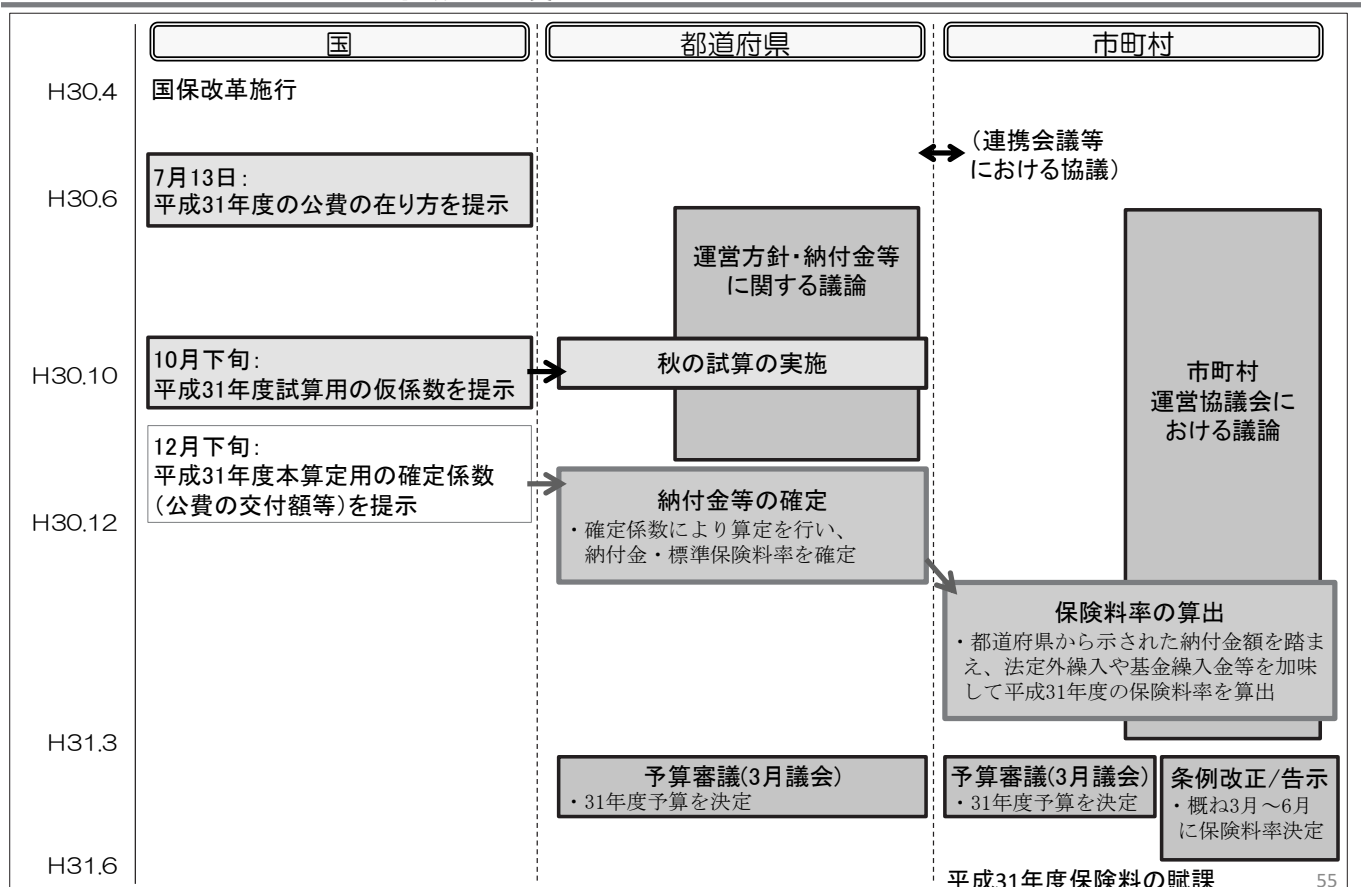
伸び率	-3%以下	-3%超 -2%以下	-2%超 -1%以下	-1%超 0%以下
市町村数	230	55	45	91
伸び率	0%超 1%以下	1%超 2%以下	2%超 3%以下	3%超
市町村数	110	93	51	38

【納付金ベース（811）】



伸び率	-3%以下	-3%超 -2%以下	-2%超 -1%以下	-1%超 0%以下
市町村数	136	68	78	165
伸び率	0%超 1%以下	1%超 2%以下	2%超 3%以下	3%超
市町村数	144	174	29	17

## 平成31年度に向けてのスケジュールについて



## 保険料水準の統一に向けた動向

- 国保の保険料水準の統一について、国は、納付金等算定ガイドラインにおいて、将来的に保険料水準の平準化（同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準）を目指す、こととしている。
- 国保改革が施行時点における、各都道府県の保険料水準の統一に向けた状況は、次のとおり。  
（各都道府県の国保運営方針の記載に基づき整理を行ったもの）

①国保運営方針において、具体的な統一時期や検討時期等に係る記載がある都道府県

運営方針における記載等	該当都道府県
平成30年度より統一	大阪府（6年間の例外措置あり）
平成36年度までを目標に検討	北海道※1、福島県、奈良県、広島県※2、沖縄県 ※1：北海道は、納付金ベースでの統一 ※2：広島県は、収納率の差異によるバラツキを容認
平成39年度までに統一	和歌山県

②その他の都道府県については、

- ・時期を明示せず、将来的に統一を目指す、
- ・医療費水準の平準化・赤字の解消等を踏まえ検討、等と整理している。

③保険料水準を統一する場合、保険料算定方式の統一化も重要な課題であるが、以下のように統一期限を明記している都道府県がある。

宮城県：32年度、鹿児島県：35年度、和歌山県：39年度（いずれも3方式に統一）

## 5. 保険者機能の強化 （保健事業を通じた医療費適正化）

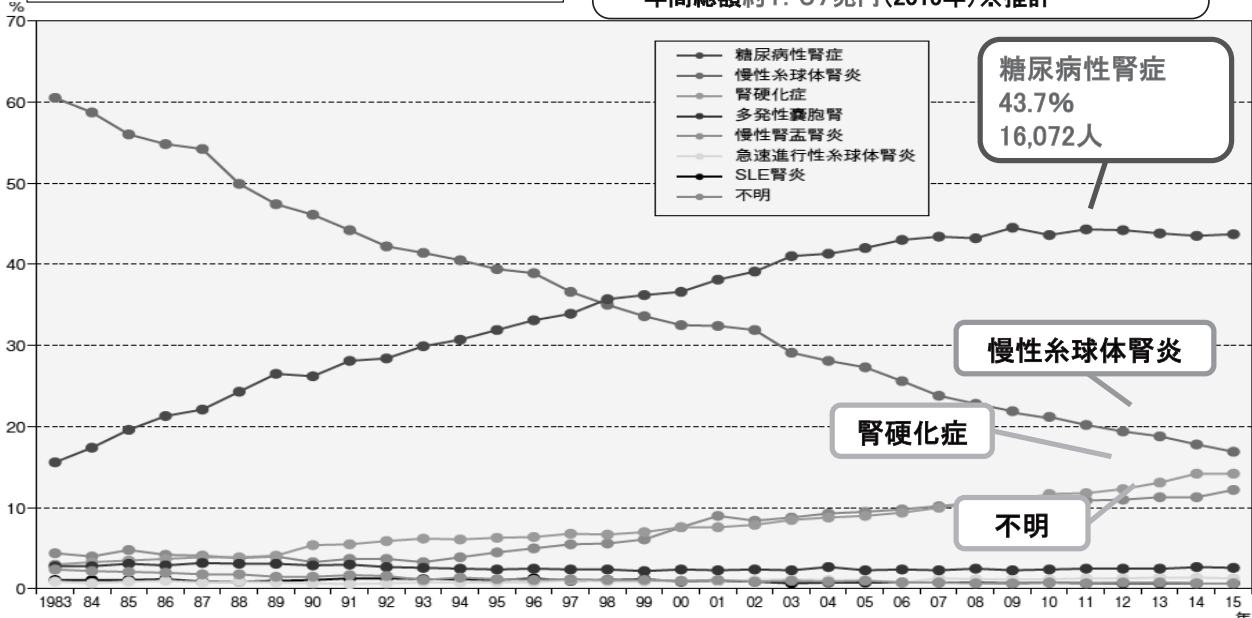


## 透析導入患者の主要原疾患の推移(年別)

- 糖尿病性腎症が進行し腎不全に陥ると、人工透析を要する状態になる。
- 2015年の透析導入患者約3万7千人のうち、約1万6千人(43.7%)は糖尿病性腎症が原因である。  
(参考)2015年末時点の透析患者数:324,986人

<人工透析に係る医療費> 1人月額約40万円  
出典:第19回透析医療費実態調査報告(日本透析医学会)  
年間総額約1.57兆円(2015年)※推計

### 透析導入患者の主要原疾患の推移(年別)



出典:我が国の慢性透析療法の現状(日本透析医学会)

58

## 糖尿病性腎症重症化予防の推進

### 背景

- 人工透析は医療費年間総額1.57兆円を要するため、人工透析の主な原疾患である糖尿病性腎症の重症化予防は、健康寿命の延伸とともに医療費適正化の観点において喫緊の課題である。
- 平成27年6月「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び平成27年7月の日本健康会議「健康なまち・職場づくり宣言2020」※等において生活習慣病の重症化予防を推進することとされており、レセプトや健診データを効果的・効率的に活用した取組を全国に横展開することが必要である。 ※かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体800市町村(平成32年)を目指す

### 横展開を推進

#### 環境整備・ツール提供

- 厚生労働省・日本医師会・日本糖尿病対策推進会議の三者が連携協定を締結(平成28年3月)。
- 国レベルで「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定(平成28年4月)。
- 重症化予防WGとりまとめ「糖尿病性腎症重症化予防の更なる展開に向けて」及び事例集を公表(平成29年7月)。

#### 財政支援

- 国保ヘルスアップ事業・国保保健指導事業(市町村向け)

市町村が実施する保健事業(特定健診未受診者対策、生活習慣病重症化予防等)に係る経費を助成※する

※国保被保険者数に応じた助成限度額:国保ヘルスアップ事業600万~1,800万円、国保保健指導事業400万~1,200万円。財源は特別調整交付金を活用。

- 都道府県国保ヘルスアップ支援事業(都道府県向け、平成30年度新規)

都道府県が実施する保健事業等(基盤整備、現状把握・分析等)に係る経費を助成※する

※国保被保険者数に応じた助成限度額:1,500万~2,500万円。

#### 保険者努力支援制度における評価

- 保険者努力支援制度の創設(平成28年度より前倒し実施、平成30年度より本格施行)

59

## 糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて(平成28年4月20日)

### 1. 趣旨

- 呉市等の先行的取組を全国に広げていくためには、**各自治体と医療関係者が協働・連携できる体制の整備**が必要。
- 国レベルでも支援する観点から、**日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省の三者で、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定したもの**（それに先立ち本年3月24日に連携協定締結）。

### 2. 基本的考え方

- 重症化リスクの高い**医療機関未受診者等に対する受診勧奨・保健指導**を行い治療につなげるとともに、**通院患者のうち重症化リスクの高い者に対して主治医の判断で対象者を選定して保健指導を行い、人工透析等への移行を防止**する。

### 3. 関係者の役割

- (市町村)
  - 地域における**課題の分析・対策の立案・対策の実施・実施状況の評価**
- (都道府県)
  - **市町村の事業実施状況のフォロー**、都道府県レベルで**医師会や糖尿病対策推進会議等と取組状況の共有、対応策等について議論、連携協定の締結、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定**
- (地域における医師会等)
  - 都道府県医師会等の関係団体は、**郡市区医師会等に対して、国・都道府県における動向等を周知し、必要に応じ助言**
  - 都道府県医師会等や郡市区医師会等は、都道府県や市町村が取組を行う場合には、**会員等に対する周知、かかりつけ医と専門医等との連携強化など、必要な協力を努める**
- (都道府県糖尿病対策推進会議)
  - 国・都道府県の動向等について**構成団体に周知、医学的・科学的観点からの助言など、自治体の取組に協力するよう努める**
  - **地域の住民や患者への啓発、医療従事者への研修に努める**

### 4. 対象者選定 ※取組内容については地域の実情に応じ柔軟に対応

- ① **健診データ・レセプトデータ**等を活用したハイリスク者の抽出
- ② **医療機関における糖尿病治療中の者からの抽出**  
※生活習慣改善が困難な方・治療を中断しがちな患者等から医師が判断
- ③ **治療中断かつ健診未受診者**の抽出

### 5. 介入方法 ※取組内容については地域の実情に応じ柔軟に対応

- ① **受診勧奨**：手紙送付、電話、個別面談、戸別訪問等
  - ② **保健指導**：電話等による指導、個別面談、訪問指導、集団指導等
- ※ 受診勧奨、保健指導等の保健事業については外部委託が可能

### 6. かかりつけ医や専門医等との連携

- 都道府県、市町村において、**あらかじめ医師会や糖尿病対策推進会議等と十分協議の上、推進体制を構築。都市医師会は各地域での推進体制について自治体と協力。**
- **かかりつけ医は、対象者の病状を把握し、本人に説明するとともに、保健指導上の留意点を保健指導の実施者に伝えることが求められる。**
- 必要に応じて**かかりつけ医と専門医の連携、医科歯科連携**ができる体制をとることが望ましい。

### 7. 評価

- 事業の実施状況の評価に基づき、今後の事業の取組を見直すなど、**PDCAサイクル**を回すことが重要。

60

## 重症化予防に取り組む自治体の状況（市町村国保）

日本健康会議「健康なまち・職場づくり宣言2020」

### 宣言2

かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

全自治体 (1716市町村)	取組の実施状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		保険者データヘルス 全数調査 (平成28年3月時点)	保険者データヘルス 全数調査 (平成29年3月時点)	保険者データヘルス 全数調査 (平成30年3月時点)
	現在も過去も実施していない	520	250	94
	過去実施していたが現在は実施していない	35	23	6
	現在は実施していないが予定あり	362	303	247
	糖尿病性腎症の重症化予防の取組を行っている	659	1,009	1,282

5つの要件の達成状況	平成28年3月時点	平成29年3月時点	平成30年3月時点
①対象者の抽出基準が明確であること	622	957	1,249
②かかりつけ医と連携した取組であること	503	846	1,156
③保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること	566	817	1,087
④事業の評価を実施すること	583	907	1,164
⑤取組の実施にあたり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携(各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など)を図ること	136	721	1,088
全要件達成数(対象保険者)	118	654	1,003

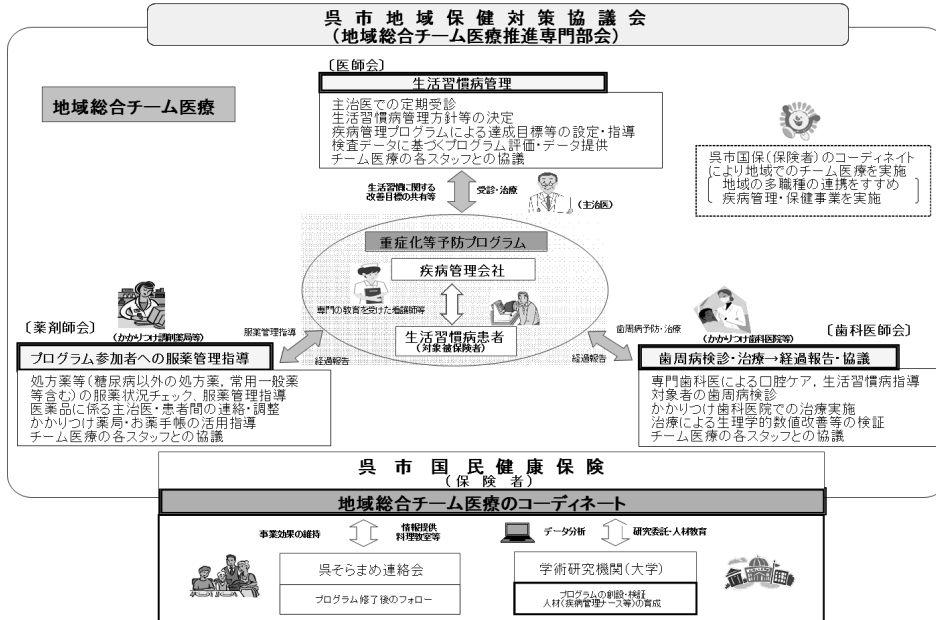
# 呉市糖尿病性腎症等重症化予防事業

糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者基準

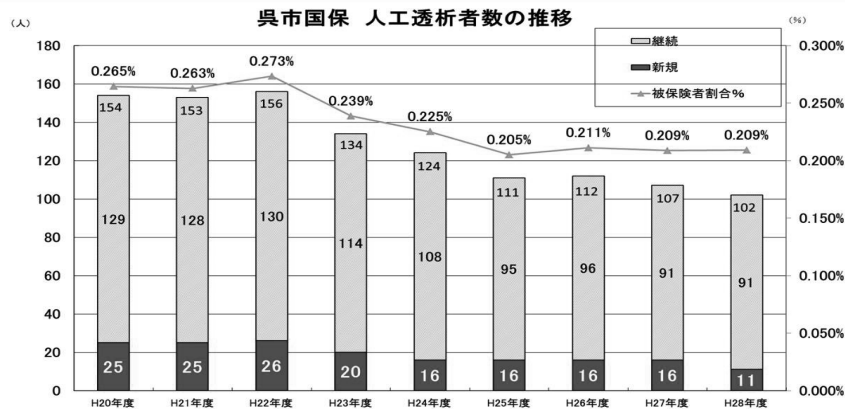
- ① 20歳以上の呉市国民健康保険被保険者
- ② 糖尿病及び糖尿病性腎症第3期又は第4期で通院治療していると思われる者
- ③ 除外基準:がんで治療中の者、重度の合併症や身体症状を有する者等

## 呉市糖尿病性腎症重症化予防プログラム

- 専門的な訓練を受けた看護師による個別支援。
  - 期間は6か月。(●面談指導:3回, ○電話指導:9回)
- |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1か月 | 2か月 | 3か月 | 4か月 | 5か月 | 6か月 |
| ●○  | ●○  | ●○  | ○○  | ○○  | ○○  |
- 食事の実践方法を学ぶ「腎臓にやさしい料理教室」を開催。
  - プログラム終了後も6か月ごとにフォローアップ。



# 呉市糖尿病性腎症等重症化予防事業



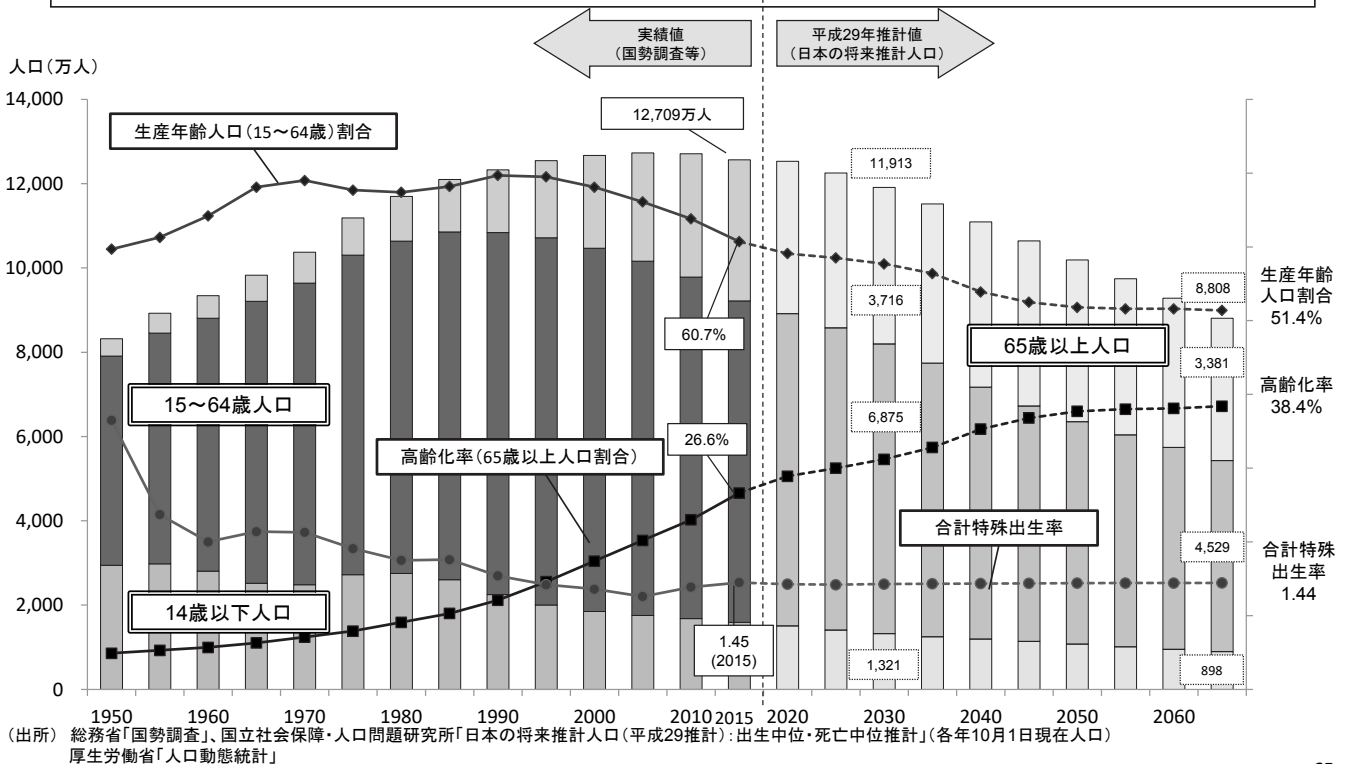
プログラム参加者の人工透析移行状況 (人)

年度	参加者数	人工透析移行者数			
		H25	H26	H27	H28
H22	50	2	2	0	2
H23	71	1	1	0	0
H24	71	0	0	0	0
H25	73	0	0	0	0
H26	82	0	0	0	0
H27	17	0	0	0	0
H28	24	0	0	0	0
計	388	3	3	0	2

## 6. 2040年頃を展望した社会保障改革

### 日本の人口の推移

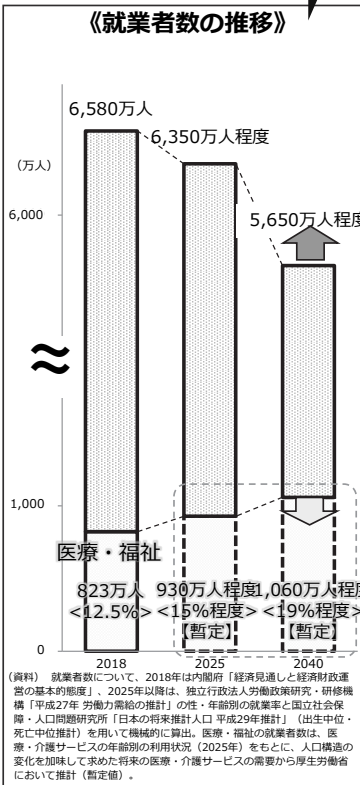
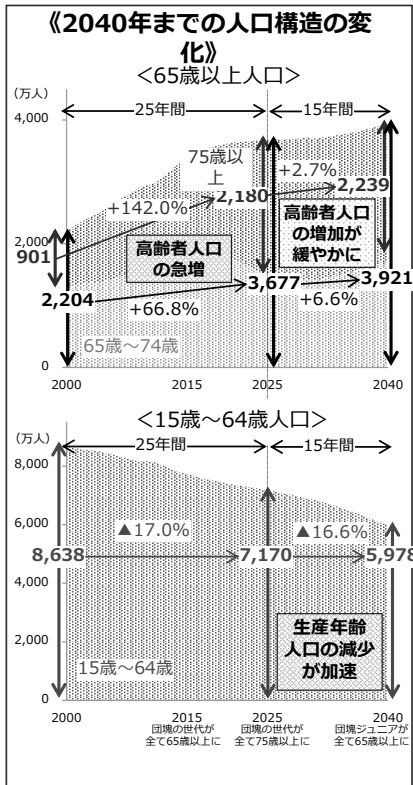
○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



# 2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。



国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

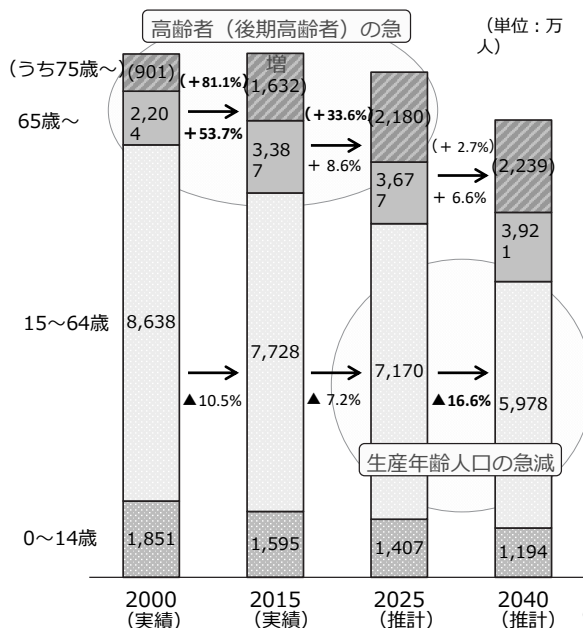
#### 《新たな局面に対応した政策課題》

- 1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上**  
⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。
- 2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保**  
⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。

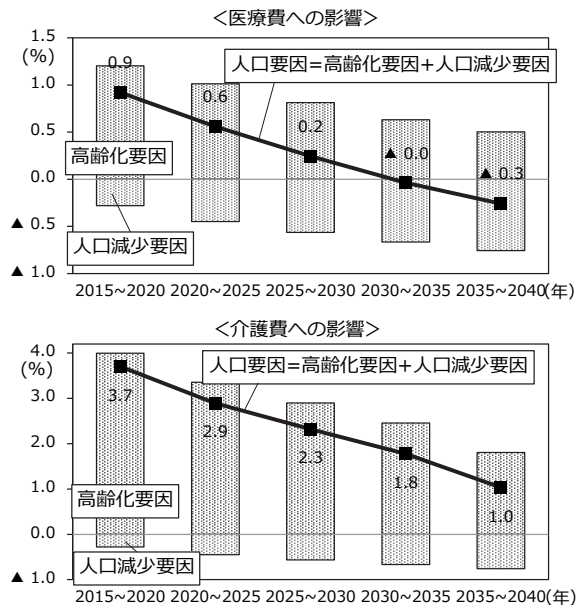
## 2025年までの社会の変化と2025年以降の社会の変化

- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。
- 人口構造の変化の要因が医療・介護費の増加に及ぼす影響は、2040年にかけて逡減。

【人口構造の変化】



【人口構造の変化が医療・介護費に及ぼす影響】

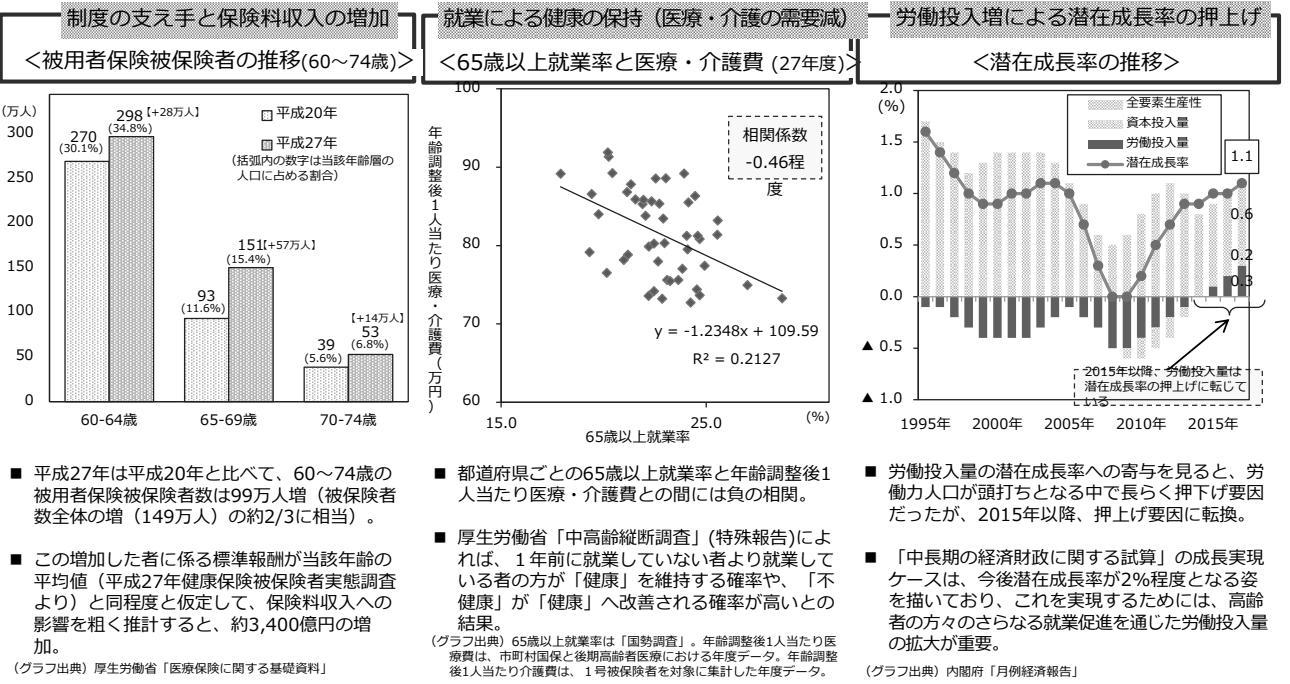


(出典) 総務省「国勢調査」人口推計、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年」

(算出方法) 年齢階級別1人当たり医療費及び介護費の実績と将来の年齢階級別人口を元に、年齢階級別1人当たり医療費・介護費を固定した場合の、将来の年齢階級別人口をベースとした医療費及び介護費を算出し、その伸び率を「人口要因」として、その上で、総人口の減少率を「人口減少要因」とし、「人口要因」から「人口減少要因」を除いたものを、「高齢化要因」としている。

# 生産年齢人口の急減という局面で健康寿命の延伸に取り組むことの重要性 ～高齢者就業の拡大を例に～

- 近年の高齢者就業の拡大は、今日の経済社会において、社会保障のみならず経済社会全体に様々な好影響をもたらしている。
- 今後、生産年齢人口の急減という新たな局面を迎える我が国経済社会の活力の維持向上のためには、高齢者の方々の就労・社会参加の基盤となる健康寿命の延伸等が重要な政策課題に。

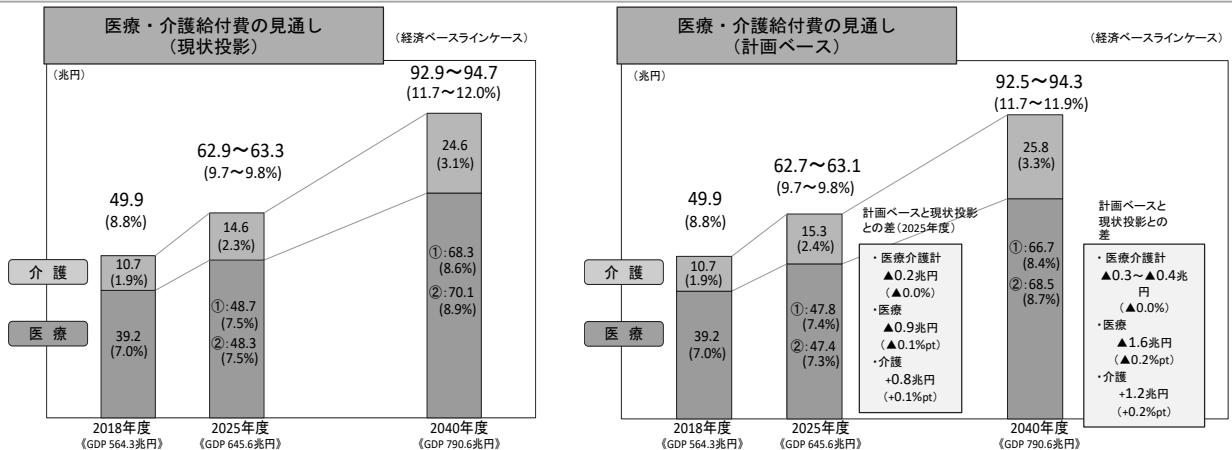


## 2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）－概要－ (内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 平成30年5月21日)

○ 高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するための議論の素材を提供するために、一定の仮定をおいた上で、将来見通しを作成。

### 試算結果①医療・介護給付費の見通し(計画ベースと現状投影との比較)

- 現在、全国の都道府県、市区町村において、医療・介護サービスの提供体制の改革や適正化の取組みが進められている。これらの取組みに係る各種計画(地域医療構想、医療費適正化計画、介護保険事業計画)を基礎とした「計画ベース」の見通しと、現状の年齢別受療率・利用率を基に機械的に将来の患者数や利用者数を計算した「現状投影」の見通しを作成。
- 医療・介護給付費について2つの見通しを比較すると、計画ベースでは、
  - ・ 医療では、病床機能の分化・連携が進むとともに、後発医薬品の普及など適正化の取組みによって、入院患者数の減少や、医療費の適正化が行われ(2040年度で▲1.6兆円)、
  - ・ 介護では、地域のニーズに応じたサービス基盤の充実が行われることで(2040年度で+1.2兆円) 疾病や状態像に応じてその人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現を目指したものとなっている。

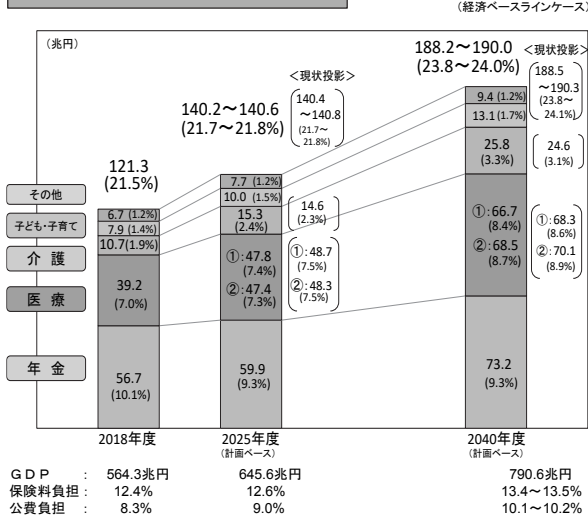


(注1) 医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)示している。  
 (注2) 「計画ベース」は、地域医療構想に基づく2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療費適正化計画から介護保険施設等への転換など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。  
 ※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。  
 なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。( )内は対GDP比。

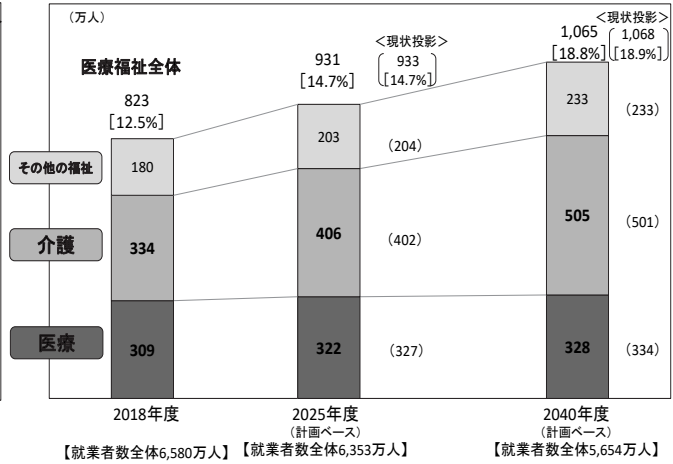
## 試算結果②(社会保障給付費全体の見直し)

- 社会保障給付費の対GDP比は、2018年度の21.5%(名目額121.3兆円)から、2025年度に21.7~21.8%(同140.2~140.6兆円)となる。その後15年間で2.1~2.2%ポイント上昇し、2040年度には23.8~24.0%(同188.2~190.0兆円)となる。(計画ベース・経済ベースラインケース※)
- 経済成長実現ケース※でも、社会保障給付費の対GDP比は概ね同様の傾向で増加するが、2040年度で比較するとベースラインケースに比べて、1%ポイント程度低い水準(対GDP比22.6~23.2%(名目額210.8~215.8兆円))(計画ベース・経済成長実現ケース)。

### 社会保障給付費の見直し



### 医療福祉分野における就業者の見直し



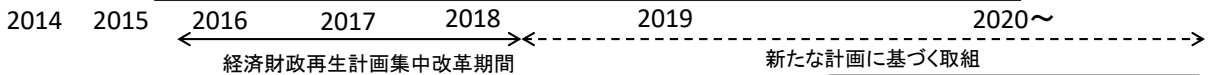
(注1)医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)示している。

(注2)「計画ベース」は、地域医療構想に基づく2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービスの見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

(注3)医療福祉分野における就業者の見直しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が変化すると仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。

※平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革の試算の仮定を使用。( )内は対GDP比。[ ]内は就業者数全体に対する割合。保険料負担及び公費負担は対GDP比。

## これまでの医療保険制度改革と一体改革後の展望



社会保障・税一体改革等への対応	消費税率引上げ	2040年を展望した社会保障改革
<b>《消費税増収分等を活用した社会保障の充実》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域医療介護総合確保基金(2014年度~)</li> <li>○ 国保等の低所得者保険料軽減措置の拡充(2014年度~)</li> <li>○ 国保への財政支援の拡充(2015年度~:約1,700億円 2018年度~:約3,400億円)</li> <li>○ 高額療養費の見直し(2015年~)</li> </ul>	消費税率引上げ(2019年10月予定) → 一体改革に関わる制度改革が完了 (一体改革の社保充実) ○ 年金生活者支援給付金制度の創設 ○ 介護保険1号保険料軽減強化の完全実施 ※新しい経済政策パッケージを実施	<b>国民的な議論の下、</b> ■ これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、 ■ 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。 <b>《新たな局面に対応した政策課題》</b> 1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上 ⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。 2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保 ⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。
<b>《持続可能性の確保等のための制度改革》</b> (患者負担関係) ○ 70~74歳の患者負担の見直し(2014~18年度:1割→2割) ○ 高齢者の高額療養費の見直し(2017、18年度) [一般外来:1.2万円/月→段階的に1.8万円/月 ・現役並み外来:外来特例廃止、3区分化] ○ 紹介状のない大病院受診の定額負担(2016年度:500床以上、18年度:400床以上) ○ 入院時の食事療養費の見直し(2016、18年度) ○ 高齢者の入院時居住費の見直し(2017、18年度) (保険料関係) ○ 後期高齢者保険料軽減特例の見直し(2017~19年度) [所得割:5割軽減→段階的に軽減なし ・元被扶養者:9割軽減→段階的に軽減なし] ○ 後期高齢者支援金の総報酬割(2015~17年度) (財政基盤関係・診療報酬関係) ○ 国保改革(都道府県単位の財政運営:2018年度~) ○ 薬価制度の抜本改革(2018年度~)	改革工程表2018年度内の検討課題 ○ 後期高齢者医療制度の患者負担の在り方 ○ 外来受診時の定額負担の在り方 ○ 薬剤自己負担の引上げ ○ 医療保険制度の負担への金融資産等の反映 ○ 後期高齢者保険料軽減特例(均等割)の見直し	
	地域医療構想に基づく医療提供体制改革 医療費適正化計画 データヘルス改革、審査支払機関改革	

## 今後の医療保険制度の検討について

- 消費税率引上げが予定されている2019年10月に社会保障と税の一体改革に関わる制度改革が完了が予定されており、一体改革後の社会保障改革の展望が求められる。
- 高齢者数がピークを迎える2040年頃の社会保障制度を展望すると、社会保障の持続可能性を確保するための給付と負担の見直し等と併せて、新たな局面に対応する政策課題である「健康寿命の延伸」や「医療・介護サービスの生産性の向上」を含めた新たな社会保障改革の全体像について、国民的な議論が必要。
- こうした中、厚生労働省においては、2040年を展望した社会保障改革に対応していく必要があり、健康寿命の延伸と医療・介護サービスの生産性の向上に向けた目標設定や施策の具体化に着手し、可能なものから予算措置や制度改正を検討していくことが必要。あわせて、医療保険制度の持続可能性の確保のため、不断の改革を進め、総合的な社会保障改革に取り組んでいくことが必要。

2040年を展望した社会保障改革  
(医療保険制度関係)

### 1. 社会保障の持続可能性の確保

給付と負担の見直し等により制度の持続可能性の確保を図る。

- 負担能力に応じた負担の在り方(世代間・世代内)、保険給付の在り方
  - 医療保険制度の基盤・保険者機能の強化
  - 高齢者医療制度の在り方 等
- ※改革工程表の検討事項

### 2. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上

高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく。

- 健康寿命の延伸(介護予防と保健事業の一体的実施等)
- 被用者保険の適用拡大 等

### 3. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保

テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。

地域医療構想に基づく医療提供体制改革  
医療費適正化計画  
データヘルス改革、審査支払機関改革





# 介護保険の現状と取組について

平成30年9月28日

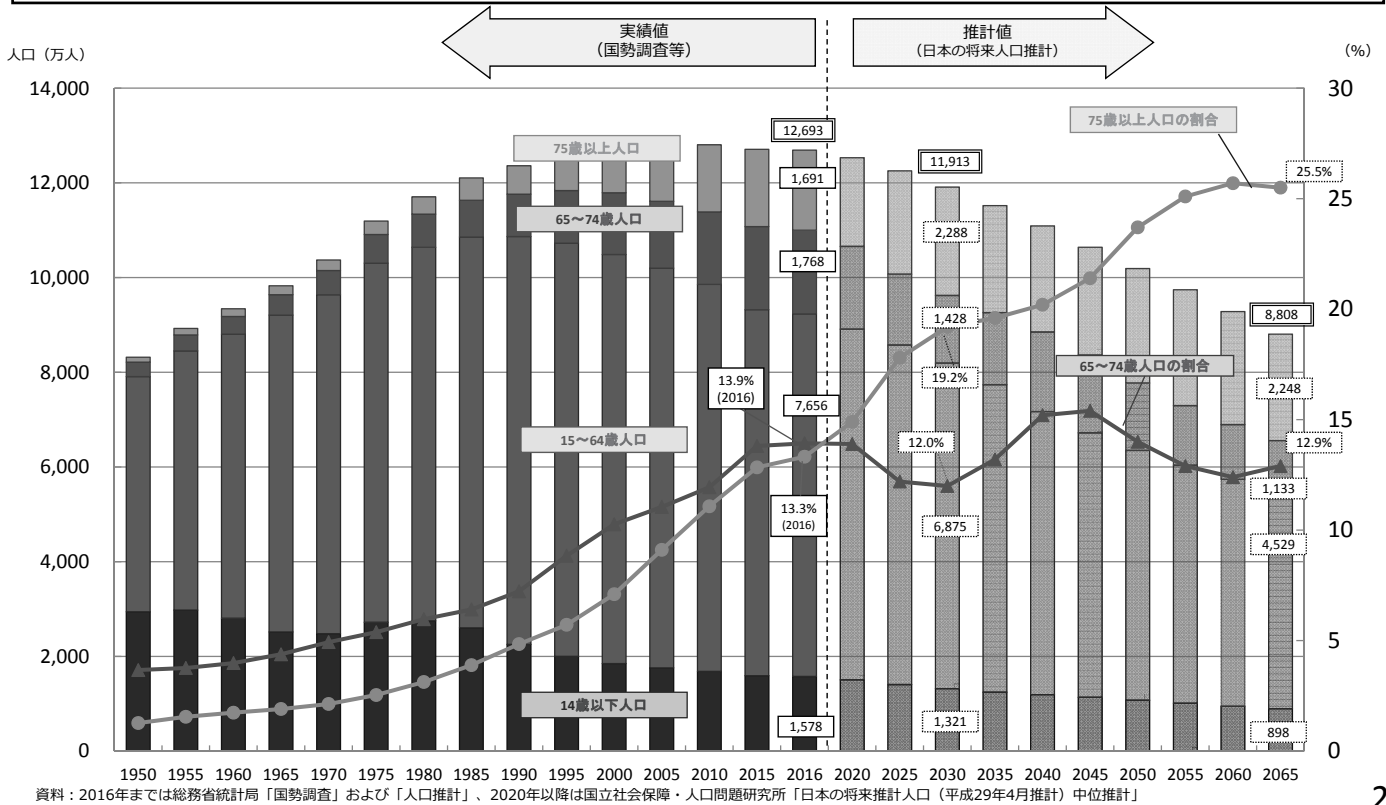
厚生労働省老健局

介護保険計画課長 橋本敬史

## 介護保険を取り巻く状況

# 75歳以上の高齢者数の急速な増加

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者(特に75歳以上の高齢者)の占める割合は増加していくことが想定される。



## 今後の介護保険をとりまく状況

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

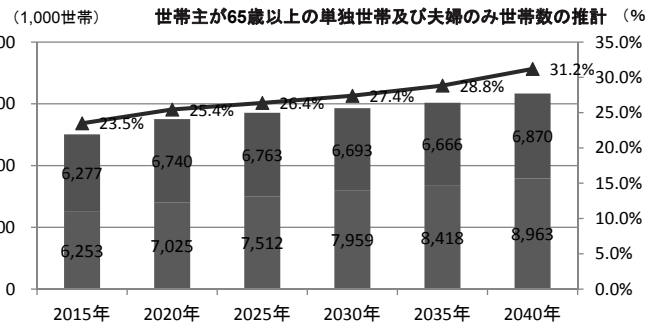
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,387万人(26.6%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,632万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(25.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(平成29(2017)年4月推計)」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



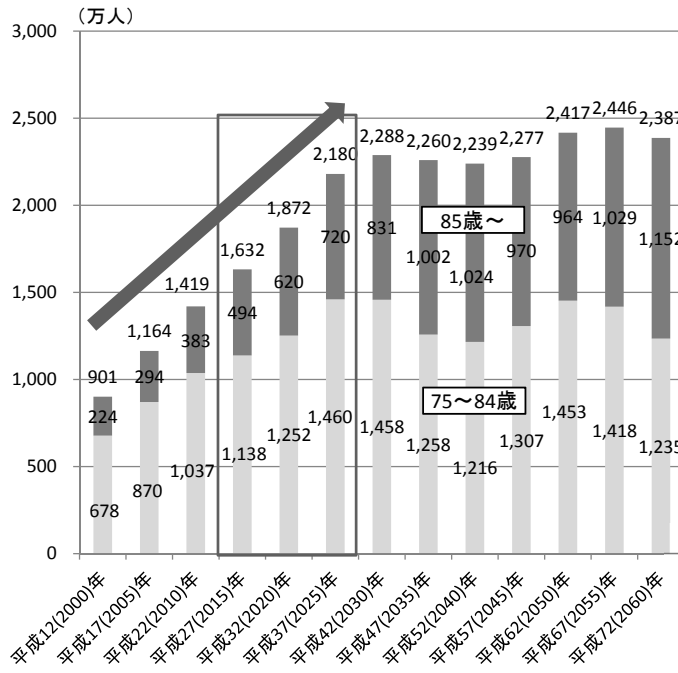
④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(11)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合 ( )は倍率	77.3万人 <10.6%> (1.56倍)	70.7万人 <11.4%> (1.52倍)	99.3万人 <10.9%> (1.48倍)	80.8万人 <10.8%> (1.45倍)	105.0万人 <11.9%> (1.44倍)		146.9万人 <10.9%> (1.33倍)		26.5万人 <16.1%> (1.11倍)	18.9万人 <18.4%> (1.11倍)	19.0万人 <16.9%> (1.10倍)	1632.2万人 <12.8%> (1.34倍)
2025年 <>は割合 ( )は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

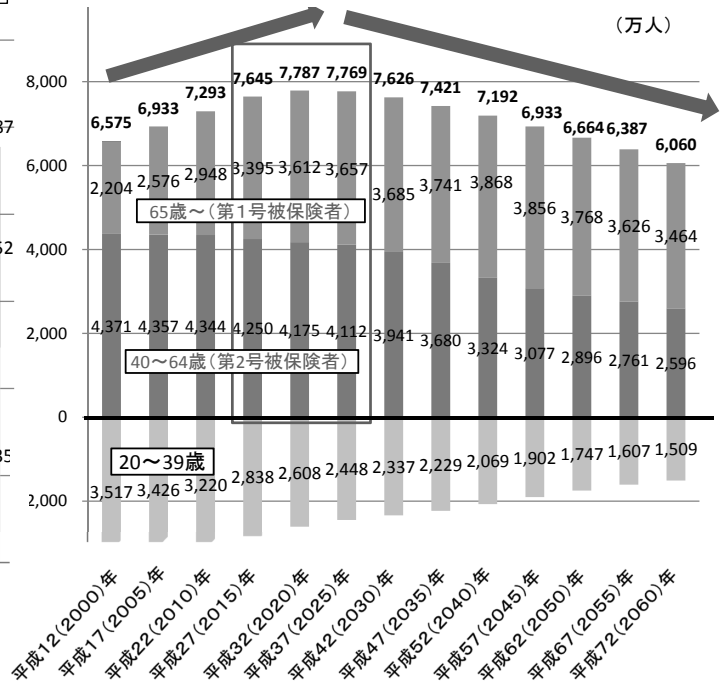
⑤ 要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。  
 ○2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



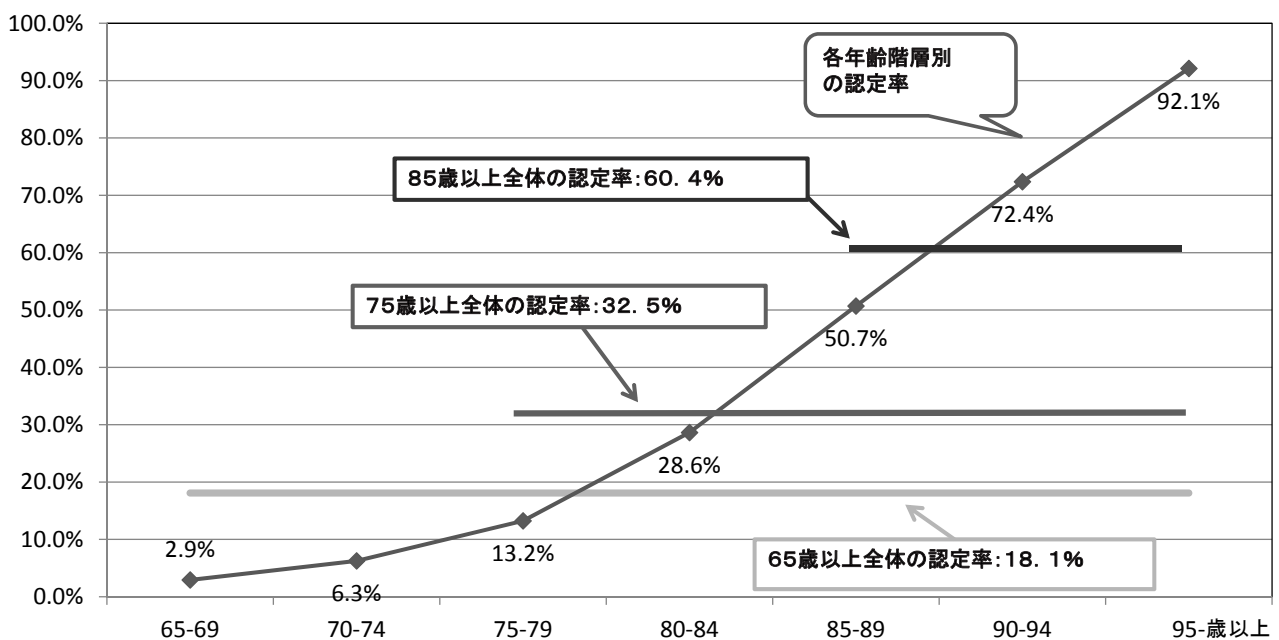
⑥ 介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

○保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2021年をピークに減少する。



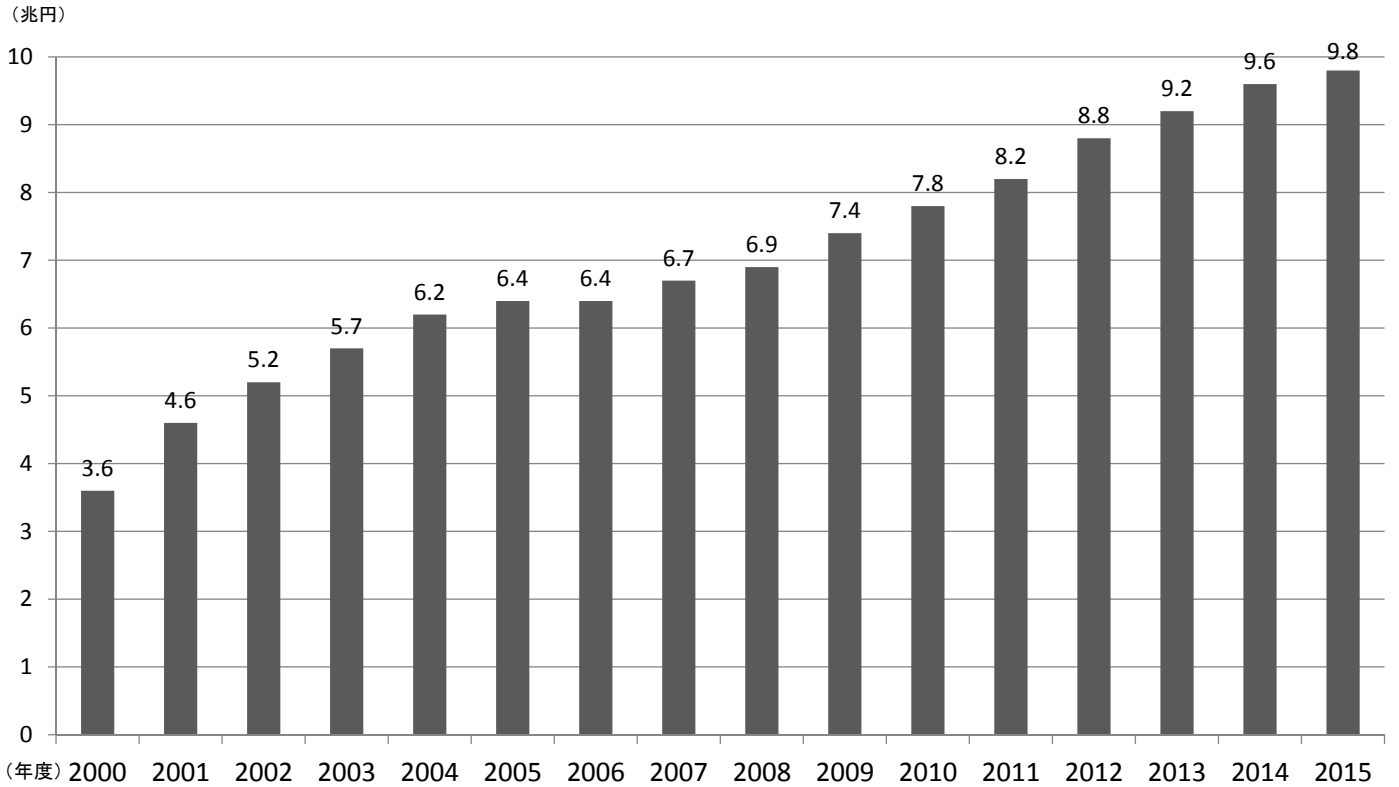
(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計) 出生中位(死亡中位)推計実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

年齢階級別の要介護認定率の推移



出典: 総務省統計局人口推計及び介護給付費実態調査(平成28年10月審査分)

## 介護給付(総費用額)の推移

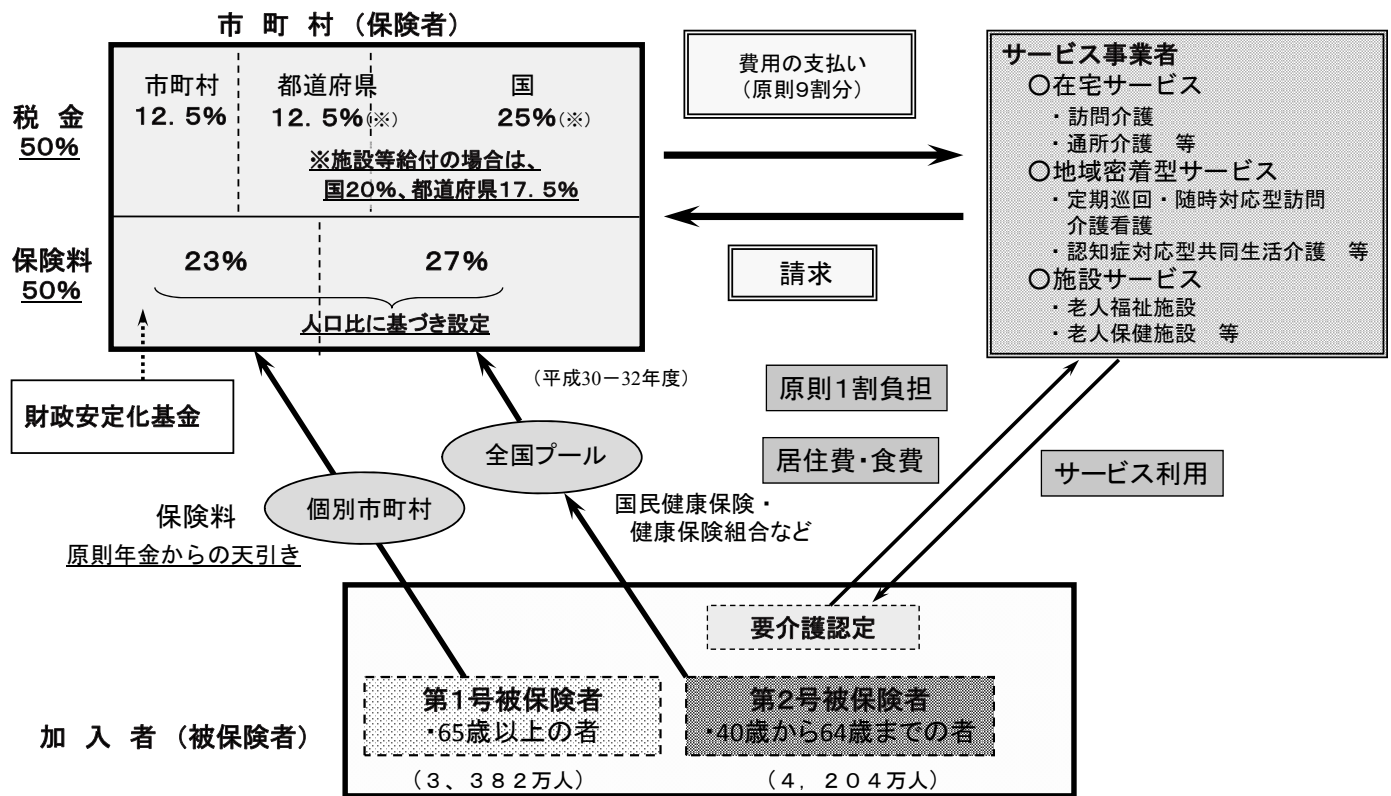


6

## 介護保険制度の基本的な仕組み

7

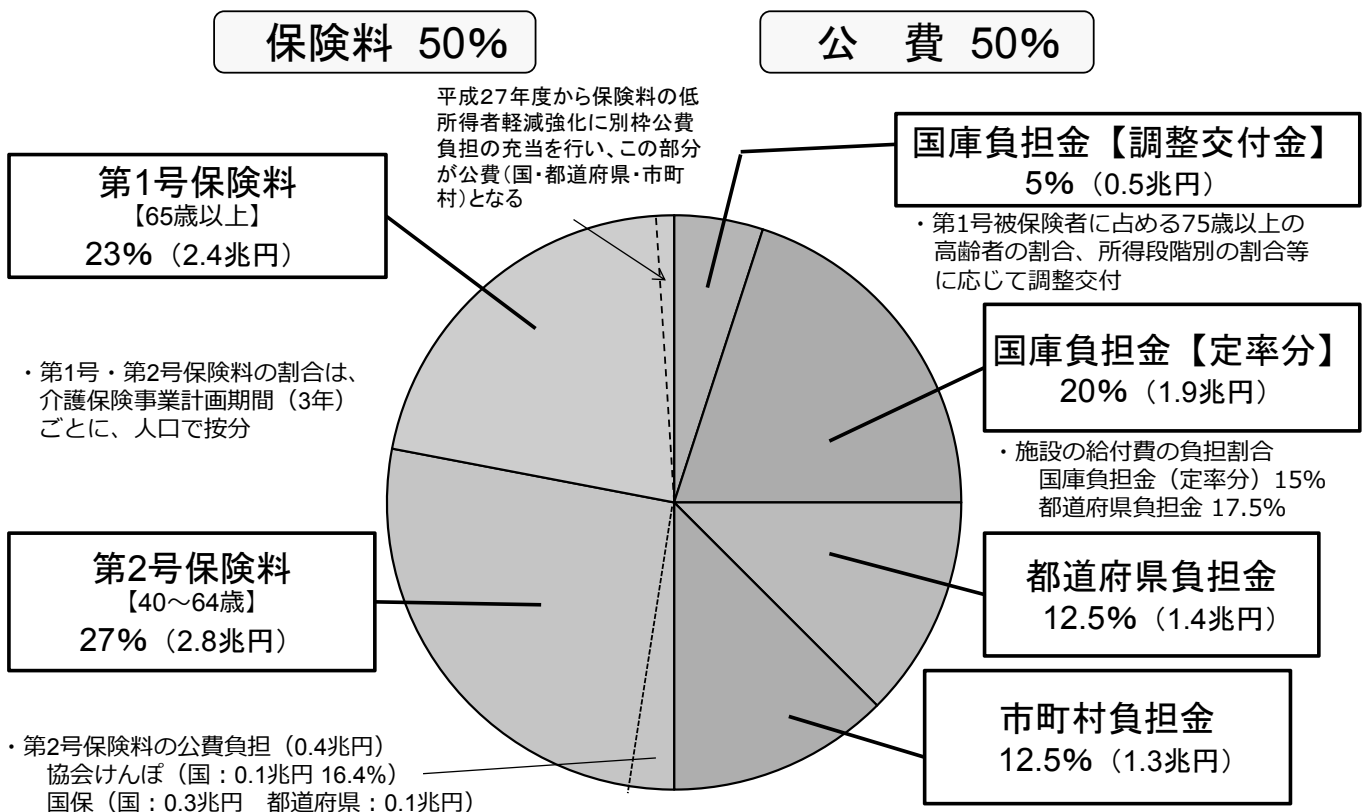
# 介護保険制度の仕組み



(注) 第1号被保険者の数は、「平成27年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成27年度末現在の数である。  
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成27年度内の月平均値である。

## 介護保険の財源構成と規模

(30年度予算 介護給付費：10.3兆円)  
総費用ベース：11.1兆円



※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

# 介護保険制度の被保険者(加入者)

- 介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者(第1号被保険者)、②40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)となっている。
- 介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
人数	3,382万人 (65～74歳:1,745万人 75歳以上:1,637万人) ※1万人未満の端数は切り捨て	4,204万人
受給要件	・要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ・要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(特定疾病)による場合に限定
要介護(要支援)認定者数と被保険者に占める割合	607万人(17.9%) (65～74歳: 76万人(2.2%) 75歳以上: 532万人(15.7%))	14万人(0.3%)
保険料負担	市町村が徴収 (原則、年金から天引き)	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

(注) 第1号被保険者及び要介護(要支援)認定者の数は、「平成27年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成27年度末現在の数である。  
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成27年度内の月平均値である。

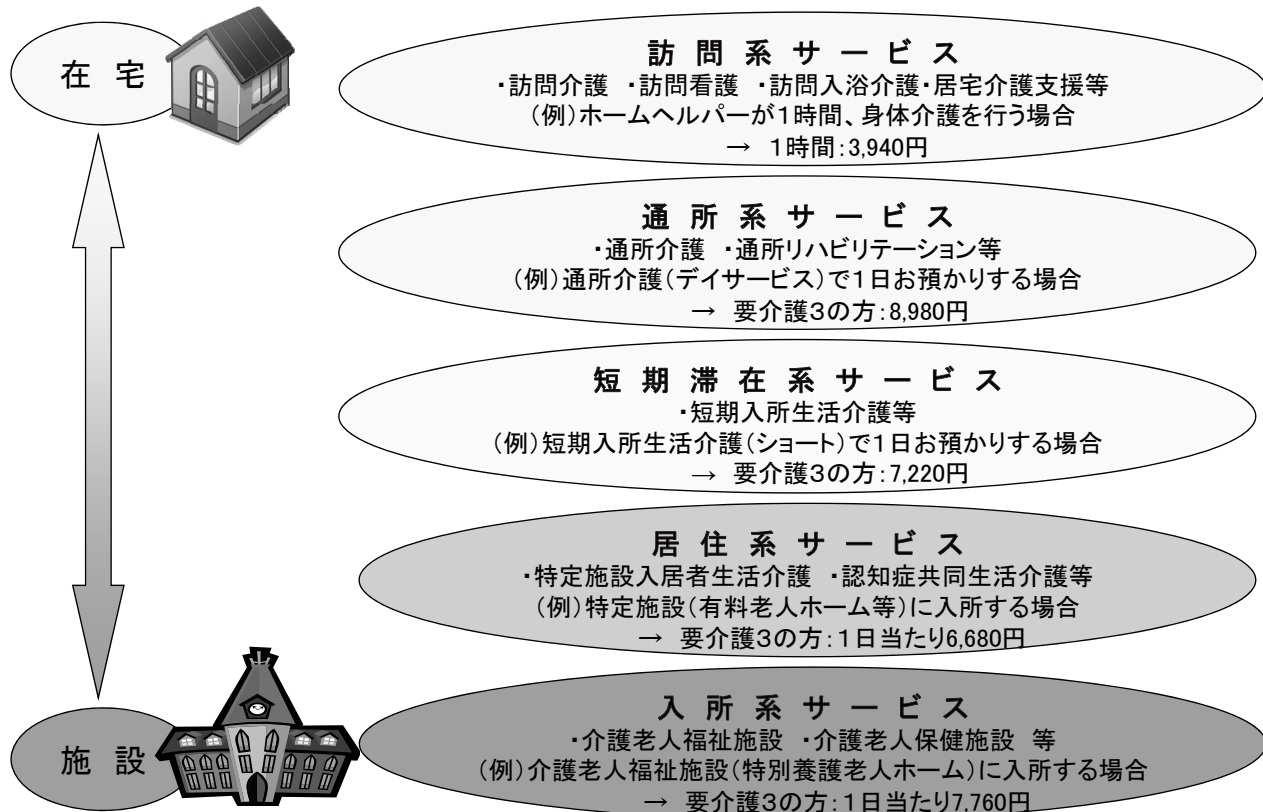
10

## 介護保険の保険給付等

		介護給付	予防給付			
・保険給付	・介護給付 ・予防給付	居宅介護サービス費	介護予防サービス費	介護保険のサービス費の支給は、代理受領方式で現物給付化されている		
		地域密着型介護サービス費	地域密着型介護予防サービス費			
		施設介護サービス費	—			
		居宅介護サービス計画費(ケアマネ)	介護予防サービス計画費(ケアマネ)			
		特定入所者介護サービス費(補足給付)	特定入所者介護予防サービス費(補足給付)	左の給付は、償還払いが原則 (一部の自治体で、福祉用具購入費、住宅改修費、施設の高額介護(予防)サービス費は、受領委任方式が行われている。)		
		居宅介護福祉用具購入費	介護予防福祉用具購入費			
		居宅介護住宅改修費	介護予防住宅改修費			
		高額介護サービス費	高額介護予防サービス費			
				高額医療合算介護サービス費	高額医療合算介護予防サービス費	
		・地域支援事業	・市町村特別給付 (条例で定められている市町村の独自給付、財源は1号保険料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業</li> <li>・介護予防事業</li> <li>・包括的支援事業</li> <li>・任意事業</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉事業 (条例で定められている市町村の独自事業、財源は1号保険料)</li> </ul>						

11

# 介護保険サービスの体系



12

# 介護サービスの種類

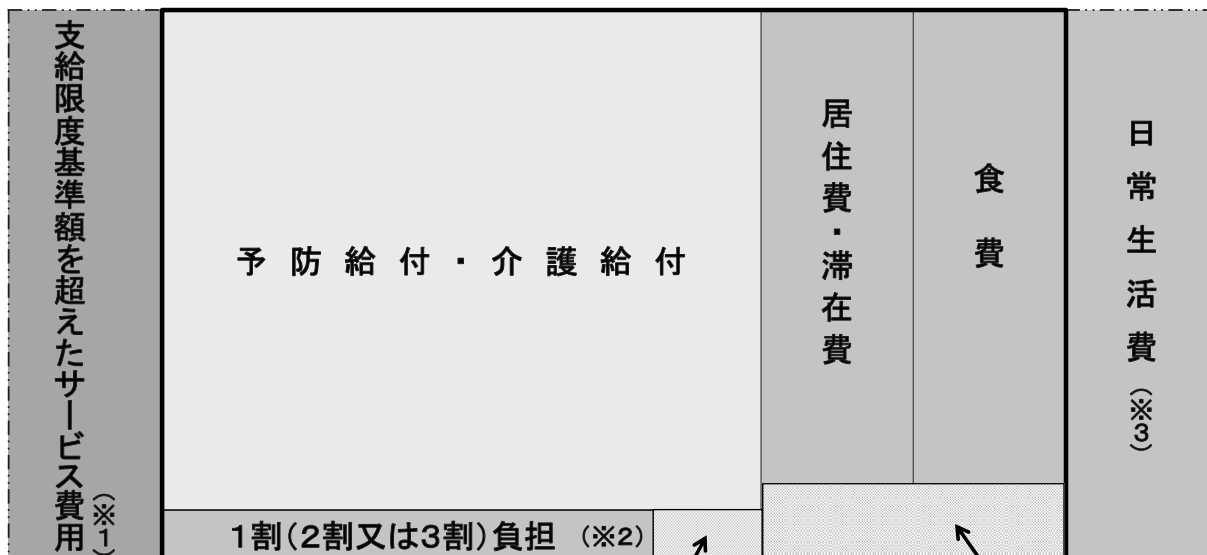
	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> </ul> <p>○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与</p> <p>◎居宅介護支援</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護(デイサービス)</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> </ul>	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)</li> </ul>
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> <p>○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul>	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> </ul> <p>◎介護予防支援</p>

このほか、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業がある。

13



# 利用者の自己負担



高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費による1割負担の軽減

特定入所者介護サービス費(補足給付)による居住費・滞在費、食費の軽減

※1 在宅サービスについては、要介護度に応じた支給限度基準額(保険対象費用の上限)が設定されている。

※2 居宅介護支援は全額が保険給付される。一定以上の所得者については2割又は3割負担。

※3 日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用。  
(例:理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用など)

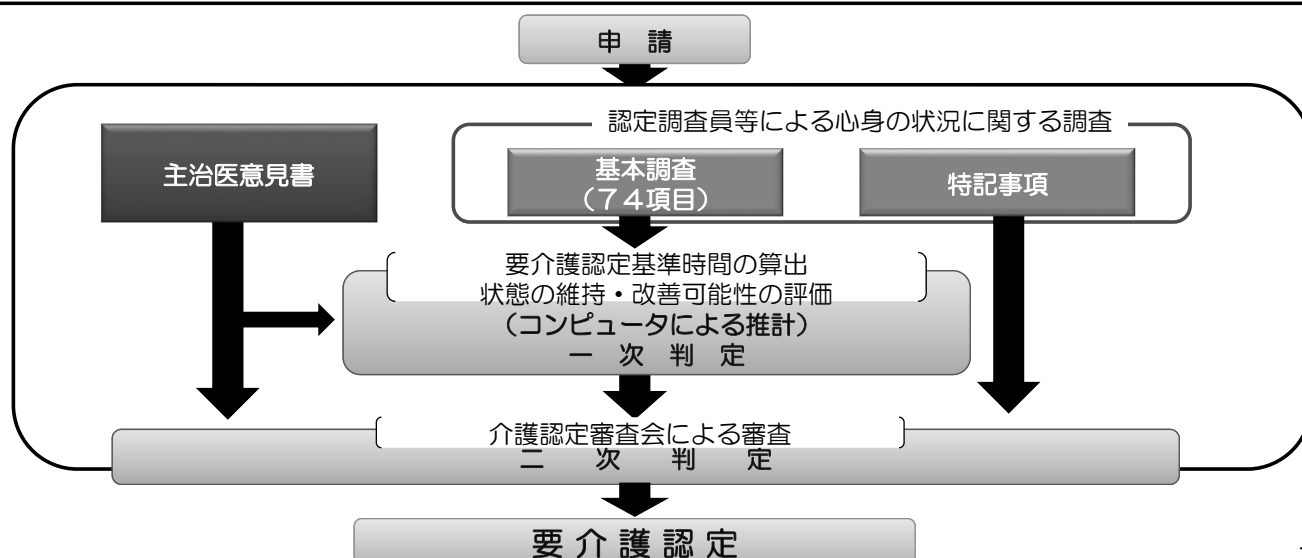
## 要介護認定制度について

### 要介護認定の仕組み

○ 要介護認定(要支援認定を含む。)は、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みであり、一次判定及び二次判定の結果に基づき、市町村が申請者について要介護認定を行う。

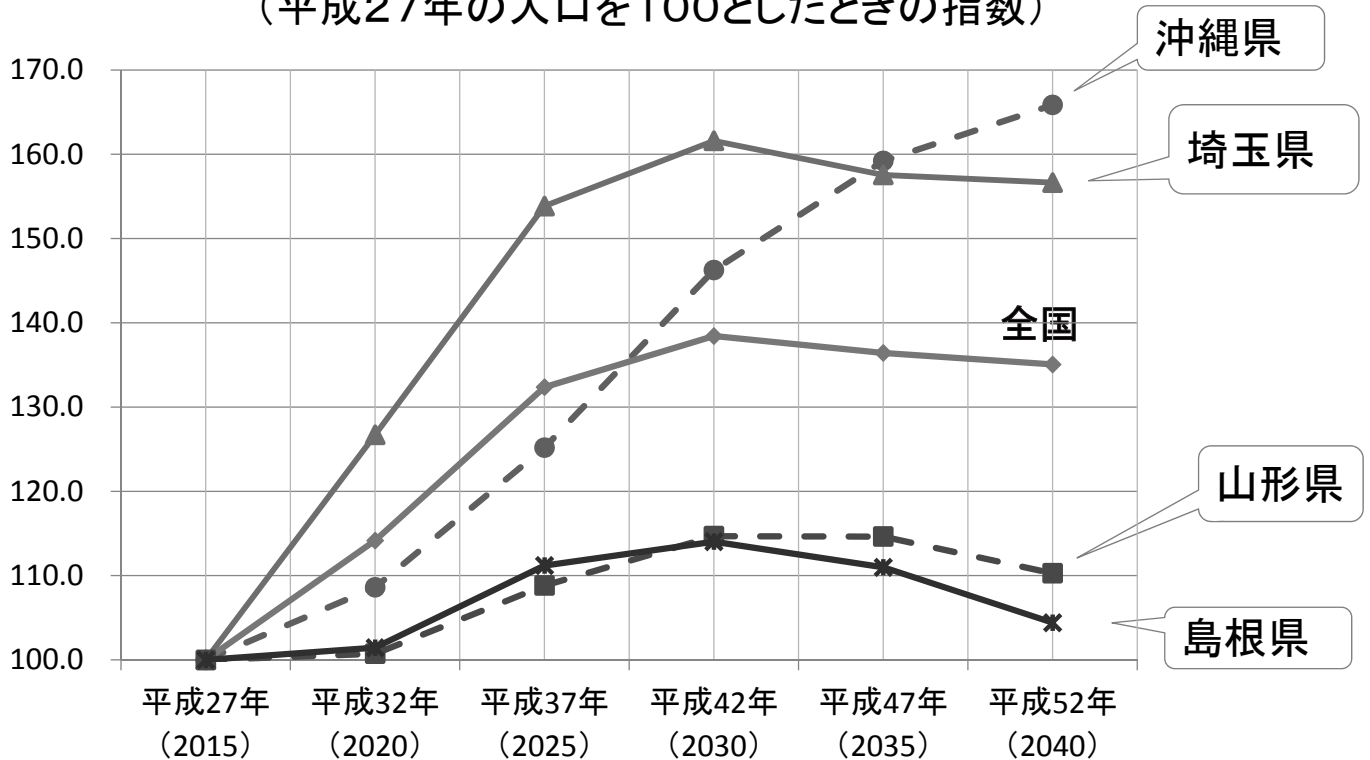
①一次判定・・・市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。

②二次判定・・・保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。



# 地域包括ケアシステムの構築 に向けた取組み

## 75歳以上人口の将来推計 (平成27年の人口を100としたときの指数)

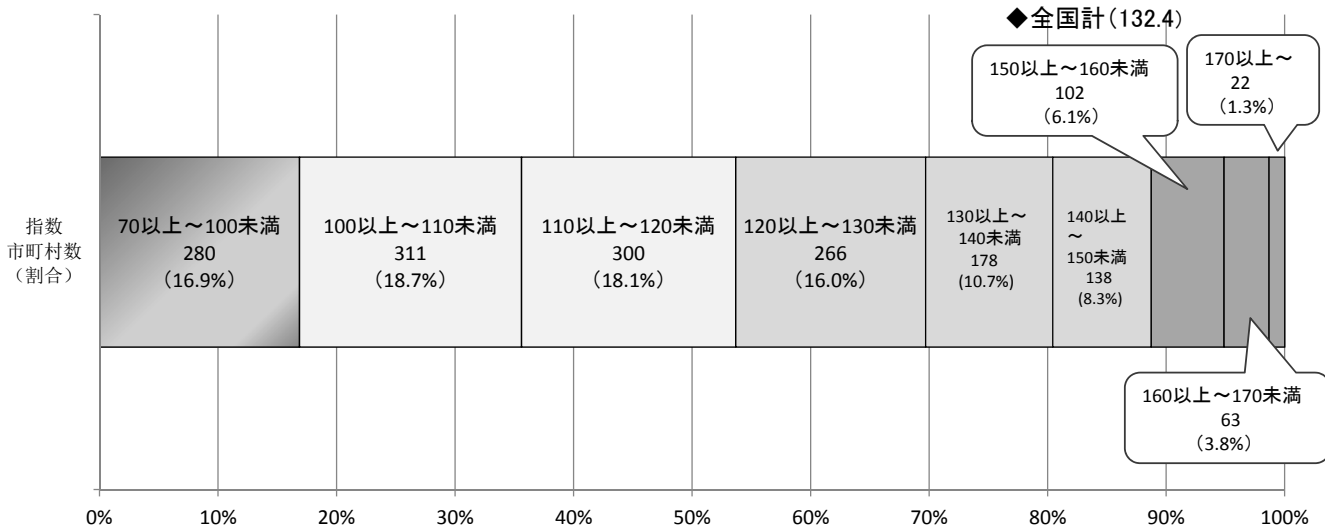


国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

## 75歳以上人口の伸びの市町村間の差

75歳以上人口の2015年から2025年までの伸びでは、全国計で1.32倍であるが、市町村間の差は大きく、1.5倍を超える市町村が11.3%ある一方、減少する市町村が16.9%ある。

75歳以上人口について、平成27(2015)年を100としたときの平成37(2025)年の指数



注)市町村数には福島県内の市町村は含まれていない。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

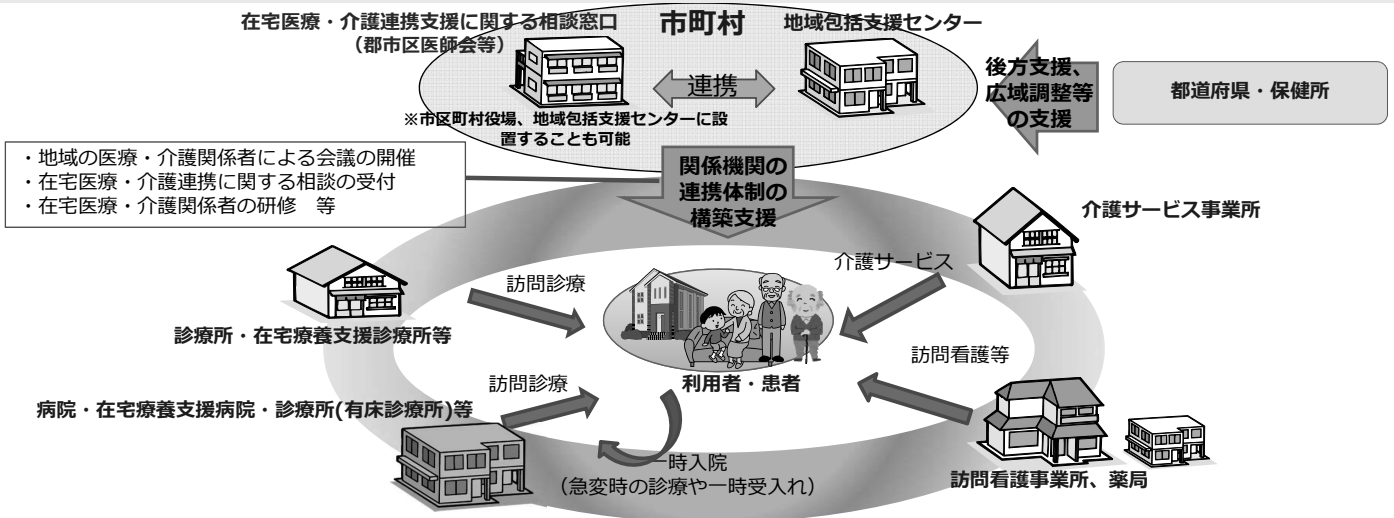
## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



# 在宅医療・介護連携の推進

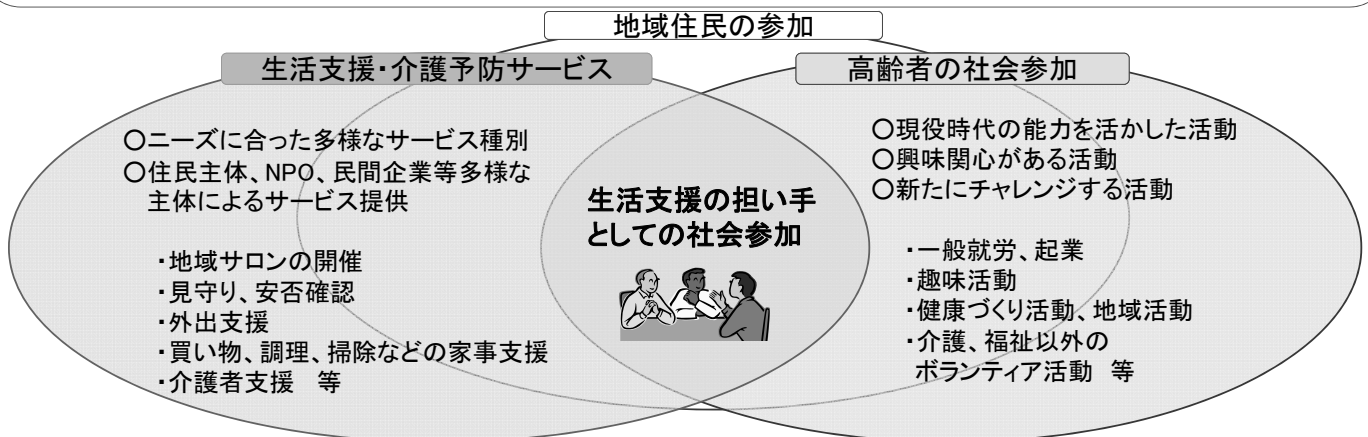
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。  
 (※) 在宅療養を支える関係機関の例
  - ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
  - ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
  - ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
  - ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



20

## 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



### バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

### バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

21



# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

24

## 保険者機能強化推進交付金（介護保険における自治体への財政的インセンティブ）

平成30年度予算案 200億円

### 趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金を創設

### 概要

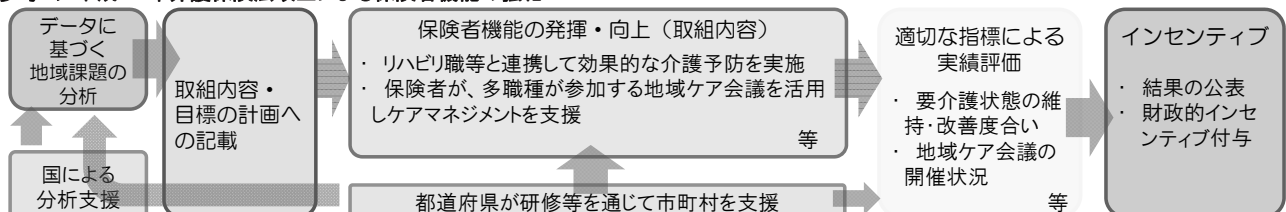
#### <市町村分(200億円のうち190億円程度)>

- 1 交付対象 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 2 交付方法 評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて分配
- 3 活用方法 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当  
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要取組を進めていくことが重要

#### <都道府県分(200億円のうち10億円程度)>

- 1 交付対象 都道府県
- 2 交付方法 評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて分配
- 3 活用方法 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当

#### <参考1>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



#### <参考2>市町村 評価指標 ※主な評価指標

- |   |  |
|---|--|
| <p>① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか 等</li> </ul> <p>② ケアマネジメントの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか 等</li> </ul> <p>③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか</li> <li>☑ 地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か 等</li> </ul> | <p>④ 介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 介護予防の場に関与する仕組みを設けているか</li> <li>☑ 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か 等</li> </ul> <p>⑤ 介護給付適正化事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ ケアプラン点検をどの程度実施しているか</li> <li>☑ 福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか 等</li> </ul> <p>⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か</li> </ul> |
|---|--|

※ 都道府県指標については、管内の地域分析や課題の把握、市町村向けの研修の実施、リハビリ専門職等の派遣状況等を設定

25

## 新たな介護保険施設の創設（法改正）

### 見直し内容

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。
- 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

### ＜新たな介護保険施設の概要＞

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、 <u>転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</u>
機能	要介護者に対し、「 <u>長期療養のための医療</u> 」と「 <u>日常生活上の世話（介護）</u> 」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

26

## 地域共生社会の実現に向けた取組の推進（法改正）

### 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

#### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

#### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（\*）  
（\*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

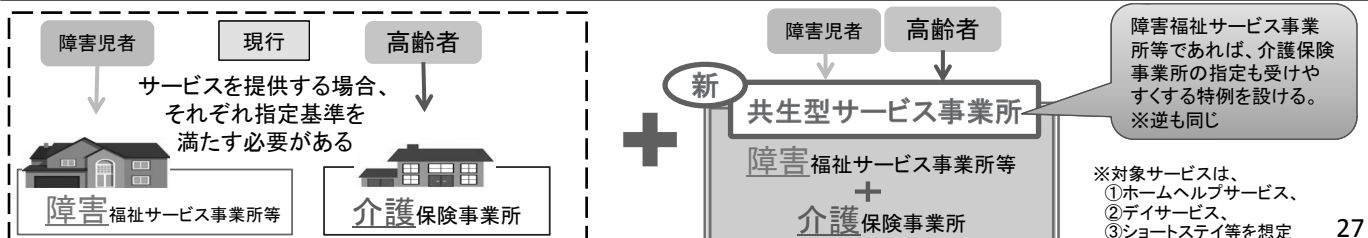
#### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

### 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）



# 平成30年度介護報酬改定の概要

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

平成30年度介護報酬改定 改定率: +0.54%

## I 地域包括ケアシステムの推進

■ 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けられる体制を整備

### 【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

## II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

■ 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

### 【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

## III 多様な人材の確保と生産性の向上

■ 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

### 【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

## IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

### 【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

28

# 第7期介護保険事業計画



# 第7期介護保険事業計画等の全国集計（概要）

## ○第1号被保険者数

平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
3,475万人	3,508万人	3,541万人	3,572万人	3,610万人

## ○第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数

平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
629万人	647万人	665万人	683万人	771万人

## ○第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合

平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
18.1%	18.4%	18.8%	19.1%	21.4%

※1) 2017年度の数値は、介護保険事業状況報告（平成29年12月分）の平成29年12月末時点の数値である。

※2) 2018年度～2020年度、2025年度の数値は、第7期介護保険事業計画について集計した数値である。

30

# 第7期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

平成29(2017)年度  
実績値 ※1

平成32(2020)年度  
推計値 ※2

平成37(2025)年度  
推計値 ※2

## ○ 介護サービス量

	平成29(2017)年度 実績値 ※1	平成32(2020)年度 推計値 ※2	増減率	平成37(2025)年度 推計値 ※2	増減率
<b>在宅介護</b>	343 万人	378 万人	(10%増)	427 万人	(24%増)
うちホームヘルプ	110 万人	122 万人	(11%増)	138 万人	(26%増)
うちデイサービス	218 万人	244 万人	(12%増)	280 万人	(28%増)
うちショートステイ	39 万人	43 万人	(9%増)	48 万人	(23%増)
うち訪問看護	48 万人	59 万人	(22%増)	71 万人	(47%増)
うち小規模多機能	10 万人	14 万人	(32%増)	16 万人	(55%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	1.9 万人	3.5 万人	(84%増)	4.6 万人	(144%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	0.8 万人	2.1 万人	(172%増)	2.9 万人	(264%増)
<b>居住系サービス</b>	43 万人	50 万人	(17%増)	57 万人	(34%増)
特定施設入居者生活介護	23 万人	28 万人	(21%増)	32 万人	(41%増)
認知症高齢者グループホーム	20 万人	22 万人	(13%増)	25 万人	(26%増)
<b>介護施設</b>	99 万人	109 万人	(10%増)	121 万人	(22%増)
特養	59 万人	65 万人	(11%増)	73 万人	(25%増)
老健(＋介護療養等)	41 万人	43 万人	(7%増)	48 万人	(18%増)

※1) 2017年度の数値は介護保険事業状況報告（平成29年12月月報）による数値で、平成29年10月サービス分の受給者数（1月当たりの利用者数）。

在宅介護の総数は、便宜上、同報の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。

在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護（予防給付、総合事業への移行分は含まない。なお、予防給付を含んだ場合は、119万人）、訪問リハ（予防給付を含む。）、夜間対応型訪問介護の合計値。デイサービスは通所介護（予防給付、総合事業への移行分は含まない。なお、予防給付を含んだ場合は229万人）、通所リハ（予防給付を含む。）、認知症対応型通所介護（予防給付を含む。）、地域密着型通所介護の合計値。ショートステイは、短期入所生活介護（予防給付を含む。）、短期入所療養介護（予防給付を含む。）の合計値。居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

※2) 平成32(2020)年度及び平成37(2025)年度の数値は、全国の保険者が作成した第7期介護保険事業計画における推計値を集計したもの。

なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

31

第7期計画期間における各都道府県第1号被保険者  
平均保険料基準額(平成30～32年度)

	第6期保険料基準額 (月額)(前回公表数 値)(円)	第7期保険料基準額 (月額)(円)	保険料基準額の伸び 率(%)
全国 1,571被保険者	5,514	5,869	6.4%
北海道	5,134	5,617	9.4%
青森県	6,175	6,588	6.7%
岩手県	5,574	5,955	6.8%
宮城県	5,451	5,799	6.4%
秋田県	6,078	6,398	5.3%
山形県	5,644	6,022	6.7%
福島県	5,592	6,061	8.4%
茨城県	5,204	5,339	2.6%
栃木県	4,988	5,496	10.2%
群馬県	5,749	6,078	5.7%
埼玉県	4,835	5,058	4.6%
千葉県	4,958	5,265	6.2%
東京都	5,538	5,911	6.7%
神奈川県	5,465	5,737	5.0%
新潟県	5,956	6,178	3.7%
富山県	5,975	6,028	0.9%
石川県	6,063	6,330	4.4%
福井県	5,903	6,074	2.9%
山梨県	5,371	5,839	8.7%
長野県	5,399	5,596	3.6%
岐阜県	5,406	5,766	6.7%
静岡県	5,124	5,406	5.5%
愛知県	5,191	5,526	6.5%

	第6期保険料基準額 (月額)(前回公表数 値)(円)	第7期保険料基準額 (月額)(円)	保険料基準額の伸び 率(%)
三重県	5,808	6,104	5.1%
滋賀県	5,563	5,973	7.4%
京都府	5,812	6,129	5.5%
大阪府	6,025	6,636	10.1%
兵庫県	5,440	5,895	8.4%
奈良県	5,231	5,670	8.4%
和歌山県	6,243	6,538	4.7%
鳥取県	6,144	6,433	4.7%
島根県	5,912	6,324	7.0%
岡山県	5,914	6,064	2.5%
広島県	5,796	5,961	2.8%
山口県	5,331	5,502	3.2%
徳島県	5,681	6,285	10.6%
香川県	5,636	6,164	9.4%
愛媛県	5,999	6,365	6.1%
高知県	5,406	5,691	5.3%
福岡県	5,632	5,996	6.5%
佐賀県	5,570	5,961	7.0%
長崎県	5,770	6,258	8.5%
熊本県	5,684	6,374	12.1%
大分県	5,599	5,790	3.4%
宮崎県	5,481	5,788	5.6%
鹿児島県	5,719	6,138	7.3%
沖縄県	6,267	6,854	9.4%

※ 端数処理等の関係で、各自治体の公表している額と一致しない場合がある。

第1号保険料の分布(平成30～32年度)

保険料基準額の分布状況

保険料基準額	被保険者数
2501円以上～3000円以下	1(0.1%)
3001円以上～3500円以下	2(0.1%)
3501円以上～4000円以下	6(0.4%)
4001円以上～4500円以下	34(2.2%)
4501円以上～5000円以下	183(11.6%)
5001円以上～5500円以下	344(21.9%)
5501円以上～6000円以下	475(30.2%)
6001円以上～6500円以下	331(21.1%)
6501円以上～7000円以下	148(9.4%)
7001円以上～7500円以下	25(1.6%)
7501円以上～8000円以下	13(0.8%)
8001円以上～8,500円以下	6(0.4%)
8,501円以上～9,000円以下	2(0.1%)
9,001円以上	1(0.1%)
合計	1571(100.0%)

保険料基準額高額被保険者

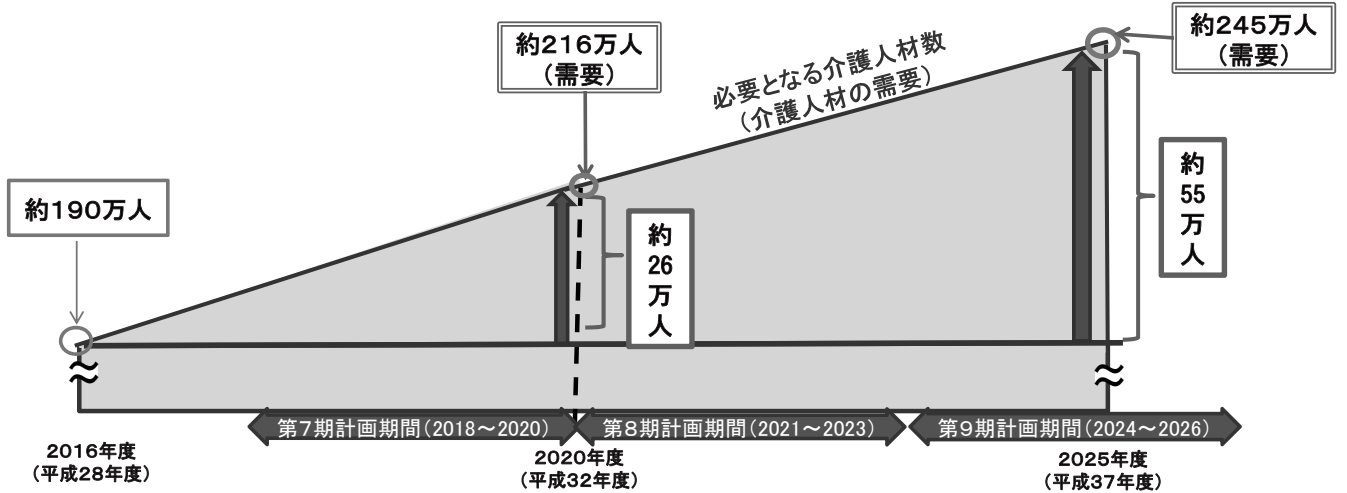
被保険者名	第7期基準額(月額)
福島県 葛尾村	9,800
福島県 双葉町	8,976
東京都 青ヶ島村	8,700
福島県 大熊町	8,500
秋田県 五城目町	8,400
福島県 浪江町	8,400
青森県 東北町	8,380
福島県 飯舘村	8,297
岩手県 西和賀町	8,100
福島県 三島町	8,000
福島県 川内村	8,000

保険料基準額低額被保険者

被保険者名	第7期基準額(月額)
北海道 音威子府村	3,000
群馬県 草津町	3,300
東京都 小笠原村	3,374
北海道 興部町	3,800
宮城県 大河原町	3,900
千葉県 酒々井町	3,900
北海道 奥尻町	4,000
北海道 中札内村	4,000
埼玉県 鳩山町	4,000
愛知県 みよし市	4,040

## 第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたもの。

34

## 総合的な介護人材確保対策 (主な取組)

	これまでの主な対策	今後、さらに講じる主な対策
介護職員の処遇改善	(実績)月額平均5.7万円相当の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>月額平均1.4万円の改善(29年度～)</li> <li>月額平均1.3万円の改善(27年度～)</li> <li>月額平均0.6万円の改善(24年度～)</li> <li>月額平均2.4万円の改善(21年度～)</li> </ul>	◎ 2019年10月の消費税率の引き上げに伴い、更なる処遇改善を実施予定
多様な人材の確保・育成	○ 介護福祉士を目指す学生への修学資金貸付 ○ いったん仕事を離れた介護人材への再就職準備金貸付(人材確保が特に困難な地域では貸付額を倍増)	◎ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援 ◎ 介護福祉士養成施設における人材確保の取組を支援
離職防止 定着促進 生産性向上	○ 介護ロボット・ICTの活用推進 ○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援 ○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援	◎ 介護ロボットの導入支援や生産性向上のガイドラインの作成など、介護ロボット・ICT活用推進の加速化 ◎ 認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定
介護職の魅力向上	○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進	◎ 介護を知るための体験型イベントの開催(介護職の魅力などの向上)
外国人材の受入環境整備		◎ 在留資格「介護」の創設に伴う介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

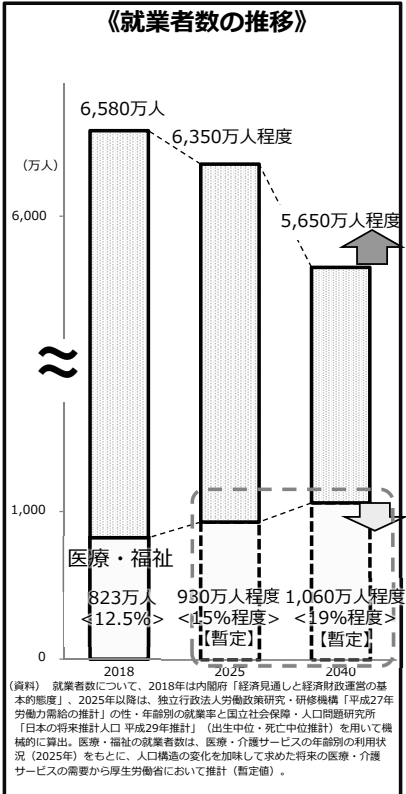
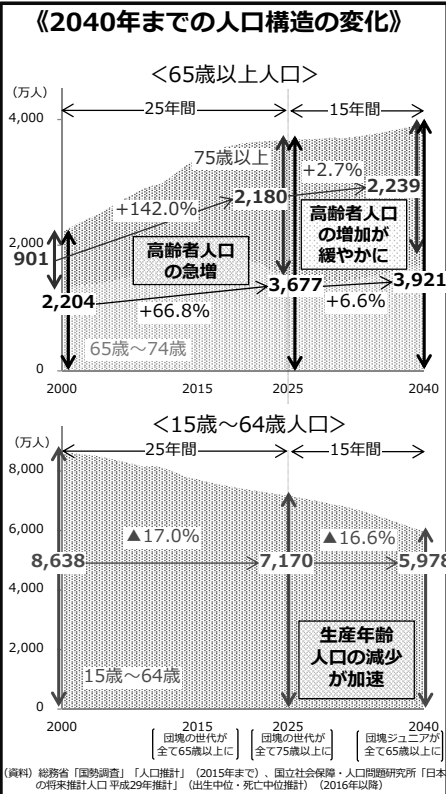
35

# 2040年を見据えた社会保障の将来見通し

## 2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

平成30年4月12日経済財政諮問会議  
加藤厚生労働大臣提出資料

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。 → 2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。



国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

《新たな局面に対応した政策課題》

**1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上**

⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延ばすことを目指す。

**2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保**

⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性<sup>\*</sup>の向上を目指す。

※ サービス産出に要するマンパワー投入量。  
 ※ 医療分野：ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度（「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出）  
 ※ 介護分野：特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり

# 健康寿命延伸に向けた取組

平成30年4月12日経済財政諮問会議  
厚生労働大臣提出資料（抄）

- 健康格差の解消により、2040年までに健康寿命を3年以上延伸、平均寿命との差の縮小を目指す。
- 重点取組分野を設定、2つのアプローチで格差を解消。

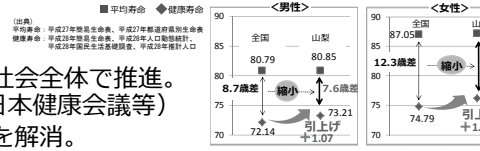
## ① 健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

・多様な主体の連携により、無関心層も含めた予防・健康づくりを社会全体で推進。

## ② 地域間の格差の解消

・健康寿命には、大きな地域間格差。地域ぐるみで取り組み、格差を解消。

※全都道府県が、健康寿命の最も高い山梨県の水準に到達すれば、男性+1.07年、女性+1.43年の延伸。



## ① 健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

## ② 地域間の格差の解消

重点取組分野	具体的な方向性	目指す2040年の姿
<b>成育</b> 健やか親子施策	・すべての子どもの適切な生活習慣形成のための介入手法の確立、総合的な支援 ・リスクのある事例の早期把握や個別性に合わせた適切な介入手法の確立 ・成育に関わる関係機関の連携体制の構築	・成育環境に関わらず、すべての子どもが心身ともに健やかに育まれる。 例) 低出生体重児の割合や10代の自殺死亡率を先進諸国トップレベルに改善する。
<b>疾病予防・重症化予防</b> がん対策・生活習慣病対策等	・個別・最適化されたがん検診・ゲノム医療の開発・推進、受けやすいがん検診の体制づくり ・インセンティブ改革、健康経営の推進 ・健康無関心層も自然に健康になれる社会づくり（企業、自治体、医療関係者等の意識共有・連携）（日本健康会議等）	・個々人に応じた最適ながん治療が受けられる。 ・所得水準や地域・職域等によらず、各種の健康指標の格差が解消される。
<b>介護・フレイル予防</b> 介護予防と保健事業の一体的実施	・介護予防（フレイル対策（口腔、運動、栄養等）を含む）と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みの構築、インセンティブも活用 ・実施拠点として、高齢者の通いの場の充実、認知症カフェの更なる設置等 ・地域交流の促進	・身近な地域で、生活機能低下防止と疾病予防・重症化予防のサービスが一体的に受けられる。 例) 通いの場への参加率 15% 認知症カフェの設置箇所数 9,500箇所

### 基盤整備

見える化	データヘルス	研究開発	社会全体での取組み
------	--------	------	-----------

38

# 医療・介護・福祉サービスの生産性向上に向けて

平成30年4月12日経済財政諮問会議  
厚生労働大臣提出資料（抄）

- 引き続き需要が増加する医療・介護等のサービスを安定的に提供するため、**マンパワーの確保**が課題。
- 一方、生産年齢人口の急速な減少により労働力制約が強まる中で、他の高付加価値産業への人材輩出も考慮すれば、**医療・介護・福祉の専門人材が機能を最大限発揮**することが不可欠。また、2040年までを展望すれば、AI・ロボット・ICTといったテクノロジーが急速に発展。
- このため、健康寿命の延伸に向けた取組に加えて、**医療・介護・福祉サービスの生産性改革を進める**。

## 従事者の業務分担の見直し・効率的な配置の推進

- 医師の働き方改革を踏まえたタスク・シフティングの推進（モデル事業の実施と全国展開）

（例）「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」によれば、医師の業務のうち、1日当たり47分は他職種への移管やICT等の活用により効率化が可能。

- 介護ロボット活用による特養での効率的な配置の推進（モデル事業の実施と全国展開）

（例）見守り機器導入後、夜間の入所者への訪室回数、巡回等に係る時間が減少。ヒヤリハット・介護事故件数も減少。

- 保育補助者など多様な人材活用による保育業務の効率化

## テクノロジーの最大活用

- 医療機関におけるAI・ICT等の活用推進、診断等の質の向上や効率化に資する医療機器等の開発支援

（例）オンライン診療の推進やICTを活用した勤務環境改善（テレICU（複数のICUの集中管理）やタブレット等を用いた予診、診断支援ソフトウェア等）、多職種連携のためのSNS活用の推進 等

- 介護サービス事業所間の連携等に係るICT標準仕様の開発・普及

（例）ICT機器導入後、書類作成（ケア記録等の作成や介護報酬請求）に要する時間が減少。

- 保育所等におけるICT化の推進

- 病院長研修など医療機関のマネジメント改革への支援推進
- 介護分野、障害福祉分野における生産性向上ガイドラインの作成・普及
- 保育業務に関するタイムスタディ調査の実施、好事例の収集・横展開

## マネジメント改革の支援

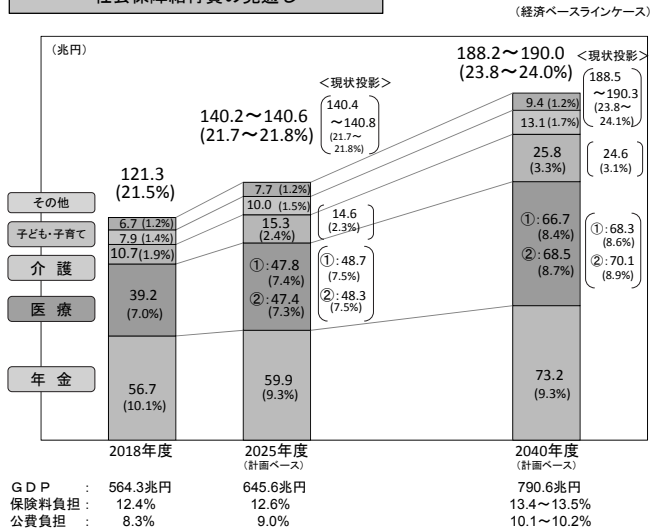
39

# 社会保障給付費全体の見通し

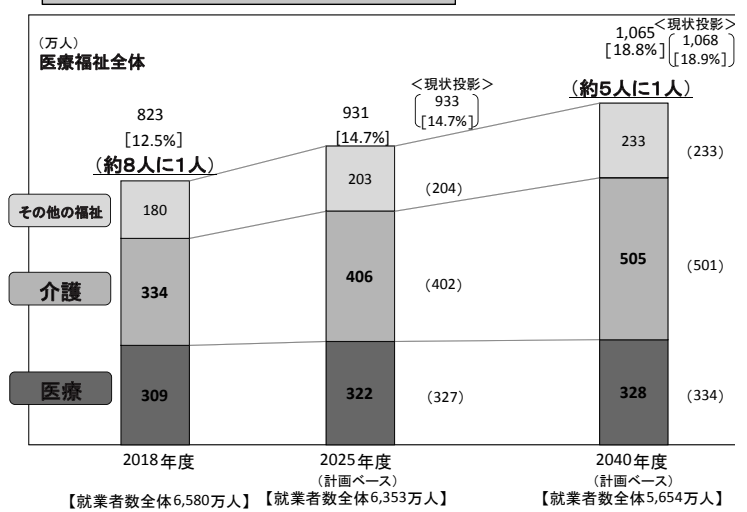
平成30年5月21日経済財政諮問会議  
資料を一部改変

- 社会保障給付費の対GDP比は、2018年度の21.5%（名目額121.3兆円）から、2025年度に21.7～21.8%（同140.2～140.6兆円）となる。その後15年間で2.1～2.2%ポイント上昇し、2040年度には23.8～24.0%（同188.2～190.0兆円）となる。（計画ベース・経済ベースラインケース\*）
- 経済成長実現ケース\*でも、社会保障給付費の対GDP比は概ね同様の傾向で増加するが、2040年度で比較するとベースラインケースに比べて、1%ポイント程度低い水準（対GDP比22.6～23.2%（名目額210.8～215.8兆円））（計画ベース・経済成長実現ケース）。

## 社会保障給付費の見通し



## 医療福祉分野における就業者の見通し



(注1) 医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)を示している。

(注2) 「計画ベース」は、地域医療構想に基づき2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービスの見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級の受療率等を機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

(注3) 医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が増減すると仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。

\* 平成30年度予算ベースを元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。( )内は対GDP比、[ ]内は就業者数全体に対する割合。保険料負担及び公費負担は対GDP比。

## 「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」に基づく マンパワーのシミュレーション - 概要 -

(厚生労働省 平成30年5月21日)

平成30年5月21日経済財政諮問会議資料を一部改変

- 基本となる将来見通しに加え、今後の議論に資するため、①医療・介護需要が一定程度低下した場合、②医療・介護等における生産性が向上した場合を仮定して、将来の就業者数に関するシミュレーションを実施。

### 【シミュレーション(1)】

- 医療・介護需要が一定程度低下した場合

※ これまでの受療率等の傾向や今後の寿命の伸び等を考慮し、高齢期において、医療の受療率が2.5歳分程度、介護の認定率が1歳分程度低下した場合

#### <2040年度の変化等>

- ・ 医療福祉分野における就業者数 : **▲81万人 [▲1.4%]**

### 【シミュレーション(2)】

- 医療・介護等における生産性が向上した場合

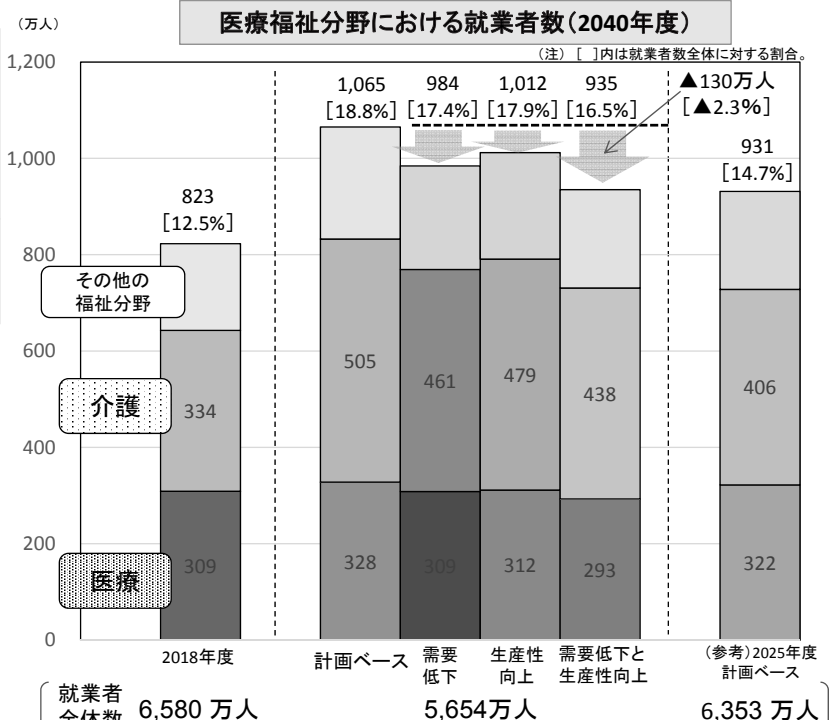
※ ICT等の活用に関する調査研究や先進事例等を踏まえ、医療・介護の生産性が各5%程度向上するなど、医療福祉分野における就業者数全体で5%程度の効率化が達成された場合

#### <2040年度の変化等>

- ・ 医療福祉分野における就業者数 : **▲53万人 [▲0.9%]**

※ (1)と(2)が同時に生じる場合、2040年度の変化は▲130万人[▲2.3%]

## 医療福祉分野における就業者数(2040年度)



(注) 医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が増減すると仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。



## 第4部 今年度の研究のまとめ





### 今年度の研究のまとめ

井手英策

はじめに

本報告書に示されたように、本研究会は、地方交付税制度の実態を知ることには大きなねらいを定めてきた。その際、地方財政制度の現状や地方交付税の制度的な特質について議論を重ねた一方、基準財政需要をより適切に把握することを目的として、神奈川県小田原市を素材にどのような地域ニーズが現実存在し、これをどのように充足するような動きが起きているかについての実地調査を行なった。

例年、現地調査は、委員による視察を夏頃に行なっていたが、今年度は東京からほど近い小田原市に二回足を運び、少子高齢化とともに発生する地域の財政ニーズを把握することにはかなりの時間を割いた。以下では、その成果についての要約をおこなう。

本稿の構成は以下の通りである。

まず、歴史的転換期という認識のもと、今後の地方行財政のあり方がどのような方向に向かうのかについて、理論的な考察を行う。そのうえで、小田原の取り組みを取りあげることがどのような意味を持つのかについて検討する。

小田原市調査では大きく二つのポイントがあった。第一に小田原市のケアタウン構想および分かち合い社会の創造とは何か、第二に住まいのセーフティネットの現状はどうなっているのか、である。本稿ではこれら二つのうち、同市が目玉施策として議論・実践が進んでいる「ケアタウン構想」と「分かち合い社会の創造」に焦点を合わせながら、小田原市の取り組みの歴史的な意義、本研究会への示唆について検討を加えていくこととしたい。

転換期を見極めるための視点：「欲望」から「必要」へ

ポスト東京オリンピック・パラリンピックの地方行財政のあるべき姿を考えるに際して、何がその財政の編成原理となっているのかについてまず考えておきたい。

近代に先立つ時代を見てみよう。人間の「暮らしの場」と「働く場」とは重なり合っていた。人びとは家族を中核とするコミュニティのなかで生まれ、育ち、自給自足をおこない、あらたな家族を作り、その生まれた場所で死んでいった。歴史家の安丸良夫は、家族を「生命維持装置（subsistence）」であると定義した。生活＝生産の共同体である村落コミュニティは、まさに生存・生活のニーズを共同で充足するために存在していたのである。

だが、近代と呼ばれる時代の到来、すなわち、市場経済が広がり、交換の道具としての貨幣が暮らしのなかに浸透する状況が生まれたことによって、社会を編成するための原理は一変することとなった。

まず、土地と人間が切り離され、農民は労働者となって、都市部へと移動するようになった。いわば「暮らしの場」と「働く場」が分離したのが近代だった。近代になると、人びとは自給自足ではなく、貨幣を手にいれ、財やサービスを購入することで、別言すれば、自己責任で生存・生活のために必要なニーズを充足するようになった。

「暮らしの場」と「働く場」が分離すれば、「互酬」や「再分配」を原理とする「共」の領域と、「交換」を原理とする「私」の領域もまた分離する。そして共同体の弱体化によって「共」の領域が縮小する一方、市場経済の拡大・浸透は「私」の領域を拡大させた。すなわち、「暮らしの場」＝「働く場」のなかで、子育てや介護、治安、消防、初等教育、水や森の管理といった生存・生活のニーズを充足する時代から、「働く場」＝「私」の領域で手にした賃金がニーズ充足に不可欠の道具となる時代へと変化したのである。

一方、賃金は、衣食住の確保という生存のニーズ、子どもの教育や病気、老後へのそなえといった生活ニーズに加えて、ソースティン・ヴェブレンのいうところの「顕示的消費」、つまり見せびらかしのための消費にもあてられるようになった。このことは、消費という行為が貨幣を軸になされるようになった一方、顕示的消費とニーズ、あえていえば「欲望 (wants)」と「必要 (needs)」の双方が貨幣によって満たされることとなったのである。

「欲望」の連鎖がさらなる消費を生み、これが企業の収益と労働者の賃金を支え、「必要」の充足を可能とする循環。「欲望」と「必要」の概念区分は、この循環の機能不全、いわば現代の歴史的な社会変動を理解するうえできわめて重要な区分である。

経済のグローバル化がすすみ、1990年代の後半以降、衣料品や食料品が安価に入手できるようになった。これとあわせて、世界的に労働分配率が低下し、インフレの終焉とも言われるような状況がもたらされた。顕示的消費の抑制が経済のデフレ化を加速させたのである。一方、顕示的消費が控えられるようになったからといって、ニーズを満たすという消費のもうひとつの目的までもが犠牲になっているわけではない。

たとえば、高級なTシャツが安価なTシャツに置きかわっても、巨大な高級車が軽自動車に置きかわっても、持ち家が賃貸に置きかわっても、僕たちの体を隠す、移動する、住むというニーズはみだされている。たしかに、顕示的消費が抑えられれば、GDPも所得も減少する。だが、それを異なる角度から見れば、所得が減少するなか、顕示的消費を犠牲

にしつつ、ニーズを満たすことへと行為の軸点を移しているということになる。いわば、欲望よりも必要へと消費の力点が移行し始めているのである。

同様の動きは、互酬的な関係が市場と結びつくことによっても発生しつつある。シェアリング・エコノミー化の動きがこれである。Uber や Airbnb、Peerby、メルカリ、minne といった企業の新しさはどこにあるのか。それは、家族や共同体などで互酬的、相互扶助的に充足されてきたニーズにかんして、ネット上で構築されたデジタルコミュニティに仲介されながら、企業を経由せずに充足されようとしている点にある。単純化すれば、「安価にニーズを満たす」というグローバル化と同様の現象がここでも起きているのである。

そもそもの話、である。知らない人を車に乗せる、知らない人を家に泊める、他の人が使ったあとのものを使う、これらはすべて、相手が血縁者や知人でない限り、忌避されてきたことである。しかしながら、現実のコミュニティが形骸化する一方、ネット上に擬似的なデジタルコミュニティが形成され、そのなかで人間どうしが空間的につながり、企業を排除しつつこれらのニーズを安価に充足する動きが広がっているのである。

以上は、一面では、プライベートな空間や行為をも市場に開放することで生活を成り立たせなければならない社会が訪れていることを示している。だが他方、移動する、宿泊する、生活の品々を取得するという生活ニーズを、従来の市場の交換を排除ないし弱体化させつつ、共同体的な手法で満たす時代が訪れているとも理解ができる。ここに欲望の領域と必要の領域の「新たな空間形成」の可能性を見て取ることができる。

「欲望から必要へ」、そして必要充足のなかでも「欲望と必要の新たな空間形成へ」という大きな変化が起きている。近代の「終わりの始まり」を語らねばならないゆえんである。こうした歴史変動のさなかにあつて、地方の行財政だけが近代のレジームを維持し続けることができないことはいうまでもない。

### 「公」の原理について

「暮らしの場」と「働く場」の分離、さらに必要充足の形態変化は、「公」の領域の誕生とも関係している。近代初期、コミュニティが弛緩し、共同行為が弱まるなか、就労によって獲得された賃金が生存・生活の土台を決定づける不安定な社会が生み出された。自分が病気になったりけがをしたりすれば、就労が困難になり、労働者は生存・生活の危機に直面することとなる。だから、人間は、「暮らしの場」と「働く場」をこえた新しい空間、共同行為のための「保障の場」を作り出さねばならなかった。それが財政システムである。

財政の起源をたどってみよう。物語は 16 世紀にさかのぼる。16 世紀の中頃から 17 世紀にかけてヨーロッパでは宗教戦争がおきた。ある文献によれば、16 世紀には 48 回、17 世紀には 235 回の大規模な戦争が起きたという。戦争が頻発し、生命の危機にさらされた人びとは、傭兵軍から常備軍へと軍隊を切りかえていった。このことは国家の軍事費を急増させ、同時に租税負担もまた急速に高まっていった。

財政の起源、それは、貨幣経済の浸透を土台としながら、「生きる」という「共通のニーズ」のために、人びとが税をつうじて痛みを分かち合ったことが出発点だった。財政は、生存・生活にかかわるニーズを充足するという共同行為として生まれたのである。

18 世紀になるとさらに戦争が頻発し、財政は膨張の一途をたどった。同時に、18 世紀の終わりには産業革命がおき、市場経済での活動や貨幣をつうじた交換が「暮らしの場」に深く入り込んでいくようになった。

こうしたプロセスが社会の不安定化と背中合わせだったことは、指摘したとおりである。イギリスの救貧法にみられるように、すでに 16 世紀の時点で、弱者を救済し、社会を安定させるための施策が整備されていった。

だが、戦争が終息した 19 世紀になると、軍事費が抑えられたことで、生活ニーズの提供範囲が段階的に広げられていった。政府は、道路や住宅といった生活環境の改善にくわえ、伝染病をおさえるための上下水道、子どもへの義務教育など、生活するうえでの社会的共通ニーズを少しずつ引き取るようになっていったのである。

日本の歴史も以上と類似したあゆみをたどってきた。

先に見たように、近代以前の時期には、警察、消防、初等教育、子育て、介護、さまざまなニーズが「暮らしの場」でみたされてきた。だが、日清戦争期、とりわけ日露戦争期に男性が戦争に動員されたことによって、共同体内部での互酬的、相互扶助的な関係にもとづくニーズ充足が維持しにくくなった。

この時期に、税を財源としながら、さまざまなサービスを代替供給していったのが、地方自治体である。実際、警察、消防、河川や道路の管理、子育て、介護、初等教育等、これらのサービスは、その大部分が地方自治体の仕事として現在も位置づけられている。

このように「ニーズの市場経済化」が共同行為を弱らせていった一方、僕たちは、財政や政府を柱とするあらたな「保障の場」を作りあげていった。財政は「人間の生存や生活を守るため」に生まれた「新しい共同行為」だった。「誰かの利益」ではなく、「全体の共通の利益」のために作られたもの、それが財政だったのである。

## 財政のパラダイムシフト

21世紀の日本を展望すれば、人口減少、高齢化、経済の停滞という三重苦に直面することはすでに自明の域に属する問題である。危機の時代とは、一部の誰かが生活苦にあえぐ時代ではない。中間層も含めた多くの人びとが生活苦と将来不安に怯える時代である。では、その時代にあって、公共部門にはいかなる変化が起きるのであろうか。福祉国家の対極ともいべき位置にいるアメリカとスウェーデンの危機の時代を追跡してみると、両国でも共通の現象が起きたことを知ることができる。

世界大恐慌が経済を直撃し、社会の緊張が深刻な状況にまで高まるなか、フランクリン・ルーズベルト大統領は「社会保障法 (Social Security Act)」を成立させた。社会保障という言葉を生み出したのが小さな政府で知られるアメリカだった点は興味ぶかいが、いっそう興味を惹かれるのは、保障の対象とされた人びとの範囲である。

署名演説でルーズベルトは、社会保障が「すべての人びとを保障できていない」ことを認めたくて、「私たちは、平均的な市民とその家族にたいして、失業にたいする、貧困に苦しむ高齢者に対してなんらかの手段を提供する法律を策定しようとした」と述べた。

さらには、社会、政治、そして経済のいずれもが混迷をきわめるなかでおこなわれた1938年の議会演説のなかで、ルーズベルトはこう述べている。「私たちがやっていることはよいことだ。しかし十分ではない。本当に国民のためのものとなるには、社会保障プログラムは、保護を必要とするすべての人びとをふくまなければならない。今日、市民の多くは、雇用の性質上、老齢保険や失業保険からいぜんとして除外されている。これは正しく設定される必要がある。そして、そうされるだろう」(以上、傍点は筆者)。

一読してわかるだろう。ルーズベルトが保障の対象としたのは、貧困層ではなかった。平均的な市民と家族、いわば転落の恐怖に怯えつつあった中間層だったのであり、その際に繰り返し用いられた表現、それが「すべての人びと」だったのである。

では、スウェーデンはどうだったのか。19世紀の後半以降、移民によって国外に人口流出が始まり、1880年代から出生率が持続的に低下するようになった。1925年には人口再生産率が100%を割りこみ、1930年代の前半にはヨーロッパで最低レベルの出生率に陥っていた。このような深刻な状況のもと、1932年の選挙で勝利して首相に就任することとなったのが社会民主労働党の党首だったペール・アルビン・ハンソンである。

ハンソンは、自らが首相になる過程の1928年に「国民の家について」という歴史的な

演説をおこなった。以下、その一部を引用しておく。

「家の基礎は、共同と連帯である・・・良き家では、平等、心遣い、協力、助け合いがいきわたっている。これを、国民と市民の大きな家に当てはめると、それは、現在、市民を、特権を与えられた者と軽んじられた者に、優位に立つ者と従属的な立場の者に、富める者と貧しい者、つまり、財産のある者と貧窮した者、奪う者と奪われる者に分けているすべての社会的、経済的バリアの破壊を意味する」(木下淑恵「P・A・ハンソンと『国民の家』」『北欧学のフロンティア』、傍点は筆者)

家や家族のなかでは貧富の差や奪う者、奪われる者という分断線は存在しない。すなわち、家や家族は「共同と連帯」を原理とするものである。この原理を「国民と市民の大きな家」に当てはめるということは、社会的、経済的な壁をすべて破壊することを意味している。いうなれば、特定の誰かを救済するのではなく、あらゆる人びとを等しく取り扱いながら、すべての人びとの生活を保障すること、ここにスウェーデン型福祉国家の本質が存在していたのである。

危機に直面したふたつの国を見たとき、特定の誰かではなく、社会のすべての構成員のニーズ充足する方向へと財政が舵を切っていくという事実が浮かびあがってくる。それは、自らの勤労と貯蓄という「自己責任」によって生存と生活が維持できた時代、したがって財政による救済や保障が限定的でよかった時代から、共同と連帯の原理、生存・生活という社会に共通のニーズを充足するという財政の本来の姿へと回帰していく時代、この転換が図られるのが「危機の時代」だということを示しているのである。

#### 公・共・私のベストミックス

命や暮らしの危機が深化すれば、人びとは「共に生きる」可能性を模索し始める。それは正義や道徳心が理由ではない。生きる、暮らすという、人間のもっとも本質的なニーズを共同行為によって充足するしかなくなるのが危機の時代だからである。実際、現在の日本でも、政党や思想的な垣根を超えて「共生」という言葉があちこちで使われるようになったのは、広く知られるところだろう。

生存・生活の危機がもっともハッキリとあらわれる場所、それは消滅の危機が唱えられる中山間地域、農山漁村である。

限界集落という用語の「発祥の地」とも言われる高知県大豊町では、急峻な地形と高齢化による林業の衰退とが重なって、深刻な過疎化がすすんだ。高齢化率は55%をこえ、限

界集落は全体の7割におよんでいる。

この大豊町で、商工会との連携のもと、ヤマト運輸の協力をあおぎながら、「お買い物支援+見まもり」サービスが開始された。買物の注文をうけ、ヤマト運輸が町内商店から商品を集荷し、その日のうちに商品をとどけ、さらに配達のとときに高齢者の健康状態の確認をおこなう、というものだ。見守り介護を自治体職員が行うとすれば大変な労力を必要とする。だが、商工会という中間組織を媒介とし、民間企業の収益確保と行政ニーズの充足をうまく調和させながら「共生」のモデルを構築しているのである。

こうした「共生」の動きは、同じ高知県の土佐町石原地区でも観察できる。石原地区では、人口減少と収益減を背景に、ガソリンスタンドや生活店舗を提供していたJAが地区から撤退することを決定した。生活店舗だけでなく、買だしに必要な自動車やバイクのガソリンが手に入れられなければ、住民はまさに死活問題に直面する。そこで住民は、4つの集落をひとつにまとめて「いしはらの里協議会」を創設し、集落活動センターを起点に、ガソリンスタンドと生活店舗を地区住民が自主的に経営することを決定した。「共に生きる」ために、施設の共有化、社会化を進める動きが起きたのである。

あるいは都市部でも、こうした「共生」の動きは進んでいる。富山県の「富山型デイサービス」を見てみよう。特徴的なのは、子どもも、お年寄りも、障がい者も、それぞれが必要とするサービスを同一の施設内で受けることができる点である。寝たきりになったからといって高齢者を家から追い出すことはない。子どもが障がいを持っているからといって子どもを家から追い出すことはない。NPOと行政が協業し、家族の原理を福祉に応用しながら、すべての人びとが一つ屋根の下でサービスを受けられる「共生」モデルが構築されたのである。

福岡市の「住まいサポートふくおか」も興味深い。これは高齢者の住み替えという生活ニーズを充足するためのプラットフォームを自治体や社会福祉協議会が中心となって構築したモデルである。高齢者の住み替えはハードルが高い。死亡後の手続きや孤独死が生じた際に必要となるリフォーム費用を嫌って、民間事業者が家の賃貸に応じないからである。この取り組みでは、NPOが見守りのための電話をかけ、安否確認を行う。また、保険を制度化し、安い保険料で死亡後にかかるさまざまな経費をまかなう。さらに弁護士や行政書士なども加わり、民間事業者の不安を軽減し、住み替え需要を充足している。

これらの事例が示しているのは何か。それはNPOや専門家、商工会といった「共」の領域、そして民間企業という「私」の領域が連携しながら、「公」の機能を代替する動きが



強まっているということである。これを僕は「公・共・私のベストミックス」と呼んだ（井手英策『幸福の増税論 財政はだれのために』岩波書店）。

他方、看過してはならないのは、2017年の衆議院選挙で争点となったように、消費増税が実施され、その財源が所得制限なしで幼保の無償化等に使われるという、政策のパラダイムシフトが起きている点である。つまり、租税負担率を高めながら、すべての人びとの受益を高める動き、いわば「財政システムの原点回帰」が起きているのである。

国税だけではない。全国市長会が提案した「協働地域社会税」のような動きもある。これは、住民税、固定資産税などに全国一律で超過課税をおこなう、あるいは地方消費税の税率決定権を自治体にゆだね、税率を一律で引きあげるという提案である。税収は、公共交通整備、コミュニティ活動の拠点施設の支援、地域を支える人材の確保などに用いられる。いわば、「共」の領域の機能強化のための財源を基礎自治体が自ら獲得するための議論も始まっているのである。

「公」の機能強化と同時に、人びとの生存・生活ニーズを充足するために、「共」と「私」もまた連携を強めていく。「共に生きる」というのは単なる美辞麗句ではない。いわば、いかなる「公・共・私のベストミックス」のかたちを作り上げていくのかが、それぞれの地域ごとで鋭く問われる時代が訪れているのである。

#### 「ケアタウン」という考えかた

さて、以上の歴史的な変動を念頭に置きながら、本研究会が調査対象とした神奈川県小田原市の取り組みについて検討を加えていこう。

小田原市は人口19万4000人、神奈川県西部の中心的な都市である。国勢調査によるとピーク時の人口は2000年の20万人であり、他の地域と同様人口の減少が始まっている。また、高齢化率も27.5%と全国平均を上回っており、25年には3割を超えることが予想されている。

このように中長期的に見た停滞が予想される状況のなか、2008年に加藤憲一氏が市長に選出された。そして加藤市政の目玉として2010年より開始されたのがケアタウン構想推進事業である。本事業は、端的に言えば、国の地域包括ケアと並走するかたちで提起され、かつ、本来のあるべき地域包括ケアの理念に即した取り組みという事ができる。

ここで指摘した「本来のあるべき姿」について簡単に考えてみたい。

ソーシャルワーク理論の第一人者であり、日本社会福祉士会の副会長、実践家でもある

中島康晴氏は、地域包括ケアが高齢者ケアに限定されている現状を次のように批判する。地域包括ケアの主体は「住民」であるが、この「住民」が「自治会の役員や民生委員やボランティアの担い手などいわゆるキーパーソン」に限定されるきらいがある。それは「暮らしの広範性とまちづくりに対する認識の捨象、そして、地域包括ケアの対象を高齢者に限定していることから派生している」（中島康晴『地域包括ケアからの社会変革への道程』批評社、pp.168-169）。

中島氏の指摘を要約すればこういうことである。地域の全体が衰退していくなかで「ケア」が提供されるためには、まちづくりを捨象することはできない。だが、そのまちづくりを実効性あるものにするためには、すべての住民が参加者となることが不可欠である。そして、それは、高齢者のケアを超えて、子どもや障がい者へのケアも含めて、真に包括的なものとして位置づけられなければ、広範な住民参加は起こりえない。地域包括ケアは、たんに治療や介護サービスの補完をめざすだけではなく、地域で生き、暮らし、死んでいくすべての人びとの生活を支えるものでなければならないのである。

このような視点に立った場合、「いのちを大切にするケアタウンおだわら」を基本理念に、対象を高齢者に限定せず、「高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みづくり」を標榜する小田原市の「ケアタウン構想」は、地域包括ケアの理念に忠実な制度設計だといえることができる（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000087567.pdf>）。

ケアタウン構想推進事業（以下、ケアタウン事業）を実施する主体は連合自治会である。小田原市には自治会総連合のもと 26 地区の連合自治会が存在しており、現在ではすべての連合自治会において、ケアタウン事業が実施されている。その内容は、ゴミ出し、家具の異動、草むしりなどを行う生活応援隊、かかりつけ医の促進を目的とした地域医療機関に関するパンフレットの作成、手作り弁当の高齢者への配達、囲碁や将棋、歌、体操のためのサークルづくり・サロン活動など多岐にわたっている。

市は、各地区にたいして、10 万円の補助をつけている。また、推進事業と並行して、ケアタウン事業の受け皿となっている地区社協の人材不足、組織の不十分さをサポートするための担い手育成事業補助、また、介護保険制度に該当しないような日常生活の困難をサポートする有償ボランティアにも生活応援隊事業補助をつけ、ケアタウン事業をサポートしている。

もうひとつ注目しておきたいのは、市の社会福祉協議会が中心となって結成された、各地区の「きずなチーム」である。きずなチームは、単位自治会であったり、民生委員・児童委員の活動エリアであったり、柔軟に範囲をさだめ、地区ボランティア、自治会関係者、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、防犯関係者、地域福祉コーディネーター、地区社協関係者、さらには賛同する地域住民らが活動を行なっている。各自の過重な負担とならないように、日常生活における地域住民への見守りを行うことがおもな活動とされているが、一部のきずなチームでは、手紙を出したり、訪問して世間話をしたり、配食・昼食会、敬老会、サロン等の地域事業の支援が行われている。

### ケアタウン構想推進事業の限界と対策

小田原市は神輿を担ぐ祭り文化が根づいており、自治会やコミュニティの結束が非常に強い地域である。こうした「地縁型住民自治組織」が中心となれたからこそ、ケアタウンの取り組みは進んできたが、急いで付け加えておくと、本事業にはいくつかの課題もある。

まず、取り組みの進行状況や深さに地域ごとに温度差が生じている。第二に、民生委員や児童委員を中心に「やらされ感」が強まっている。予算制約もあって、基本的には人頼りの事業となっているため、担い手不足が慢性的な課題となりつつあり、後継者をどのように育てていくかは深刻な問題となっている。第三に、行政も含めた各アクターがうまく連携できておらず、これらをコーディネートする主体が必要となっている。最後に、スタート時点では「すべての人びと」へのケアがうたわれていたにもかかわらず、全体としては、高齢者向けのケアに活動が傾斜しているという問題も生じている。

小田原市では、以上の課題を認識し、それへの対応を議論するため、2017年に「分かち合い社会の創造」に向けた庁内検討会を設置した。

ここでいう「分かち合いの社会」とは、すべての人びとが所得や年齢、健康状態等に関わらず幸せに暮らすために、人びとの不安感を無くしていく活動を社会全体で支えているモデルを指している。いわば、ケアタウンの根幹に据えられる理念のアップデートが実施されたわけである。行政が認識しているのは、近年、社会が複雑化した結果、所管領域を超え、連携してアプローチしなければならない課題が増えてきている点である。こうした課題に対応するため、人や組織の自助努力にウエイトを置いてきた従来の仕組みそのものを見直していくことがめざされた。

以上の議論のなかで、人材や財源、やらされ感の問題に関して、市社協各地区の事業メ

ニューの設立を支援すること、地域福祉コーディネーター・担い手ボランティアの研修・養成を行うこと、地域ケア会議の開催や有償ボランティア制度の確立、サロンへの助成などが提案された。また、各主体の連携に関しては、包括支援センターにケースワーカーを配置する、ソーシャルワーカーの地域への配置を進める、生活支援体制整備事業との連携を強めるという方向性も示された。

一方、組織内の連携強化とケアの対象拡大を実現するための動きも始まっている。「おだわら子ども教育支援センター（仮称）」の設置がそれである。

支援センターは発達面で支援を必要としている子どもとその親を対象とした施設である。教育分野と児童福祉分野を一体化し、関係機関との連携を強めながら、各ライフステージに応じた総合的な相談支援を行うことを目的としている。また、各所に分散している相談窓口を一本化し、青少年相談センターの機能もここに移設する。さらに言えば、窓口統合だけでなく、教員、保健師、臨床心理士、保育士、言語聴覚士などのサポートチームを結成し、個別のニーズに包括的にアプローチするための人的基盤の構築もめざされている。

「サービスプロバイダー」から「プラットフォームビルダー」へ

このように小田原市のケアタウンの土台には連合自治会が存在し、その負担を軽減するために、相談窓口の統合や各アクターの連携強化を強めつつある。また、高齢者ケアだけではなく、障がいのある児童へのケアも着実に整備されつつある。まさに「公・共・私のベストミックス」の新たな可能性が真剣に模索されているのである。

ここで強調して置きたいのは、自治体は「サービスプロバイダー」ではなく、むしろ「共」の領域の「プラットフォームビルダー」へと少しずつ行政のありようを変化させつつある点である。公と共の相互作用だけではなく、双方の役割、関係までもが再編されるなかで、公共性のあり方そのものが変容を遂げつつあるわけである。

もちろん、すでに指摘したように、財源論なき「公・共・私のベストミックス」は地域への事務の丸投げと表裏一体である。したがって、行政が一定の財源を確保する努力を重ね、サービスの充実を図っていくことは当然の前提というべきである。だが、行政は単なるサービスの供給主体ではなく、自治会、NPO、生協、JA、労働組合といった中間組織の機能強化と連携を図り、地域のニーズを充足するための財政支援を行うことも求められている。その意味でも、「プラットフォームビルダー」としての側面はますます強まっていく。

また、「プラットフォームビルダー」としての役割は、行政だけではなく、地域連携のコーディネーターに関わる人びとにも求められていく。せまい意味での地域包括ケアであれば、利用者に対してサービスを提供して終わりということではよいかもしれない。しかし、子どもや障がい者も含めたすべての人たちのニーズを満たし、さらには、地域で生きる人びとの暮らしの全体を支えていくのであれば、地域にある社会資源を発掘・連結し、これを行政の制度と結びつけながら、有効に活動する主体が必要となる。それがいわゆるソーシャルワーカーである。こうしたソーシャルワーカーの充実、質的強化もまた、行政にとっては重要な政策課題となっていくだろう。

先に触れた「地縁型住民自治組織」に対して、ボランティア団体、NPO、学校、PTA、企業などのさまざまな地域課題の解決のための組織を「協議会型住民自治組織」と呼ぶ。そして、こうした協議会型住民自治組織を活用する動きが、2000年代の半ば以降、人口減の懸念される地域だけではなく、横浜市や川崎市のような大都市も含めた神奈川県全域で広がりを見せつつある（「自治体における協議会型住民自治組織の現状」公益財団法人かながわ国際交流財団）。

以上のような大きな流れのなかで、各自治体の取り組みは多様なものとなっている。だからこそ、総務省は交付税の基準財政需要をどのように把握し、どのように充足していくのかが問われることとなる。取り組みは個別的であり、多様であるとしても、住民のニーズを充足するためのプラットフォーム形成に財源が必要となる状況は、各自治体に共通のものである。これらの財政需要にどのように対応していくのか。基準財政収入に跳ね返らないような新たな税財源のフレームを構築するのか、あるいは基準財政需要のなかにこれらを確実に盛り込んでいくのか。いずれにせよ、地方の現場で起きている社会変動への柔軟な対応が総務省には求められていくこととなるだろう。

# 委員名簿等



人口減少・少子高齢化社会における持続可能な地方行財政運営に関する調査研究  
(平成30年度 地方行財政ビジョン研究会)

委員名簿

平成31年3月末日現在

委員長	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
副委員長	関口 智	立教大学経済学部経済政策学科教授
委員	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科准教授
	荒見 玲子	名古屋大学大学院法学研究科准教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	宇野 二郎	横浜市立大学国際総合科学群教授
	小西 杏奈	帝京大学経済学部経済学科助教
	祐成 保志	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
	高端 正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	竹端 寛	兵庫県立大学環境人間学部准教授
	中野 妙子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	西岡 晋	東北大学大学院法学研究科教授
	古市 将人	帝京大学経済学部経済学科准教授
	林崎 理	自治財政局長
	多田 健一郎	官房審議官（財政制度・財務担当）
	沖部 望	官房審議官（公営企業担当）
	大沢 博	自治財政局財政課長
	福田 毅	自治財政局調整課長
	出口 和宏	自治財政局交付税課長
	伊藤 正志	自治財政局地方債課長
	山越 伸子	自治財政局公営企業課長
	本島 栄二	自治財政局公営企業課公営企業経営室長
	坂越 健一	自治財政局公営企業課準公営企業室長
	長谷川 淳二	自治財政局財務調査課長
	西野 博之	自治財政局財政課参事官
	本庄 宏	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部長兼総務部長
事務局	田林 信哉	自治財政局調整課課長補佐
	谷地 知輝	自治財政局調整課事務官
	佐藤 哲也	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部調査研究室長兼総務室長
	堀越 尚登	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部研究員





## 平成30年度の開催経緯

委員会	テーマ・報告者	報告書該当部分
第1回委員会 (平成30年5月23日)	○「地方財政の現状と課題について」 進 龍太郎 総務省自治財政局財政課財政企画官	第1部 第1章
第2回委員会 事例視察 (平成30年7月27日)	○「小田原市の行財政運営の現状と課題」 ○「分かち合い社会の創造について」 神奈川県小田原市企画部・総務部	第2部 第1章 第2部 第3章
第3回委員会 (平成30年9月28日)	○「国民健康保険について」 野村 知司 厚生労働省保険局国民健康保険課長 ○「介護保険の現状と取組について」 橋本 敬史 厚生労働省老健局介護保険計画課長	第3部 第1章 第3部 第2章
第4回委員会 (平成30年11月29日)	○「地方交付税制度の現状と課題について」 出口 和宏 総務省自治財政局交付税課長	第1部 第2章
第5回委員会 事例視察 (平成31年2月12日)	○「市営住宅の現状（福祉分野の観点から）」 ○「分かち合い社会の創造について」 神奈川県小田原市企画部・総務部・福祉健康部・建設部	第2部 第2章 第2部 第3章



人口減少・少子高齢化社会における  
持続可能な地方行財政運営に関する調査研究

—平成 31 年 3 月発行—

一般財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061

東京都中央区銀座 7-14-16 太陽銀座ビル 2 階

電話 03-5148-0661 (代表)

